

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
袋井市	協働により実現する若い世代が安心して働き、子育てができるまち	1167	1167040	080010	預かり保育の自治会やNPO法人などへの委託の容認	預かり保育は、幼稚園が実施する教育活動であるが、自治会やNPO法人へ委託できるようにする。	預かり保育は、幼稚園が実施する教育活動であるが、自治会やNPO法人へ委託できるようにする。	幼児は預かり保育、児童は放課後児童クラブと世代によって支援体制が異なっている。これを一元化し、地域やNPO団体に委託して実施することは、子育て支援体制の充実はもとより、NPO団体の育成や小さな行政の推進につながる。幼い子供を持つ共働き世帯が仕事と子育ての両立ができ、より安心して就労できる環境を整備するためにも、これらを一元化して委託実施したいが、その場合には、既存の放課後児童クラブについては、放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の対象外となる懸念もある。また、現在、本市の放課後児童クラブは、地域組織やNPOに委託して実施しているが、預かり保育は市直営である。基本的には、民にできることは民での実施を基本に、預かり保育についても民の活用が図られることを望むものである。	「幼稚園における放課後児童健全育成事業について」(平成15年5月文部科学省幼児教育課長・私学行政課長・厚生労働省育成環境課長通知)	市町村が、幼稚園本来の活動に支障のない限り、幼稚園の園舎等を使用して、幼稚園の教育活動終了後に、当該幼稚園に在園しない幼児を含めた保育や放課後児童健全育成事業を実施することは、現行制度上でも可能である。また、幼稚園設置者の管理責任等を明らかにし、幼児の教育上・安全上適切な環境の下で委託するのであれば、このような事業をNPO等に委託することも、現行制度上で可能である。	5		市町村が、幼稚園本来の活動に支障のない限り、幼稚園の園舎等を使用して、幼稚園の教育活動終了後に、当該幼稚園に在園しない幼児を含めた保育や放課後児童健全育成事業を実施することは、現行制度上でも可能である。また、幼稚園設置者の管理責任等を明らかにし、幼児の教育上・安全上適切な環境の下で委託するのであれば、このような事業をNPO等に委託することも、現行制度上で可能である。				
北海道 滝川市	商業都市の再生	1390	1390050	080020	公立図書館のアウトソーシング	公設民営型図書館の設置	市立図書館と國學院短期大学図書館のそれぞれ目的が異なる機能を一つの施設として設置し、総合的に相互連携しながら地域住民に生涯学習の情報サービスを提供したい。	行政と大学の人材・財産・資源の共有化と有効活用を図り、地域にとって効果的な新たな図書館を設置する。	図書館法第3条	図書館奉仕の規定が置かれている図書館法第3条において、学校に付属する図書館等との緊密な連絡、協力や、図書館資料の相互貸借、学校等との緊密な連絡、協力につき規定されているところ。	5	-	現行も、図書館法上公立図書館と学校に付属する図書館等との緊密な連携を奨励しているところであり、ご指摘頂いている大学図書館とも、大学との協議の上、例えば大学図書館を広く市民に開放するなどして、地域住民の生涯学習の情報サービスを提供することは可能である。	提案者の要望の内容は公立図書館と私立大学の図書館のそれぞれ異なる機能を一つの施設として設置するものであるが、これも実現可能であると考えていいのか。	5	図書館法は、大学の敷地内への公立図書館の設置を阻害するものではなく、公立図書館と学校に付属する図書館等との緊密な連携につき奨励している。また、短期大学設置基準上も、「特別な事情があるとき」は、短期大学内に図書館を設けなくともよい旨規定しているところであり、ご提案については、現行制度上は可能である(設置基準上の「特別な事情」に当たるか否かについては、実際には大学からの相談等を受けて、教育研究上の支障がないかどうか等の観点から、個別具体的に検討することとなる。)	
川口市	行政サービスの民間開放による地域の教育力再生	1299	1299010	080030	「地域子ども教室推進事業」等に係る行政サービスの民間開放	「地域子ども教室」や「地域総合型スポーツクラブ」の設立にあたり、民間参入を容認し、官民が一体となって、よりよい教育サービスの提供を目指す。	子どもの居場所づくり新プランによる「地域子ども教室」や「地域総合型スポーツクラブ」設置の推進にあたり、行政がすべての財政負担をするのではなく、NPOや民間教育機関にアウトソーシングすることによって、有料の教育サービスを提供できるようにする。具体的には、行政が計画する無料の子どもの居場所づくりの事業と並行して、民間による習字、珠算、ピアノ、英会話教室やスポーツクラブの活動を学校の施設を活用して実施できるようにする。保護者にとっては、学校施設を利用することによって、子どもの安全性の確保や経済的な負担の軽減につながる。	行政財産である学校施設を営利目的で利用することが制限されているため	学校教育法第85条 地方自治法第238条の4第4項	学校施設は、本来の目的である教育活動の実施に支障のない限りにおいて目的外使用を認めることが可能となっている。公立学校については、教育委員会が目的外使用に関する規則を制定し、これに基づき目的外使用を許可する。	5		目的外使用については、各地方公共団体が使用又は収益を許可する条件を規則で定め、地方公共団体以外の者に使用又は収益させることが可能である(地方自治法第238条の4第4項)。 なお、憲法第89条との関係には留意していただきたい。(参照:昭32・2・22法制局1発18 法制局第一部長回答等)	提案者の要望は、学校施設を利用して民間事業者による珠算、ピアノ教室等を実施することが可能にすべきことというものであり、これも実現できると解してよいか。	5	学校の目的外使用については、学校の設置者たる教育委員会の判断により可能である。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
川口市	行政サービスの民間開放による地域の教育力再生	1299	1299020	080040	「不登校児童生徒の支援」の民間開放	学校が行う不登校指導を補完するものとして、宿泊体験など集団適応のための体験活動やカウンセリング、授業についていくための基礎学力を身につける補習授業など個に応じたきめこまかな対応をするための場づくりを行政とボランティアや民間教育機関が連携して行う。また、子どもたちが、地元地域でサポートを受けられるよう、「サポート教室」の開設にあたって公民館等の利用を積極的に行う。	様々な不登校対策の施策が講じられているにもかかわらず、有効な対策が見つからない現状にある。また、不登校対策が学校教育の枠の中で行われているため、義務教育終了後のケアがほとんど行われていないことも子どもの自立を遅らせる要因となっている。不登校の子どもたちはそれぞれに違った課題を抱えており、個に応じたきめこまかな対応が必要である。カウンセリングによる心のケアはもとより、学校復帰のためには、集団への適応訓練や学年相当の授業に耐えうる基礎学力の保障もなくてはならない。しかし、中学生の4%にも及ぶ不登校生徒への対応は、もはや学校や公的機関だけでは十分な支援ができない状況にある。そこで、不登校児童生徒の指導にあたり、学校を中心とした不登校指導を補完するものとして、ボランティアはもとより民間の教育機関等と行政が連携し、学校復帰のための「サポート教室」を設置し個に応じた有料の教育サービスを地域で受けられるようにする。具体的には、夏休みの宿泊体験活動、職業・ボランティア体験活動、中学3年生と卒業生を対象とした高校進学のための補習教室等が上げられる。また、不登校の予防的な指導として、学力不振児や外国人児童生徒への補習の教室も開設する。なお、民間参加による保護者の経済的な負担を軽減するため、行政による就学助成金制度や公民館等の公的施設の利用も推進する。	不登校児童生徒が無理なく通える場所として、地域の公民館等があるが、公民館を営利目的で使用することが制限されているため。	社会教育法第23条第1項	5	-	社会教育法上禁止される営利を目的とする事業とは、財産上の利益獲得だけをもつばら追及する事業であって、収益をあげる事業が当然に禁止されるものではない。また、「営利事業を援助すること」とは、一般的に「特定の営利事業者に対し、公民館の使用について特に便宜を図り、もって当該事業者に利益を与え、その営業を助けること」をいう(平7局長通知)のであって、公民館の目的に応じて民間事業者等との連携を図ることは何ら問題ない。なお、平成13年の社教法改正で「公民館の設置・運営基準」の全部改正により、学校教育と社会教育の緊密な連携が求められているところである。					
磐梯町	仏都・会津のシンボル磐梯町への定住化構想(過疎地域からの脱却のための地域再生)	1232	1232030	080050	事業主体の町とPFI事業者の合同実施の認定	補助事業の事業主体を拡大し、町とPFI事業者などの組み合わせた形でも対象とする	事業主体の拡大を図ることにより、PFIを含む民間と町との新たな共同事業を取り組むことにより新規雇用の創出が図られる。	民間を含む新たな事業主体を認定することにより、雇用の拡大と市場の活性化が図られる。			6		提案主体が整備を予定している公共施設に係る補助金を所管していないため。				
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258050	080060	PFI事業を推進するための税制措置、補助金の弾力的適用	PFI事業として公共施設等の整備を行う場合の補助金交付や、税制措置について、地方公共団体等が自ら事業を実施する場合とイコールフットイングを図る。	PFI事業についても非課税措置がなされたり、BOT方式、BTO方式に関わらず補助金が交付されることにより、PFI事業が一層推進され、行政サービスの民間開放が促進される。	現行の制度では、課税措置を避けたり、補助金の交付を受けやすくするために、BTO方式のPFIを採用するケースが多くなりがちであり、所有も含めた民間開放に結びつきにくい。			6		提案主体が整備を予定している公共施設に係る補助金を所管していないため。また、税制措置については財務省及び総務省の所管である。				
広島県	行政サービスの民間開放による地域の新たなビジネス機会等の創出	2042	2042060	080070	PFIの積極的活用の推進	・国庫補助事業をPFI事業として実施するに当たり、その手法の如何を問わず、従来の場合と同様の財政支援策を講じること。 ・また、特定の用途に限定された公共施設用地として国庫補助事業で取得した土地にその補助の目的外の民間収益施設を合築することが可能とすること。	公共施設等の整備等について、PFI方式の円滑な導入及び最も効果的・効率的なPFI事業手法の採用を可能にするため、BTO等の手法を問わず採用可能な国庫補助事業とする。 公共施設と民間収益施設の複合施設を設置可能とする。 ことにより、一層の民間活用の推進を図る。	従来方式とPFI方式、また、PFI方式においてもBTOとBOTなどの手法の如何により、国庫補助金等の国の支援措置が異なる。 また、国庫補助事業として取得した土地に民間の収益施設を建設する場合には補助金を返還することとなる。	・義務教育諸学校施設整備費 国庫負担法 ・公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用 細目 ・公立学校施設整備費補助金(学校体育諸施設整備費)交付要綱 ・学校給食補助交付要綱 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	公立学校の施設整備に当たっては、その施設の建築に要する経費について、国庫補助を行っている。 また、いわゆるPFI法の規定に基づき、PFI事業において、公共施設と民間収益施設との合築が可能とされている。	5		PFI事業により公立学校施設整備を行う場合であっても、当該施設の建築に要する経費については国庫補助の対象としている。 また、民間収益施設との合築については、地方公共団体の判断により可能である。	提案者の要望は、複合施設の設置に加え、BTO等の手法を問わず採用可能な国庫補助事業とするところだが、これについて検討された。	5	PFI事業の手法を問わず、公立学校施設の整備に係る買収費について国庫補助の対象としている。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答			
北海道二十世紀総合研究所	地方分権・民間主体型統計分析の実施	3036	3036010	080080	地域経済動向に関する統計の一元化と地方主体の実態把握	1. 国で実施されている統計業務の都道府県(市町村)への移管 2. 公的主体で管理・実施している統計作業、集計作業の民間へのアウトソーシングの推進	1. 地域の各種統計(人口、商業、工業、雇用動向、景気動向、企業データベース等)で国で実施されているもの(都道府県(市町村)移管) 2. 地域企業による統計の一元管理と実施(地域での臨時雇用者を中心とした雇用管理を含む) 3. 地域企業による、地元企業や住民が利用しやすい(利用促進につながる)形式へのデータの加工、公表手法、デザインの検討 4. 上記は、北海道での「道州制特区」の枠組みで、試行することも考えられる。	1. 失業率のように、地域では四半期ベースのみ公表されるため、月きめ細かな雇用政策の立案が困難な状況にある。 2. 景気動向や世論調査等複数のアンケート調査等が同一企業や個人に依頼される結果、多大な手数をかけている。 3. 一部統計については、都道府県レベルのデータ公表に留まり、市町村レベルでの施策推進に不十分なデータもある。 4. 総務省アンケートによれば、こうした統計結果が市民や企業に有効活用されているとはいえない状況にある。 以上に対して、地域の民間企業の一管理の上で統計調査等を実施すれば、データの地域密着化やデータ集計・管理の効率化が図られるとともに、データの有効活用を推進する。また、調査員の募集・管理も地域企業が実施することにより、地域での雇用創出につながる。	統計法第14条		5		国の統計調査は、調査の目的・特性、効率性等を考慮し調査業務等を決定しており、必要に応じて地方公共団体や民間企業に委託を行っている。また、国民の共有財産としての統計データをより有益に活用するため、地域において公表可能な設計である統計調査については、地方公共団体等において市区町村単位まで細分化された集計結果の公表が行われている調査もある。 なお、統計の真实性を確保し、統計利用者に信頼される質の高い統計を作成するためには、秘密の保護等により調査対象者の信頼を得ることが不可欠であるため、調査客体の秘密が漏洩しないよう法律上守秘義務が課せられており、市区町村別の集計等集計結果を細分化した際に現れるが、調査客体数が少なく集計結果を公表することにより調査客体の秘密が漏洩する可能性がある場合においては、公表を行わない等の措置を講じている。			5		国の統計調査は、国民の活動や状態を全体的に把握する目的から、全国的で大規模な調査が多く、調査を実施するに当たっては、結果に偏りが生じないように、同一時点・同一方法で統一的に行う必要がある。また、都道府県(市町村)レベルでは抽出数の不足により集計しても有意な数字が得られない調査、客体数が少なく集計結果から調査客体が特定できる調査等があり、全ての統計調査について都道府県(市町村)に移管または地域企業に委託することは適当ではない。 しかし、地域に即した調査結果の公表等の調査結果の利用の拡大、報告者の負担軽減及び地方公共団体への調査業務の委託等を含めた統計調査の効率的・円滑な実施については、各府省共通の検討課題であり、調査客体の秘密の保護、統計利用者のニーズ、調査業務の効率性等を勘案しつつ、対応可能なものについては積極的に推進してまいりたい。 また、統計調査事務の民間委託については、平成16年早々に関係府省による検討会議を立ち上げ、その中で統計調査事務の民間委託に関する様々な選択肢を含めて検討を進め、その検討を踏まえ、平成16年度中に、民間委託に係るガイドラインを作成することとしている。今回提案されている統計及び集計作業の民間への譲渡等についても、その可能性を含め上記検討会議の中で議論されるものであり、ガイドラインの内容を踏まえて対応してまいりたい。		
財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構/学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた「自律・循環」の地域づくり	3043	3043080	080090	環境教育のアウトソーシング等に係る教育委員会の自己裁量拡大	【生涯環境教育】 民間機関への環境教育のアウトソーシング等に関する地元教育委員会による自己裁量と主体的判断を誘導しうる制度の顕在化 環境教育に関する非常勤講師を有しないものの取扱いについての規定の整備 地域をベースとした環境教育プログラムの効果的な実施に際して、主として公立学校における他の教育機関との教員人事、単位互換及び民間機関への特定課程の外部委託(アウトソーシング)等を実施する際の支援措置を提案したい。	既存の公立学校や民間機関が連携・協働した地域環境教育の実現 *地域をベースとして「小・中・高校・大学」一貫した環境教育プログラムを開発・実践するためには、公立及び私立の既存教育機関相互の連携を強化すると共に、本財団を中心に運営される民間の環境教育専門機関(予定)との間の緊密な連携・協働関係を確保し強化していくことが必要である。 *このため、具体的には、国・県から地元教育委員会への権限移譲ないし特例認可を実現することにより、地域内の学校・教育機関の間での教員の人事交流や、各機関間・ステーション間の単位互換(科目履修認証)、地域の産業界・行政等との提携による環境インターシップの制度化などを、地域独自の取り組みに応じて適切かつ円滑に導入・実施するとともに、特定カリキュラムを対象とした環境教育の公立校からの外部委託(アウトソーシング)を積極的に実施する。	教育委員会においては全国一律の教育行政がとられる傾向が強く、地域の特徴や独自の教育実践を活かした自らの裁量により、各種教育機関の間(公立・私立・小・中・高校・大学等)の連携・交流や教育サービスの民間委託等を実施しがたい状況が存在する。当該環境教育カリキュラムの編成と実行に関わる元(市町村)の教育委員会の主体的判断を促す一方、小中学校等において、カリキュラムの一部アウトソーシングに関する制度の顕在化が必要である。		5		環境教育に関する非常勤講師に、教育職員免許状を有しない者を充てることについては、各教科や「総合的な学習の時間」の一部で環境について取り上げた際に、教員免許状を有しない優れた社会人等が指導を行うことは、特別非常勤講師(教育職員免許法第3条の2)の制度を活用することにより可能である。 学校や社会教育施設において、地域の学習資源を積極的に活用すること等を通じて環境教育・環境学習が推進されるよう、今後とも努めてまいりたい。	貴省の回答中の措置分類には「3」とあるが、その内容及び具体的理由について回答の上、要望を実現するためにはどうすれば言いか検討されたい。	5		改めて検討したが、41.措置の概要に書いたようなことから、実質的な提案の趣旨を実現することは可能である。				
川口市	行政サービスの民間開放による地域の教育力再生	1299	1299030	080100	社会奉仕活動等の教育課程への位置づけと、体験学習プログラムの民間参加の促進	社会奉仕活動やボランティア活動を教育課程に位置づけ、子どもたちが地域で学ぶ機会を設定する。その際、地域ボランティア団体、町会等との連携はもとより、民間機関が作成した体験学習プログラムの活用も推進する。	子どもたちに豊かな人間性を育て、青少年の健全育成を目指すためには、ボランティア活動や社会奉仕活動等の多様な体験活動を行うことが有効な手段である。しかし、現行の教育課程の各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間にそれらの活動を位置づける時間的余裕は少ない。また、校外における学習は、企画立案や地域との打合せなど準備に時間と労力を要することもあり、現実的には実施することが難しい状況にある。そこで、構造改革特別区域研究開発学校設置事業を利用して、教育課程内に、ボランティア活動等を位置づけ、週休日や長期休業を利用して全ての子どもが実施できるようにする。実施にあたっては、学校・教員の企画した体験活動以外にも、NPOやボランティア団体、民間企業が企画した、職業体験や起業家プログラム、社会奉仕活動や地域のボランティア活動、通学合宿や農村ホームステイ、キャンプ実習など学校内では味わえない豊かな体験プログラムを提供し、子どもたちに社会性や規範意識などを育てる。	週5日制の教育計画に、校外学習である社会奉仕体験活動等を位置づけることが困難であるため。	学校教育法施行規則24条、24条の2、25条、53条、54条、54条の2等 文部科学省告示第56号 等	各学校は、学習指導要領等の教育課程の基準に基づいて、教育課程を編成・実施するものとされている。 また、地方自治体が、構造改革特別区域基本方針別表1「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」の認定を受けることで、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施が可能となる。	4		夏休みなどの長期休業日に学校・家庭・地域が協力して、児童生徒に多様な学習機会を提供することは重要であり、各地で社会奉仕体験活動も含めて多様な取組が行われている。 また、公立学校の場合、長期休業日の設定については、当該学校の設置者である教育委員会が定めることとされており、学校管理規則において規定することが一般的である。 土・日曜日等の休業日を定例的に授業日とすることは、学校週5日制の導入の経緯及び趣旨から適当ではないが、学校行事を行う場合に特に必要がある場合に、休業日を授業日に振り替えることは現在でも幅広く行われており、提案の趣旨は現在でも十分実現できるものと考えられる。 なお、学校において社会奉仕体験活動等を行うことは現在でも幅広く取り込まれているところであるが、教育課程内に新教科として位置付けることについては、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用することで実現可能である。							

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
愛知県豊田市	都市農山村生活活性化構想	1192	1192040	080110	私立幼稚園設置認可権の移譲	愛知県のもつ私立幼稚園の設置認可権を、地域再生計画に基づいて、特例として市長に移譲する。	国庫補助を受けて建設した市立幼稚園を、多様化する教育保育ニーズに対応するための「豊田市立保育園・幼稚園民間移管計画」による私立幼稚園の設立認可について、施設の自己所有を条件とせず、無償貸与による設立を認可して、当該計画の推進にあたる。	民間活力導入、アウトソーシングは、地域再生の視点から重要であり、特設施設の自己所有を私立幼稚園の設置認可条件とする場合は、規制改革の流れに逆行している。	【権限委譲】 地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例で定めるところにより、市町村が処理することができる。」とされている。 【校地・校舎の自己所有要件の緩和】 構造改革特別区域基本方針別表1・820(801-2)	【権限委譲】 5 【校地・校舎の自己所有要件の緩和】 4	現在都道府県知事の権限とされている「私立幼稚園の設置認可」権限を市に委譲することについては、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により可能である。また、校地・校舎の自己所有を要しない学校設置については、特区において許容されているところであり(構造改革特区基本方針別表1820(801-2))、本提案を実施するための制度上の障壁はこの点でも存在しない。						
浜松市	世界都市浜松・外国人との地域共生構想	1371	1371010	080120	学校法人・各種学校設立認可権限の委譲	外国人学校を学校法人並びに各種学校として認定する権限を県から市に委譲し、学校設立認可を迅速に行うことにより、地域ニーズに沿った学校設置、児童・生徒の学習環境の改善と外国人学校の経営の安定化を図る。	学校法人並びに各種学校に位置付けられた外国人学校に対し、行政と連携した事業を実施するとともに、公的支援を検討していく。同時に学校法人として税制上の優遇措置が受けられるため、学校経営の安定が図られ、子どもたちの教育機会が広げられることになる。	学校法人並びに各種学校の認定を受けない外国人学校は、公の支配に属さないため、公金による支援を受けることができない。(憲法第89条)そこで、外国人学校の学校法人並びに各種学校の設立認可を容易にし、税制上の優遇措置を受けられるとともに、公的支援を可能にし、児童・生徒の学習環境の改善と外国人学校の経営の安定化を図っていくため、外国人の子どもの教育機会の選択肢が広がり、不就学の子どもの減少につなげることが出来る。	地方自治法第238条の4	各種学校、準学校法人の設置に際しては、所轄庁たる都道府県知事の認可が必要である。	5	私立の各種学校や私立学校法第64条第4項に定める法人(以下「学校法人」という。)の認可権を都道府県知事としているのは、各種学校や学校法人の設置主体となるべきものの経済状態を把握することに加え、地域の高等学校生徒の進路指導や当該各種学校の卒業生の就職見通し、教員、施設等の教育条件が各種学校教育にふさわしいものであるかどうか等についても把握することが必要であるためであり、このような観点から審査を行うにはある程度広範な地域の状況を把握しうる立場にあり、かつ、私学行政全般に精通している都道府県知事がふさわしいと考えられるからである。 外国人学校のような、ある特定の地域等におけるある分野等については、市町村に処理させることが適当であることも想定できないわけではないが、その場合にも各種学校や学校法人の認可権を都道府県に係らしめている理由にかんがみ、地方自治法第252条の17の2に規定されている、都道府県と市町村の協議の上、私立の各種学校や学校法人の認可権を市町村に委譲するという方法を採用することが最も適当であるとする(地方自治法第252条の17の2第1項参照)。					
葛飾区議会議員	「小学校を拠点とした、地域コミュニティ活性化による、下町再生構想」	3016	3016010	080130	学校運営と、学校施設の管理運営権限の分離と、管理運営権限の地域・民間への委譲	現在の学校教育法では、学校長に、学校施設の管理運営は委ねられていますが、総合施設の管理運営を学校長に委ねることは実質的に不可能であり、学校の運営と、施設の管理権限をを分離することが必要となります。学校を含む総合施設の管理運営権限を地域・民間に委譲することが出来れば、地域雇用の創出につながるのみならず、施設管理上の民間のすぐれた防犯等のノウハウや施設の民間事業者への一部貸し出し等の有効活用、サービス時間の延長などが実現できます。昨今導入された指定管理者制度は、こういった規制を取り外すことを目的としています。が、学校施設については、依然として学校教育法上、その施設の管理運営権限は学校法人に限定されています。	学校の運営と、学校施設の権限を分離し、学校を含む総合施設の管理権限を、地域・民間に委譲することが出来れば、総合施設全体の運営を、例えば、出版社や教育関連の会社に委ねることで、より高度なサービスを提供することが可能となる。また、出来上がった総合施設の管理運営権限が民間企業に委譲されるのであれば、総合施設の建替え費用に、PFIなど民間企業の資金を導入することもより容易になることが想定される。本案により、学校施設の「再開発事業」とでも呼ぶべきプロジェクトが可能となる。	左記28に同じ。	【公立学校の管理運営の民間委託】 学校教育法第5条	【公立学校の管理運営の民間委託】 学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	7	【公立学校の管理運営の民間委託】 公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
飯館村	相馬農業高等学校飯館分校の特色ある分校づくり構想	1267	1267010	080140	学校を地域との共同経営に	地域との共同経営により地域が生徒を育て小規模校の存続を図る	全寮制として、自然と地域の人々とのふれあいを通して、不登校生徒に生きがいとやりがいを与える教育を行う。地域との共同経営により地域が生徒を育て小規模校の存続を図る。	自然と地域の人々とのふれあいを通して、不登校生徒に生きがいとやりがいを与える教育ができる。小規模校の存続を図る。		県教育委員会及び相馬農業高等学校の校長等と飯館村教育委員会が連携・協力を緊密に行うことで、県教育委員会が、分校活性化に資する能力・資質を持った教員を分校に配置したり、地域ボランティアの方々に分校の教育活動への協力をいただくなど地域と一体となって特色ある学校づくりの取組を行うことは可能。	5		現行の規定、取扱い等により既に実現が可能				
多治見市	多治見市教育再生計画	1380	1380010	080150	住民参加型の学校運営	教育委員会に属している学校の管理運営権限の一部を住民参加組織の学校運営委員会に付与する。	校長の公募と任免権の付与 教職員の任免権の付与 教職員の勤務評定実施権の付与 教職員の研修実施権の付与 校内組織の決定権の付与 基準外教育課程の編成権の付与 教科用図書採択権の付与	学校の在り方をその地域に開かれた学校に変え、学校運営に関し国・県・教育委員会との最小限の関与のほかに地域で決めることできるようにするため。	地方教育行政の組織および運営に関する法律第23条第1号	公立学校は、公立学校を設置する地方公共団体の教育委員会が管理する権限を有している。	7		現在、中央教育審議会において、地域に開かれた学校運営の改革の一環として、保護者、地域住民等が運営に参画する新しいタイプの学校の在り方について具体的な検討を行っているところであり、学校運営への地域住民などの参加を制度的に可能にするために必要な措置を平成16年度中に行う予定である。				
NPO法人シンクバンク研究所、広島国際大学PF I研究会	PF1・PPP方式の地域統合型新給食システムでの地域活性化策<呉地域モデル>	3055	3055010	080160	呉地域における官制市場の新調理給食サービスの民間開放	1) 文部科学省の学校給食の衛生基準権限を呉市に移譲する。2) 厚生労働省の私立保育所の衛生基準権限を呉市に移譲する。3) 防衛施設局内の食事を呉市に外部委託する。	これまで、前項1)2)3)の分野の官制給食サービス市場は、地域集積があるにもかかわらず行政的には縦割りの制度管理であり、個別の市場形成のため経済効果が少なく、非効率的であった。この官制給食サービス市場の開放と統合と自治体への権限委譲によって、食品衛生管理の精度の向上、新市場の形成、雇用促進、民間投資機会の創出が望める。さらに、IT教育や在宅高齢者配食システムなど新産業の構築で地域経済の活性化を行う。また、水平展開のモデルプロジェクトとして適した地域である。	文部科学省「学校給食衛生管理基準」(平成9年4月1日制定、平成15年3月31日一部改訂)の -1-エ、-4-エ	学校給食衛生管理の基準は、行政指導上の基準であり学校給食における衛生管理の徹底のためのガイドラインとして示したものである。学校給食の実施方法については、学校給食の実施者である学校の設置者(本件の場合は呉市)が食に関する指導の生きた教材としての学校給食の食事内容の充実や衛生管理の確保等に配慮しつつ、地域の実情等に応じて適切に判断するものである。	5		食品衛生法等の趣旨を踏まえ食品の品質・温度管理等が徹底されるのであれば、現行制度内で対応可能である。	貴省からの回答には、食品衛生法等の趣旨を踏まえ、(中略)現行制度で対応可能であるところだが、食品衛生法等を踏まえれば地域の実情等に応じて学校給食衛生管理の基準を弾力的に運用するなどして、要望を実現できると解してよいか。		5	解してよい。	
安達郡本宮町	地域再生取組みのため定住住民生活基盤確保促進を図る各種規制の緩和	1134	1134010	080170	定住促進からの町再生のための規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律 農地法 農家定義の設定 農地法権利移動の下限緩和 農業者年金受給要件 相続税徴収猶予 都市計画法・農地法の調整規定 都市計画法 文化財保護法 市民農園整備促進法 建築基準法 以上の法規制における自治体の裁量権等の規制緩和を受け、町再生を促進させる。	法等の規制緩和を受け、自治体の裁量による再生促進を図る。	文化財保護法九十九条 文化財保護施行令五条	土木工事等のための発掘に関する届出等埋蔵文化財に関する事務は原則としてすべて都道府県教育委員会に権限委譲されている。	5		都道府県にすでに権限移譲されており自治体の裁量による地域再生が可能。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
小浜市	歴史的な町並みを活かした家屋の再生と景観保全	1159	1159010	080180	準防火地区における建築基準法の緩和措置の権限委譲と緩和措置の追加。	伝統的建造物群保存地区保存条例による伝統的建造物群保存地区の建築基準法の規制緩和の権限委譲 景観条例による景観形成地区の建築基準法の緩和措置の制定	伝統的建造物群保存地区制度の活用による建築基準法の規制緩和、または、その権限を国土交通大臣から県知事へ権限委譲 伝統的な景観をもつ町屋を景観条例により景観形成地区として指定し伝統的な町並み景観を保全したいが、準防火地区として指定されているため、伝統的な景観が維持されないことから、建築基準法第85条の2のような景観形成地区内の制限の緩和措置を新に制定していただきたい。 魅力あるまちづくりに資するため景観形成基準に適合するような建築行為等を行う者に対し歴史的景観形成助成金を交付する事業の創設	伝統的建造物群保存地区や景観形成地区の指定をめざすなかで地区内の家屋の景観を保全し、併せて、空き家の利活用を図りたいが、準防火地区指定を受けている地域であることから、建築基準法による規制があり伝統的建造物群や景観形成地区としての景観保存が図れない状況にある。このことから規制緩和措置を権限委譲または新に緩和措置を制定して地域再生のために住んでよし訪れてよい町の構築の実現を図りたい。		6		建築基準法に関する提案の事項を所管していない。					
下郷町	交流促進による地域づくり	1184	1184050	080190	史跡名勝天然記念物の管理の権限委譲	史跡や天然記念物について地域が自ら考え保護し、そして地域の実情にあった利活用を行っていくため、地域住民の意見や労力を活かすことや、非常時における迅速な対応のため、文化財保護法第80条の文化庁長官の権限を下郷町長に移譲	史跡(歴史の道)である下野街道や、天然記念物である塔のへつり、中山風穴について、地域住民が自らが地域活性化に活用し管理していく。これに伴い権限が移譲されることにより地域事情にあった迅速な対応が可能となり、地域資源と観光の一体化した活用が見込まれる	史跡、天然記念物については、保護の観点から、その利活用が円滑に進まない状態であるが、地域住民が自ら保護し利活用していく機運が高まる中、地域の実情を踏まえた迅速な判断が必要となるため	文化財保護法第99条第1項第2号、文化財保護法施行令第5条第4項	5		現行制度の下でも、文化庁において、市町村の実情を踏まえた適切な権限行使が可能。	提案者の要望は、史跡名勝天然記念物の現状変更等の権限移譲を求めているものであるが、これについて、要望を実現するためにはどうすればいいか検討されたい。	5		文化庁においては、各種開発計画、史跡等の活用計画に伴う現状変更の計画等に対し、県教委を通じて町の実情を踏まえた適切な指導・助言を行っており、現行制度の下においても適切な対応が可能。	
東洋建設社	日光杉並木街道遊歩道化による地域活性化プロジェクト	3076	3076010	080200	日光杉並木街道遊歩道化実現に向けた日光地区新市への管理委託替	日光杉並木街道に関する栃木県教育委員会の管理権限を今後誕生する日光市・今市市他5市による新市に全て移譲する。具体的には、大正11年の栃木県を管理者にしているという内務省発理第36号、昭和62年の日光杉並木街道及び並木寄進碑に関する権限を栃木県教育委員会に委任する文化庁告示2号があり、これら新市に移譲するというものである。	【観光住宅】地方に放置されている輪船住宅を日本の文化を体験できる宿泊施設としてコンバージョンするプロジェクト。輪船住宅と同じ様式である書院造の研究や今昔の日本的ライフスタイルの研究を通して新しいライフスタイルを外国や都心からのツーリストに体感して頂く。「観光立国」にある本来の観光を実現させる提案であり、カルチャーツーリズムの一手法と位置付けている。現場である小代地区は日光への玄関口である今市市内の魅力ある田園地帯であると同時に、日光杉並木の玄関口である。遊歩道化を実現して、日光への約20キロの杉並木街道散策の拠点として世界の人々が小代から日光へ向けて歩き出すイメージを念頭に展開している。小代地区再生の基盤となるプロジェクトと位置付けているが、それに伴う飲食店や体験農業など様々な経済活性化や雇用の創出が見込まれる。 【杉並木散策路におけるペロタクシー運行プロジェクト】日光杉並木街道が遊歩道化されれば、多くの観光客が杉並木を散策することになると推察されるが、健康ではない方や時間のない方に対して、ペロタクシーを運行させる。ペロタクシーはNPO法人環境共生都市推進協会が展開するドイツ生まれの人力車のような乗り物で、人力であるためエコロジーである。既に京都や表参道、六本木ヒルズなどで運行されている。地域の若者を中心に雇用の創出を期待している。この杉並木遊歩道化に伴い大道芸、通訳ガイドや観光ガイド、飲食店、農業民宿、など経済活性化・雇用の創出の可能性は多岐に渡る。自動車社会において、世界的にも圧倒的規模の歩行空間として、個性的職種が生まれる。周辺農地等や河川なども余すところなく観光資源として活用可能である。平行して走る2鉄道も潤う。	現在、日光杉並木は国の管理下に置かれ、最も現場に近い今市市はほぼノータッチとなっています。先日、杉並木街道沿いの文挾宿にあった、江戸時代から続く旅館「おもだかや」が取り壊されました。この事実を県の教育委員会担当職員は知りませんでした。杉並木は天然記念物であると同時に特別史跡です。単に木を保存していけば良いものではありません。杉並木に関わる文化も保存していかなければならないのです。教育委員会が作成した「日光杉並木街道保存管理計画」に記された大儀と行動が矛盾しているのです。当然、杉並木のバイパス化事業にも積極的な行動が見られません。杉並木は国の宝であります。地域の者が誇りに思い、大切にしたいという気持ちが無惨にも打ち砕かれてしまう現状です。再び世界の人に杉並木街道を歩いて頂けるようになれば、周辺地域が変わります。小代地区をはじめ、観光ビジネスを基盤とした地域再生は杉並木の遊歩道化なくしてはありえないのです。	文化財保護法第99条第1項第2号、文化財保護法施行令第5条第4項	5	「制度等の現状」欄により、既に実現が可能。	提案者の要望は、日光杉並木の管理について市の教育委員会に移譲して欲しいというものであるが、これを現実できると解してよいか、また、提案によれば、県の教育委員会が実情を把握していないとのことであるが、これについても県の教育委員会に対して何らかの対応を求めべきか検討されたい。	5	現行制度の活用により、市に対する現状変更の権限委譲は実現可能。県教育委員会は、文化財保護法に基づく指定地の保存管理計画を策定し、現状変更に対応しているところ。なお、指定地外に所在する「おもだかや」は、所有者の意向により取り壊されたものと承知。			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
つくば市	筑波研究学園都市のリアルニューラル及びつくばエキスを活用した地域活性化構想	1388	1388030	080210	サイエンス型コンベンション観光都市の創成	(施策の利便性の向上) ・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充。 ・見学、体験型観光農園、市民農園整備に向けた研究成果の実証など研究機関等の連携強化、アグリビジネスにおけるマーケティング調査等支援体制づくり。 (各種施策の連携) ・市内に集積する研究機関等を周遊(学)する見学コース等の設定による見学者誘致のための各府庁(各独法)連携による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な参加。・情報の共有化を促進するための各府庁(各独法)連携による支援体制づくり(権限委譲) ・土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	各研究機関の研究成果や科学技術を普及啓発するため、各府庁が連携して広報予算枠の拡充を図るとともに、各研究機関が連携して見学コースの設定などに関し公開促進を図る。特に、観光農園、市民農園の整備における研究機関等の研究成果の実証をはじめ関係機関の連携強化、支援体制づくりを構築する。	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化を促進し、市内研究機関の連携強化により、「つくば」が持つ特異性を発揮することで、地域活性化を図る。	該当する法令、告示、通達等の定めはない。	各研究機関の研究成果や科学技術を普及啓発するために、筑波研究学園都市研究機関等連絡協議会及びつくば市は、共同で、「つくばちびっ子博士」、「科学フェスティバル」等を開催している。また、平成17年のつくばエキスを開通を目途に、土浦・つくばコンベンションビューロー、つくば市等と筑波研究学園都市研究機関等連絡協議会等関係団体間で、連携強化に向けた方策を検討しているところ。	5		筑波研究学園都市研究機関等連絡協議会、土浦・つくばコンベンションビューロー等関係団体とつくば市が、検討会を開催し、支援体制づくりを構築し、見学コースを設定するなど見学者誘致のための連携強化を図る。				
つくば市	筑波研究学園都市のリアルニューラル及びつくばエキスを活用した地域活性化構想	1388	1388040	080220	サイエンス型コンベンション観光都市の創成	(施策の利便性の向上) ・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充。 ・見学、体験型観光農園、市民農園整備に向けた研究成果の実証など研究機関等の連携強化、アグリビジネスにおけるマーケティング調査等支援体制づくり。 (各種施策の連携) ・市内に集積する研究機関等を周遊(学)する見学コース等の設定による見学者誘致のための各府庁(各独法)連携による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な参加。・情報の共有化を促進するための各府庁(各独法)連携による支援体制づくり(権限委譲) ・土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	各研究機関が保有し、かつ公開可能な報告書、論文等をはじめ紹介情報について、市立図書館等公共施設との連携、情報の相互共有を図る。	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化を促進し、市内研究機関の連携強化により、「つくば」が持つ特異性を発揮することで、地域活性化を図る。	該当する法令、告示、通達等の定めはない。	各研究機関が保有し、かつ公開可能な報告書、論文等をはじめ紹介情報については、各研究機関のホームページで広く一般に公開しているところ。また、つくば市は、市立図書館等公共施設のネットワーク化を推進。	5		各研究機関が公開している情報、データベースの内容を容易に取得できるよう、システムの高度化を検討していくこととしている。				
つくば市	筑波研究学園都市のリアルニューラル及びつくばエキスを活用した地域活性化構想	1388	1388050	080230	サイエンス型コンベンション観光都市の創成	(施策の利便性の向上) ・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充。 ・見学、体験型観光農園、市民農園整備に向けた研究成果の実証など研究機関等の連携強化、アグリビジネスにおけるマーケティング調査等支援体制づくり。 (各種施策の連携) ・市内に集積する研究機関等を周遊(学)する見学コース等の設定による見学者誘致のための各府庁(各独法)連携による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な参加。・情報の共有化を促進するための各府庁(各独法)連携による支援体制づくり(権限委譲) ・土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	大学、各研究機関が保有する施設(体育施設等)使用許可の容易化を図る。	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化を促進し、市内研究機関の連携強化により、「つくば」が持つ特異性を発揮することで、地域活性化を図る。	独立行政法人通則法 第48条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第30条第2項第5号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りではない。 2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。 国立大学法人法 第35条 独立行政法人通則法第3条、第7条第2項、第8条第1項、第9条、第11条、第14条から第17条まで、第24条から第26条まで、第28条、第31条から第30条まで、第52条、第53条、第61条及び第63条から第66条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。(略)	土地及び建物については、独立行政法人及び国立大学法人における重要な財産として省令で位置づけられており、譲渡又は担保に供する場合には主務大臣の認可が必要であるが、それ以外の場合においては、各機関の判断により使用が可能である。	5		提案者の要望を踏まえ、関係機関に対して要望趣旨を伝えられたい。	5		今後必要に応じて現行制度について、各方面に周知してまいりたい。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
つくば市	筑波研究学園都市のリアル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	1388	1388060	080240	サイエンス型コンベンション観光都市の創成	(施策の利便性の向上) ・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充。 ・見学、体験型観光農園、市民農園整備に向けた研究成果の実証など研究機関等の連携強化、アグリビジネスにおけるマーケティング調査等支援体制づくり。 (各種施策の連携) ・市内に集積する研究機関等を周遊(学)する見学コース等の設定による見学者誘致のための各府庁(各独法)連携による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な参加。 ・情報の共有化を促進するための各府庁(各独法)連携による支援体制づくり(権限委譲) ・土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の農知事への権限委譲。	観光振興を事業目的とする法人化に係る権限の委譲を基に、土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化を促進し、組織の機能強化を図る。	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化を促進し、市内研究機関の連携強化により、「つくば」が持つ特性性を発揮することで、地域活性化を図る。	文部科学省において該当する法令、告示、通達等の定めはない。		6		文部科学省においては、「観光振興を事業目的とする法人化に係る権限の委譲」について所管しておらず、責任を持ってご回答できる立場にはない。				
ゼツテック株式会社	新観光立国一知ノユキピタス地域戦略プロジェクト	3049	3049010	080250	観光政策における知のユキピタス社会をめざすため、人材育成を行う財政措置を、IT技術の分野、大学学科の増設に関する権限委譲	権限移譲：文部科学省による大学の学科増設及び定員に関する助言等に関する権限を都道府県に移譲する。財政支援：人材育成について、地域活性化に関する交付金・補助金に計上する。	1. コミュニティ・クリエイター育成事業 2. 観光評価システム事業 3. 地域の大学の観光学科増設事業 4. 情報ネットワーク構築事業 5. 地域の歴史文化遺跡・施設等整備事業	現下の地方公共団体の財政悪化では、地域創生の為の新事業の創出が実施できない状況にあるため。また大学の学科増設については、地方公共団体には決定権がないため。	【学部・学科設置・改組を許可制から届出制に緩和】学校教育法第4条、学校教育法施行令第23条、第23条の2 【校地面積基準の緩和】大学設置基準第37条、文部科学省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令 【校地・校舎の自己所有要件の緩和】構造改革特別区域基本方針別表1・821(801-1)「校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業」 史跡等総合整備活用推進事業費国庫補助要綱	【学部・学科設置・改組を許可制から届出制に緩和】平成15年度から、学問分野の大幅な変更を伴わない学部・学科の設置は届出制とするなど、制度の大幅な弾力化を図ったところ。 【校地面積基準の緩和】平成15年度から、校地の面積は学生1人当たり10平方メートルとし、また、特区において、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由があり、教育研究に支障がないと認められる場合には当該基準を下回る校地で大学を設置することも可能となっているところ。 【校地・校舎の自己所有要件の緩和】特区においては、校地・校舎の自己所有を要しない大学等の設置が認められている。 文化財保護法第六十九条により指定された史跡、名勝、天然記念物についての公有化、整備、修理にに対し補助を行っている。	【学部・学科設置・改組を許可制から届出制に緩和】5 【校地面積基準の緩和】5 【校地・校舎の自己所有要件の緩和】4 8	【学部・学科設置・改組を許可制から届出制に緩和】設置認可制度については、平成15年度から制度の大幅な弾力化を図ったところであり、現行制度によって提案主体の具体的なニーズに対応することは可能である。 【校地面積基準の緩和】校地面積基準については、平成15年度から制度の大幅な弾力化を図ったところであり、また、特区において、やむをえない特別の理由があり、大学の教育・研究に支障が生じない場合には、校地面積を減らすことができることとされており、現行制度によって提案主体のニーズに対応することは可能である。 【校地・校舎の自己所有要件の緩和】「校地・校舎の自己所有要件の緩和」について、「校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業」の特例により対応が可能である。 今回要望のあった地域の歴史文化遺跡・施設等整備事業とは、外国人ビジターおよび国内観光者に対する日本文化の体験的施設建設施設の財政措置に関するものであり、新たに財政措置を伴うものであり、対応は不可能。	各事項について、提案の趣旨を踏まえ、検討されたい。	8		新たに財政措置を伴うものであり、対応は不可能。	
千代田区	児童の教育・健全育成と連携した地域活性化構想	1182	1182010	080260	児童の教育・健全育成複合施設包括補助金制度への統合	小学校、幼稚園、児童館に関する補助金について、包括的に一本化して交付する制度として統合する。各施設の補助基準についても、施設・設備の共同利用が図れるように要件の改善を行う。	小学校、こども園(幼稚園と保育園の一元化施設)、児童館の機能を持つ複合施設を整備し、児童の教育・健全育成の拠点として一体的に連携した運営を行う。	公立学校施設整備費補助金など関連する補助金の個別の要件では、一体的な運営をめざした施設整備ができないため。	義務教育諸学校施設整備費国庫負担法、同施行令、同施行規則、公立学校施設整備費国庫補助要綱	地方公共団体が小学校の施設を整備する際に、校舎や体育館の新增改築等に要する経費の一部について、法令等に基づき国庫補助を行っている。	5		公立小学校の施設整備に係る補助金は、義務教育諸学校施設整備費国庫負担法等に基づき、学校の建築に要する経費の一部を国が補助することにより、義務教育の円滑な実施を目的とするものであり、他の目的を有する補助金と統合することは困難である。しかしながら、公立学校施設と他の施設を一体的に整備する場合であっても、学校として必要な部分について国庫補助を行うとともに、学校施設と他の公共用施設の有機的な連携を図るために必要となる共用部分についても補助対象としており、提案の趣旨を実現することは可能である。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	5		目的の異なる補助金を統合することなく公立学校施設を複合施設として整備することは可能であり、その施設の有機的な連携が図られるよう公立学校施設の整備について国庫補助の対象としており、現行制度で対応可能である。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
岐阜市	バイオマス・タウンぎふ構想	1321	1321040	080270	バイオマス利活用促進に係る支援制度の整理	地方が活用しやすいバイオマス支援制度への整理統一化および情報の流れ、窓口の一元化	バイオマスタウンぎふ構想を進めるうえでの実証モデル地区として、テーマを明確にし、集中的な支援や研究を目的とした、自治会などを単位とするミニバイオタウンの指定を検討している。 バイオマス関連のソフト、ハードの整備や、住民、事業者の合意と推進体制の整備、専門家、情報等の支援制度などを検討しているが、資金面の問題、専門家不足、国の支援策が複雑であるなど課題が多い。	一定地区を指定したモデル事業の実施は、エネルギー、廃棄物、食品など様々な要素があるため、国の支援策が各省ごとのものとなっている。 支援策の整理をし、窓口を一元化することで、モデル地区事業を実施しやすくなる。			5	バイオマス関連施策については、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議が設置され、文部科学省も参加し各省と緊密な連絡体制を取っている。					
和歌山県	高野熊野世界遺産活用地域再生構想	2025	2025010	080280	案内標識等サイン類の様式の統一	・各省庁の補助金を受けて設置する案内標識等サイン類の様式を、地域が景観等を考慮して最適と判断した形状、色等に統一できるようにする。 ・同一の場所に、各省庁の補助金を受けた標識等が乱立することを避けるため、複数の補助金を受けて一つの標識等を設置できるようにする。	世界遺産登録される見込みの3種類の参詣道(「大峯奥駈道」「熊野参詣道」「高野山町石道」)ルートごとに、形状、色合い、ロゴマーク等により様式を統一した案内標識、案内板、説明板等を設置する。	参詣道に関する標識等については複数の省庁の補助金を利用して整備が進められてきたが、それぞれの基準が統一されていないため、様々な形状の標識等が乱立している状況にある。 世界遺産登録にあわせて、訪問者の利便性を向上し、景観を保全するためには、統一した形状の標識等を設置するとともに、同一箇所に複数の標識が乱立することを避ける必要がある。 そのためには、いずれの省庁から補助金を受けて標識等を設置する場合であっても、地域が最適と判断した様式で設置することができることを明確にするとともに、複数の補助金により一つの標識を設置することが認められる必要がある。	歴史の道整備活用推進事業国庫補助要項	歴史の道整備活用推進事業による標識等の設置については、要項による基準はないが、事業として一定の統一を図るため、文化庁が仕様を示している。	5	現行の「歴史の道整備活用推進事業国庫補助要項」において標識等の様式は定めておらず、事業の有効性の観点から仕様を示しているところである。よって、協議の上でより効果的であると認められる場合は、地域が最適と判断した様式で設置することは可能である。	提案の趣旨を踏まえ、関係省庁と連携しつつガイドラインを作成するなど具体的な対応策について検討された。	2		「歴史の道整備活用事業」では標識の様式に対する制限はしていないことから、地域が最適と判断した様式での設置が可能であることを、確認のため全国に通知を実施する。	
大越町	児童の保育・教育の一体化計画	1024	1024010	080290	保育所建設事業補助金と幼稚園建設事業補助金の統合	厚生労働省の保育所施設整備事業補助金と文部科学省の幼稚園施設整備事業補助金を一元化し、幼児教育施設整備事業のための補助金とする。	老朽している保育所、幼稚園それぞれの施設を統合により改築する。	施設改築にあたり、統合により事業を進めたいが、厚生労働省の保育所施設整備事業補助金と文部科学省の幼稚園施設整備事業補助金が別々であることから統合を提案する。	幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針	幼稚園と保育所の共用化施設について、幼稚園部分、保育所部分のそれぞれについて、それぞれの補助金を受けることができる。	5	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき、幼稚園部分・保育所部分それぞれに補助を受けることが可能である。また、幼稚園の余裕部分を保育所に転用する際の財産処分取扱いを弾力化しているほか、構造改革特区において、厚生労働省と連携して、幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動の特例(807)、幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例(823)等を措置しており、幼稚園と保育所の一体的な運営を促進しているところである。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において設置を検討することとされた就学前の教育・保育の「総合施設」については、平成16年度中に基本的な考え方をとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を目指すこととしている。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	5		「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき、幼稚園部分・保育所部分それぞれに補助を受けることが可能である。また、幼稚園の余裕部分を保育所に転用する際の財産処分取扱いを弾力化しているほか、構造改革特区において、厚生労働省と連携して、幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動の特例(807)、幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例(823)等を措置しており、幼稚園と保育所の一体的な運営を促進しているところである。 このため、これらの措置を組み合わせることにより、提案の趣旨にあるように、幼稚園と保育所を改築し、一体的に運営することは、現行制度でも可能である。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において設置を検討することとされた就学前の教育・保育の「総合施設」については、平成16年度中に基本的な考え方をとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を目指すこととしている。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
袋井市	市民と地域の健康づくり	1169	1169010	080300	「市民と地域の健康づくり」の拠点整備に係る各府省連携による集中的な支援	既存の公民館を活用した「市民の健康づくり」の拠点整備(機能付加)に係る各府省連携による集中的な支援(関連補助事業の一元的な推進)	地域コミュニティ強化、健康寿命の延伸や地域健康水準の向上、地域内世代間交流や生きがいづくりなどを拠点のコンセプトとして、地域の特性やニーズを踏まえながら、従来の公民館が有する機能(生涯学習、コミュニティ、貸館など)に、健康づくり(出張(休日)検診、保健相談・保健指導、フィットネスなど)、福祉(児童プレイルーム、放課後児童クラブ、生きがい対応型デイサービス、高齢者いきいき農園など)、コミュニティ強化支援(コーディネーターの設置など)、行政サービス(各種証明の発行、行政相談、公共施設予約システムなど)といった機能を付加する。(、の詳細については、地域の特性に応じて決定)また、これらに必要なハード整備を行う。	本構想を実現するためには、各府省にまたがる補助事業を一元的(同時的かつ複数)に活用することが効果的かつ効果的であり、各府省の政策目的に加え、本構想の趣旨の一つとなる地域コミュニティの強化等の効果も加味する中で、府省連携による集中的な支援をいただきたい。	スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令(平成10年政令第363号)、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則(平成10年文部省令第39号)、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱ほか	5		「38.制度等の現状」にもあるとおり、少なくとも平成16年度は提案の施設整備に対する助成は不可能である。ただし、今後スポーツ振興くじの売上が増加し、十分な助成金が確保されれば、施設整備の内容によって助成対象とすることも可能となるものと考えられる。	日本スポーツ振興センターに要望の趣旨を伝えたい。	5		独立行政法人日本スポーツ振興センターに要望の趣旨を伝えることとする。	
竜王町	(仮称)エコ田園産業拠点交差点(交流)プロジェクト構想	2154	2154030	080310	省庁間の類似支援策の一元化および集中手続き、複合適用の促進	省庁間(経済産業省、農水省、林野庁等)で類似する新エネルギーに関する施策の一元化、および手続きの集中管理および複合適用による効果的に運用	町では平成16年に開設予定の舞茸生産工場より持続的に供給されるおがこを主原料にエネルギー転換を行い、電力・熱・残さの活用をはかり、バイオマスエネルギーと資源循環システムの構築を計画している。現在NEDO補助事業により事業化検討調査中である。この事業により町内資源の有効利用・資源循環、および新エネルギーによる新たなビジネス創出、地域活性化の効果が見込める。	新エネルギー事業を展開する上で、計画から事業化への過程が円滑に進まず、また新しい事例の少ないことであるだけに判断が困難な課題が多い。各省庁の類似制度の未整理により補助対象条件が未確立であることや、手続きの煩雑さ、情報公開の低さ等、新エネルギー促進のための省庁間を超えた再整備を求める。		6		文部科学省においては、新エネルギー導入に関し、地域への補助事業は行っていない。					
野田市	ユビキタス・スタディ&ワーク-生涯学習環境の高度化と雇用創出	1175	1175020	080320	高校・大学等との連携による生涯学習環境の構築	NPO法人を核とした生涯学習環境の構築を図ることから、生涯学習まちづくりモデル支援事業の対象とする。	広く学習分野への貢献を果たすため、NPO法人の人的・知的財産を有効活用すると共に、地域教育・生涯学習の核としての役割を担わせることから、地元の高校・大学(東京理科大学、東京大学(柏))等とNPO法人の連携による市民講座の実施等の生涯学習事業を行うことにより、生涯学習拠点の構築を図る。	上述「1」の高校、地元の大学、NPO法人等との連携のもと、多様な市民向け生涯学習事業を積極的に展開しようとするもの。	生涯学習まちづくりモデル支援事業委託要綱	生涯学習まちづくりモデル支援事業は、生涯学習機関として地域への貢献が求められている大学等の高等教育機関の人的・知的・物的資源を最大限に活用し、市町村と高等教育機関が組織的に連携した地域住民の学習成果や能力を活かしたまちづくりの取組みを支援するものであり、市町村、大学、関係団体等で構成する「市町村まちづくり実施委員会」に事業を委託して実施しているところである。	5		本事業の委託先である「市町村まちづくり実施委員会」は市町村、大学、関係団体等により構成される任意の団体であり、現状においても、NPOが核となり関係機関の協力を得て、実行委員会を設置し、当該事業に申請することは可能である。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
野田市	ユビキタス・スタディ&ワーク-生涯学習環境の高度化と雇用創出	1175	1175030	080330	公民館を活用したIT体験	NPO法人を核としたIT活用環境構築を図ることから、eまちづくり交付金の対象とする。	広く学習分野への貢献を果たすため、NPO法人の人的・知的財産を有効活用すると共に、地域教育・生涯学習の核としての役割を担わせることから、公民館で既に実施しているIT情報活用コーナーのNPO法人による運営を行う。	市内公民館で現在実施している緊急雇用創出事業を活用したIT情報活用コーナーの運営が、16年度で緊急地域雇用創出特別基金事業が終了するが、引き続き同等施策を継続したいとするもの。			6		提案されているeまちづくり交付金は総務省の施策であるため、文部科学省の所管ではない。 なお、教育・学習の観点から、支援できるものについては積極的に対応してまいりたい。				
福島県	ふくしまバイリンガル構想	1203	1203030	080340	「地域子ども教室推進事業」における英語教室等への重点支援	国で16年度から実施する「地域子ども教室推進事業」において、英語教室など英語に親しむ活動に対し、重点的に支援する。	(具体的内容) 地域子ども教室推進事業 (効果) 英語を自由に駆使できる人材を多数輩出し、その人材が地域の活性化を担う。バイリンガル地域をアピールすることにより、観光等のサービス産業の活性化や外資系企業誘致等が促進され、地域経済の発展及び雇用の創出に貢献できる。 (支援措置の必要性) 「地域子ども教室推進事業」を活用し、学校と地域が一体となって英語に親しむ機会をより多く提供する必要がある。	英語ができる人材育成のためには、英語により多く接する機会を設ける必要があることにより、地域や学校が一体となって取り組むよう「地域子ども教室推進事業」において英語に親しむ活動に対し重点的に支援する。	無		5	「地域子ども教室推進事業」への各地方公共団体等からの要望等については、本事業の委託要綱等と照らし合わせ、対応の可否を判断する予定であり、是非活用されたい。	要望を実現するためにはどうすればいいか再度検討されたい。	5		計画書を提出していただいた上で、要綱等と照らし合わせ判断する。	
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211080	080350	都市エリア産学官連携促進事業の補助要件の改善	都市エリア産学官連携促進事業における、管理法人の事務経費を補助対象経費とする。	管理法人の事務経費の負担を軽減することにより、一層効果的な研究事業の実施を可能とする。	本事業の円滑な推進には、管理法人が事業全体を管理することが必要であるが、事務経費の負担が大きい。	平成14年6月7日 14文科第135号 地域科学技術振興事業費補助金交付規則第3条、第4条、別表	中核機関が行う都市エリア産学官連携促進事業を実施するために必要な経費のうち、規則第4条各号の要件を満たしているものに対し、補助金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付している。	5		既に、科学技術コーディネータの活動費等の中核機関の事務経費を補助対象としているが、今後とも柔軟な執行に努めてまいりたい。	提案者の要望の趣旨を確認したところ、管理法人の事務経費(事務処理のための補助員を雇用した場合の間接経費)を補助の対象としてほしいというものであるが、これについて検討し回答されたい。	5		本事業においては、地域の主体的、積極的な取組を重視しており、本事業に係る各種委員会や成果発表会の開催等については、地域が自らの経費で実施することを求めているところ。また、事業終了後においても、産学官連携施策が地域主導の下で展開されることが想定されており、財団の間接経費にまで補助対象を拡大することは、本事業終了後の地域の自主性を損なうことにつながる恐れがある。
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258070	080360	研究開発型事業における支援対象の拡充	大学、公設試験研究機関、民間企業等の共同研究に対する支援制度において、民間企業の研究費を補助対象に拡充-知的クラスター創成事業・都市エリア産学官連携促進事業等	新事業、新産業の創出に向けた産学官の英知を結集した「知の創造から知の活用まで」の一貫したシステムの構築	科学技術の振興を基盤とした地域経済の活性化を図るためには、大学や公設試験研究機関、民間企業等との共同研究を積極的に推進し、大学等で創出される知識・技術を新事業、新産業の創出に繋げていくことが重要な課題。しかし、当該趣旨を具体化する制度としての現行の知的クラスター創成事業や都市エリア産学官連携促進事業にあっては、民間企業等の研究費は補助対象とされていない。大学等の「知」の活用を促進させるためには、企業等が大学などと連携しやすい環境を整備していく必要がある。	・平成14年4月19日付け文部科学省科学技術・学術政策局基盤整備課地域科学技術推進室「知的クラスター創成事業支出可能費目について」2.研究関係 共同研究・受託研究費 ・平成14年7月23日付け文部科学省科学技術・学術政策局基盤政策課地域科学技術推進室「都市エリア産学官連携促進事業の運営にあたって」別添1「都市エリア産学官連携促進事業支出可能費目について」3.共同研究関係 共同研究費、受託研究費	・文部科学省の知的クラスター創成事業及び都市エリア産学官連携促進事業においては、民間企業への委託研究費等は補助対象外としている。	3		知的クラスター創成事業及び都市エリア産学官連携促進事業は、大学、公的研究機関等を中心とした創造的な基礎的研究分野における産学官共同研究を推進し、新技術シーズの創出を図るもの。また、両事業においては、企業と大学間の連携を図ったり、個々に応じたシーズを用意するなどの取組を図ることに可能であり、実態として、こうした地域の取組は、効果をあげている。補助期間終了後においても、クラスター創成のため、産学連携の取組が地域に求められることを勘案すると、現行のスキームは、クラスター創成に資すると考えられる。	提案の趣旨を踏まえ、検討されたい。	3		知的クラスター創成事業及び都市エリア産学官連携促進事業については、先に記述したとおり、現行のスキームがクラスター創成に資すると考えるが、両事業の実施にあたっては、経済産業省の産業クラスター計画との密接な連携を図っており、民間企業への委託研究等の支援については、産業クラスター計画で受けることが可能であり、文部科学省が実施しているマッチングファンドを活用することも可能である。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258080	080370	研究開発型事業における申請要件の緩和(申請可能件数の拡充)	大学、公設試験研究機関、民間企業などの共同研究を基盤とする研究開発型事業における申請制限枠の緩和～都市エリア産学官連携促進事業等	研究開発型事業の積極的振興を通じた、新事業、新産業の創出による地域経済の活性化	地域の特性を踏まえた研究開発型事業のより効果的な展開を通じ、地域産業の活性化を実現する上で、全国の都道府県・政令指定都市一律に申請制限枠を設定するが、広大な面積を有し、気象・地理的条件や基盤となる産業がそれぞれに異なった地域特性を有する北海道においては、現行申請可能枠の拡充が必要		・都市エリア産学官連携促進事業 平成16年度新規採択分については、知的クラスター創成事業実施地域(試行地域を含む)は対象外としている。	3		・都市エリア産学官連携促進事業については、例年、採択可能数に対しては、提案数が大幅に超過している(平成15年度は26地域から提案を受け、9地域採択)ことから、既に、知的クラスター創成事業を実施している地域(試行地域を含む)は対象外としている。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		知的クラスター創成事業を実施している都道府県であっても、域内で既に都市エリア産学官連携促進事業を2件実施していなければ、平成16年度は新規募集の対象としている。ただし、この場合でも、知的クラスター創成事業を実施している地域を含んだ提案については対象外としている。これは、知的クラスター創成事業の実施地域においては、本事業によるクラスター形成に向けての取組が第一に期待されるためである。
茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	1273	1273030	080380	特別電源所在県科学技術振興事業費補助金の補助対象範囲の拡大	特別電源所在県科学技術振興事業費補助金について、補助対象である研究施設との一体的運営により研究機能の向上を図る非研究施設も補助対象とする。	霞ヶ浦の水質浄化を図るためには、住民とのパートナーシップに基づいた対策を進めることが必要不可欠であることから、水質浄化の研究機能を有する霞ヶ浦環境センター(仮称)の研究施設と一体的に、環境教育や、住民等の研修機能を備えた非研究施設を整備する。	霞ヶ浦の水質浄化を図るためには、科学的な解析に加え、研究成果をもとに、住民等とともに生活スタイルと水環境保全の関わりについて考える場が不可欠であることから、環境教育や住民等の研修機能を備えた施設についても研究施設に準じるものとして補助対象とすることが適当と考える。	特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱	3,5		本補助金の補助対象は地域における科学技術振興に対する補助であり、ご提案のあった環境教育や住民等の研修施設等であって科学技術の振興を図る観点から整備されるものについては、補助対象となりうる。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3,5		電源三法交付金は、発電用施設の設置及び運転の円滑化を目的とした特別会計であり、その趣旨にそぐわない交付は不可能であるが、本件については、県からの具体的な提案があり次第、特会制度の趣旨を踏まえ、前向きに検討してまいりたい。	
神奈川県	知的イノベーション創出プログラム(神奈川方式の知的財産戦略)	1284	1284010	080390	財団法人であるKASTを、公的研究機関として法的認定	財団法人であるKASTを、公的研究機関として法的に認定し、独立行政法人である研究機関と同等の環境整備及び各種補助事業等の対象機関としてもらいたい。 具体的には、KASTについて、産業技術力強化法第16条(公設試験研究機関(その他)の定義)の認定を受け、また、科学技術振興調整費などの各種競争的資金における申請要件として、「独立行政法人」と同様の取扱をしてもらいたい。	本構想の中核的な研究活動を行っているKASTの研究事業などが、研究機関として大学や国の独立行政法人と同様の研究環境が整備される。 このことにより、神奈川県が取り組んでいる「知的イノベーション創出プログラム」の強力な推進が始め可能となる。	KASTは、実質的には地域における大学以上の公的研究機関としての役割を担っているにもかかわらず、組織として財団法人であるため、国の各種競争的資金の申請要件からもれてしまうケースが多かった。 KASTの活動は、これまで、基礎的経費は県の補助金などを中心として推進してきたが、本支援措置が実現されることにより、その成果のより大きな展開を図る際、国の競争的資金の積極的な活用が図られ、本構想の推進が可能となる。	文部科学省の競争的資金の申請要件においては、原則として、財団法人を独立行政法人と区別して排除していない。平成16年度における科学技術振興調整費についても、各プログラム毎に対象機関を定めているところ、一般公募を行っている5プログラムのうち、3プログラムについては、財団法人も対象機関に含めている。	P (当該提案内容については、「平成17年度科学技術振興調整費の配分の基本的考え方」を作成する際に検討されるものであるため、現時点では、措置の区分において対応の可否を明記することができないため。)		各プログラムの内容や対象機関については、それぞれのプログラムの趣旨を踏まえつつ、総合科学技術会議が定める「科学技術振興調整費の配分の基本的考え方」を作成する際に検討してまいりたい。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	P		科学技術振興調整費における各プログラム内容や対象機関については、総合科学技術会議が定める「科学技術振興調整費の配分の基本的考え方」の作成において、提案の趣旨も踏まえて、検討してまいりたい。	
千葉県	「東京湾ゲノムベイ地域」の形成の推進	1303	1303020	080400	知的クラスター創成事業の首都圏への適用	首都圏においては採択されていない「知的クラスター創成事業」(文部科学省)を本県においても適用するよう、採択基準を改善。	かずさアカデミアパークの中核的施設であるかずさDNA研究所は、バイオテクノロジーの基礎研究において国際的レベルの成果を挙げている。一方で、臨海部の大手企業を中心とした研究開発も進められている。こうした動きを一層加速し、かずさDNA研究所や生物遺伝資源保存施設が有する資源を基に、柏・東葛地域や千葉地域の企業や大学・研究機関等が共同してその産業化・実用化を推進するため、「知的クラスター創成事業」を活かし、研究プロジェクトを積極的に進めていく。	「東京圏ゲノム科学の国際拠点形成プロジェクト」(都市再生)において目指しているように、世界的な規模で進んでいるゲノム科学を基礎としたバイオ・ライフサイエンス分野における国際的に競争力のある技術革新を進めるため、新たに首都圏における機能集積を活用する必要がある。そのため、「知的クラスター創成事業」の採択基準の改善が必要である。		3		・知的クラスター創成事業については、平成16年度1月現在、本格実施地域15地域、試行地域3地域で実施している。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		知的クラスター創成事業については、今後新規募集を行うか未定であるが、都市エリア産学官連携促進事業においては、平成16年度も新規募集を行っており、本事業においては、首都圏も採択されている。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
神戸市	神戸医療産業都市構想の推進による地域再生構想	2022	2022010	080410	産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化のための中核機関の機能強化	産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化のために、以下の中核機関の機能強化が必要である。 (1)民間資金導入による中核機関の財政基盤強化 【地】 中核機関の「特定公益増進法人」としての認定要件の緩和 中核機関が新事業創出促進法関連税制優遇措置(基金の積立)を受けるための政令4事業実施要件の緩和 (2)地方公共団体による中核機関への支援体制の強化 【地】 中核機関への地方公共団体からの財政支援に対する必要な措置 ・中核機関への出資及び貸付金の財源を地方債とする際の要件の緩和(国または地方公共団体の出資比率の制限)等 (3)中核機関の機能強化を図るための研究費(競争的資金)の運用の弾力化 【国】 ・事業費に左記を充て、すべての研究費(競争的資金)に間接経費30%を導入(第2期科学技術基本計画に規定されている) (4)大学等のパイオニアの育成を支援するライフサイエンスTLOを創設するための承認TLOの要件の弾力化 TLOの承認基準の明示 TLOの承認基準の弾力化 ・原則1大学1TLOとの指導 TLOに弾力化 ・承認には学長の同意が必要との指導 同意要件の弾力化(学部長等の同意)	(1)(2)民間資金の導入及び地方公共団体の支援により、中核機関の財政措置を強化し、産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化に資する。 (3)地域の科学技術振興を目的とする公益法人や大学等における産学連携型の研究活動を加速することにより、地域における革新技術・新産業の創出を通じた地域経済の活性化を図る。 (4)京都大学、大阪大学、神戸大学、理化学研究所など、関西を中心に広域横断的な研究機関を対象として、ライフサイエンスに特化して、研究成果の事業化(アーリーインキュベーション)及び技術移転を促進するため、承認TLOとして、「ライフサイエンスTLO」を創設する。 これにより、ライフサイエンス分野特有の課題に対応した事業化支援体制を構築することが可能となり、その結果、研究成果の事業化が加速され、地域経済の活性化に資することとなる。	(1)民間資金を導入しやすくすることにより、中核機関の財政基盤が強化され、地域産業活性化に資する。 (2)地域産業活性化に向けた中核機関の財政基盤強化は、地方公共団体における将来の税源の涵養につながるため、後年度負担を求めることが適切である。 (3)すべての研究費(競争的資金)に間接経費30%が適用されていない。本来、間接経費によって中核機関の活性化及び産学連携の加速を図る必要がある。 (4)大学知的財産本部の設置に伴い、ライフサイエンス分野での知的財産を、早期に実用化・産業化するためにも、専門的・広域的なTLOが必要。 しかしながら、国からは、承認TLOの要件として、 ・原則1大学1TLOと指導されている。 ・承認TLOを設置するには学長の同意が必要と指導されている。 これらの承認基準を明確化するとともに、要件の弾力化が必要。	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第4条、第12条、第13条	間接経費については、全制度における30%の導入を目標に、これまで、新規採択課題を中心に多くの制度で30%の措置を図ってきたところである。 TLO事業は、TLO法に基づく承認(4条)又は認定(12条)を受けなくても実施可能(TLO法は支援法。)。したがって、左記要望にある分野別TLOは現行制度上も自由に設置可能である。	5		今後とも、競争的資金全体の予算を伸ばす中で、残りの制度についても順次30%の措置を進めていく予定である。 「38欄」に記載したとおり、TLO法及びその関連規定において、「28欄」にあるような規制はない。対象とする大学につき複数認められるようにしてほしいというものであり、これも実現できると考えてよいのか回答されたい。	提案者の要望は、TLO法による承認を受けることのできるTLOを1大学につき複数認められるようにしてほしいというものであり、これも実現できると考えてよいのか回答されたい。	5		「38欄」に記載したとおり、TLO法及びその関連規定において、「28欄」にあるような規制はない。対象とする大学から研究成果の安定的な供給を受けることが出来るよう、大学側と調整すれば、実現可能である。
島根県	島根県新産業創出プロジェクト-ネオたたら構想-	2131	2131020	080420	新産業創出のための新機能材料の研究開発事業	科学研究費補助金について、地方自治体が行う研究も対象とするとともに、地域ニーズに対応したテーマを自治体が選定できるようにする等、文部科学省所管の研究助成制度の要件緩和を図られたい。	県産業技術センターのプロジェクトチームを中心にアメリカテキサス州との技術交流などにより新技術・新素材を開発し、県内企業等への技術移転を経て、3年後(H18年度末)に商品化予定。素材そのものやそれを応用した製品の県内での事業化(製造・商品展開)と拡大を目指す。	科学研究費補助金については、地方公設試は対象研究機関としての指定基準を満たすことが非常に困難であり、また、指定されたとしても研究者が個人資格で応募することが前提となっているなど、地方自治体が行う研究開発に適用できないものとなっている。	科学研究費補助金取扱規程、科学研究費取扱規程第2条第1項第4号及び第2条の研究機関の指定に関する要項	5, 8		科学研究費補助金は、行政主導の政策目的を達成するために行われる制度と異なり、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、大学等を中心に行われる基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピア・レビューによる審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものであるところに特色がある。 したがって、この目的に沿うものであれば、大学ばかりでなく、国立、自治体立、法律設置、民法法人などを問わず、学術研究を行う研究所であって、一定の要件を満たすものであれば、いずれの地域の研究所であっても研究機関としての指定を受けることができ、その機関に所属する研究者が応募できることとしているほか、学術の振興に寄与する研究を行うすべての者が応募できるようにしている。 (参考)機関指定の要項に基づいて指定された自治体立の研究機関・・・40機関(15年12月現在)	科学研究費補助金は、学術研究の助成を目的とする補助金であって、研究者の自主性に基づく研究を幅広く対象としており、自治体が組織として選定するテーマによる製品開発に限定した助成を行うことは、科学研究費補助金の目的に反しており、要件緩和の問題ではない。ただし、現行の制度においても、公設試が機関指定の要件を満たしさえすれば、機関の指定を受けることは可能であり、公設試に所属する研究者が公設試の定めた研究テーマで新技術・新素材を開発する研究を応募することは可能。 (参考)機関指定の要項に基づいて指定された自治体立の研究機関・・・40機関(15年12月現在)				
福井県	原子力・地域産業共生構想	1084	1084020	080430	電源三法交付金・補助金の申請窓口の一元化を図る。また、市街地再開発事業をはじめとする国庫補助対象事業への充当制限を撤廃するなどその用途の一層の弾力化を早急に実現するとともに、地方における一般財源化を推進する。	電源三法交付金・補助金の申請窓口の一元化により、補助に係る業務の簡素化等が図られ、行政の効率化が進む。さらに使途自由化、県における一般財源化により地域の実情に応じた経済活性化、地域雇用創出施策の実施がなされる。	電源三法交付金・補助金について、申請窓口が複数の省庁にわたっており業務が非効率的である。また、使途による地域の実情に応じた支援に制限がある。	電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法	経済産業省等との共管の交付金については、それぞれの所管分について申請することとなっている。 また、電源三法交付金を他の国庫補助対象事業へ充当することは、当該補助金等がいわゆる予算補助であって、補助率が1/2以下の場合に認められている。 なお、平成15年10月に主要な交付金を整理・統合するとともにソフト的な事業を追加することにより、地域の自主性、創意工夫を活かして効果的に地域の発展が図られるよう制度の改善を図ったところである。	電源三法交付金は、施設に応じて交付することとしており、その申請窓口の一元化に関しては、それぞれの所管分が関わることから不可能であるが、それぞれの所管省庁と連携して、電源地域からの申請・相談を受けるなど効率化に努めている。 また、国庫補助対象事業への充当制限の撤廃等に関しては、適正な補助率を規定する法令の趣旨等を踏まえ検討されたい。 なお、平成15年10月に主要な交付金を整理・統合し創設した電源立地地域対策交付金においては、従来の交付対象事業に加え、対象事業の追加を行って、一般財源化を図らずとも、地方公共団体が実施を望む事業は十分に実施できる内容となっている。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3,5		電源三法交付金は、施設に応じて交付することとしており、その申請窓口の一元化に関しては、それぞれの所管分が関わることから不可能であるが、それぞれの所管省庁と連携して、電源地域からの申請・相談を受けるなど効率化に努めている。 また、国庫補助対象事業への充当制限の撤廃等に関しては、適正な補助率を規定する法令の趣旨等を踏まえ検討されたい。 なお、平成15年10月に主要な交付金を整理・統合し創設した電源立地地域対策交付金においては、従来の交付対象事業に加え、対象事業の追加を行って、一般財源化を図らずとも、地方公共団体が実施を望む事業は十分に実施できる内容となっている。			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
千葉県	「東京湾ゲノムベイ地域」の形成の推進	1303	1303030	080440	自由度の高い研究資金の配分	研究資金に係る補助金・委託費等について、組織内部に自主的評価委員会を設けるなど補助金・委託費等の用途について適正なチェックが行われる場合には、提出する実績報告書の内容等を簡素化するなど、研究者が本来の研究に集中できるよう、制度を見直し。	当地域における研究に係る各種補助金について、実績報告書による報告内容の簡素化とこれによる研究者の研究への集中を通じ、研究の活性化を図る。	研究資金に補助金等の国費を活用する場合、研究者は「研究報告書」や「会計報告書」の作成に多大な労力が費やされ、本来の研究への時間が割かれてしまっているため、改善が必要である。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第14条 補助事業者等は、各省庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の中止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業者等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省庁の長の定める書類を添えて各省庁の長に報告しなければならない。補助事業者等の交付に係る国の会計年度の会計年度が終了した場合も、また同様とする。 科学研究費補助金取扱規程 第10条 補助金の交付を受けた者は、科学研究費等完了したときは、すみやかに別に定める様式による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。補助金の交付に係る国の会計年度が終了した場合は、また同様とする。 2 前項の実績報告書には、補助金により購入した設備、備品又は設備（以下「設備等」という。）がある場合においては、別に定める様式による購入設備等明細書を添付しなければならない。 3 第1項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。 科学研究費補助金（若狭研究等）交付要綱 第8条 振興会は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の7月31日（廃止の承認を受けたときは、その日から1ヶ月以内。）までに、別添様式（3）による事業実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。 2 振興会は、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合は、当該終了年度の翌年度の4月30日までに別添様式（4）による事業実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。 地域科学技術振興事業費補助金交付規則 第10条 補助事業者は、当該補助事業の交付決定をした会計年度の補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止の承認があった日から1ヶ月を経過した日又は当該補助事業の交付決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日以前いずれか早い日（補助事業が完了せず国の会計年度が終了した場合には、翌会計年度の4月20日）までに、様式第5による実績報告書を大臣に提出しなければならない。	補助金等に係る予算の執行等の適正化のための基本的事項を規定している「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により、実績報告書の提出が義務付けられている。科学研究費補助金については、補助事業者に対して真に必要な内容に限定して実績報告を求めるとともに、補助金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることから、国民に対する説明責任を確保する必要最小限の内容としている。 また、文部科学省の地域科学技術振興事業に係る実績報告書についても、その作成が補助事業者の負担とならないよう、内容を必要なものに限定している。	5		科学研究費補助金については、補助金等に係る予算の執行等の適正化のための基本的事項を規定している「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により、実績報告書の提出が義務付けられている。科学研究費補助金については、補助事業者に対して真に必要な内容に限定して実績報告を求めるとともに、補助金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることから、国民に対する説明責任を確保する必要最小限の内容としている。 また、文部科学省の地域科学技術振興事業に係る実績報告書についても、その作成が補助事業者の負担とならないよう、内容を必要なものに限定している。				
磐梯町	仏都・会津のシンボル磐梯町への定住化構想(過疎地域からの脱却のための地域再生)	1232	1232010	080450	各種許可制度の一括許可申請及び一括許可制度	過疎地域からの脱却の地域再生プランに関しての各種許可申請について農地法・農業振興地域の整備に関する法律・都市計画法等に係る許可申請及び許可について一括して取り扱い、併せて基準面積の緩和等を図る	各種申請の一括許可申請により統一的な申請が行われることにより、事務の簡素化が図られ、又各種許可を簡素化することになる。	各種許可申請を従来の方法により申請する場合は時間と書類作成に手間がかかりすぎ、小さい町村では対応できず断念するか、長期的な対応をしてきた。		6		農地法、農業振興地域の整備に関する法律など、提案事項に関する制度等を所管していない。					
カゴヤ・ジャパン株式会社	Ubiquitous Recommendation System(URS)	3092	3092010	080460	システム構築費の助成、研究施設の貸与、国管理施設への協力	国の機関でないと利用できない研究施設や技術を、地域活性化のために民間事業が利用しやすくするための窓口や基準を設ける。また国が管理している施設についても協力的体制が依頼できる窓口や基準を設ける。	観光事業に「予測型情報提供エンジン」を元にしたデータ収集・解析・配信システム「Ubiquitous Recommendation System(URS)」を提供します。RFID技術を用いた個人識別機能付き非接触型クレジットカードで、人の移動・商品購入・宿泊・各種企画に参加することができます。これらの情報は行動履歴として全て記録され、その情報と様々な補正情報から利用者の嗜好性を推測し、予測されるニーズに合致した情報を電子メールや専用端末から受け取ることができます。運営には情報登録端末を参加事業者に貸し、販売する商材やサービスに関する属性情報を提供する仕組みを有料で提供します。カード利用者はたとえば消費者は次に訪れる場所を決めていなくても、自らの好みも含めた商品の紹介をシステムに明示的に指示することなく受け取ることができます。ホテルでは予約客がどのようなサービスを期待しているかが事前にわかります。美術館では来場者の館内行動をモニターすることができ、どの展示が最も注目を集めたのか、また次に求められるテーマは何かを事前に知ることができます。本事業の利用者拡大により、中小零細企業などの雇用を促進します。新たな雇用ポストの創出と事業拡大による雇用の拡大は、全体の10%が新規雇用を行うと仮定すると、3,000人の新規雇用を創出し、新商品・サービスの提供や起業を促し、地域再生の促進を可能とします。	URSが利用者の行動履歴と様々な補正情報から利用者の嗜好性を推測するためには、最適なデータ解析手法の開発に必要となる研究施設の協力が必要となります。これらの研究施設は民間事業者に開放していないところもありますが、これらの協力があればプロジェクトの開発が円滑になりコストもおさええることができます。またこのプロジェクトは国及び地方自治体が管理している公共スペース（観光地と言えば御所など）内・道路への端末の設置にあたっての協力が条件となります。限定された場所のみでの事業は利用者、提供者へのメリットを生み出せなくなりプロジェクト自体の消滅にもなりかねないため支援措置を必要とします。		2	個々の事情に応じて相談を受け、対応しているところ						
山方町	廃校利用と都市交流	1007	1007010	080470	・補助事業等により取得した財産の処分制限の解除 ・廃校利用への民間参入と税制優遇	・町が交流拠点施設として廃校を改修する際、リニューアル債の活用を認めるとともに償還金利を地方交付税に算入 ・改修した廃校をNPO法人や民間企業等への貸与を認め、営利事業となる都市農村交流事業の拠点施設として活用する ・事業運営するNPO法人等が、運営資金として、民間から資金を集めた場合、その資金に対する優遇税制措置	NPO法人等が廃校を野外活動やコミュニティ・ビジネス活動の拠点施設として活用する。それに伴い体験活動を指導する地域の人材の活用や地域特産物の活用が図られ、地域雇用の創出や経済効果が得られる。	地域の拠点となっていた学校の廃校により、地域が停滞している。この施設を民間事業者等に開放し都市交流を図り活気を取り戻し、荒廃が進んでいる農地や文化伝統を継承する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」	1		国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。			地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
小田原市	社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)の培養によるにぎわいの創出	1031	1031050	080480	教育施設の一部転用	学校整備補助金等により整備された施設の一部を改築等により転用する。	学校整備補助金により整備された施設のうち、空き教室等について地域や市民団体の利用に供する施設として改築し、転用を図る。	国庫補助により整備された施設であることから、他の用途に転用することができない。また、施設開放制度の中では、消防法の関係から登録団体以外の利用が制限されるが、改築するにあたっても補助金施設であることがネックとなっている。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金に係る財産処分承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	5		一般的に、補助事業完了後10年を経過した学校施設を、公共用施設として無償で財産処分する場合には、国庫納付金を不要とする取扱いをしており、この提案の趣旨の実現に当たっては、国庫納付金の返還を要することなく廃校施設等の財産処分が可能である。					
玉川村	産業振興・滞在型農業体験による地域再生計画	1046	1046010	080490	学校施設が多目的利用への転用	現在、教員住宅や教室に空きがあるので、短期の宿泊施設等としての多目的使用を認める。	農業体験学校や田舎体験教室を行う		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金に係る財産処分承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	5		この提案のうち、校舎については処分制限期間を経過しているとともに、教員宿舎については国庫補助がなされていないことから、この提案の趣旨の実現に当たっては、国庫納付金の返還を要することなく廃校施設等の財産処分が可能である。					
長野県	コモンズの視点からの人づくり	1069	1069030	080500	幼稚園園舎の保育所転用に対する優遇措置	私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱第15条を改正し、幼稚園施設として整備した施設を財産処分制限期間前に用途変更する場合の補助金返還を、保育所施設を併設するための用途変更の場合は、補助事業完了後の期間に関わらず、一律これを免除する。	学校法人の保育所設置を促すことにより、幼稚園と保育所の合同保育など保育サービスの多様化を図るとともに、市民の社会参加の促進、地域雇用の創出及び地域経済の活性化を図る。	国庫補助を受けた幼稚園園舎に定員減により余裕が生じ、園舎を所有する学校法人が余裕面積を利用し、附帯事業として保育所を運営する際、国庫補助事業完了後一定期間以内のものについては、国庫納付を前提に用途変更が認められているところである。しかし、この国庫返還が学校法人の保育所設置運営への参入を阻害していることから、幼稚園の一部を保育所に転用する場合は、幼稚園補助事業完了後の経過期間にかかわらず、補助金の国庫返還を要せず、転用を認めていくことが参入を促す要因となる。	国庫補助事業完了後一定期間を経過した幼稚園園舎に、定員減により余裕が生じることがあり、この場合、国庫補助完了後10年を超える期間を経過していても、補助金相当額の国庫納付を補助金相当額の国庫納付を要せずに、学校法人が附帯事業として実施する保育所に転用することを承認する取扱いを行っている。	5		「制度の現状」にあるとおり、国庫補助事業完了後一定期間を経過した幼稚園園舎に、定員減により余裕が生じることがあり、この場合、国庫補助完了後10年を超える期間を経過していても、補助金相当額の国庫納付を補助金相当額の国庫納付を要せずに、学校法人が附帯事業として実施する保育所に転用することを承認する取扱いを行っている。						
月舘町	介護予防・障害者支援による地域再生計画	1081	1081010	080510	施設の目的外使用許可	仕事等からの引退後も活動を活性化させ、ボケや社会的孤立、老人性の疾患から守り、生き甲斐の創出を図っていくことが重要である。学校の空き教室や既存の公共施設を自由に使えるようにし、生き甲斐作りや地域再生を後押しする。直接経済活性化や雇用創出には結びつかないが、地域再生を地域で考える場に、伸びるまへの縮みにできれば。	学校の空き教室や既存の公共施設を利用した健康教室、ふれあいサロン、ミニテニサーブス等の開催。子どもたちとの交流。老人保健法や介護保険法に基づく介護予防施策だけでなく、生涯学習などのあらゆる施策を総動員・有機的に組み合わせて「要介護」高齢者を増やさず、高齢者こそが地域を牽引するよう、地域再生を図る。	施設の目的外使用許可	社会教育法第20条	社会教育法第20条において「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されているところ。	5		一般的に、補助事業完了後10年を経過した学校施設を、公共用施設として無償で財産処分する場合には、国庫納付金を不要とする取扱いをしており、この提案の趣旨の実現に当たっては、国庫納付金の返還を要することなく廃校施設等の財産処分が可能である。また、地域の学習拠点として様々な役割が期待されている公民館において、例えば、地域の子どもや高齢者の居場所として活用することなどは、公民館の目的を妨げない限度において、何ら妨げられるものではない。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
柳津町	スクールバス活用による住民交通手段の確保	1092	1092010	080520	国庫補助事業で整備した施設の目的外使用	国庫補助事業で整備した施設の目的外使用	現在、柳津町が児童生徒を乗車させ運行しているスクールバスの空席部分に、一般住民を有償にて乗車させ、住民の利便性の向上と雇用機会の増大を図りたい。このためにへき地教育振興法第7条第3号にかかる補助施設の目的外使用を認めていただきたい。あわせて、当該スクールバスの購入にあたっては、国庫補助金のほか地方債(辺地債・過疎債)を充当しており、元利償還金の基準財政需要額への算入について現行どおり継続をお願いしたい。	へき地教育振興法第7条第3項の目的外使用の許可をいただきたい。	へき地教育振興法補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条へき地児童生徒援助費等補助金にかかるスクールバス・ボートの住民の利用に関する承認要領 平成8年4月17日文教財第20号教育助成局長裁定)	へき地教育振興法に基づき、へき地学校等の児童及び生徒の通学を容易にするため、都道府県及び市町村の負担するスクールバスの購入費の2分の1を国が補助している。補助事業により取得した財産については、補助金適正化法第22条の規定により、各省の長の承認を受けずに、目的に反して使用したり、貸付をしたりできないことになっており、スクールバスについては、一定の要件に該当し、文部科学大臣の承認を受けることで、住民利用に供することが可能となっている。	5		現行制度でも、スクールバスを利用する児童生徒の登・下校に支障がないなどの要件を備えているような場合には、有償・無償を問わず、文部科学大臣の承認を得て、住民利用に供することは可能となっている。		5	提案者の要望は空席部分に一般住民を有償で乗車させるというものであるが、これも実現できると考えていいか。できる場合、周知を図るための措置をすべきでないか検討されたい。	スクールバスの児童生徒と住民との混乗と有償での住民利用に関しては、すでに住民利用に関する承認要領で認められているところであり、スクールバスを利用する児童生徒の登・下校に支障がないなどの要件を備えているような場合には、文部科学大臣の承認を得て、住民利用に供することは可能となっている。必要があればこの要領の趣旨を会議等で周知することを検討してまいりたい。
河東町	国際観光ネットワーク河東学園構想	1118	1118010	080530	教育施設の目的外使用に関する規制緩和	河東学園施設の遊休時間帯、地域貢献・地域起業型での有料公開利用と図書館・コンピューター室を活用した起業型の情報サービスとプロガイド養成講座	夜間・土日祭日の学校学習施設の有料利用サービス ・温水プールのサウナ、ジャグジーや体育館などを活用した健康講座付きプール教室 ・温水プール+農家食健康講座付きの健康観光ツアー(不定期企画:年1回のツアー講座) ・ホールのミニコンサートや演劇、映画鑑賞利用 ・ホールでの音楽付き記念パーティ利用(定期企画:成人式、卒業式、姉妹都市交流など祭日利用の交流講座) ・ホールでの学園主催者による伝統芸能定期公演つきディナーパーティ 夜間・土日祭日のラーニングセンターでの有料利用の情報サービス ・図書館の情報サービス ・コンピューターセンターのIT学習講座 ・国際交流観光情報の受発信HP作成講座 ・生涯学習施設での地元学学習&有料ガイドマップ作成講座 ・国際交流観光ガイドライセンス取得講座 ・国際交流コーディネーター養成講座	学校施設の高度利用、生涯学習利用、国際交流による地域社会の文化的、求心的利用として活性化を図りたい。 伝統芸能文化や自然エネルギー利用、地域固有な景観鑑賞などの地域での体験交流は地域に新しい評価とニーズを引き出す。その総合化を学園の役割として実験的展開を図りたい。 高度情報基盤を活用し地域学際研究の会津大学、情報産業を展開する第三セクター会津エソノオフィスなどの提携・連携ネットワーク事業を通じた情報の受発信能力を高める契機としたい。 地域に不足している国際交流のコミュニケーション力を高め、新しい地域資源のガイドサービス業と新職業を生み出す起業化戦略の実現を図りたい。	地方自治法第238条の4	学校施設は、本来の目的である教育活動の実施に支障のない限りにおいて目的外使用を認めることが可能となっている。公立学校については、教育委員会が目的外使用に関する規則を制定し、これに基づき目的外使用を許可する。	5	左記にあるように、学校の目的外使用は、現行において可能である。	費省の回答中制度等の現状には「教育活動に支障のない限りにおいて目的外使用を認めることが可能」とあるが、その前提に立ち、提案者が要望している事業についても目的外使用として認めることが可能であると考えてよいか。	5	学校の目的外使用については、学校の設置者たる教育委員会の判断により可能である。		
杉並区	余裕教室を活用した福祉施設運営による地域の再生	1127	1127010	080540	余裕教室の活用	国からの補助金を得て立てられた建物については、法によってその用途以外に転用する場合、補助金の返還等により大臣の承認を得る必要がある。学校施設については通達によって緩和されているが、運営主体を学校法人ないしは社会福祉法人に限られているため、これをNPO法人にまで緩和する。また、厚生省通知では転用時の整備費についての補助金の対象は市町村が実施主体であるものに限定されている。この範囲を社会福祉法人及びNPO法人にまで緩和する。これにより区が委託するといった形式ではなく、NPO法人が自主的に運営できる。また、地域に密着した介護保険事業者が育ち、質の高いサービスを提供できる。	区は学校の余裕教室に補助金を活用し高齢者在宅サービスセンターを設置した。設置当初から運営を委託したNPO法人は介護保険制度導入から月日もたち、介護保険事業者として安定している。地域に密着したNPO法人の介護保険事業者としての活動は評価され、地元の理解協力も多い。事業の自主的な運営を支援するため、区は高齢者在宅サービスセンターの運営を全面的に任せたいが、国の通知、補助金要綱の規定により難しい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教財第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備された公立学校施設が国有財産と同様の性格を持つことを踏まえ、国庫補助を受けられる社会福祉法人に限り減額貸与等が認められている国有財産制度に準じて制度設計を行っているところである。	3		地方公共団体において、補助事業完了後10年を経過した学校施設を社会福祉施設として転用し、その上で民間に委託するのであれば、国庫納付金を不要とする取扱いが可能である。一方、NPOが設置主体となる場合は、現行の国有財産制度に準じてこのような取扱いはできない。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	余裕教室をNPOが設置する社会福祉施設として無償貸与する場合には国庫納付金を免除することは、社会福祉施設に係る国庫補助制度も踏まえれば、適切ではない。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
美瑛町	美瑛町農業農村地域再生構想	1181	1181050	080550	統合等に伴い発生する空校舎の他目的利用容認	発生する空校舎を現状で認める他目的利用以外に幅広く利用できるために範囲の拡大若しくは制限の撤廃	特定用途以外に利用する場合、現行では原則残存価格に対する相当部分補助金を返還する義務が発生するが、地域に根ざした施設について返還を免除する。	地域の施設と位置づけ、農産物の加工施設として起業誘致、または立地により観光施設への転用	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	1		地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。				
村上市	村上市廃校校舎有効活用構想	1207	1207020	080560	廃校校舎地域再生支援措置	廃校校舎の転用若しくは財産処分に係る処分制限期間の撤廃若しくは緩和。	旧村上市立大栗田小中学校及び旧村上市立山辺里小学校山田分校校舎を、地域再生のために民間企業の工場誘致や施設誘致に活用する。	廃校校舎は、その建設時の国庫補助金の交付により処分制限期間の制約があり、教育目的や非営利公共施設以外への転用が事実上困難となっている。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	処分制限期間は、補助金等適正化法施行令第14条に基づき各省の長が定めるものであるが、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)を基礎とすることとされており、当該省令の改正を踏まえて学校施設の処分期間も縮減したところである。	3		国庫補助を受けて整備された学校施設の処分制限期間の適用は、大蔵省令が基礎となっており、当省として処分制限期間の短縮等の対応は困難である。				
鯉川村	大豆の特産品開発と健康・長寿の村づくり	1224	1224020	080570	国庫補助事業で整備した施設に係る目的外使用の承認	廃校となった小学校の有効活用を図るため、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認」事項の規制緩和。		2. 廃校の活用 地域資源を活かした内発型の地域づくりを推進するためには、廃校の活用は不可欠の条件である。しかし、現行制度では「鉄筋コンクリート造り」の場合、築後60年を経過しなければ転用ができないため、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認」事項の「同一地方公共団体における公共用又は公用に供する施設への転用」に、「特産品製造加工施設」を加えること。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	5		一般的に、補助事業完了後10年を経過した学校施設を、公共用施設として無償で財産処分する場合には、国庫納付金を不要とする取扱いをしており、この提案の趣旨の実現に当たっては、国庫納付金の返還を要することなく廃校施設等の財産処分が可能である。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答		
大蔵村	住民ニーズと地域特性を活かしたまちづくり	1225	1225020	080580	保育所・学校等補助金施設の目的外使用の認容	本村の過疎化による少子化は著しく、当初の予想を遙かに上回るものになっている。その結果、学校や保育所などは統合しなければ運営していけない状況になっている。特に赤松小学校においては、今年度入学生がゼロとなっており、なるべく早い時期での統合が必要になっている。そこで、統合した後空き施設を有効利用し地域活力の増進・交流人口の増加・地域産業の活性化推進を図りたいが、建築間もない赤松小学校を大蔵小学校に統合し、施設を活用する場合、国庫補助事業完了後10年という目的外使用制限期間があり、補助金返還が生じてくるため、制限期間の短縮をお願いしたい。また、他の補助金施設についても今後同様統合・その他の理由により使用しなくなったものは、目的外使用の認容をお願いし、各地域での教育の充実・福祉の充実のための中心施設としての活用を図りたい。	保育所や学校の統合を進め空いた施設等を歴史資料室・図書室・合宿所・宿泊通学体験所等、生涯学習施設として利用し、個性と魅力のある「ひとづくり」を進める。グリーンツーリズム体験宿泊場所として利用し、交流人口の増加を進める。福祉相談室、保健センターとして利用し、健康で安心して暮らせる地域づくりを進める。農産物加工・貯蔵施設や特産品開発所として利用し、地域産業の活性化を進める。高齢者向け共同住宅や高齢者生きがいづくり拠点施設として利用し、福祉の充実を図る。	財政難により、新たな活性化のための施設が建設できない今日、社会情勢の変化から本来の目的での使用価値が薄れた補助金施設を有効利用するためには、目的外使用の認容が必要である。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	1		地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。						
大田区	おおた“はばたき”プログラムによる地域再生構想	1233	1233020	080590	国庫補助金により取得した施設の転用に係る制限の緩和措置	補助金等の交付を受けて取得し又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、質し付けるに当たっては、各省庁の長の承認を必要とされている。また、転用等で、報告手続により承認があったものとして取り扱った場合でも、国庫補助事業完了時から起算して、別に定められた期間を経過するまでは所要の手続を経ることなく財産処分を行うことができないとされている。また、財産処分の承認に際しては、処分する部分の残存価格に対する補助金相当額を国庫に納付することになっている。このことについて、国庫補助金により取得した区立小学校に用途変更の必要が生じた場合には、変更する部分の残存価格に対する補助金相当額を国庫に納付することを廃止し、10年経過前に、他の施設等へ転用することを可能とし、承認手続については、当区議会の承認とする。	少子化による児童減少により、児童のよりよい教育環境を整備していくため、「大田区立小学校適正配置実施計画」を策定している。適正配置後の小学校施設の活用については、産業再生のための施設、保育園待機児童解消等子育て支援のための施設、高齢者施設、障害者施設等、教育施設以外の用途も計画・検討の範囲に含まれる。	国庫補助金等により取得した施設については、国庫補助事業完了時から起算して、最短でも10年間経過するまでは、転用等が行えない。大田区では平成7年に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」をうけて、震災時の避難所となる学校を重点的に5カ年で耐震補強した。その時点で用途変更が予定されていた学校を除き、その後用途変更の必要性が生じた学校についても、地震がいつ起こるかもわからないので、児童の安全重視の観点より、平成9年と12年に耐震補強工事を実施した。これらの理由により、制限期間の短縮と、承認手続の簡素化を提案する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	財産処分制限期間内であっても、国庫を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分することは可能である。この場合において、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、例えば、地方公共団体において補助事業完了後10年を経過した廃校施設や余剰教室を公共用施設に転用する場合には、国庫納付金を不要とする取扱いをしている。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、処分制限期間中の財産処分に当たっては大臣の承認を要することとなっている。	1 3		地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。国庫補助を受けて整備した公立学校施設の財産処分の承認に当たっては、その処分内容・方法や、処分を必要とする趣旨・背景などを総合的に勘案する必要がある。これらの当否は、公立学校施設に係る国庫補助金を所管する文部科学大臣において、補助金の適正な執行の観点から責任をもって判断すべきものである。						
小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	1240	1240010	080600	学校施設等の有効活用のための制限緩和(財産処分、目的外使用)	公立学校施設整備費補助金等で建設した学校施設等で、余剰教室や今後統廃合により廃校となる学校や児童福祉施設、農林水産施設等、補助金等により整備された施設の民間事業者による目的外使用が可能となるよう財産処分制限の緩和をお願いしたい。	補助金等の制限が緩和されることで、学校等の余剰教室の開放や施設譲渡が可能となれば、高齢者福祉(介護)、児童福祉(子育て支援)、健康づくり等のコミュニティービジネスを始めとする起業家に対する支援、さらには研究機関、情報通信事業者等の企業進出が誘発され、町民の健康増進の場の確保、雇用拡大、経済活性化が図られる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律では財産処分の制限を規定しているが、制限緩和により施設の統廃合が予定されている施設を始めとする既存公有施設の他目的利用・民間事業者等への譲渡、開放をしても補助金の返還を不要とする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	1		地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。						

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
静岡県	学校統合により廃止となる学校施設、用地を活用したまちづくり	1245	1245010	080610	学校統廃合等により廃止となる学校施設、学校用地の他の公共施設、公用施設への転用の容易化	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等についての局長裁定に含まれない公共施設、公用施設へ転用する際に補助金の返還、市債の繰上償還の免除。 学校用地を他の公共施設、公用施設へ用途変更する場合に市債の繰上償還を免除。	小学校の統廃合により廃止となる学校施設及び学校用地をNPOセンターなどに転用し、地域活動の拠点として利用し、地域の活性化を図る。	現状の制度では、予定している施設への転用する場合、補助金の返還と市債の繰上償還があり、改修費等も含めて財政負担が大きい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	5		一般的に、補助事業完了後10年を経過した学校施設を、無償で公共施設として財産処分する場合には、国庫納付金を不要とする取扱いをしており、この提案の趣旨の実現に当たっては、国庫納付金の返還を要することなく廃校施設等の財産処分が可能である。				
横須賀市	「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等」の改正	1256	1256010	080620	「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等」の改正	「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成9年11月20日文教施第87号文部省教育助成局長通知)の別表の適用番号2に営利を目的としない民間運営者に使用させる場合も含むよう改正する。	小中学校の空き教室を転用し、民間学童クラブが使用しやすくすることで、子育て支援をする。	現状では、公立学校施設整備費補助金を返還しなくてはならない。学校外で学童クラブに適した場所は少ない。のびのびと学童クラブ活動できる場所を提供し、子育て支援をする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	1		地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。				
神奈川県	グリーンツーリズムによる水源地域の活性化構想	1283	1283030	080630	小学校転用による施設再利用	補助金により整備された財産の効率的利用の促進	・小学校統合により廃止された校舎を再利用し、市民農園利用者の活動拠点、農業体験宿泊施設とする。 ・民間・NPO等への行政財産の貸付	・補助金導入施設の転用が規制されているため。 ・簡易宿泊施設の営業許可の規制があるため。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	1		地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。				
只見町	国庫補助取得財産の有効活用	1314	1314010	080640	国庫補助事業施設の民間への貸し出し、統合化による空き校舎の再利用	民間企業への貸し出し、統合中学校化による空き校舎の再利用を図る。	民間企業への貸し出し、統合中学校化による空き校舎の再利用を図る。	国庫補助事業で整備した施設については、処分制限期間内での目的外使用、貸し出し、譲渡はできないこととなっている	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	1		地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。				
喜多市	誘客による地域再生	1348	1348010	080650	補助金施設の多目的使用の許可及び手続きの簡素化	補助金施設の使用目的拡大の許可 補助金施設の目的外使用許可の緩和	現在使われていない分校を農業体験者滞在施設に改築する。	文部省の補助を受けた施設の目的外使用にあたるが、交流人口拡大や新規就農者育成のため既存施設を有効利用するため。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	5		一般的に、補助事業完了後10年を経過した学校施設を、公共施設として無償で財産処分する場合には、国庫納付金を不要とする取扱いをしており、この提案の趣旨の実現に当たっては、国庫納付金の返還を要することなく廃校施設等の財産処分が可能である。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
矢祭町	幼保一体化構想	1360	1360010	080660	町施設使用の効率化と民間委託することによる雇用促進	保育所児童の給食について外部搬入を認めてほしい。幼稚園の空き教室を利用して保育所として利用することによって、施設の効率的な利用が図られる。	平成16年4月より給食センターを民間委託する予定であり、保育所、幼稚園を一体化する予定である。	給食センターを民間委託することによって雇用の促進にもつながり、幼稚園を保育所として利用することにより、施設の効率化が図れる。		幼稚園園舎の余裕部分を転用して、保育所を設置することは、現行制度上でも可能である。	5		幼稚園園舎の余裕部分を転用して、保育所を設置することは、現行制度上でも可能である。				
大方町	テレワークによる地域再生・新規ビジネス創出	2008	2008010	080670	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正	学校施設の確保に関する政令の改正(目的外使用の緩和) (この政令の目的)第1条 この政令は、学校施設が学校教育の目的以外の目的に使用されることを防止し、もつて学校教育に必要な施設を確保することを目的とする。 (学校施設の使用禁止)第3条 学校施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外、使用してはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。 1. 法律又は法律に基く命令の規定に基いて使用する場合 2. 管理者又は学校の長の同意を得て使用する場合 3. 管理者又は学校の長は、前項第2号の同意を与えるには、他の法令の規定に従わなければならない。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(学校施設の確保に関する政令)の改正により、通信インフラの整備された商業高校の空き教室を、企業のテレワーク事務所として貸し出す。大方町は併う住宅の確保と関連の環境整備を行う。 【町にとつての効果】定住人口の増、交流人口の増、関連業務による新たな雇用の場の確保と新しいビジネス機会の創出、体験学習やe-ラーニングによる人材育成、都市部からの滞在者・移住者・外国人などと地元住民の交流促進による地域活性化 【学校にとつての効果】体験学習やe-ラーニングによる人材育成、授業で学んだことを即実践できる、都市部からの滞在者・移住者・外国人などと生徒の交流促進による開かれた学校づくり 【企業にとつての効果】豊かな自然環境と充実した生活環境の中で潜在型のテレワークを行うことにより、精神的にも肉体的にも健康を取り戻し、健全な従業員を確保でき、特別の福利厚生事業を行う必要がなくなる。 【従業員にとつての効果】都市部での受注活動とリゾート地での創作活動という往來型の就業形態実現により、高い生産性と間断的な生活を実現。大方町に存在する多様な自然環境やレジャー施設を生かし、趣味の場と仕事の場を統合した、新しいライフスタイルを享受できる。 【その他の効果】授業時間以外にも利用できることで通信インフラの有効活用が図られる。テレワークのための新たなインフラ整備の必要がない。学校の中で勤労社会日常的に触れることによって、学校で取り組んでいる職業体験が自然と行われる。商業高校(大方商業高校)の授業内容が、そのまま実践できる場が確保できる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に伴い、学校施設の確保に関する政令第1条及び第3条により、学校施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外、使用してはならないとされている。現在少子化に伴い、県立大方商業高等学校は入学者の減に伴い、生徒数が減少、学制の変更も協議されている。情報科を持つため同様の通信インフラは十分整備されているが、政令の定めにしたがい施設目的外の使用ができないため、授業以外での開放はされていない。一方、インターネットの普及で従来の雇用条件が確保されず、在宅勤務(SOHO)が可能な時代になり、企業の従業員の中には、自然が豊かな土地で、現在の仕事を望む者が増えてきている。企業も優秀な人材を確保するために、これまでのレベルを落とさずに業務ができるのであれば、従業員がどこに住もうとこだわらない企業も現れている。しかし地方ではまだ通信インフラ整備が十分でなく、思わぬような仕事環境にないことがあおり、学校のように公的な施設は比較的整備されており、その社会的インフラを十分に活用することが地域にとっても有益である。そこで前段の法律の改正により、空き教室と通信インフラを企業に開放し、学校の中にテレワークオフィスを構築しようとするものである。そのために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(学校施設の確保に関する政令第1条及び第3条)の改正を行い、弾力的運用を行うことで、学校の空き教室を利用し、通信インフラを活用したテレワークビジネスの展開が可能になる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等について(通知)」等	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	1		地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。				
臼杵市	スローライフと地場産業と観光の融合による日本の正しいふるさとづくり	2010	2010030	080680	地域産品加工製造を行うため、補助金施設の目的外使用の認容	臼杵市の新しい顔である「うすきいろ(白杵色・薄黄色)カボス」を利用した特産品の開発及び製造加工の一部を臼杵市給食センターで行うため、補助金施設の目的外使用の認容についてお願いしたい。その際、「地方債の繰上げ償還」「補助金の返還」といった事項が考えられることから、その点についても支援措置が図られるようお願いしたい。	完熟カボスを原材料として新たに付加価値のある地域産品づくりを行う。その具体的内容として 1. カボス生産農家の活性化。 2. 一部加工に携わる雇用の創出。 3. 流通販売等活性化。等が図られ、ひいては石仏、フグに続く臼杵市を代表する特産品への成長が期待できる。	給食センターの有効活用のために、目的外使用の認容をいただきたい。その際、「地方債の繰上げ償還」「補助金の返還」といった事項が考えられることから、当該事業が円滑に推進するよう、これら要件が不要となる措置をお願いしたい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条、第14条、学校給食施設補助交付要綱(昭和53年5月18日文部科学大臣裁定)	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条において、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないと規定されている。	5		現行でも、学校給食の実施に影響のない範囲で公益性がある場合は、文部科学大臣の承認を得た上で、補助金の返還を要せず学校給食以外にも使用することは可能。				
矢部町	統廃合による小学校跡地の活用	2093	2093010	080690	統廃合による小学校跡地の活用・農家民泊・農業体験に伴う諸規制の緩和	建設後の償還期間を過ぎているため跡地利用が出来ないため跡地利用が出来る施設の有効利用	自然の学校体験、地元の住民が先生となり、農業体験や農産加工体験、自然体験など多様な催しを実施、合宿や林間学校などの宿泊施設として利用する。料理等の食材は地元産品を利用する。	体制が不備であるためまずモデルケースが必要である。廃校というマイナスイメージがこの一例を基に地域活性化というプラスの材料になり得る。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	5		一般的に、補助事業完了後10年を経過した学校施設を、公共施設として無償で財産処分する場合には、国庫納付金を不要とする取扱いをしており、この提案の趣旨の実現に当たっては、国庫納付金の返還を要することなく廃校施設等の財産処分が可能である。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
近江八幡市	沖島21世紀夢プラン	2096	2096010	080700	離島における公立学校空き教室の民間活用	国庫補助で整備された離島の公立学校施設を、民によるまちづくり関係の研修所や、地域博物館に利用できることを提案するもの。	空き教室を民間(地域自治組織を含む)へ研修施設として貸し出すことにより、多様な知的情報や人材が集積し、地域との交流の中で、新規産業への学習や開拓ができる好条件を築く。 空き教室を利用した博物館を整備し、琵琶湖の漁村としての多くの貴重な文化歴史を、空き教室に博物館的に利用することによって、地域文化の発掘・継承や、多くの研究者・観光客を招く。	良好な公立学校施設があるが、離島の地域活性化のために利用できない	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	1		地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。				
兵庫県	「“つくる”から“つかう”」公的施設等活用構想	2098	2098010	080710	公的施設のリニューアルのための適化法等の柔軟な対応	地方債や国からの補助金で建設した公的施設等の目的外転用に当たり、地方債の繰上げ償還を不要とする。 転用の阻害要因(補助金の返還等)を除去する等適切な法的措置を講じる。 転用の際に必要な整備等の財源確保のため、リニューアル債を措置する。	・統廃合等により廃校となった学校の特産品製造施設への転用 ・市町・J A等の余剰施設の民間施設への転用等	現行では地方債や国からの補助金で建設した公的施設等を目的外転用する場合には、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律により、補助金の交付の決定が取り消され、期限を定めて、その返還が命じられることとなり、県・市町等の新たな財政負担が生じることから、地域の特性やニーズに応じた施設利用ができない。そこで、地方債の繰上げ償還を不要とする、転用の阻害要因(補助金の返還等)を除去する等適切な法的措置を講じる、転用の際に必要な整備等の財源確保のため、リニューアル債を措置するなどの措置を講じることが必要である。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	1		地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。				
愛媛県	遊休学校関連施設の活用による地域定住・活性化構想	2152	2152010	080720	補助金等により取得した財産の処分制限の緩和	「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業者等により取得し、又は効用の増加した財産の処分期間」(平成14年3月25日文部科学省告示第53号)の緩和 処分制限期間例示表の処分期間制限(年)のを削除しに統一 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成9年11月20日文教施第87号)「別表報告事項一覽」の適用拡大 適用番号2について、転用制限10年の短縮と市町村が進める地域振興のための施策による場合は、民間への売却、貸与についても適用	地域の活性化につながる施策の手段として、廃校施設や不要となった学校施設の一部を市町村が自由に処分できる年限を短縮するほか、転用制限期間の短縮、民間への売却、貸与を可能にするなどの財産処分の規制を緩和する。 現在取得年度によって2つに分かれている処分年限を短期間の方に統一するほか、取得後10年以内でも転用できたり、市町村が行う民間企業誘致や定住化、少子化対策など地域再生のための施策に当該施設を活用する場合は、民間への売却や貸与なども可能にすることによって、市町村の財産処分方法の選択肢を増やす。たとえば、不要となった教員住宅を、定住化施策の一環としてU(I)ターン者などに提供するなどの目的外使用を容認する。企業誘致のために廃校となった施設を民間企業に売却、貸与することなどを認める。	補助金等により取得した財産(学校施設)を処分する際、民間等に貸与する場合は、原則として国庫金の返納義務が生じる。例えば、廃校となった学校施設を地域活性化のために定住を希望する者に貸与することとした場合は、国庫金の返還義務が生じ、これがネックとなって、柔軟な活用方法が見出せない自治体もあると思われる。補助金適正化法の趣旨を逸脱しない範囲で、より柔軟に転用等の活用が図れるように財産処分の規制緩和を求めたい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。また、処分制限期間は、補助金等適正化法施行令第14条に基づき各省の長が定めるものであるが、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)を基礎とすることとされており、当該省令の改正を踏まえて学校施設の処分期間も短縮したところである。	5 1 3		入居見込みのない教員宿舎を無償により公営住宅に転用する場合には、国庫納付金を不要とする取扱いをしており、この提案の趣旨の実現に当たっては、国庫納付金の返還を要することなく廃校施設等の財産処分が可能である。 地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。 国庫補助を受けて整備された学校施設の処分制限期間の適用は、大蔵省令が基礎となっており、当省として処分制限期間の短縮等の対応は困難である。				
建設業協会郡山支部	郡山市湖南地区活性化計画	3003	3003010	080730	郡山市からの低価格による譲渡	既存学校施設に対する郡山市の権限を建設業協会郡山支部に移譲	年間を通じて学生及び社会人の合宿所としての利用を図るにより、各種人材の振興とそれにより生じる合宿所としての地域雇用の受け入れ。	郡山市からの既存施設の譲渡	地方自治法、条例等	地方公共団体が有する財産の管理や処分については、地方自治法、条例等に基づき、当該地方公共団体が行うものである。	6		国庫補助金の交付の有無にかかわらず、公立学校施設は設置者である地方公共団体が有する財産であり、その譲渡については当該地方公共団体において判断すべきものである。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
葛飾区議会	「小学校を拠点とした、地域コミュニティ活性化による、下町再生構想」	3016	3016010	080740	学校施設の建替えへの補助金の要件緩和	現状、学校の新・増・改築に関しては、様々な補助制度が準備されており、各自治体は、これらを総合的に活用している。しかし、それぞれ用途に制限があり、本案のように、大胆に民間活力を導入するような施設の活用方法は到底認められない。例えば、民間の書店、予備校、ｽﾎｰｯｸｱｯﾌﾟやｶﾌｪ等と複合化された学校が実現すれば、区民の利便性の向上や地域経済の活性化は十分見込まれる上、学校教育上の問題もないと考えられる。そのため、地域の判断で、学校と様々な施設の複合が可能となるように、学校施設の建築補助に関して、要件緩和が必要となっている。	学校を総合施設に建替える場合には、総合施設の建築費用全体のうち、学校教育の目的で使用する施設の費用について、その全体施設への割合に応じて、補助金が支給されるように、補助金制度の要件緩和を行っていただきたい。	左記28に同じ。	義務教育諸学校施設費国庫負担法、同施行令、同施行規則、公立学校施設整備費国庫補助要項	地方公共団体が学校施設を整備する際に、校舎や体育館の新増改築等に要する経費の一部について、法令等に基づき国庫補助を行っている。	5		公立学校施設と他の施設を一体的に整備する場合であっても、学校として必要な部分について国庫補助を行うとともに、学校施設と他の公共施設の有機的な連携を図るために必要となる共用部分についても補助対象としている。					
愛知県豊田市	都市農山村村生活活性化構想	1192	1192070	080750	既存公共施設の再生・有効活用に係る連携	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、施行令の利便性向上により、国庫補助施設の目的外利用の手續を簡素化に伴い、その再生・有効活用するための施策について連携を図る。「地域資源の再生・有効活用、地域資源活用促進事業(総務省)」	国庫補助を受けた廃校予定の学校施設等を利用し、地域連携交流促進施設建設を促進して、都市住民の農林業や山村地域住民との交流を活性化させることにより、地域活性化を促す。	国庫補助施設の目的外利用が認められ、かつその利用促進策を連携させることにより事業の推進の円滑化が図れる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	1		国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。			地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。			
福岡県	青少年科学技術立県運動	2138	2138030	080760	国有財産の使用目的の拡大	国立大学研究室や国立試験研究施設を活用したNPO法人等の活動や学校教育における校外学習を推進するために、目的外使用要件を緩和する	大学教員等が小中高校の教育現場に出向く出前講座と小中高校生を大学等の施設に迎え入れる校外学習を有機的に組み合わせるとともに、教員等の積極的な参加を促しながら施策の効果増大をはかる。	青少年科学技術立県運動の推進のためには、国立研究施設や研究員等の活用が不可欠であるが、一定の手続きが必要であり、そのための要件は欠かせない。また同様に、地域だけの取り組みでは限界があることから、国等の主催イベントの併催や財政措置等の積極的な協力が必要である。	国有財産法第18条第3項	2		国有財産法に「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる」と規定されている。			国立大学は本年4月より法人化されることとなる。法人化後は国有財産法が適用されないため、各法人の判断により使用を許可することが可能となる。			
福井県	廃校リユース(再生)構想	1086	1086010	080770	廃校施設の転用容認および国庫補助返還免除	児童生徒数の減少、市町村合併等により学校が廃校される場合において、当該校舎を地場産品特売所など、地域産業の活性化、雇用創出に資すると判断される施設に転用する場合には、国庫補助金の返還を要さないものとする。	廃校となる学校施設を、地場産品特売所、PR施設、伝統工芸練習場など、地域産業の活性化、雇用創出に資すると判断される施設に転用する。	市町村合併等により廃校となる学校施設の利活用が課題となっている。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	22 / 75	5		国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。			一般的に、補助事業完了後10年を経過した学校施設を、公共施設として無償で財産処分する場合には、国庫納付金を不要とする取扱いをしており、この提案の趣旨の実現に当たっては、国庫納付金の返還を要することなく廃校施設等の財産処分が可能である。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
十日町市	吉田スノーパーク整備構想	1094	1094010	080780	廃校校舎、体育館の地域経済活性化目的による財産処分の特例	公立学校施設整備費補助金を受けて取得した財産を譲渡、貸付等の処分を行うにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律」により文部科学大臣の承認を必要とするが、当該財産を地域経済活性化に有効的に活用することが認められる場合(当該財産を地元住民による任意の組合あるいはNPO法人等による経営で利益をあげる場合を含む)は、文部科学大臣への財産処分報告事項とし、当該財産の残存価格に対する補助金相当額を国庫に納付しないこととするよう提案するもの	この地域内に有するクロスカントリーコースは2009年開催予定の冬季国体クロスカントリー会場に決定しているため、さらなる良質なコースのための整備を計画的に本市では進めているところであるが、クロスカントリー競技練習会場としての機能向上のために必須条件である競技関係者の強化合宿等による短期、長期にわたる練習を可能とする施設設備が喫緊の課題であった。このため廃校となった小学校校舎及び体育館を地元住民に無償貸与し、地元住民の組織する組合あるいはNPO法人等によるクロスカントリー競技関係者の合宿など宿泊可能な施設として活用する。そのことにより合宿の購入、競技会場への選手等の輸送等地元住民の雇用拡大及び食糧調達における地産地消に結びつくとともに、大会参加者の利便性の向上が図られ、より一層の大会参加者、団体の増加が期待できる。	クロスカントリー競技大会会場としての整備に平行して、練習会場としての機能向上のために競技関係者の強化合宿等を可能とする施設設備が求められているが、競技関係者の経済的な負担の軽減が、競技関係者の強化合宿等を行うことができるワックス管理が重要であり、それらの作業を行うことができるワックス管理を備えた施設を新設することは大きな財政的負担を要するものである。そのためそれらの条件を兼ね備えて運営が可能な施設として、同コースを有する地域において廃校となった小学校校舎及び体育館の有効的な活用促進を図るもの。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	1		地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。				
愛知県豊田市	都市農山村共生活活性化構想	1192	1192030	080790	既存公共施設(幼稚園)の再編・活用	国庫補助事業完了後、10年を経過していない市立幼稚園を、学校法人又は社会福祉法人への無償貸与で、学校施設又は社会福祉施設の用に供する場合は、補助金返還条件の弾力的運用。	国庫補助を受けて建設した市立幼稚園を、多様化する教育保育ニーズに対応するための「豊田市立保育園・幼稚園民間移管計画」による民営化を図り、幼保一体化、及び早期に本市の課題である3歳児の教育保育ニーズに適切に対応していく。	民間活力導入、アウトソーシングは、地域再生の視点から重要であり、補助金返還は財政運営面から好ましくないため。		国庫補助事業完了後一定期間を経過した幼稚園園舎に、定員減により余裕が生じることがあり、この場合、国庫補助完了後10年を超える期間を経過していても、補助金相当額の国庫納付を補助金相当額の国庫納付を要せず無償貸与することを承認する取扱いを行っている。	5		「制度の現状」にあるように、公立幼稚園園舎の一部を、保育所として学校法人又は社会福祉法人に無償貸与する際に、補助金の返還を要しない取扱いをしている。				
村上市	村上市廃校校舎有効活用構想	1207	1207030	080800	廃校校舎地域再生支援措置	廃校校舎の転用若しくは財産処分に係る補助金相当額の納付義務の免除。	旧村上市立大栗田小中学校及び旧村上市立山辺里小学校山田分校校舎を、地域再生のために民間企業の工場誘致や施設誘致に活用する。	廃校校舎は、その建設時の国庫補助金の交付により、教育目的や非営利公共施設以外への転用では、残存価格の補助金相当額を国庫に納付する義務があり、自治体の財政的負担が大きく民間活力の導入が事実上困難となっている。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	1		地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答	
仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	1368	1368130	080810	学習トレーニング実施に係る余裕教室利用時の補助金返還緩和	学習トレーニングを学校の余裕教室を活用して実施する際には、学校施設の整備時点から短期間(5年間経過したもの)においても学校施設整備補助金の返還なしに利用できることとする。	本市が国際知的産業特区認定を契機として東北大学と共同で実施している「脳機能健康プロジェクト」を広く適用させるための社会システムとして構築し、市民が痴呆にならない健康的な生活を続けられるようにする。「脳機能健康プロジェクト」の最終的な社会システムとしては、民間の事業者が、各地域に存在する学校の余裕教室等を有効利用し自立的に運営する形態を目指しており、その期待される療法的効果、産業創出による経済効果から、全国的にも注目を浴びている。	健康寿命の延伸を実現するためには、身体的な機能の維持増進と同様に、脳機能の維持増進が重要と考えられることから、同様の普及支援措置が必要である。またトレーニングの学習内容は小学校低学年と同等であることから、児童と共同で実施することによる相乗効果と、地域コミュニティの創出効果もあり、そこに学校を使う必要性がある。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」		1	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。			地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。			
山形県	やまがた産業ルネッサンスプラン	1385	1385010	080820	ものづくり産業のコラボレート支援のための補助事業の弾力的運用	国庫補助事業で整備した職業訓練施設や県立高校を活用し、企業のコラボレート施設に転用する場合、補助金返還義務を免除するもの。	廃止した県立の職業訓練施設や県立高校を活用したコラボレート施設に、複数の企業が入居して、企業間の交流を通じて技術の向上や共同受注の推進を図るもの。	補助事業により整備した職業訓練施設等を「訓練事業」以外の用途に供する場合、補助金の返還義務が伴い、自治体の大きな負担となっているため。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」		1	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。			地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。			
大阪府	学校再編整備に伴う跡地活用	2036	2036010	080830	府立高校再編整備、小中学校の統廃合による学校跡地活用に伴う補助金返還の免除	府立学校及び小中学校の再編整備を進めるにあたり、施設整備費補助の国庫返還金について、承認、報告要件の一層の緩和を図り、特に統廃合による場合は、補助金の返還を免除する。(転用項目の拡充)建物撤去後の公園用地住宅用地など弾力的な措置を講じる。	府立学校及び小中学校の再編整備にかかる跡地の利活用の促進を図ることにより、地域における学校教育の活性化と地域雇用を促進し、ひいては教育行政及び地方財政の適正な運営に資する。	公立学校施設整備費補助金等の交付を受けて取得した財産(建物、用地等)の処分については、学校以外の施設へ転用する際は国庫返還金が生じることから、利活用が硬直化するという課題が生じている。そのため、承認、報告要件の一層の緩和を図り、特に統廃合による場合は、補助金の返還を免除する等利活用の活性化を図る。(転用項目の拡充)建物撤去後の公園用地住宅用地など	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	5	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。			廃校施設の敷地上に他の公共用施設を整備する場合において、廃校施設を解体する必要がある場合には、国庫納付金を不要とする取扱いとしており、この提案の趣旨の実現に当たっては、国庫納付金の返還を要することなく、廃校施設の財産処分が可能である。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
呉市	(仮称)広市民センター建設事業	2071	2071010	080840	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用免除	地域活性化の核となる公共施設の建て替えに当たり、既存施設の供用期間が一定期間を経過し、新たな施設が既存施設に比べ機能面での向上が見込まれ、なおかつ国庫補助金の交付を受けずに建設する場合には、既存施設の建設時に交付された国庫補助金の返還義務を免除していただきたい。 併せて国庫補助金を財源に建設した公共施設の財産処分制限期間見直しの検討をお願いする。	国庫補助金の返還義務の免除(効果...概算) 青年教育センター：6,250千円 武道場：3,300千円 保健所：未定	公共施設の建て替えに当たり、既存施設の供用期間が一定期間を経過し、新施設が既存施設に比べ機能面での向上が見込まれ、国庫補助金を財源とせずに建設する場合には、既存施設建設時に交付された国庫補助金の返還義務は、実体上不合理であるとともに財政的にもマイナス要因となる。	「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」(平成10年3月31日付文部省生涯学習局長裁定) 「公立学校施設整備費補助金(学校体育諸施設補助)等に係る財産処分の承認等について」平成10年10月23日各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長あて 文部省体育局長通知(当該財産処分について文部科学大臣の承認手続きを簡素化する旨の通知)		4, 5	-	社会教育施設については、特区第2次提案において財産処分の制限期間を撤廃することとした。(平成15年度中に措置) 社会体育施設整備費補助金により取得した施設の処分制限期間内の財産処分については、原則として処分する部分の残存価格に対する補助金相当額を国庫に送付することを条件に承認している。しかしながら、地方自治体独自の財源により改築する場合について納付金を要せずに承認している場合もある。				
足寄町 とかち ペレット 生産 組合	木質バイオマス未利用資源利活用構想	1016	1016010	080850	廃校学校利活用の用途変更	文部科学省が足寄町に、財産の処分の制限に関する承認の、権限移譲。	廃校学校体育館に、民間事業者で構成された協同組合が、木質ペレット生産工場を設置し、年間2,000tのペレットを生産し、足寄町新庁舎、消防庁舎、町民センターへの熱供給ボイラー150万Kcalに年間400t、その他一般住宅用ストーブにペレットを供給する。	体育館の用途変更は、補助金返還となることから、民間事業者の負担が大き過ぎるため、事業が円滑に進まない。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項		3		国庫補助を受けて整備した公立学校施設の財産処分の承認に当たっては、その処分内容・方法や、処分を必要とする趣旨・背景などを総合的に勘案する必要があり、これらの当否は、公立学校施設に係る国庫補助金を所管する文部科学大臣において、補助金の適正な執行の観点から責任をもって判断すべきものである。				
足寄町 とかち ペレット 生産 組合	木質バイオマス燃焼機器製造構想	1017	1017010	080860	廃校学校利活用の用途変更	文部科学省が足寄町に、財産の処分の制限に関する承認の、権限移譲。	廃校学校体育館に、民間事業者で構成された協同組合が、ペレットストーブの組立工場を設置し、年間100台の販売を目指す。	体育館の用途変更は、補助金返還となることから、民間事業者の負担が大き過ぎるため、事業が円滑に進まない。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項		3		国庫補助を受けて整備した公立学校施設の財産処分の承認に当たっては、その処分内容・方法や、処分を必要とする趣旨・背景などを総合的に勘案する必要があり、これらの当否は、公立学校施設に係る国庫補助金を所管する文部科学大臣において、補助金の適正な執行の観点から責任をもって判断すべきものである。				
下郷町	交流促進による地域づくり	1184	1184010	080870	教育施設の目的外使用に伴う補助金返還の免除等	急速な少子化に伴い休校となっている小学校(分校)校舎など統廃校が余儀なくされている小学校分校校舎について、交流の促進の拠点となるよう多目的に活用するための施設として再生活用するため、目的外使用(転用)を容認し、補助金返還の免除や起債の返還免除又は段階的返済の容認	統廃合により廃校校舎となる予定の学校教育施設(橋原小学校戸赤分校校舎と江川小学校大内分校)について幅広い年齢層の長期滞在を加味した多目的な交流施設に改修し、交流の拠点とすることにより、町内全域の交流人口の増加につながり、地域経済の活性化や雇用創出が得られる。	当町では、平成17年度から小学校の統廃合を行い、各分校を廃校にする予定であるが、校舎施設の活用には補助金等の返還が生じることから課題とされていたが、地域再生構想の支援による、地域事情に合った転用の容認を必要としているため	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	5		一般的に、補助事業完了後10年を経過した学校施設を、公共用施設として無償で財産処分する場合には、国庫納付金を不要とする取扱いをしており、この提案の趣旨の実現に当たっては、国庫納付金の返還を要することなく廃校施設等の財産処分が可能である。				
愛知県 豊田市	都市農山村生活活性化構想	1192	1192020	080880	既存公共施設(小学校等)の再編・活用	国庫補助における利用条件・補助金返還条件を見直し、目的外利用を可能とする手続きの簡素化	国庫補助を受けた廃校予定の学校施設等を利用して、地域連携交流促進施設を設置して、都市住民の農林業や山村地域住民との交流を活性化させることにより、地域活性化を促す。	現状、起債事業や国庫補助事業における目的外利用は、繰上償還や補助金返還を条件として、国庫補助公共施設の目的外利用を容認しており、繰上償還や補助金返還を不要とすることにより、公共施設の有効利用を促進させる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	1		地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
村上市	村上市廃校校舎有効活用構想	1207	1207010	080890	廃校校舎地域再生支援措置	廃校校舎の転用に関する文部科学大臣の承認事項の撤廃、若しくは簡略化。	旧村上市立大栗田小中学校及び旧村上市立山辺里小学校山田分校校舎を、地域再生のために民間企業の工場誘致や施設誘致に活用する。	処分制限期間内の廃校校舎の転用において、事前に文部科学大臣の承認が必要であり、小規模自治体においては事務の複雑さや承認課程の事務的負担が大きく、民間資金の活用などを含め有効活用検討の妨げとなっている。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	1		地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。				
飯川村	小学校廃校利用による幼稚園、保育所の一体的運営	1223	1223010	080900	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の緩和	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認の期間の短縮	廃校となった学校の有効活用を図るため、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認が国庫補助完了後10年の縛りを緩和いただくことにより、保育所、幼稚園への活用が促進される。	本村は、過疎地域のため、財政難により、多額の補助金等の返還は困難である。一方、保育所に於いては、老朽化がはなはだしく、危険性があり、日当たりが悪いなど、保育環境も悪い。また、保護者のニーズも多様化しており、保育所できる施設があるにもかかわらず、補助金等の縛りから活用できないでいる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	1		地域再生構想の枠組みの中で、廃校校舎等の財産処分に係る国庫納付金の要否について、弾力的な制度運用が行えるよう、検討を行う。				
河東町	国際観光ネットワーク河東学園構想	1118	1118020	080910	学校施設での食加工生産・飲食サービス	学校施設での学習や地域農業や地域教育、交流観光に貢献できる食加工生産・飲食サービス	夜間・土日祭日の学校給食設備の有料利用 飲食サービス ・地元農家の出前料理講座としての旬な野菜山菜レストラン ・地元農家の出前料理講座としての地元交流のためのミニコンサート発表会+食パーティ ・地元農家の出前料理講座としての農産物加工・生産 ・私シェフの河東料理発表の司刊講座	地域の旬な野菜や山菜、地域産物の「地域学・地元学」としての学習利用を図りたい。 地域の旬な農産物と農家潜在力、商工業者のネットワーク協働による国際交流観光事業の展開による新たな異業種ネットワークの実現を図りたい。 生命産業ともいえる農業と農家、農村の再構築と生きる力を学習する子供達の体験交流・自己発見としての『食交流学園』の実現を図りたい。	学校の設置者の判断により、地域の食材を使用した学校給食を活用するなど多様な食に関する教育が実施されている。	5		現行でも、学校給食の実施に影響のない範囲で公益性がある場合は、文部科学大臣の承認を得た上で、学校給食以外にも使用することは可能。	提案にあるような内容であれば公益性がある場合として、実現できると考えてよいか。	5		提案においては、夜間・土日祭日に学校給食以外の目的に使用することとなっていることから、学校給食の実施には影響がないと思われる。 また、地域再生の観点からも公益性等に資するものと思われることから、実現可能。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
秋田県	高齢化に対応したまちづくり構想	1186	1186010	080920	学校給食センターにおける高齢者向け配食サービスの実施	学校給食センターを活用した高齢者用の食事サービスの実施 ・文部科学省と厚生労働省の施策の連携、一元化 ・学校栄養職員の業務要件緩和	高齢者への配食が地域の経済事情や自治体の財政事情で十分対応できない地域において、学校給食センターの機能や学校栄養職員を活用して、本来業務に支障のない範囲で高齢者用の配食サービスを実施する。 このことにより、地域における在宅及び施設入所高齢者の配食が行いやすくなり、地域に住む高齢者の生活利便性が向上する。また、効率的な施設の管理運営により市町村財政負担の軽減が図られる。	少子高齢化が全国的に最も進行している本県においては、児童生徒数の減少が続く反面、高齢者の増加が著しい。このため、高齢者への食事提供のニーズは高まっており、既存の学校給食センターの本来的な機能を損なわず、地域の実情に合わせて、高齢者用の食事を作るよう、条件整備を進める必要がある。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条、第14条 学校給食施設補助交付要綱(昭和53年5月18日文部科学大臣裁定)	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条においては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないと規定されている。 学校栄養職員の職務内容については、学校栄養職員の職務内容(昭和61年3月13日文部省体育局長通知)において、主たる職務内容として、学校給食に関する基本計画への参画、栄養管理、学校給食指導、衛生管理、物資管理などを示している。	5		現行でも、学校給食の実施に影響のない範囲で公益性がある場合は、文部科学大臣の承認を得た上で、学校給食以外にも使用することは可能。 学校栄養職員が高齢者への配食サービスに従事することについては、学校栄養職員の本来の職務遂行に支障のない範囲で現行制度で対応可能である。なお本地域再生構想に関わる学校栄養職員の具体的な業務内容等については、詳細な検討はなされていないが、地方公務員法等による兼職発令の手続きの必要性等については、任命権者等において適切に判断することである。	提案にあるような内容であれば公益性がある場合として、実現できると考えてよいか。	5		提案においては、「本来業務に支障のない範囲で高齢者用の配食サービスを実施する」とあることから、学校給食の実施には影響がないと思われる。 また、地域再生の観点からも公益性等に資するものと思われることから、実現可能。
福島県商工会連合会	広域給食センタープロジェクト	3062	3062010	080930	給食施設の民間生活の促進	給食施設の柔軟活用に関する地方公共団体の理解	給食施設の広域的柔軟な活用により、在宅高齢者向け弁当の食材、病院食の提供など多様な活用ができる。また、機械で野菜をカットしないで手作業で加工調理できるため、主婦、高齢者、障害者の雇用促進を図ることができる。同時に地元産の規格外の野菜を消費でき、地産地消にも貢献できる。	学校給食法(施工令・施工規則・衛生・栄養・安全)で作られた地方公共団体の給食施設を多目的で活用することの障害を排除することによって、ビジネスチャンスの創出と地域の食文化を見直しできる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条、第14条 学校給食施設補助交付要綱(昭和53年5月18日文部科学大臣裁定)	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条においては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないと規定されている。	5		現行でも、学校給食の実施に影響のない範囲で公益性がある場合は、文部科学大臣の承認を得た上で、学校給食以外にも使用することは可能。	提案にあるような内容であれば公益性がある場合として、実現できると考えてよいか。	5		提案においては、学校給食の空き時間を利用して実施することから、学校給食の実施には影響がないと思われる。 また、地域再生の観点からも公益性等に資するものと思われることから、実現可能。
パークテック株式会社	災害時に備えを持つ地域避難施設の充実と活性化プロジェクト	3072	3072020	080940	学校給食施設の民間への利用手続きの簡素化	学校給食施設は児童の給食のみに利用できる施設となっているがそのために利用率が給食のある日の午前中に限られ利用率が非常に低い。学校給食施設の施設利用率をあげ、児童への給食のみならず、広く一般の販売もすることにより初期投資の償却をはやめると共に、地域雇用にも貢献できる運営を行う。また災害時などにもご飯などの調理ができるための設備として利用できるようにする。	災害時などにもご飯などの調理ができるための設備として電気のみでも調理できる電化厨房設備、特に炊飯設備をもった給食施設として稼働率を上げ雇用促進と製品販売をする。	給食施設の稼働率は給食のある日の午前中に限られ利用率が非常に低く休日も稼働しない。給食施設稼働率向上による初期投資費用の償却期間を短縮し、災害などの緊急時に避難施設としての機能を確保する。また、地域雇用に貢献し近隣地域に製品を販売する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条、第14条 学校給食施設補助交付要綱(昭和53年5月18日文部科学大臣裁定)	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条においては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないと規定されている。	5		現行でも、学校給食の実施に影響のない範囲で公益性がある場合は、文部科学大臣の承認を得た上で、学校給食以外にも使用することは可能。	提案にあるような内容であれば公益性がある場合として、実現できると考えてよいか。	5		提案においては、学校給食の空き時間を利用して実施することから、学校給食の実施には影響がないと思われる。 また、地域再生の観点からも公益性等に資するものと思われることから、実現可能。
小田原市	社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)の培養によるにぎわいの創出	1031	1031030	080950	図書館施設の有料貸し出しによる利用の促進	図書館法により使用料を徴収できないとされている図書館施設のうち、会議室や視聴覚ホールについては使用料を徴収しつつ広く文化芸術活動や発表会に利用できるようにする。	図書館施設は図書館活動以外には利用できないことから、利用頻度が低い施設もあるが、利用対象を拡大し、他の社会教育施設同様に使用料を徴収することは図書館法上禁じられている。	図書館法第17条	図書館法第17条において「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定されているところ。	5		図書館における会議室、視聴覚ホール等の利用が、ご提案にあるように文化芸術活動等に活用されるものであり、「図書館資料の利用」に直接関係をもたない場合には、図書館法第17条に規定するところの「その他図書館資料の利用」に当たらず、使用料の徴収は可能。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
都路村	資産の他目的活用による推進	1133	1133010	080960	補助金建設施設に係る他目的使用への要件緩和	補助金により建設した施設を、変化する地域住民の要望、実情に即して、改修及び他目的への使用を可能とする	時代や地域のニーズの応じた施設利用を効率的に行える。また、施設の有効活用や工事期間の短縮及び建設費用や改修費用の削減が行える	施設に対するニーズは、時代や地域住民のニーズにより刻々と変化をしている。施設もそれに合わせて、改修や他目的に使用することにより、目的やニーズに即し効率的にいつまでも使用できるため、補助金等に関する要件を緩和していただきたい。	-	-	5	-	公立社会教育施設整備費補助金を受けて建設した施設を他の公的施設として多目的に使用する場合には、社会教育活動の確保を条件に、柔軟に対応しているところ。 なお、ご提案にあるように交流の促進を通じた地域の活性化などについては、教育・文化・スポーツを通じた地域づくりの観点から、支援できるものについては積極的に対応してまいりたい。					
さいたま市	市民と行政の協働(コラボレーション)によるまちづくり構想	1209	1209020	080970	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認条件の緩和	公民館を従来の生涯学習活動の拠点のみならず、NPOやボランティア団体の活動拠点としての機能や役割を持たせることとした場合についても、財産処分を承認し、補助金の返還を行わなくても済むよう、承認条件の緩和を求めるものである。	公民館を従来の生涯学習活動の拠点のみならず、NPOやボランティア団体の活動拠点としての機能や役割を持たせることにより、市民と行政との協働(コラボレーション)を推進する。	本市においては、財産処分の承認の対象となる公立社会教育施設整備費補助金が約5億5千万円と多額であり、承認が得られないと事業実施そのものに影響しかねないため。	社会教育法第20条	社会教育法第20条において「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されているところ。	5	-	地域の実情に応じて地域住民に多様な学習機会が提供できるよう、従来の生涯学習拠点のみならず、NPOやボランティア団体等の拠点として公民館を位置づけることは、財産処分を終ることなく可能である。今後とも、NPOやボランティア団体等との積極的な連携が図られるよう努めてまいりたい。					
豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想	1262	1262050	080980	NPOの学校、市民館などの利用緩和	NPOなどが市民館を利用し、公益的社会貢献活動を行う場合、社会教育法に制定されている規制を緩和する。	施設の継続使用や利用時間の延長が認められれば地域に密着したNPO活動が可能になり、継続的なサービスを提供できる。NPOの活動には多くの市民が関わることが期待でき、市民主体のまちづくりにつながる。	NPOは非営利活動の中で収益事業を行うことができるが、その扱いにおいて、企業の営業活動と同様にみなされることが多くあり、利用制限がかかることがある。	社会教育法第23条第1項	社会教育法第23条第1項により、特定の営利事業に公民館の名称を利用させること、その他営利事業を援助すること等が禁止されているところ。	5	-	社会教育法上禁止されている「営利事業を援助すること」とは、一般的に「特定の営利事業者に対し、公民館の使用について特に便宜を図り、もつて当該事業者に利益を与え、その営業を助けること」をいう(平7局長通知)のであって、地域の課題に応じてNPO等が公民館を利用し、もつて多様な学習機会を提供することは何ら問題ない。					
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277020	080990	地域交通アクセスの改善	・民間企業(企業、病院、ホテル等)が所有する遊休バス等の利活用による公共交通機能の充実 一般旅客自動車運送事業の免許要件の緩和、自家用自動車における有償運送の許可要件の緩和など ・自転車利用休憩施設の整備促進 市街地内と郊外部を結び自転車移動のネットワーク化を図るため、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の規制緩和により、農道や隣接する農地に休憩施設や駐輪場の整備を可能にするるとともに、公民館等既存施設の有効活用を図れるようにする。	・企業等が所有する自社バスや遊休バス(白ナンバー)を活用し、民間主導で地方公共団体と有料バス事業を共同運営することにより、自社職員や訪問客等に加えて地域住民の移動手段として活用し、地域公共交通機関の拡充を図る。 ・既存の交通資源を民間の活力を活かしつつ最大限有効に活用するためには、現行法の規制緩和や弾力的な運用が必要となる。 ・郊外における農道やその隣接農地に、休憩施設やバス停隣接駐輪場等を整備する。 ・既存の施設(補助金等で整備した公民館や集会所等)の一部を休憩施設として活用する。	・既存の交通資源を民間の活力を活かしつつ最大限有効に活用するためには、現行法の規制緩和や弾力的な運用が必要となる。	社会教育法第20条	社会教育法第20条において「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されているところ。	5	-	公民館の一部を休憩室として用いることなどを通じて、地域の活性化を図ることは、まちづくりの観点からも有意義であり、現在でも可能。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
浜松市	世界都市浜松・地域経済振興構想	1287	1287030	081000	公民館の施設利用拡大と補助金の要件緩和	公民館の管理運営を規定する社会教育法第20・22・23条(公民館の目的、事業、運営方針)を緩和し、本来の目的を阻害しない範囲で、民間事業者の施設利用を認める。	公民館施設の利用を社会教育活動に限らず、地域経済の活性化に資する活動に拡大することで、コミュニティビジネス、起業家創出やベンチャー企業育成のためのインキュベーション施設として、公民館を起点としたビジネスコミュニケーションの場を提供する。詳細な利用規約や対象は、市独自で策定し、既存の社会教育活動を妨げない管理運営を進める。	地域経済の振興のため、公民館の民間事業者への利用拡大を図り、コミュニティビジネスや新たなビジネスの場として活用を図る。	社会教育法第20条、第22条、第23条	社会教育法第20条、第22条で公民館の目的及び事業が規定されているところ。社会教育法第23条第1項により、特定の営利事業に公民館の名称を利用させること、その他営利事業を援助すること等が禁止されているところ。	5	-	社会教育法上禁止されている「営利事業を援助すること」とは、一般的に「特定の営利事業者に対し、公民館の使用について特に便宜を図り、もって当該事業者に利益を与え、その営業を助けること」をいう(平7局長通知)のことであり、地域の課題に応じて民間事業者等が公民館を利用することは、公民館の目的を妨げない限度において、問題ない。なお、教育・文化・スポーツを通じた地域づくりの観点から、支援できるものについては積極的に対応してまいりたい。				
愛知県、豊橋市、蒲都市、田原市、御津町	国際自動車産業交流都市	1352	1352010	081010	補助整備施設の目的外使用の容認	異なる複数の補助金を受けて建設した複合公共施設(ライフポートとよはし)の多目的利用を容認する。そのため、補助金の返還を不要とする。また、地方債の繰上返済を不要とする。	現在、「ライフポートとよはし」における3つの機能(勤労青少年ホール・婦人会館・大ホール)に分類されている施設を改修・相互管理運営することにより、管理運営費の削減や施設の使用における利便の向上を図ることが可能となる。また、コンベンション機能を備えることにより、自動車関連分野などを中心とした展示会や国際会議などを開催することが可能となる。	現在、ライフポートとよはしは、公の施設として豊橋市が管理運営しているが、複数の補助金要綱に定められた目的に従って運用されているため、柔軟な利用には限界がある。三河港の中心部に位置することから、この施設を各種イベント会場など最大限に活用することにより三河港の機能の向上が可能となる。	「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分承認等について」(平成10年3月31日付文部省生涯学習局長裁定)	公立社会教育施設整備費補助金を受けて建築した施設の財産処分にあたっては、「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」(平成10年3月31日付文部省生涯学習局長裁定)により扱っているところ。	5	-	「公立社会教育施設整備費補助金」を受けて建築された施設の目的外使用等については、社会教育活動が引続き担保されるのであれば、柔軟に対応しているところであり、補助金の返還を必ずしも要するものではない。				
多治見市	多治見市教育再生計画	1380	1380030	081020	公立公民館の有効的活用	社会教育法に基づき設置している市立公民館を、社会教育法の特からはずしコミュニティセンターとして施設の利用形態を変更し、規制緩和を図ることによって、地域住民がより生活に密着した利用ができるよう施設の転用を図る。	公民館では社会教育法の規定により、政治、宗教、営利事業に係る使用ができないことになっている。したがって市民から「冠婚葬祭、法事等の市民に密着した行事」、「地場産業である陶磁器の展示販売等の営業活動」、「支持政党の勉強会等政治行為」ができる施設としての要望があることから、こうした行為ができる施設として運用を図る。	政治、宗教、営業行為の禁止により利用に対する規制があり、規制のない施設として転用を図ることにより、施設の有効利用が促進される。	社会教育法第23条	社会教育法第23条により、公民館の非営利性と政治的中立性、宗教的中立性が定められているところ。	5	-	社会教育法上禁止される営利を目的とする事業とは、財産上の利益獲得だけをもたら追及する事業であって、収益をあげる事業が当然に禁止されるものではなく、特定の催しもの等に施設を貸す場合なども、住民の福祉のために行われるものであり、催しもの主催者に特別の利益を与えるものでなければ、営利事業の援助に該当しない。また、政治的中立性についても、特定の政党の利害に関する事業を行うことと、選挙にあたり特定の候補者を支持することが禁止されるのであり、政党による勉強会に公民館を貸す場合であっても、他の政党と公平な扱いが確保される限り、違法ではない。さらに、宗教的中立性については、特定の宗教内容を支持すること及びそれを信仰する団体である教派、宗派、教団を支援することが禁止されるのであって、ご指摘の「冠婚葬祭、法事等の市民に密着した行事」であっても、公民館の目的等を妨げない限度において、実施することは可能である。				
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039020	081030	合併に伴う施設の利用目的変更に関する公民館の利用規制の緩和	社会教育法の一部規制緩和。	公民館においても、営利を目的とする活動が可能となるよう規制を緩和し、住民が利用しやすいようにする。	社会教育施設等では、営利を目的とする活動が禁止されているため、こうした活動を行うために別の公共施設を整備することが住民から求められ、非効率的である。	社会教育法第23条第1項	社会教育法第23条第1項により、公民館がもたら営利を目的とする事業を行うこと、特定の営利事業に公民館の名称を利用させること、その他営利事業を援助することが禁止されているところ。	5	-	社会教育法上禁止される営利を目的とする事業とは、財産上の利益獲得だけをもたら追及する事業であって、収益をあげる事業が当然に禁止されるものではない。また、「営利事業を援助すること」とは、一般的に「特定の営利事業者に対し、公民館の使用について特に便宜を図り、もって当該事業者に利益を与え、その営業を助けること」をいう(平7局長通知)のことであり、営利事業者等が公民館を利用することは可能である。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
加茂町	加茂町中心市街地活性化構想	2070	2070010	081040	小規模市街地でもできるよう採択要件の緩和と授産施設を公民館施設とする利用制限の緩和	まちづくり総合支援事業が平成15年度をもって終了し、新たな制度を現在検討されているところで、小規模市街地でもできるよう採択要件の緩和と合併に伴い公民館施設を整備していく必要がある中で、授産施設を公民館として改修し利用していく。	まちづくり総合支援事業が平成15年度をもって終了し、新たな制度を現在検討されているところで、小規模市街地でもできるよう採択要件の緩和と合併に伴い公民館施設を整備していく必要がある中で、授産施設を公民館として改修し利用していく。				6	-	提案内容は、授産施設の公民館への転用であり、厚労省に係るもの。 なお、教育・文化・スポーツを通じた地域づくりの観点から、支援できるものについては積極的に対応してまいりたい。				
三木市	公民館の地域活動センターとしての活用	2127	2127010	081050	社会教育法第20条に定める公民館の目的の拡大	市内の市立公民館を住民主体の地域づくりの拠点施設としても活用したいので、社会教育法第20条に定める「教育、学術及び文化に関する各種の事業」という公民館の目的をより、幅広い範囲に広げてもらいたい。	1 公民館を地域の福祉活動、環境保全活動等地域づくりの拠点とする中で、住民主体の地域づくりが進む。 2 公民館を地域住民やNPOで管理運営してもらうことで、行政経費の削減が図られるとともに、よりきめ細かな住民サービスが提供できる。	公民館は社会教育法に定める生涯学習のための施設と位置づけられているが、そのような限定的な目的では施設の有効活用の点で不十分である。	社会教育法第20条	5	-	社会教育法第20条は、「教育、学術及び文化に関する各種の事業」を通じて地域住民の教養の向上等を図り、生活文化の振興等の増進に寄与することを公民館の目的とすると規定しているのであって、法律上列挙されている事業は例示列挙であり、公民館を住民主体の地域づくりの拠点としても活用することは、何ら問題はない。 なお、地域住民が積極的に参画し、公民館を通じた地域づくりを行うことは望ましいことであり、今後とも、教育・文化・スポーツを通じた地域づくりの観点から、支援できるものについては積極的に対応してまいりたい。					
大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町 掛合町 掛合町 掛合町 掛合町 掛合町 掛合町 掛合町	生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくりふるさと再生構想	2133	2133010	081060	公の施設の市民等の活用	公民館等の公共施設の利用制限の緩和と施設及び設備改修に係る制限の緩和	住民自治の拠点機能を新設拡充することが求められており、補助制度を導入して建設した公民館施設等の公の施設の利用制限の緩和が求められる。「住民安心サロン」や「福祉食堂」、「情報拠点」などとしての活用を考えている。なお、利用者としては「地域自主組織」を想定しており、施設の自主管理とあわせ、地方自治法244条の2による長期かつ独占的利用も検討。これにより、市民主体のまちづくりの推進、コミュニティビジネスの立ち上げ、地域経済の活性化を図る。	地域の自主組織が、補助制度の活用により建設された公の施設を利用する際に、建設当初の目的とは異なる利用をするための規制緩和が必要。利用目的の限定や、施設の改造や改修の制限の緩和。	社会教育法第20条	5	-	社会教育法第20条において「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際に生活に即する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されているところ。					
小田原市	社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)の培養によるにぎわいの創出	1031	1031010	081070	史跡等購入費補助金により購入した土地の有効活用	国庫補助により購入した史跡等の土地について、史跡の復元整備のできる環境が整うまでの間、更地として保有するのではなく、地下の遺構を傷つけない範囲で他の用途への一時転用を認める。	史跡については居住者の同意を得て公有地化しているが、順次購入しているためまとまった広さがなく、現在はポケットパークとして活用しているもの、中心市街地の一等地であることから、臨時的駐車場やミニギャラリーなどに活用し、来訪者の利便や市民の芸術・文化の育成・交流の場として有効活用を図る。	史跡については保存・復元整備のために購入を図っているが、整備できる環境が整うまでには50年以上の期間が見込まれる。この間、他の用途に一時的転用するには国の補助金を受けていることから制約がある。	文化財保護法第80条1項、第81条の2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第11条	3		当該史跡指定地は、国庫補助により文化財としての価値を後世にわたって保存することを目的に、小田原市が事業者として公有化を行ったもの。したがって、当該地は、「史跡」として広く住民に親しまれ活用されるべき文化財であり、補助目的からも史跡と無関係な駐車場等集客インフラ施設の設置は、認められない。	地域再生を支援する観点からは、要望にもあるように遺構を傷つけない範囲で一時転用を認めるものであれば、それを認めてもよいのではないかと。補助金の趣旨も助成しつつ、具体的などのような条件の下で認められるかなどについて再度検討されたい。			地方公共団体が史跡等購入費補助金により公有化した史跡等に指定された土地について、史跡等保存・活用のための整備を行うまでに一定の期間を要する場合、次の要件に該当するものにおいては、他の用途に一時転用することを認める。文化財保護法による現状変更の許可が可能な範囲内での転用であること 史跡等を公有化した後、当該箇所の保存・活用のための整備について、予算措置を含めて明確な整備計画を有していること 整備を行うまでの短期間に限定されたものであること 転用にやむを得ない合理的な理由を有すること 史跡等であることの対外的な表示が明確になっていること 転用中、文化財保護の観点からの管理が適切になされているものであること等の条件に適合する場合のみ一時転用を認めることとする。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
下郷町	交流促進による地域づくり	1184	1184040	081080	史跡の有効活用のための施策容認	史跡(歴史の道)を地域住民が交流促進のために有効活用するために、地域住民が最小限の整備を図るための規制緩和	史跡(歴史の道)である下野街道を地域住民により、昔ながらの工法で維持管理していくことにより、街道を来訪者が利用しやすくし、長期滞在型の観光地づくりが得られる	下野街道は国の史跡をして指定されていることから、現状の変更が困難な状況であるが、大内宿をはじめとした来訪者が、容易に歩けるように最小限の整備行っていく、単なる保存としての史跡から体験型の史跡として活用するため	文化財保護法第80条第1項及び第2項、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条	維持管理を行うなどの現状変更は、「原状復旧」として取扱っており、同法80条第1項ただし書を適用し許可申請は不要。	5		「制度の現状」欄により、すでに実現が可能。				
福島県白河市	南湖公園再生計画	1204	1204010	081090	森林整備に対する文化財保護法の法規制緩和	南湖における、散策管理道の設置や除間伐、補植などの施策を実施する場合、文化財保護法の史跡名勝天然記念物に関する、樹木を個体として管理しており、伐採や後継樹育成のための補植については、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、許可を受けなければならない」の適用規制を受けるため同法の適用除外とする。	専門家及び住民も交え、現地の状況に応じた整備や管理のあり方の計画策定とそれに基づく整備の推進に資する。	文化財保護法は現存する樹木を個体として管理しているため、森林管理としての伐採や後継樹育成のための補植や新たな散策道の設置に大きな制約がある。	文化財保護法第80条第1項	5		「保存管理計画」管理基準の範囲内で、景観保持のための伐採・補植は許可が可能。					
福島県白河市	南湖公園再生計画	1204	1204050	081100	農業用ため池としての南湖の整備に対する規制の緩和	利水及び親水施設である南湖の機能維持・強化に向けた施設整備のために、文化財保護法上、重要文化財施設等の区域であっても、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときの許可について、ため池管理者が維持管理に必要な施設を一体的に整備できるように規制を緩和する。	ため池としての水利施設の整備や堆積土砂の浚渫と併せてため池周辺の親水・景観保全のための施設を整備する地域用水環境整備事業を実施する。	南湖一帯は文化財保護法によって地形の浚渫と併せてため池周辺の親水・景観保全のための施設を整備する地域用水環境整備事業が実施されているため、事業の実施が困難であることから、当該法規制を緩和する。	文化財保護法第80条第1項	5		「保存管理計画」管理基準の範囲内で、景観保持のための伐採・補植は許可が可能。					
福島県白河市	南湖公園再生計画	1204	1204070	081110	文化財保護法の規制緩和	文化財保護法第80条(現状変更等の制限及び原状回復の命令)の規制を緩和し、通常の維持保全事業の行為が円滑にできる措置を講じる。	南湖公園の水質浄化対策(浄化施設設置)護岸の修復	悪化している水質を早期に改善するため	文化財保護法第80条第1項	現状変更の許可基準として、白河市及び白河市教育委員会により策定された「保存管理計画」に沿って判断を行っている。	5		原則、「保存管理計画」に沿って判断しているものの、水利施設等の公益性が高いと認められる整備計画については、景観や土地形状の維持など文化財保護との両立を図りつつ許可が可能。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
松島町	マリンプラン21	1213	1213010	081120	文化財保護法による特別名勝松島保存管理計画の現状変更の取扱い	マリンプラン21に位置づけしている、マリンプラン松島水族館新築に係る宮城県が定める特別名勝松島保存管理計画による現状変更の取扱い方針の変更について	マリニア松島水族館は、民設民営で昭和2年に開設し、老朽化が激しく、また、入館者の減少で存続の岐路に立たされている。松島観光の核施設としてだけでなく、遠足や修学旅行を通じ、子供の教育、生物保護の研究施設としての役割も果たしてきており、公益性が高い施設である。宮城県には公立の同様な施設がなく、当館の公共性・公益性が重視されており、「施設の充実」という県民の要望に応えるべく、今後は、「官民協働型」の県立施設として、整備検討する。計画する上でのポイントは、「観光振興に資する施設」「都市公園施設」「自然体験型学習施設」「海洋資源を利用した次世代型新規事業創出の支援拠点施設」としての機能を有する施設整備を計画する。	マリニア松島水族館の新築を計画している場所は、特別名勝松島保存管理計画で「第1種保護地区」に指定されており、現状変更の取扱いの方針として、既存施設の小規模な増改築・改良等で影響が軽微なもの以外は認められておらず、大規模な増改築・改良等はできない。よって、水族館の新築に係る現状変更の許可は、認められず、結果として、水族館新築はできない状況にあるため、新築が可能となる現状変更の方針の改訂を提案する。	文化財保護法第80条第1項	5		現状変更の許可基準として、宮城県教育委員会により策定された「保存管理計画」に沿って判断を行っている。	「保存管理計画」においては、既存建物と同規模程度であれば、改築可能。さらに、人家密集地に区分されており、一定規模内での新築も可能とされている。				
福島県白河市 福島県	南湖公園再生と交流人口の拡大	1246	1246010	081130	文化財保護法の規制緩和	維持保全事業等の行為を円滑に行うための文化財保護法第80条(現状変更等の制限及び原状回復の命令)の規制緩和	南湖の総合的な環境保全及び水質浄化対策	南湖を保全するための事務の簡素化と迅速化	文化財保護法第80条第1項	5		現状変更の許可基準として、白河市及び白河市教育委員会により策定された「保存管理計画」に沿って判断を行っている。	原則、「保存管理計画」に沿って判断しているものの、環境保全・水質浄化等の公益性が高いと認められる整備計画については、景観や土地形状の維持など文化財保護との両立を図りつつ許可が可能。				
大津市	古都大津ルネッサンス	2085	2085080	081140	史跡内で道路整備ができるように基準を緩和	国指定史跡の整備の際に、史跡内に走る道路の整備の際に現行道路を史跡の外に振る必要があるが、これを史跡の周辺道路の形で史跡内で整備しても、支障なく保存することが可能な場合は、その基準を緩和する。	国指定史跡穴太廃寺の整備において、同史跡内に現況道路が存在するが、その整備については、同史跡内での周辺道路として整備を検討したい。	基準の緩和により、当該史跡の整備促進が図れる。	史跡等保存整備費(一般)国庫補助要項 史跡等総合整備活用推進事業費国庫補助要項	5		史跡等の保存と整備、積極的な活用を図るために必要な事業に補助を行っている。	当該道路の整備が、史跡の保存・活用上支障がない場合は、現行制度で対応可能である。				
伊丹	伊丹郷町再生構想	2148	2148040	081150	4. 文化財保護法の規定の条件緩和	4. 文化財保護法の規定の条件緩和	JR伊丹駅前に集客するためのインフラ施設や魅力ある施設を設置できる。 以上の事業や今回の提案以外の事業等を展開し、魅力ある中心市街地を形成する。	文化財史跡に集客インフラ施設の設置	文化財保護法第80条第1項	3		史跡としての価値とは無関係な開発等計画が、民間等土地所有者から提示があった場合には、史跡の価値に重大な現状変更に当り、許容できない場合は、史跡が所在する地方公共団体を事業者として土地の公有化助成を実施することにより、地方公共団体が主体となって史跡としての価値を後世にわたって保存する施策を講じている。	当該史跡指定地は、国庫補助により文化財としての価値を後世にわたって保存することを目的に伊丹市が事業者として公有化が行われたもの。したがって、当該地は「史跡」として広く住民に親しまれ活用されるべき文化財であり、補助目的からも史跡と無関係な駐車場等集客インフラ施設の設置は、認められない。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	1	地方公共団体が史跡等購入費補助金により公有化した史跡等に指定された土地について、史跡等保存・活用のための整備を行うまでに一定の期間を要する場合は、次の要件に該当するものにおいては、他の用途に一次転用することを認める。文化財保護法による現状変更の許可が可能な範囲内での転用であること。史跡等を公有化した後、当該箇所を保存・活用するための整備について、予算措置を含めて明確な整備計画を有していること。整備を行うまでの短期間に限定されたものであること。転用にやむを得ない合理的な理由を有すること。史跡等であることの対外的な表示が明確になっていること。転用中、文化財保護の観点からの管理が適切になされているものであること等の条件に適合する場合のみ一次転用を認めることとする。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
月館町	国有施設の開放・有効活用による地域再生計画	1082	1082010	081160	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用規制の緩和	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用を図り、その使用に当たっての規制を大幅に緩和する。	国の機関・施設、遊休国有地等は、自由に使用することを市区町村や住民にPRする。その使い方やアイデアは住民に委ねる。当然、管理上問題ないよう、義務も負ってもらうのは当然である。申告許可制でなく、届出制で。	おそらく、現状は「私的」なものには使用させないであろうし、申請主義で、その内容も「あれ出せ、これを添付しろ、期間がどうの、内容が」とか事細かて、結局なんやかや「使用させない」方向に当たってのこととしているのでは。役所は問題がないほうが楽だから。地域再生を目指すからには、多少のリスクは必要。住民活動支援、性善説で。	国有財産法第18条第3項	国有財産法に「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる」と規定されている。	6		6 (国有財産法は財務省が所管し、我が省の内部規程も国有財産法に従っているところであり、我が省は制度改正等を行う立場ではないため)				
河東町	国際観光ネットワーク学圏構想	1118	1118030	081170	スクールバス、福祉バス、時間外交通バスとしての有効利用	コミュニティバス利用	地域限定でのスクールバス、福祉バス、時間外交通バスとしての有効利用	現在のバスが夕方まで終バスとなることから、スクールバスや福祉バスに限定せず、民間ニーズに対応した交通サービスとしたい。 バスの移動手段から交流手段、地域歴史文化・景観のガイド手段への進化展開による公共公益性の確保と収益性の向上への地域的な活用の実現を図りたい。	へき地教育振興法補助金等に関する法律第22条 へき地児童生徒援助費等補助金にかかるスクールバス・ボートの住民の利用に関する承認要領 平成8年4月17日文教財第20号教育助成局長裁定)	へき地教育振興法に基づき、へき地学校等の児童及び生徒の通学を容易にするため、都道府県及び市町村が負担するスクールバスの購入費の2分の1を国が補助している。補助事業により取得した財産については、補助金適正化法第22条の規定により、各省の長の承認を受けなくて、目的に反して使用したり、貸付をしたりできないことになっており、スクールバスについては、一定の要件に該当し、文部科学大臣の承認を受けることで、住民利用に供することが可能となっている。	5		6 (国有財産法は財務省が所管し、我が省の内部規程も国有財産法に従っているところであり、我が省は制度改正等を行う立場ではないため)	スクールバスについての要望は、その目的外利用として観光客やイベントでの活用、一般住民との混乗などを認めてほしいとのことであるが、これらについても認められると解してよいか。	5	前回回答したとおり、一般住民との混乗や、イベントなどでの利用については、スクールバスを利用する児童生徒の登・下校に支障がないことなどの要件を備えているような場合には、有償・無償を問わず、文部科学大臣の承認を得て、住民利用に供することは可能となっている。	
岐阜県	公共バス優先市街地活性化対策(「コミバス」作戦)	1164	1164010	081180	各種バスに係る国庫補助制度の統合・充実・弾力的運用・要件緩和	各種バスに係る国庫補助制度の統合・充実・弾力的運用・要件緩和	地域再生のために新たにもうけられる支援措置を利用して、県内において、住民・NPO・バス事業者・市町村・県等が連携し、自主運行バス、福祉バス、スクールバスの効率的・効果的運行を実現し、同時に、幹線バスとコミュニティバスの連携、バスと鉄道の連携を実現し、充実した地域公共交通体系を築き上げる。	補助金適正化法の硬直的運用、さらには細分化され、しかも充実度が低い国庫補助制度が、地域における各種バスの効率的・効果的運用の妨げとなっており、地域再生のためにこれを改善していただくことが、地域における公共交通網の充実ひいては地域経済活性化につながるから。	へき地教育振興法補助金等に関する法律第22条 へき地児童生徒援助費等補助金にかかるスクールバス・ボートの住民の利用に関する承認要領 平成8年4月17日文教財第20号教育助成局長裁定)	へき地教育振興法に基づき、へき地学校等の児童及び生徒の通学を容易にするため、都道府県及び市町村の負担するスクールバスの購入費の2分の1を国が補助している。補助事業により取得した財産については、補助金適正化法第22条の規定により、各省の長の承認を受けなくて、目的に反して使用したり、貸付をしたりできないことになっており、スクールバスについては、一定の要件に該当し、文部科学大臣の承認を受けることで、住民利用に供することが可能となっている。	5		6 (国有財産法は財務省が所管し、我が省の内部規程も国有財産法に従っているところであり、我が省は制度改正等を行う立場ではないため)	スクールバスについての要望は、その目的外利用として観光客やイベントでの活用、一般住民との混乗などを認めてほしいとのことであるが、これらについても認められると解してよいか。	5	前回回答したとおり、一般住民との混乗や、イベントなどでの利用については、スクールバスを利用する児童生徒の登・下校に支障がないことなどの要件を備えているような場合には、有償・無償を問わず、文部科学大臣の承認を得て、住民利用に供することは可能となっている。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
秋田県	過疎化した地域における交通手段の確保	1187	1187020	081190	自治体が保有するバスの有効活用	公共交通機関が十分でない過疎化が進んだ地域において、自治体が保有するバスを本来業務に支障のない範囲で有効に活用するためのスクールバスの多目的利用の承認権限の委譲・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の「各省各庁の長の承認」について、スクールバスの多目的利用の場合における文部科学大臣の承認権限の都道府県知事への委譲	補助事業で導入したスクールバスの多目的利用の承認権限を都道府県知事に委譲することにより、実態に応じたスクールバスの有効活用が可能となる。このことにより、地域内の公共施設や商店街、観光地などへの地域住民や来訪者の交通手段が確保され、地域内における人の動きが活発化し、地元商店街など地域経済の活性化につながることが期待される。	公共交通機関の縮小傾向が続いている過疎地域等においては、自治体が地域住民・来訪者の交通手段の確保、利便性の向上を図る必要性が生じている。このため、スクールバスについて、実情に応じて有効活用を図るためには、現場に近く地域の実態を把握している都道府県知事への権限委譲が必要である。	へき地教育振興法 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 へき地児童生徒援助費等補助金にかかるスクールバス・ボートの住民の利用に関する承認要領 平成8年4月17日文教財第20号教育助成局長裁定)	5		スクールバスに対する補助は、交通条件などに恵まれないへき地に居住する児童生徒に対して、教育の機会均等を保障するために国が行っているものであり、目的外利用等に関する承認に文部科学大臣が関与することは、教育以外の地域の個別事情に過度に左右されることがなく、教育の機会均等を確実に確保するという目的を達成するために適切な制度であると考えられる。 なお、現行制度でも、スクールバスを利用する児童生徒の登・下校に支障がないなどの要件を備えているような場合には、有償・無償を問わず、文部科学大臣の承認を得て、住民利用に供することは可能となっている。	スクールバスについての要望は、その目的外利用として観光客やイベントでの活用、一般住民との混乗などを認めてほしいとのことであるが、これらについても認められると解してよいか。	5		前回回答したとおり、一般住民との混乗や、イベントなどでの利用については、スクールバスを利用する児童生徒の登・下校に支障がないことなどの要件を備えているような場合には、有償・無償を問わず、文部科学大臣の承認を得て、住民利用に供することは可能となっている。	
村上市	村上市スクールバス等有効活用構想	1208	1208010	081200	スクールバス等地域活用支援措置	道路運送法の旅客自動車運送事業の適用除外。	スクールバス等の運行において、地域活動等に実費負担で貸与する。また、乗車率の低いスクールバスにおいて、実費を徴収したうえで、地域のコミュニティーバスとしての門戸を開くため、文部科学大臣の承認事項を市町村教育委員会の議決による事とする。また、使用料の徴収にあたり、道路運送法の適用を除外する。	スクールバスは一般住民との混乗が認められず、自治体所有の他のバスを含め、実費であっても料金徴収することが困難で有効活用が図られていない。実費を徴収する事により、自治体の財政負担を軽くしたうえで、地域活動やスポーツ交流活動などへの有効活用を図る事が出来る。	へき地教育振興法 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 へき地児童生徒援助費等補助金にかかるスクールバス・ボートの住民の利用に関する承認要領 平成8年4月17日文教財第20号教育助成局長裁定)	5		スクールバスに対する補助は、交通条件などに恵まれないへき地に居住する児童生徒に対して、教育の機会均等を保障するために国が行っているものであり、目的外利用等に関する承認に文部科学大臣が関与することは、教育以外の地域の個別事情に過度に左右されることがなく、教育の機会均等を確実に確保するという目的を達成するために適切な制度であると考えられる。 なお、現行制度でも、スクールバスを利用する児童生徒の登・下校に支障がないなどの要件を備えているような場合には、有償・無償を問わず、文部科学大臣の承認を得て、住民利用に供することは可能となっている。	スクールバスについての要望は、その目的外利用として観光客やイベントでの活用、一般住民との混乗などを認めてほしいとのことであるが、これらについても認められると解してよいか。	5		前回回答したとおり、一般住民との混乗や、イベントなどでの利用については、スクールバスを利用する児童生徒の登・下校に支障がないことなどの要件を備えているような場合には、有償・無償を問わず、文部科学大臣の承認を得て、住民利用に供することは可能となっている。	
香川県	かがわ賑わい創出構想	2016	2016020	081210	スクールバス・ボートを目的外使用する場合の承認要件の緩和	へき地児童生徒援助費等補助金に係るスクールバス・ボートの目的外使用について、住民以外の利用も可能とする。	スクールバス・ボートを児童・生徒の通学に支障のない範囲で、住民以外も利用できるようにすることにより、観光客の送迎やイベントに活用する。	スクールバス・ボートは、基本的に通学時間帯以外には使用されていないため、住民以外の利用が可能となるよう、目的外使用の承認要件を緩和し、対象範囲を拡大することにより、その有効活用を図るとともに、地域観光の振興に役立てる。	へき地教育振興法 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 へき地児童生徒援助費等補助金にかかるスクールバス・ボートの住民の利用に関する承認要領 平成8年4月17日文教財第20号教育助成局長裁定)	5		現行制度でも、スクールバスを利用する児童生徒の登・下校に支障がないなどの要件を備えているような場合には、有償・無償を問わず、文部科学大臣の承認を得て、住民利用に供することは可能となっている。	スクールバスについての要望は、その目的外利用として観光客やイベントでの活用、一般住民との混乗などを認めてほしいとのことであるが、これらについても認められると解してよいか。	5		前回回答したとおり、一般住民との混乗や、イベントなどでの利用については、スクールバスを利用する児童生徒の登・下校に支障がないことなどの要件を備えているような場合には、有償・無償を問わず、文部科学大臣の承認を得て、住民利用に供することは可能となっている。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
富山県	とやま産業活性化プロジェクト	1291	1291060	081220	経営革新補助金等により取得した研究機器の弾力的運用	現在、補助金を使って取得した研究開発用機器は、後年度も当補助事業に関連した研究開発以外に使用することが禁じられている。このため、当機器を使用して開発した製品の製造にも活用できるよう、中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱及び地域産業集積中小企業等活性化補助金交付要綱の運用改善を求めるものである。 長引く不況の中、中小企業が新たな設備投資を行うことは負担が大きいため、製品開発に使用した機器を製造にも活用できれば、中小企業の経営安定にも資することができる。 また、補助金により使いやすくなるため、中小企業の新商品開発などの創造的事業活動の促進が期待できる。	長引く不況の中、中小企業が新たな設備投資を行うことは負担が大きいため、製品開発に使用した機器を製造にも活用できれば、中小企業の経営安定にも資することができる。 また、補助金により使いやすくなるため、中小企業の新商品開発などの創造的事業活動の促進が期待できる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 第13条 法第22条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。 一 不動産 二 船舶、航空機、浮標、浮きん橋及び浮ドック 三 前二号に掲げるものの従物 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの 第14条 法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合 2 第9条第3項から第5項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。	補助金等に係る予算の執行等の適正化のため、基本的事項を規定している「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により、補助金等により取得した財産について、補助金等の交付の目的に反して使用等する場合には、大臣の承認が必要である。	6		根拠法令としてあげられている「中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱」及び「地域産業集積中小企業等活性化補助金交付要綱」については、文部科学省において所掌していないため、責任を持ってご回答できる立場にはない。 なお、文部科学省の補助金においては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」における目的外使用等に係る大臣承認の範囲の見直しを行い、取得物品の使用制限の緩和等を検討。					
愛知県	あいち・なごやモノづくり産業振興構想	1354	1354030	081230	受託研究における機器の継続使用の容易化	受託研究で使用する機器の受託研究終了後の取扱いは委託元機関の要請により処理をしているが、委託元機関によって取扱い方法や手続きが異なるため、事務処理が煩雑になっている。受託期間終了後も委託先が引き続き機器を使用して同様の研究をさらに推し進める場合、無償譲渡が選択できるようにし、手続きを容易化する。 【取扱い例】NEDO(新エネルギー産業技術総合開発機構)、科学技術振興事業団…無償譲渡 TAO(通信・放送機構)…入札による買取 日本宇宙フォーラム…無償借受 中部科学技術センター…買取、無償借受(条件あり)の選択	区域内の大学、研究機関がNEDO(新エネルギー産業技術総合開発機構)等からの受託研究を実施する場合、受託期間終了後の研究機器の無償譲渡を選択できるようにすることなどにより、継続使用が可能となり、研究開発の一層の推進が期待できる。	委託元機関から入札による研究機器の買取を要請された場合、落札できなかったときは機器の継続使用ができなくなり、研究開発の推進に支障をきたす。また、無償借受であっても企業等とコンソーシアムを組んで共同利用することが条件とされる場合があり、機器活用の自由度が制限される。	(委託研究において取得した物品については、委託期間の終了後、原則国の所管の物品としているが)、委託研究において取得した財産・物品等の取り扱いについては、個別の委託契約書により定められている。 また、国の所管の物品となったものについても、大学等については申請により無償貸付を行うことが可能。 なお、科学技術振興機構においては、現行の物品管理規定により無償譲渡の申請が可能。	5		科学技術振興機構：物品管理規定により、無償譲渡の申請が可能。					
仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	1368	1368030	081240	大学研究用高度検診機器等の検診利用に対する補助金返還の緩和	大学等の研究機関が持つPET、MRI、加速器等の高度な研究開発機器を、疾病の早期発見のための検診応用に被験者から実費程度の費用を徴収して使用する場合に、科学研究補助金等の機器設置補助金の返還を行わないで使用することを認める。	超早期ガンの発見に使用できる高度なPETや、脳機能の解析の役立つMRIについて、研究期間の終了時や研究使用していない時間帯の一般開放として、広く市民の検診に使用し、疾病予防にもつながる臨床応用にも役立てられるよう、PET等の大学施設を最大限利用を目指す。	高度検診機器を民間事業者が独自に整備することは資金面での負担が多く、また大学が持つ高度検診機器の有効活用を踏む上でも、設置目的である学術研究との共存を図った上で有償利用を行おうとするもの。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 第13条 法第22条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。 一 不動産 二 船舶、航空機、浮標、浮きん橋及び浮ドック 三 前二号に掲げるものの従物 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの 第14条 法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合 2 第9条第3項から第5項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。	補助金等に係る予算の執行等の適正化のため、基本的事項を規定している「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により、補助金等により取得した財産について、補助金等の交付の目的に反して使用等する場合には、大臣の承認が必要である。	2		「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」における目的外使用等に係る大臣承認の範囲の見直しを行い、取得物品の使用制限の緩和等を検討。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079080	081250	競争的資金等による研究開発終了後の機械器具等の管理法人・大学への無償譲与	地域新生コンソーシアム研究開発事業など産学官連携を推進するための競争的資金等を活用し、国の委託を受け研究開発を実施する場合、管理法人は、研究開発(補充研究を含む)終了後、購入した機械器具等を国に返納しなければならないが、当該機械器具等を活用した、新たな産学の研究開発を促進するため、現物を管理法人もしくは大学(私立大学を含む)に無償譲与できるようにする。	(内容) 産学官連携の推進による研究開発機能の強化を通じた地域産業振興 (効果) 採択テーマは、比較優位にある研究分野であるので、競争的資金等で購入した機械器具等の蓄積を通して、当該分野の優位性向上や新たな産学研究開発・グループの創出を図ることができる。	管理法人は、研究開発(補充研究を含む)終了後、購入した機械器具等を国に返納しなければならないが、その後の当該地域・大学における産学の研究開発の進展に何ら活用されない。	(委託研究において取得した物品については、委託期間の終了後、原則国の所管の物品としているが)、委託研究において取得した財産・物品等の取り扱いについては、個別の委託契約書により定められている。 また、国の所管の物品となったものについても、大学等については申請により無償貸付を行うことが可能。	5		大学(私立大学を含む。)等においては、国の所管の物品となったものについて、無償貸付を申請することができる。無償貸付の活用により、無償譲与と同等の効果が得られるものと考ええる。					
岡山県	マイクロものづくり岡山の創成	2166	2166010	081260	国庫補助金等で取得した財産の目的外使用	補助金等により取得した財産については、公設試験研究機関の内部使用や特定の共同研究等での使用に制限されているが、施設や機器について、対象地域内においては参加団体・企業に限定して幅広い利用を認める。	国庫補助金等により取得した財産(施設、機器)について、マイクロものづくり岡山創成事業に参加する企業、大学による研究目的での使用を認める。企業が取得した財産については研究成果を活用した生産活動についても使用を認める。	補助金等により取得した財産については、公設試験研究機関の内部使用や特定の共同研究等での使用に制限されている。 高額な最先端の機器を地域の中小企業が独自に導入することは困難であり、本来の補助目的に支障が生じない範囲で、対象地域内の参加団体に対して施設や機器の幅広い利用を認めることで、研究の裾野が飛躍的に広がりが技術の高度化の進展とともに、地域産業の活性化につながる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府省庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 第13条 法第22条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。 一 不動産 二 船舶、航空機、浮標、浮きん橋及び浮ドック 三 前二号に掲げるものの従物 四 機械及び重要な器具で、各府省庁の長が定めるもの 五 その他各府省庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認め定めるもの 第14条 法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各府省庁の長が定める期間を経過した場合 2 第9条第3項から第5項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。	補助金等に係る予算の執行等の適正化のため、基本的事項を規定している「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により、補助金等により取得した財産について、補助金等の交付の目的に反して使用等する場合には、大臣の承認が必要である。	2		「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」における目的外使用等に係る大臣承認の範囲の見直しを行い、取得物品の使用制限の緩和等を検討。				
三重県	みえメディカルバレー構想の推進	2057	2057010	081270	国立大学等における民間等との共同研究の相手先の緩和	共同研究の相手先から除外されている個人、任意団体、NPO法人等(以下「個人事業者等」という。)についても国立大学等と共同研究が行えるよう規定を緩和する。	産学共同研究の促進 国立大学等と民間等との共同研究において、「民間等」の範囲の緩和を実施することにより、個人事業者等と大学等の共同研究が実施され、研究開発・技術開発が促進される。	国立大学等と民間等との共同研究において、「民間等」とは、商法等に基づき設立された株式会社等の民間企業、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人、民法第34条により設立された法人等と規定されており、個人事業者等が国立大学等と共同研究を実施することができないなど研究開発促進の阻害要因となっている。	平成14年3月29日付け13文科振第1178号文部科学省研究振興局長、大臣官房会計課長通知「民間等との共同研究の取扱いについて」	37記載の通知に基づき各国立大学等において、各大学長が研究の受入れの可否を決定する。受入れの場合は相手方と共同研究契約を締結の上、経費を納入いただく。	2		平成16年4月より国立大学等が法人化され、共同研究をも含めた民間等との研究協力は38に記載の通知によらず、各大学法人の判断により適格な者と契約を行うこととなる。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
大阪商工会議所	医療機器・研究開発支援機器の開発促進コンソーシアム	3067	3067010	081280	医療機器・研究開発支援機器開発補助制度の一元化と適用枠の設定	各省のもつ医療機器・研究開発支援機器開発補助金制度を一元化することで、補助金を求める企業が申請しやすい環境を整備するよう窓口も一本化する。その上で、大阪商工会議所が運営する医療機器・研究開発支援機器開発促進コンソーシアムからたちあがった共同プロジェクトに対して、補助金枠を設定、あるいは少なくとも優先審査制度の設定を提案する。これにより、重要な案件開発が確実に助成を受けることとなる。これが有効に機能するかどうかを見極めるため、まず3年をめどに見極めを行うことが妥当と考える。	大阪商工会議所では、医療機器・研究開発支援機器開発を促進する「次世代医療システム産業化フォーラム」を実施。医療機関のニーズ、研究者のニーズが提示され、その製品化にむけて共同開発が進められる。すでに22の研究機関や大学、114社の企業が参加しており、18もの具体的な共同開発プロジェクトがたちあがり、確実に機器開発が促進されるプラットフォームとして有効に機能している。これにより在阪企業の潜在する技術力を生かして医療機器・研究開発支援機器産業の活性化を図ることができ、新たなビジネスチャンス創出が実現する。	各省の機器開発補助金制度の最新情報を得ることは、補助金を求める企業や産学連携コンソーシアムといった申請主体にとって煩雑な作業を伴い、結果的に申請時期を逃してしまうなど不便が多い。各省の制度を一元化して一括して情報を得ることはできれば、最適の制度に申請を行うことが可能となり、申請主体にとって利便性が高まる。また、大商の「次世代医療システム産業化フォーラム」のように、有用な案件で望ましい共同開発チームが組まれている重要な案件は、補助対象として優先順位の高いものであるが、これまでの補助金制度では、一律の審査しか実施されていないため、適用枠の設定により、助成すべき案件に補助金を与えることが必要であると考えられる。	該当する法令、告示、通達等の定めはない。	文部科学省においては、先端計測分析技術・機器開発を推進する事業、その他研究開発支援機器を開発する事業を行っているところであり、公募等の開始の際には、HPの公表、説明会の開催等を行っている。特定の機関や地域に重点配分するか否かは、それぞれの事業の政策目的等を勘案して決定している。	5		各省においては、それぞれの政策目的に応じて医療機器、研究開発支援機器を開発する事業を推進しており、関連する事業については各省密接に情報交換をしているところである。今後、各省の医療機器、研究開発支援機器等の開発に係る施策についての情報の提供が一層、円滑かつ迅速に進められるように、関係各省や各方面と検討していきたい。				
平田村	一貫教育の確立と子育て支援	1270	1270010	081290	学習指導要領に関する規制緩和、廃校舎への転用手続きの簡素化、放課後児童クラブの補助基準改善	現在厚生労働省と文部科学省での手続きの一体化。放課後児童クラブにおける補助基準額上限基準の改善	保育所、幼稚園の統合に係る幼児教育体系の一体化及び廃校舎の再利用。放課後児童クラブの新地区開設。	学習指導要領に関する規制緩和、廃校舎への転用手続きの簡素化、放課後児童クラブの補助基準改善	「幼稚園における放課後児童健全育成事業について」(平成15年5月文部科学省幼児教育課長・私学行政課長・厚生労働省育成環境課長通知)	幼稚園本来の活動に支障のない範囲において、幼稚園の園舎の一部を放課後児童健全育成事業に使用することは、現行制度上可能である。	5		幼稚園本来の活動に支障のない範囲において、幼稚園の園舎の一部を放課後児童健全育成事業に使用することは、現行制度上可能である。				
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211100	081300	産学官連携コーディネイト体制の強化	栃木県では平成15年4月にオープンした産業支援拠点施設「とちぎ産業創造プラザ」内に県内大学等のサテライトオフィスを設置するなど、同プラザを拠点として産学官連携の推進に努めているが、大学側コーディネータの果たす役割が極めて重要であることから、地域共同研究センターや工業高等専門学校のコーディネータを増員し、産学官連携のコーディネイト体制を強化する。	宇都宮大学の地域共同研究センターや小山工業高等専門学校の地域交流連携室のコーディネータを増員することにより、「とちぎ産業創造プラザ」を拠点として、企業からの産学官連携に関する相談への対応、産学官共同研究プロジェクトのプロデュース、大学発ベンチャーの創出支援などの産学官連携活動を推進する。	産学官連携を推進するに当たり重要な役割を果たす大学側のコーディネータ人材が不足しており、共同研究等の円滑な推進が難しい面がある。	該当する法令、告示、通達等の定めはない。	大学等公的研究機関の産学官連携基盤の強化を目的として、産学官連携に関する専門知識を有する人材(産学官連携コーディネータ)を各大学に配置する産学官連携支援事業を平成14年度より実施している。現在、全国77の国公私立大学に102名のコーディネータを配置しているところ。	5		本制度は、産学官連携基盤の強化を目的として、大学等のニーズに応じて産学官連携に関する専門知識を有する人材を派遣するものであり、本制度が一層効果的・効率的に機能するよう運用面での充実・強化を図っていくこととしている。				
日立市	ひとづくり・ものづくり・地域づくり構想	1377	1377020	081310	地域の工業高校における「デュアルシステム」の推進	文科省の実施する日本版「デュアルシステム」のモデル校に地域の工業高校を指定する。	日立市内の平成15年3月の高校卒業生就職率は85.8%と茨城県の91.0%と比較しても低くなっている。将来の高度なものづくりの熟練技術、技能の担い手となり得る人材を育成し、高校卒業生未就労者のフリーター化、無業化を防止するため、日立市内の高校において、企業での実習及び教育訓練を受けるデュアルシステムを導入することにより、実践的な職業人を養成する。	高校生が地域中小企業へと定着するためにも、学生のうちから企業と交流することは効果的であり、また現場の要求する技術の習得等を実現するためにも、長期間のインターンシップが必要であるため、これをデュアルシステムを採用することにより推進する。		5		文部科学省としては、若年者就職問題への対応として、専門高校生等が社会に出てから即戦力となるための実践的な技能・技術が身に付く「日本版デュアルシステム」の効果的な導入手法を探るため、導入に係る地域事情に応じた課題や教育界・産業界の連携手法についてのモデル事業を平成16年度から12地域程度指定して実施することとしている。モデル事業の実施に当たっては、地域事情を踏まえながら効果的な教育界・産業界の連携できる地域を適正に選定してまいりたいと考えている。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
日立市	ひとつくり・ものづくり・地域づくり構想	1377	1377030	081320	茨城大学への産学連携コーディネーターの重点配置	地域において産学連携を推進するためには、企業のニーズと研究者の技術シーズを理解したコーディネーターの存在が必要不可欠であるが、現在、茨城大学には1名の客員教授が在籍するのみであるため、これを補強するために文科省の産学連携コーディネーターによる配置する。	茨城大学地域共同研究開発センターでは、ものづくり経験のある客員教授が登用されるなど、徐々に地域中小企業に相談に対応できる体制が整いつつあるが、絶対的にマンパワーが不足しており、地域企業との共同研究や技術相談が進まない要因となっている。そこで、文部科学省の産学連携を推進するコーディネーターを重点配置するなど、スタッフの充実を図る。また地域中小企業の相談や共同研究需要に耐える研究室や実験機器等の施設の充実を図る。	企業のニーズと研究者のシーズをマッチングするには、両方を理解するコーディネーターの存在が不可欠であり、これを茨城大学に重点配置する。	該当する法令、告示、通達等の定めはない。		5		本制度は、産学官連携基盤の強化を目的として、大学等のニーズに応じて産学官連携に関する専門知識を有する人材を派遣するものであり、本制度が一層効果的・効率的に機能するよう運用面での充実・強化を図っていくこととしている。				
石川県	石川ニッチトップ企業倍増計画	1052	1052050	081330	産学官共同研究開発大型プロジェクト補助事業への採択	既存企業の中で、キラリと光る技術を有する企業に対し、研究開発補助から事業化まで一環・集中した支援を行うため、特に高度な研究開発テーマについては、国の産学官共同研究開発大型プロジェクト補助事業に対し提案を行い、国からの委託研究として実施し、実用化を図る。	既存企業の中で、キラリと光る技術を有する企業に対し、研究開発補助から事業化まで一環・集中した支援を行うため、特に高度な研究開発テーマについては、国の産学官共同研究開発大型プロジェクト補助事業に対し提案を行い、国からの委託研究として実施し、実用化を図る。	特に高度な研究開発テーマについては、国の産学官共同研究開発大型プロジェクト補助事業への採択が実用化に向けて非常に有効である。	文部科学省における、産学官連携を促進するような研究開発支援施策のうち、平成16年2月以降、研究開発課題等を公募するものとしては、以下のような事業がある。 国が定めた戦略目標の達成に向けた基礎研究を推進する「戦略的創造研究推進事業」 都道府県等の都市エリアに着目し新規事業の創出等を旨とする「都市エリア産学官連携促進事業」 民間等の有する革新性の高い独自の技術シーズにより、実用的な技術へ育成する「独創的革新技術開発研究提案公募制度」 最先端の研究活動を支援する先端分析技術・機器の開発を産学官連携で推進する「先端分析技術・機器開発プロジェクト」 等	5		これらの研究開発支援事業は、各制度の趣旨に応じて、広く実施主体を公募し、有識者や専門家による審査を経て、実施主体の選定するものであり、あらかじめ特定の地域に配慮した採択課題・採択先を決定することはできないが、ご提案の研究課題について、各制度の趣旨に応じて応募することができる。					
愛知県 豊田市	都市農山村共生活性化構想	1192	1192050	081340	都市と農山村の共生・対流の推進についての、施策集中化	現状、関係省連絡会議による優良事例集の配布や、民間の会議「オーライニッポン会議」等において取組みがなされているところであるが、市町村合併に伴う都市と農山村の共生については、施策の集中化による関連事業の優先集中採択、総合補助金化等による、政策の選択と集中化を望む。	地域連携システムの整備、グリーンツーリズムの推進、地産地消の仕組みづくり、多様な居住環境整備、都市と農山村の交流・共生を支える交流基盤の整備推進について、既存制度の統合化による国支援策の利用促進、及び個性を活かした市単独事業の実施による地域活性化を図る。	現状、国の関連事業メニューが、省庁ごとに非常に細分化して市町村にとっては利用しにくい状態、統合化し整理して、その利用勝手を向上させるとともに、対象外となっている事業を明確化させることにより単独事業対応を進めるため。	都市と農山村の共生・対流に関する副大臣プロジェクトチーム設置要領	5		教育・文化・スポーツによる地域づくりを総合的に支援するために文部科学省内に設けた「地域づくり支援室」の活動を通じて、省内及び関係府省と連携し、積極的に対応してまいります。					
岐阜市	金華山・長良川まるごと博物館構想	1318	1318020	081350	当該地区整備財源の集中的な投入	限られた地区における総合的かつ統一のまちづくりのための、当該地区整備財源の集中的な投入	岐阜公園の歴史公園としての再整備、歴史博物館リニューアル、旧長良川ホテル跡地利用、長良川ふれあい回遊路整備、金華山の再生・整備などを通じて、地域全体を野外博物館(エコミュージアム)としての回遊性を高め、まち歩き等スロライフが味わえる地域づくりを進める。	限られた地域での総合的なまちづくりを推進する上で、当該地区整備のため多様な財源が集中的に投入することにより、効率的で統一の取れたまちづくりができるため			6		要望自治体へ確認し、文化庁が所管する事業への要望でないことを確認した。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
会津若松市	(仮称)会津ベンチャーランド構想	1041	1041060	081360	研究開発プロジェクトの集中投資	本地域にIT関連の研究開発プロジェクトを集中的に投資する。	情報関連企業の立地促進と関連産業の集積を図る。	本市においては、これまで数多くの研究開発プロジェクトを提案し、会津大学を中心として地域における情報関連企業との連携のもと、システム開発等に取り組んできた。これら研究開発プロジェクトを通して、地元の情報関連企業の技術水準が向上するなど企業の育成に対する効果は大きく、今後も、更に推進しようとするものである。		文部科学省における、IT分野を含む研究開発支援施策のうち、平成16年2月以降、研究開発課題等を公募するものとしては、以下のような事業がある。 国が定めた戦略目標の達成に向けた基礎研究を推進する「戦略的創造研究推進事業」 都道府県等の都市エリアに着目し新規事業の創出等を目指す「都市エリア産学官連携促進事業」 ベンチャー企業の創出・事業展開に必要な研究開発を支援する「大学発ベンチャー創出推進事業」等 (科学研究費については、昨年11月に公募を終了)	5		これらの研究開発支援事業においては、各制度の趣旨を鑑み、広く実施主体を公募し、有識者や専門家による審査を経て、実施主体の選定を実施することとしている。そのため、今回の提案を受けて、特定の採択先を決定することはできないが、各制度の趣旨に応じて、応募することができる。				
福井県	原子力・地域産業共生構想	1084	1084010	081370	エネルギーに関する環境整備	・原子力技術研究開発の中核施設および国際的原子力研修センターの立地 ・県内大学および研究機関等の原子力エネルギーに関する高等教育、研究環境の整備	・原子力技術研究開発の中核施設および国際的原子力研修センターの立地 ・県内大学および研究機関等の原子力エネルギーに関する高等教育、研究環境の整備	原子力についての研究開発、人材育成、産業の創出・育成の拠点として整備するためには、原子力技術研究開発等の集積が必要である。			5		福井県からは別途、平成15年11月12日に国に提出された、「もんじゅ」の安全確保に関する要請書の中で、「原子力、エネルギーに関する研究開発拠点化の推進」が国に対して要請されているところであり、研究開発拠点の中核となり得る「もんじゅ」の進展に応じ、要望の内容について県とともに検討してまいりたい。 また、平成15年10月に創設された電源立地地域対策交付金は、従来の交付金よりも交付対象事業を大幅に拡充しており、提案にあるような事業に交付することは可能である。 なお、提案にある新規施設等の立地や環境整備は予算措置を伴うこととなり、地域再生構想が「地域の「自助と自立の精神」を活かすため、従来型の財政措置を講じないことが基本である」ことから、地域再生構想として国が実施することは、構想の趣旨にそぐわない。				
野田市	環境バイオシティ野田構想	1174	1174010	081380	研究開発の活発化	科学技術振興対策事業等を利用した研究開発促進。なお、委員会直入などフレキシブルな財政措置を講ずる様、要望する。	全体の構想を実現するために必要な調査・研究を推進し、実施可能性を探るとともに、知的財産の創出、管理等に活用する	大学と企業、市民が連携して研究開発を進めることが出来る体制作りを行うため。			6		野田市は文部科学省を要望先と考えていないため。(詳細は別添のやり取りメールを参照のこと)				
野田市	環境バイオシティ野田構想	1174	1174030	081390	新規事業の創出	地域経済新生対策事業等を利用した新規事業への資金確保。なお、委員会直入などフレキシブルな財政措置を講ずる様、要望する。	地域の有機物原料を活用した新事業を創出するために必要な資金の確保、設備の構築。	バイオ資材研究成果を活用した新産業・新規事業の創出を行うため。			6		野田市は文部科学省を要望先と考えていないため。(詳細は別添のやり取りメールを参照のこと)				
野田市	環境バイオシティ野田構想	1174	1174040	081400	新規事業の創出	地域資源活用促進事業等を利用した資金調達。なお、委員会直入などフレキシブルな財政措置を講ずる様、要望する。	地域の有機物原料を活用した新事業を創出するために必要な資金の確保、設備の構築。	バイオ資材研究成果を活用した新産業・新規事業の創出を行うため。			8		野田市は文部科学省を要望先と考えていないため。(詳細は別添のやり取りメールを参照のこと)				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
野田市	環境バイオシティ野田構想	1174	1174070	081410	土壌・地下水汚染の対策推進	科学技術振興対策事業等を利用した研究開発促進。なお、委員会直入などフレキシブルな財政措置を講ずる様、要望する。	土壌・地下水汚染浄化に必要な地質に関する調査・研究を実施し、地質微生物の存在量の確定や応用可能量の把握など、自然浄化能の把握を行い、バイオ資材とのマッチングを検証する必要がある。	バイオ技術を利用した地下水汚染浄化技術の確立とオンサイト検証を実施するため。			6		野田市は文部科学省を要望先と考えていないため。(詳細は別添のやり取りメールを参照のこと)				
神奈川県	知的イノベーション創出プログラム(神奈川県方式の知的財産戦略)	1284	1284020	081420	光科学分野を中心とするKAST研究成果に競争的資金の集中投資	KASTでは、流動研究プロジェクトなどで優れた研究成果を創出している。特に独創的で大きな展開が期待される研究成果については、光科学重点研究室において、研究者と雇用関係を継続して、強力な成果展開を進めている。これらKASTの研究活動により創出された有望な研究成果は、KASTの研究システムを活用して成果展開を図ることが最も効果的であり、光科学分野を中心とするKAST研究成果に、国等の各種競争的資金の集中投資をお願いしたい。	「知的イノベーション創出プログラム」の重点分野である「光科学(光触媒等)」について、KASTの研究システム(成果創出・技術移転一貫方式)を最大限に活用した、研究成果の強力な地域展開が図られる。 光科学重点研(KAST 3大技術) ・光機能材料グループ ・近接場光学グループ ・マイクロ化学グループ	KASTの研究システムにより創出された研究成果について、国等の競争的資金を投入してへ応用展開する際は、KASTの研究者としてかつKASTを中核機関として推進することが最も望ましい。KASTが創出してきた基本的特許の応用開発にかかる国等の競争的資金は、KASTへ集中投資を行う。		3		現在の文部科学省の競争的資金については、その審査が科学的・技術的観点からの評価を中心とするものであり、広く全国から公募した研究開発課題について、特定の主体による申請を優先的に採択する審査を行うことは競争的資金の趣旨になじまない。					
千葉県	「東京湾ゲノムベイ地域」の形成の推進	1303	1303040	081430	国際拠点形成の促進	「東京圏ゲノム科学の国際拠点形成プロジェクト」(都市再生プロジェクト)で「国際研究交流拠点」の整備をめざしているかずさ地域において、国際的な共同研究及び人材育成機能を持った国際的な研究交流施設整備の早期実現や、産業面における国際交流を推進する「Local to Local産業交流事業」や外国企業の立地を促進する「先進的対内直接投資推進事業」を優先採択。	県が率先して、かずさアカデミアパークにおいて、海外の研究者等への滞在・居住可能な空間を確保するとともに、「Local to Local産業交流事業」(JETRO)の活用による上海との産業交流や、「先進的対内直接投資推進事業」(経済産業省)の活用による、海外の有望な企業の誘致に積極的に取り組む。また、共同研究や人材育成機能を持った国際的な研究交流施設の整備を促進する。	「東京圏ゲノム科学の国際拠点形成プロジェクト」(第4次都市再生プロジェクト)において、かずさアカデミアパークでは、研究機能、インキュベーション機能、国際コンベンション機能などを活用して、「国際研究交流拠点」を目指しているが、外国企業の進出や外国企業との共同研究などにおいて課題が多い。そのため、海外との産業・研究交流等を積極的に進めるための条件整備を行う必要があるが、都市再生プロジェクトを実現するためには、国と地域が一体となった取り組みが必要である。			3		研究交流施設については、すでに平成16年度政府予算案が決定しており、このような事業はないため平成16年度中における対応は不可能。	平成17年度以降の対応も含め検討された。	3	平成17年度以降については、必要に応じて検討してまいりたい。	
千葉県	「東京湾ゲノムベイ地域」の形成の推進	1303	1303050	081440	科学技術予算の重点投入	「東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成」(都市再生プロジェクト)の実現のため、対象地域である、かずさ、千葉、柏・東葛地域において取り組むこととしている健康科学分野の産業化を目指すゲノム研究開発に関する国関連予算を重点的投資。	都市再生プロジェクトを実現するため、かずさ地域において、かずさDNA研究所や生物遺伝資源保存施設が有する資源を基に、臨海部の企業や大学・研究機関等が共同して実施する産業化・実用化を目指した研究プロジェクトを、国の科学技術予算による重点的支援を得ながら積極的に進めていく。また、千葉地域、柏・東葛地域において、千葉大学、東京大学柏キャンパス、東京理科大学などを中心に企業との新技術創出に向けた共同研究プロジェクトを創出していく。	我が国がゲノム科学分野で国際的に優位に立つためには、「東京圏ゲノム科学の国際拠点形成」(第4次都市再生プロジェクト)が目指しているプロジェクトの着実な進展が必要であるが、現在のところ、本プロジェクトに対し、重点的に科学技術予算の措置がなされていないので、所要の措置が必要である。			5		研究開発は公募等により実施することとしており、優れた研究課題であれば、地域に依らず採択される。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
日立市	ひとづくり・ものづくり・地域づくり構想	1377	1377090	081450	地域を実験フィールドとした社会実験の実施	燃料電池自動車やDME燃料自動車、成層圏プラットフォーム、新交通システム、新エネルギーなどの実用化に伴う社会実験を、各府省庁が日立市をフィールドとして重点的に実施する。	新交通システムやETC、GPSなど社会システム型の開発を進めるためには、都市と住民を巻き込んだ社会実験が必要不可欠であるが、日立市は人口20万人、70,000世帯、都市としての一定水準のインフラも整備され、また、海、山、川ありと自然環境にも恵まれ社会実験にはまさに最適である。実験は短期間である場合が多いが、雇用や実験機器製作などの仕事も発生し、経済への波及効果も期待されるため、こうした国家レベルでの社会実験を誘致・実施する。	様々な社会システム型の製品の実証実験を蓄積することにより、地域企業に技術的な対応力の高揚が期待されるため、社会実験を誘致する。			6		ご提案において、重点的に実施すべきとする社会実験の例については、文部科学省において所掌しておらず、責任を持ってご回答できる立場にはない。				
山形県	「超精密技術集積特区」推進プラン	1384	1384010	081460	公募型研究開発助成事業の優先的採択	「有機エレクトロニクスバレープロジェクト」及び「超精密加工テクノロジープロジェクト」に参画する産・学・官のいずれかの事業主体が、経済産業省及び文部科学省が所掌する公募型研究開発助成事業に助成金の交付申請を行った場合、優先的に採択するもの。	「有機エレクトロニクスバレープロジェクト」では、昨年11月に開所した「有機エレクトロニクス研究所」を核に、20社を超える企業との共同研究を、「超精密加工テクノロジープロジェクト」でも、県内企業62社で構成する金型・精密加工技術研究会のメンバーを中心に共同研究を、それぞれ実施することとしている。多岐にわたる研究開発テーマが予想され、研究成果の企業化を支援するための集中的な支援が望まれている。	地方の真の自立を目指して、自治体自らが取り組む新たな産業創出の取組みに対し、重点的集中的な支援が不可欠であるため。	文部科学省の競争的資金においては、特定プロジェクトに参画する主体による申請を優先的に採択することは行っていない。	3		現在の文部科学省の競争的資金については、その審査が科学的・技術的観点からの評価を中心とするものであり、広く全国から公募した研究開発課題について、特定プロジェクトに参画する主体による申請を優先的に採択する審査を行うことは競争的資金の趣旨になじまない。					
神戸市	神戸医療産業都市構想の推進による地域再生構想	2022	2022020	081470	地域ごとのクラスター形成に向けた、特定分野の研究費(競争的資金)及び科学技術振興施策・地域産業振興施策の集中投資の推進	都市再生プロジェクト・知的クラスター創成事業・産業クラスター計画に基づく地域のクラスター形成に向けた、特定分野での研究費(競争的資金)及び科学技術振興施策・地域産業振興施策の集中投資の推進・各府省庁ごとに、目的別に創設されている研究費(競争的資金)及び科学技術振興施策・地域産業振興施策について、「地域における特定分野のクラスター形成」の評価項目を導入	都市再生プロジェクト・知的クラスター創成事業・産業クラスター計画に基づき、クラスター形成に向けた取り組みを行っている地域に、特定分野での研究費(競争的資金)及び科学技術振興施策・地域産業振興施策を集中投資する。神戸においては、これらの集中投資により、ライフサイエンスのスーパークラスター形成の促進を図る。	地域ごとにクラスター形成の促進による地域経済の活性化を図るためには、特定分野での研究費(競争的資金)及び科学技術振興施策・地域産業振興施策の集中投資が最重要課題である。			3・5	・神戸地域において、文部科学省では、知的クラスター創成事業を実施しており、また、独立行政法人科学技術振興機構では、地域結集型共同研究事業を実施している。 ・知的クラスター創成事業及び地域結集型共同研究事業等の実施にあたっては、経済産業省の産業クラスター計画との連携を図っているところ。 具体的には、文部科学省及び経済産業省において、地域ごとに、文部科学省、経済産業省、地方自治体その他関係機関による「地域クラスター推進協議会」等の設置、両省の補助対象機関の連携、地域ごとに両省の事業の成果に関する合同成果発表会の開催等の各種連携事業を実施しており、今後更にこうした連携施策を強化していくこととしている。					
熊本県	熊本セミコンダクタ・フォレスト構想	2048	2048010	081480	国の提案公募型研究開発プロジェクト等に地域再生枠を設定	各府省庁の提案公募型研究開発プロジェクトについて、地域における効率的な事業実施及び施策の集中を図る観点から研究開発費の地域再生枠を設定する。	国等の公募型研究開発プロジェクトである次の事業について、「地域再生枠」を設定して重点配分する。 ・地域新生コンソーシアム研究開発事業 ・地域新規産業創出技術開発費補助金 ・創造技術開発支援事業 ・地域活性化創造技術研究開発補助金 ・中小企業経営革新事業費補助金 ・地域産業集積中小企業等活性化補助金 ・大学発事業創出実用化研究開発助成事業 ・産業技術研究助成事業 ・戦略的基礎技術力強化事業 ・大学発ベンチャー創出のための事業 ・産学官共同研究推進のためのマッチングファンド	国等の各種提案公募型研究開発プロジェクトは、競争倍率も高く採択が非常に厳しい状況にある。半導体関連の研究開発に係るポテンシャルの高い本県にとって、より多くの研究開発の環境を整備し、産学官連携による地域企業の研究開発能力を高めることが構想を実現するために必要である。特に、研究開発に関する数値目標である「2010年までに産学官が連携した国等のプロジェクト200テーマを実施」の実現を図るためにも必要である。	・大学発ベンチャー創出のための事業については、地域における事業実施及び施策の集中を図るような措置はとられていない。 ・科学技術振興調整費のうち「産学官共同研究の効果的な推進」プログラムについては、地域における事業実施及び施策の集中を図るような措置はとられていない。	3		・大学発ベンチャー創出のための事業については、地域にとらわれることなく、優れた大学等の研究成果を基にしたベンチャー企業創出を促進するものであり、特定の地域枠を設定して審査を行うことは、制度の趣旨になじまない。 ・科学技術振興調整費については、地域再生枠を設定するかどうかも含めて、各プログラムの内容や対象機関につき、それぞれのプログラムの趣旨を踏まえつつ、総合科学技術会議が定める「科学技術振興調整費の配分の基本的考え方」を作成する際に検討してまいりたい。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
福岡県	ロボット共存都市・福岡	2080	2080010	081490	ロボット関連施策に係る実証実験の福岡市における集中実施	次世代ロボットビジョン懇談会(経済産業省)の提言に基づき展開される各種施策の実施地域として本市域を活用。また、複数の省庁で研究開発される各ロボットの検証実験の場として、本市地域を活用。	次世代ロボットビジョン懇談会(経済産業省)においては制度的課題として安全性の確保(技術基準、保険制度等)、環境整備(エネルギー供給、通信環境等)を検討・提言。提言に基づき展開される施策(エネルギー供給環境、通信供給環境整備等)のテストフィールド(試行場所)として本市域を活用。また、ネットワークロボット(総務省)、防災ロボット研究開発(消防庁)など複数の省庁で研究開発される各ロボットの検証実験の場として本市域を活用。	ロボット関連施策及び研究開発は現在、各府省庁毎に個別実施されているが、いずれにおいても、社会普及の前提として実証実験が必要と見込まれる。同一フィールド(環境)での実験は貴重であり、「ロボット開発・実証実験特区」の認定に加え、情報関連産業、大学等の集積など、ロボット研究開発に高いポテンシャル、モチベーションを有する本市域にてこれら実証実験を集中展開する意義は大きい。また、実験の結果取り纏められる各種基準は世界初のものとなる。これらは、「博多スタンダード」として世界中へ広まり、もって、本市におけるロボット研究開発拠点形成や新産業の創出が促進される。		5		ロボット関連技術の実証実験については、特殊環境の整備など、個別の要件を満たすことが必要であるが、各府省庁・機関の状況を慎重に検討し対応することとしている。					
長崎県	産学官連携リーディングプロジェクトを軸とした地域経済再生計画	2122	2122010	081500	「産学官連携リーディングプロジェクト」への集中的投資・支援	「産学官連携リーディングプロジェクト」成功のための手法 ・段階ごとの支援を「廃止」、または「連結」し、一貫した研究開発支援を実現。 1「一貫した研究プロジェクト」 ・基礎研究、応用研究、知的財産化、実用化・製品化、商品化・事業化の流れの中に存在する「死の谷」を克服するため、各府省庁割りの研究予算を連携・総合化し、政策パッケージとして提供する。 2「一貫した研究評価システム」 ・基礎研究から商品化・事業化に至る複数プロジェクトを、同一メンバーによる評価委員会により、一貫した責任ある評価を実現する。中間評価・事後評価の結果を後継プロジェクトに反映させる。 3「一貫した人材支援システム」 ・技術の研究開発から、事業化・製品化までを戦略的にマネジメントできる「目利き」人材を、各プロジェクトに配置する。	テーマ1「海洋環境の修復と海洋資源の持続的利用による地域再生」 地域結集型共同研究事業(「ミクロ海洋生物の生理機能活用技術の開発」)の成果をベースとして、東アジアにおける海洋科学の国際的研究拠点をめざす。 テーマ2「医療診断技術の革新と安心・安全で質の高い生活環境の創造による地域再生」 都市エリア産学官連携促進事業(「QOL医療診断に向けた非侵襲センシング技術」)の成果をベースとして、医工連携によるITを活用した医療診断機器の開発拠点をめざす。	本県固有の資源や強みを基盤に、産学官連携により本県の直面する課題の解決策を示し、地域社会の再生を積極的にめざすうえで、関係省庁の支援施策の強化を是非お願いしたい。		文部科学省における、産学官連携を促進するような研究開発支援施策のうち、平成16年2月以降、研究開発課題等を公募するものとしては、以下のような事業がある。 国が定めた戦略目標の達成に向けた基礎研究を推進する「戦略的創造研究推進事業」 都道府県等の都市エリアに着目し新規事業の創出等を目指す「都市エリア産学官連携促進事業」 大学等の研究成果で特に企業化が困難なものを企業等に委託して開発を行う「委託開発事業」等	5		これらの研究開発支援事業は、各制度の趣旨に応じて、広く実施主体を公募し、有識者や専門家による審査を経て、実施主体の選定するものであり、あらかじめ特定の地域に配慮した採択課題・採択先を決定することはできないが、ご提案の研究課題について、各制度の趣旨に応じて応募することができる。				
	ミクロものづくり岡山の創成	2166	2166030	081510	各種施策の集中と連携	国・県・市町村が一体となった施策の集中投入により、短期間で大きな成果を上げることが目指す。 地域結集型共同研究事業の採択 産学官連携計画(中国地域機械産業新生プロジェクト)による支援 地域新生コンソーシアム研究開発事業等の優先採択	ものづくり企業群の集積を活かし、ミクロをキーワードに、産学官が連携する「ミクロものづくりネットワーク」を構築し、ものづくりの高度化を進め、精密で技術力の高い産業群を育成する。 ミクロものづくり企業ネットの構築 企業群のネットワーク化を図る。 ミクロものづくり支援ネットの構築 地域の行政、産業支援機関、金融機関 大学等により、ミクロものづくり企業群を支える支援ネットを構築する。 ミクロものづくりセンターの設置 工業技術センター内に地域に開放されたミクロものづくりセンターを整備する。 研究開発の推進 産学官の連携により、大型の研究開発を推進する。 (県単独事業) ・夢づくり・オンリーワン企業育成支援事業 ・先端研究スタートアップ支援事業 ・岡山発新技術研究フィールド事業 販路開拓 岡山の地域ブランド化を進め、国内外への販路開拓を行う。 (県単独事業) ・岡山TLO運営支援事業 ・岡山・わが社の技認定事業 ・岡山テクノプラザ開催事業	県の計画に併せ、対象地域に国からの支援が集中的に投入されることで、単独の施策に比べ確実に大きな効果が期待できる。		3		・地域結集型共同研究事業については、地域が主体的に立案した事業計画の提案を広く全国から公募し、研究開発のポテンシャル、産学官の有望度等の科学的・技術的観点からの評価に重点を置き、事業の推進体制、地域の取組み等をも勘案しつつ総合評価を行い、実施地域を決定している。	提案の趣旨が実現できるよう、総合評価の中に地域再生計画も評価の対象に含めるなど検討されたい。	3	地域結集型共同研究事業の採択にあたっては、研究開発のポテンシャル、産学官の有望度等の科学的・技術的観点のみならず、成果の発展などに係る地域の取組みや事業の推進体制等も勘案しつつ総合評価を行っており、上記観点からの評価が優れた提案であれば、支援を行うこととなる。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
篠山市	「文化芸術による創造のまち」支援事業	2147	2147010	081520	各種文化振興支援施策の効果的活用	国及び関係団体が実施する先導的な各種文化振興施策について、「たんば田園交響ホール」等の市内文化施設において優先的かつ柔軟な採択がされるよう配慮を行う。	「たんば田園交響ホール」を拠点として、既に隔年で市民自らが企画・公演をしている「ささやま市民ミュージカル」、開館以来ボランティアスタッフとして舞台、照明、音響の3部門に携わっている「ステージオペレータークラブ」が主催している事業、そして、会館主催事業等数々の事業を実施するとともに、文化を支える人材の育成活動も更に充実する。また、「ささやま市民ミュージカル」等が国民文化祭等に積極的に参加する。更に、耐用年数を超えた音響機器や耐用年数未満であっても時勢に応じた公的目的を充足させると認める場合は、補助金等の返還を要せず、改装・改築を可能とする。	文化庁や関連団体の助成事業や助成金等を、市民自らの事業展開のため活用できるように弾力的な運用が必要であるとともに、地域外にも発信できる土壌づくりのため、また、公的施設の更なる活性化を図るため。	・芸術拠点形成事業実施要綱(平成14年4月1日文化庁長官決定) ・文化芸術による創造のまち支援事業実施要綱(平成15年4月1日文化庁長官決定) ・芸術文化振興基金助成金交付要綱(平成15年10月1日制定)	1		本提案への支援については、内容を具体的に聞き出した上で文化芸術による創造のまち支援事業の対象となるかどうか検討してまいりたい。 芸術文化振興基金については国でなく、独立行政法人日本芸術文化振興会が実施しているものであり、個別の提案に対して地域再生の取組として対応することが適当であるかは不明であるが、どのような対応が可能か独立行政法人日本芸術文化振興会と相談してまいりたい。 芸術拠点形成事業については世界水準の文化芸術の向上を目的としているため、当提案に対して支援を行うことは難しいと考えられる。					
古殿町	流鍋馬の里づくりによる地域再生計画	1364	1364040	081530	地域資源活用促進事業等の活用による事業の促進	流鍋馬用馬の育成施設及び流鍋馬の伝承・披露のための施設、都市との交流促進施設(体験宿泊施設)、親水公園施設等を整備するにあたり、地域資源活用促進事業、地域雇用機会増大促進支援事業等の活用による事業の促進を図る。	流鍋馬用馬の育成施設及び流鍋馬の伝承・披露のための施設、都市との交流促進施設(体験宿泊施設)、親水公園施設等を整備するにあたり、地域資源活用促進事業、地域雇用機会増大促進支援事業等の活用による事業の促進を図る。	本町のような中山間地域の小規模町村にとって各種補助事業を活用して財源を確保し事業を遂行する必要性が高いため。		6		体験宿泊施設の整備など、提案にある事業を所管していない。					
兵庫県・西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	2099	2099010	081540	芸術文化センター事業に対する支援措置の採択要件緩和・集中実施	芸術文化センターにおけるソフト事業に対する支援(採択要件(実績・支援期間)の緩和、開館後5年間程度の集中実施) ・文化庁芸術拠点形成事業 ・日本芸術文化振興会・芸術文化振興基金助成(地域文化施設公演、現代舞台芸術創造普及活動) ・(財)地域創造・地域の芸術文化環境づくり支援事業	芸術文化センター事業(演劇、音楽、舞踊等多彩な分野における、創造・公演事業、芸術文化普及事業、芸術文化創造基盤整備事業)	新設の劇場の魅力を周知し、こどもから高齢者まで幅広い県内外の人々に足を運んでもらうためには、潜在需要を掘り起こし、県内外にアピールできるような質の高い事業や親しみやすい普及事業を実施するための開館後5年間程度の集中的な支援が必要である。	・文化庁・芸術拠点形成事業(公演事業等支援) ・日本芸術文化振興会・芸術文化振興基金助成(地域文化施設公演、現代舞台芸術創造普及活動)	6		限られた財政の中で、効率的に地域振興を進める観点からは、拠点地域を定め、予算を集中的に配分することは有効であると考えられる。ただし、拠点地域の決定に当たっては、透明かつ公正な判断基準が必要となると考えられる。 しかしながら、芸術拠点形成事業については世界水準の文化芸術の向上を目的としているため、当提案に対して支援を行うことは難しいと考えられる。芸術文化振興基金については国でなく、独立行政法人日本芸術文化振興会が実施しているものであり、個別の提案に対して地域再生の取組として対応することが適当であるかは不明であるが、どのような対応が可能か独立行政法人日本芸術文化振興会と相談してまいりたい。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
兵庫 県・ 西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	2099	2099020	081550	芸術文化センター事業に対する支援措置の集中実施	芸術文化センターにおけるソフト事業に対する支援 ・新国立劇場主催公演開催 ・国立劇場主催公演開催 ・国立文楽劇場主催公演開催	芸術文化センター事業(演劇、音楽、舞踊等多彩な分野における、創造・公演事業、芸術文化普及事業、芸術文化創造基盤整備事業)	新設の劇場の魅力を知り、子どもから高齢者まで幅広い県内外の人々に足を運んでもらうためには、潜在需要を掘り起こし、県内外にアピールできるような質の高い事業や親しみやすい普及事業を実施するための集中的な支援が必要である。 ソフト事業に対する支援により西日本地域の住民が東京に行かなくても、新国立劇場主催公演等が鑑賞できるようにするとともに、芸術文化センターの事業がさらに充実し、新設劇場のアピールができる。		国立文楽劇場では主催公演の地方での開催は行っており、新国立劇場、国立劇場については、現在、地方の文化施設等との共催で、共催者の全額負担により実施している。 ただし、どの団体等と共催して実施するかは独立行政法人日本芸術文化振興会の判断による。	6		提案の公演は、いずれも独立行政法人日本芸術文化振興会の行う事業であり、個別の提案に対して地域再生の取組として対応することが適当であるかは不明であるが、どのような対応が可能か独立行政法人日本芸術文化振興会と相談してまいりたい。	独立行政法人日本芸術文化振興会に要望の趣旨を伝えられたい。	6		このような要望が来ていることについては独立行政法人日本芸術文化振興会に伝えてまいりたい	
兵庫 県・ 西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	2099	2099030	081560	芸術文化センター付属交響楽団の支援措置の採択要件緩和等	芸術文化センター付属交響楽団事業に対する支援(採択要件(実績・支援期間・団体規模等)の緩和、開館後5年間程度の集中実施) ・文化庁芸術団体重点支援事業 ・日本芸術文化振興会・芸術文化振興基金助成	芸術文化センター付属交響楽団事業(定期公演、青少年コンサート、アウトリーチ活動等)	新設のユニークな付属交響楽団が円滑に事業を実施するための重点的な支援が必要である。		【芸術団体重点支援事業】 意欲的な公演活動への取組等により、我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力となることが期待される芸術団体を実施する年間の自主公演を総合的かつ継続的に(原則、3年間)支援している。 本事業の採択に当たっては、芸術団体からの申請に基づき、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能の5部門毎に設置される「芸術団体重点支援事業等協力者会議」において、新規申請団体、継続支援団体について毎年度事業の審査を実施している。 【芸術文化振興基金】 芸術文化振興基金は、独立行政法人日本芸術文化振興会の下に、すべての国民が文化芸術に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、平成元年度末に創設された。 芸術文化振興基金は、基金(政府出資金530億円、民間出資金112億円)の運用益により、芸術創造普及活動、地域文化振興活動、文化振興普及活動を対象にプロフェッショナルからアマチュア団体まで幅広く支援している。 助成対象活動は、芸術団体等の応募申請を「芸術文化振興基金運営委員会」に諮り、決定している。また、「芸術文化振興基金運営委員会」の下に分野別の4つの部会、11の専門委員会を置き、各分野の実情及び特性に応じた審査を実施している。	・文化庁・芸術団体重点支援事業 ・日本芸術文化振興会・芸術文化振興基金助成(現代舞台芸術創造普及活動)	6		限られた財政の中で、効率的に地域振興を進める観点からは、拠点地域を定め、予算を集中的に配分することは有効であると考えられる。ただし、拠点地域の決定に当たっては、透明かつ公正な判断基準が必要となると考えられる。 しかしながら、芸術団体重点支援事業については世界水準の文化芸術の向上を目的としているため、当提案に対して支援を行うことは難しいと考えられる。芸術文化振興基金については国でなく、独立行政法人日本芸術文化振興会が実施しているものであり、個別の提案に対して地域再生の取組として対応することが適当であるかは不明であるが、どのような対応が可能か独立行政法人日本芸術文化振興会と相談してまいりたい。	独立行政法人日本芸術文化振興会に要望の趣旨を伝えられたい。	6		このような要望が来ていることについては独立行政法人日本芸術文化振興会に伝えてまいりたい
兵庫 県・ 西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	2099	2099040	081570	アウトリーチ活動の支援措置の採択要件の緩和・集中実施	芸術文化センター付属交響楽団等によって展開されるアウトリーチ活動に対する支援(採択要件(実績・支援期間)の緩和、開館後5年間程度の集中実施) ・文化庁芸術拠点形成事業	芸術文化センターを中心として展開されるアウトリーチ活動	新設の劇場の魅力を知り、子どもから高齢者まで幅広い県内外の人々に足を運んでもらうためには、潜在需要を掘り起こし、県内外にアピールできるような質の高い事業や親しみやすい普及事業を実施するための開館後5年間程度の集中的な支援が必要である。		【芸術拠点形成事業】 自ら企画・制作する能力を有する文化会館、劇場等が行う自主企画・制作の公演、子どもたちを含む広く一般の国民が参加する講習会やワークショップ等の事業に対して支援している。 本事業の採択に当たっては、劇場等の文化施設の設置又は管理者の申請に基づき、「芸術団体重点支援事業等協力者会議(芸術拠点形成(公演事業等支援))」において、審査を実施している。	3		限られた財政の中で、効率的に地域振興を進める観点からは、拠点地域を定め、予算を集中的に配分することは有効であると考えられる。ただし、拠点地域の決定に当たっては、透明かつ公正な判断基準が必要となると考えられる。 しかしながら、芸術拠点形成事業については世界水準の文化芸術の向上を目的としているため、当提案に対して支援を行うことは難しいと考えられる。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		芸術拠点形成事業は過去の実績等に基づき、世界水準の芸術創造活動を展開し得るかどうかが、有識者による審査を行い、選定している事業であり、地域再生構想には馴染まないと考えられる。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
兵庫県・西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	2099	2099050	081580	県民オペラ・市民オペラの制作・上演に対する支援・集中実施	芸術文化センターにおける県民オペラ・市民オペラの制作・上演に対する支援・日本芸術文化振興会・芸術文化振興基金助成(地域文化施設公演) (財)地域創造・地域の芸術文化環境づくり支援事業	芸術文化センターにおける県民オペラ・市民オペラの制作・上演	新設の劇場の魅力を周知し、こどもから高齢者まで幅広い県内外の人々に足を運んでもらうためには、潜在需要を掘り起こし、県内外にアピールできるような質の高い事業や親しみやすい普及事業を実施するための開館後5年間程度の集中的な支援が必要である。	日本芸術文化振興会・芸術文化振興基金助成(地域文化施設公演)(財)地域創造・地域の芸術文化環境づくり支援事業助成要項	【芸術文化振興基金】 芸術文化振興基金は、独立行政法人日本芸術文化振興会の下に、すべての国民が文化芸術に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、平成元年度末に創設された。 芸術文化振興基金は、基金(政府出資金530億円、民間出資金112億円)の運用により、芸術創造普及活動、地域文化振興活動、文化振興普及活動を対象にプロフェッショナルからアマチュア団体まで幅広く支援している。 助成対象活動は、芸術団体等の応募申請を「芸術文化振興基金運営委員会」に諮り、決定している。また、「芸術文化振興基金運営委員会」の下に分野別の4つの部会、11の専門委員会を置き、各分野の実情及び特性に応じた審査を実施している。	6		限られた財政の中で、効率的に地域振興を進める観点からは、拠点地域を定め、予算を集中的に配分することは有効であると考えられる。ただし、拠点地域の決定に当たっては、透明かつ公正な判断基準が必要となると考えられる。 しかしながら、芸術文化振興基金については国でなく、独立行政法人日本芸術文化振興会が実施しているものであり、個別の提案に対して地域再生の取組として対応することが適当であるかは不明であるが、どのような対応が可能か独立行政法人日本芸術文化振興会と相談してまいりたい。	独立行政法人日本芸術文化振興会に要望の趣旨を伝えられたい。	6		このような要望が来ていることについては独立行政法人日本芸術文化振興会に伝えてまいりたい
兵庫県・篠山市	陶芸文化の郷づくり構想	2100	2100010	081590	各種文化振興支援施策の効果的活用	国及び関係団体が実施する先導的な各種文化振興支援施策について、県立陶芸館(仮称)に対して優先的かつ柔軟な採択がされるよう配慮を行う。	県立陶芸館(仮称)を拠点とした事業の実施・アート・イン・レジデンスやシンポジウム等の若手人材育成事業の実施・交流・連携の促進を図る陶芸関係の美術展示活動の実施・地元陶磁器協同組合等とのタイアップ事業(例:専門研修コース等)の実施	アート・イン・レジデンスや地元陶磁器協同組合とのタイアップ事業等を限られた財源の中で、平成17年度の開館時から効率よく、活発に、継続的に実施するために支援措置の弾力的な運用が必要である。	・文化芸術による創造のまち支援事業実施要綱(平成15年4月1日文化庁長官決定) 第2 芸術文化振興基金助成金交付要綱(平成15年10月1日制定)別表2-(1)	1		本提案への支援については、内容を具体的にお聞きした上で文化芸術による創造のまち支援事業の対象となるかどうか検討してまいりたい。 芸術文化振興基金については国でなく、独立行政法人日本芸術文化振興会が実施しているものであり、個別の提案に対して地域再生の取組として対応することが適当であるかは不明であるが、どのような対応が可能か独立行政法人日本芸術文化振興会と相談してまいりたい。	独立行政法人日本芸術文化振興会に要望の趣旨を伝えられたい。	1		このような要望が来ていることについては独立行政法人日本芸術文化振興会に伝えてまいりたい	
磐梯町	仏都・会津のシンボル磐梯町への定住化構想(過疎地域からの脱却のための地域再生)	1232	1232020	081600	補助金制度の複数同時実施を可能	各種補助金制度の複数同時実施が可能なものとする	土地区画整理事業及び上下水道事業や商業スペース整備事業、まちづくり総合整備事業などの各種補助事業を複数同時に実施することにより事業の早期完成につながる。	各種補助金制度を複数同時に一括して実施することにより事業の早期完成が図られる。			6		まちづくり総合支援事業等、提案にある事業を所管していない。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
北海道 滝川市	商業都市の再生	1390	1390090	081610	各府省の支援策の連携・集中	まちづくり交付金 文化芸術による創造のまちづくり NPO活動等の活性化支援 生涯学習まちづくりモデル支援事業 地域インターネット基盤施設整備事業	ー は「中心市街地ゾーン関係」では広場や駐車場の整備 五十嵐デザインアート塾(NPO)におけるアート活動関係 は駅前再開発ビル内NPOたきかわホールの活動等 市民活動 は「郊外型広域拠点集積ゾーン関係」では 国学院短大での生涯学習事業展開関係 公設民営図書館関係	総合的かつ弾力的な施策として事業の具現化に有効である。	生涯学習まちづくりモデル支援事業委託要綱	生涯学習まちづくりモデル支援事業 【文化芸術による創造のまち支援事業】 文化芸術活動のための環境の醸成と人材の育成及び次代を担う子どもたちが参加する文化活動の活性化を図るため、人材育成：地域文化リーダー(指導者)の育成、団体育成：地域の芸術文化団体の育成、発信交流：シンポジウム等による発信・交流を支援する。なお、支援対象は協力者会議において決定している。	1		限られた財源の中で効率的に予算を配分するため、事業の採択に当たっては、「まちづくり事業選定委員会」における選定が必要であり、その結果を踏まえ、支援できる事業については積極的に支援してまいりたい。 限られた財政の中で、効率的に地域振興を進める観点からは、拠点地域を定め、予算を集中的に配分することは有効であると考えられる。ただし、拠点地域の決定に当たっては、透明かつ公正な判断基準が必要となると考えられる。 本提案への支援については、内容を具体的に開きした上で、文化芸術による創造のまち支援事業の対象になるかどうか、検討してまいりたい。				
茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	1273	1273010	081620	レイクツーリズムの基盤整備	環境と共生した持続的発展を図る行動のシンボルとしての役割を持つ霞ヶ浦において、自然と人間の共生をテーマとしたレイクツーリズムの基盤等を整備するため、各府省で展開している環境関係施策を当地域において連携して実施する。	霞ヶ浦沿岸において、各府省の施策を一体的かつ集中的に展開し、湖面と後背地の一体感を醸成すると共に水質浄化活動の象徴施設ともなりうる「湖水浴場の再生」、水辺へのアクセスの確保と水辺景観を楽しむ「湖岸道路・サイクリング及びウォーキングロード」、水辺環境の保全や希少動植物の生息地保護と一体となった「親水拠点」や「自然体験の場づくり」、霞ヶ浦環境センター(仮称)等水辺拠点間の連携とアクセス確保のための水上バスや舟運復活のための「航路確保」についての整備推進を図る。また、国立科学博物館の霞ヶ浦資料センター(仮称)の早期整備を図る。	県の貴重な財産である霞ヶ浦について、保全と利活用が両輪となった再生を推進するうえで、持続可能な利活用のモデルづくりによる情報発信や交流の推進が極めて有効であることから、本エリアにおいて環境関連施策を集中・連携させ、環境共生モデル地区の創設を図る。	独立行政法人通則法第46条	独立行政法人通則法第46条において、「政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる」と規定しているところ。	8	-	ご提案の「国立科学博物館の霞ヶ浦資料センター(仮称)の早期整備」は、追加的な予算措置を必要とする提案であり、地域再生構想の提案対象外であると考えます。				
茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	1273	1273040	081630	水質浄化技術開発等に係る産学官連携共同研究の促進	霞ヶ浦の水質浄化を促進するため、産学官連携による、水質生成メカニズム解明及び水質浄化技術開発研究等に対する施策の連携・集中を図る。	水質生成メカニズム解明や水質浄化技術開発に係る産学官連携共同研究を積極的に展開することにより、水質浄化に資する技術の研究開発と環境産業の創出・振興を図る。	水質浄化の研究については、基礎研究から実用化・商品化研究にわたり、産学官の連携が不可欠であるため、霞ヶ浦の水質浄化を推進するため、水質生成メカニズム解明や水質浄化技術開発等に係る産学官連携共同研究の積極的な展開を図る。	・都市エリア産学官連携促進事業については、地域が主体的に立案した事業計画の提案を広く全国から公募し、研究開発のポテンシャル、産業化の有望度等の科学的・技術的観点からの評価に重点を置き、事業の推進体制、地域の取組み等をも勘案しつつ総合評価を行い、実施地域を決定している。	3・5		・文部科学省では、霞ヶ浦南岸振興都市エリアにおいて、都市エリア産学官連携促進事業を実施している。 ・都市エリア産学官連携促進事業の実施にあたっては、経済産業省の産業クラスター計画との連携を図っているところ。 具体的には、文部科学省及び経済産業省において、地域ごとに、文部科学省、経済産業省、地方自治体その他関係機関による「地域クラスター推進協議会」等の設置、両省の補助対象機関の連携、地域ごとに両省の事業の成果に関する合同成果発表会の開催等の各種連携事業を実施しており、今後更にこうした連携施策を強化していくこととしている。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市、御津町	国際自動車産業交流都市	1352	1352050	081640	産学官連携支援のための国の支援策の連携及び集中	名古屋圏において、世界的な製造業の集積という特性を活かして地域経済の活性化を図るためには、世界的な産業競争に勝ち抜く技術力の向上、新事業の創出、技術革新が不可欠であり、そのためには大学・研究機関による研究成果の社会還元が重要であることから、産業技術の長期的・継続的発展のためには大学・研究機関の体系的・基礎的による民間企業に移転するための支援策を講じていくことが必要である。そこで、関係省庁における広範な産学官連携支援策を地域特性を發揮する分野については集中するとともに相互に関連する事業についてはその連携を發揮するように実施し、支援体制の充実を図る。	産学官連携を推進するために、企業支援、研究成果移転、共同研究・受託研究に関する国の支援策を戦略的分野に集中的に実施することにより、短期的・効率的に研究成果の活用を図る。	経済産業省や文部科学省において多様な産学連携支援策が講じられているが、総合的な地域づくりとは必ずしも連携せず、個別に運営されている面があることから、地域の特性を發揮できる戦略的分野については集中的に実施することが必要である。	文部科学省においては、産学官共同研究の効果的推進(マッチングファンド)産業界と大学等との共同研究に対してマッチングファンド方式により国の資金を大学等に提供 大学発ベンチャー創出推進のための事業 大学発ベンチャー創出及び事業展開に必要な研究開発を支援 産学官連携支援事業 産学官連携に不可欠な専門人材を大学等に配置 研究成果最適移転事業、委託開発 大学等に研究成果を基にした事業化を促進 等の産学官連携施策を実施しているところ。	5		「33 根拠法令等」に挙げられた文部科学省及び経済産業省施策は、それぞれの事業目的に合致するものを全国から選抜(採択)し、支援しているものであり、それぞれの事業の趣旨に反しない範囲で、これらの施策の連携強化に対するニーズも踏まえながら、本制度が一層効果的・効率的に機能するよう連携を深め、地域における産学官連携の一層の円滑化を推進することとしている。					
愛知県	あいち・なごやモノづくり産業振興構想	1354	1354010	081650	産学官連携支援のための人材派遣事業の連携及び集中化	国等から各機関に産学連携の支援を目的として派遣されている専門人材の活動場所や業務内容は施策により決められており、例えば中小企業支援に派遣された専門家が大学の知的戦略立案に参画したりすることは正規の業務とみなされず、活動経費が支払われない場合がある。このため、専門人材の活動場所や業務内容を区域内で自由化することにより、各人材の持つ能力を最大限發揮できるようにするとともに、専門人材の派遣事業を集中実施し、支援体制の充実を図る。	産学連携を積極的に推進するため、専門人材の機動的な活動を可能とすると同時に派遣事業の集中実施を行う。これにより、研究成果の企業化、事業化、創業支援、知的財産の活用と保護などシーズから企業化までの一貫した総合支援体制の確立が図られ、大学等から産業界への技術移転が円滑に行えるようになり、新事業、新産業の創出促進が期待できる。	産学連携の推進のために専門の人材が国等から各機関に派遣されているが、施策により活動場所や業務内容が限られているため専門分野のシーズ発掘から企業化までに必要な機動的な活動が行えない状況にある。	該当する法令、告示、通達等の定めはない。	大学等公的研究機関の産学官連携基盤の強化を目的として、産学官連携に関する専門知識を有する人材(産学官連携コーディネーター)を各大学に配置する産学官連携支援事業を平成14年度より実施している。現在、全国77の国公私立大学に102名のコーディネーターを配置しているところ。また、科学技術振興機構の研究開発活用プラザ事業やRSP産学官連携促進事業では、地域の大学等における研究成果を積極的に発掘、育成し、事業化に結びつけるための科学技術コーディネータが活動しているところ。	5		産学官連携専門人材は、各々の事業の目的に応じて配置されており、その専門性を發揮した活動を実施しているところである。機関相互の連携を図ることは重要であり、地域において各種コーディネーター間の連携をはかるような研修会や会議などを開催するなど、連携を深めているところであり、今後も一層の連携強化・運営の充実を図ることとしている。				
愛知県	あいち・なごやモノづくり産業振興構想	1354	1354020	081660	産学官連携支援策の連携及び集中化	名古屋圏において、世界的な製造業の集積という特性を活かして地域経済の活性化を図るためには、世界的な産業競争に勝ち抜く技術力の向上、新事業の創出、技術革新が不可欠であり、そのためには大学・研究機関による研究成果の社会還元が重要であることから、産業技術の長期的・継続的発展のためには大学・研究機関の体系的・基礎的による民間企業に移転するための支援策を講じていくことが必要である。そこで、関係省庁における広範な産学官連携支援策を地域特性を發揮する分野については集中するとともに相互に関連する事業についてはその連携を發揮するように実施し、支援体制の充実を図る。	産学官連携を推進するために、企業支援、研究成果移転、共同研究・受託研究に関する国の支援策を戦略的分野に集中的に実施することにより、短期的・効率的に研究成果の活用を図る。	経済産業省や文部科学省において多様な産学連携支援策が講じられているが、総合的な地域づくりとは必ずしも連携せず、個別に運営されている面があることから、地域の特性を發揮できる戦略的分野については集中的に実施することが必要である。	文部科学省においては、産学官共同研究の効果的推進(マッチングファンド)産業界と大学等との共同研究に対してマッチングファンド方式により国の資金を大学等に提供 大学発ベンチャー創出推進のための事業 大学発ベンチャー創出及び事業展開に必要な研究開発を支援 産学官連携支援事業 産学官連携に不可欠な専門人材を大学等に配置 研究成果最適移転事業、委託開発 大学等に研究成果を基にした事業化を促進 等の産学官連携施策を実施しているところ。	5		「33 根拠法令等」に挙げられた文部科学省及び経済産業省施策は、それぞれの事業目的に合致するものを全国から選抜(採択)し、支援しているものであり、それぞれの事業の趣旨に反しない範囲で、これらの施策の連携強化に対するニーズも踏まえながら、本制度が一層効果的・効率的に機能するよう連携を深め、地域における産学官連携の一層の円滑化を推進することとしている。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
福岡県	青少年科学技術立県運動	2138	2138010	081670	科学技術に対する関心と理解の増進を目的とする取り組みに対する支援	・地域における科学技術振興に対する 地方財政措置(地方債償還金利子の交付税への算入等) ・地域における特色ある科学技術啓発活動に対する補助金の創設 ・国等の実施する科学関連施策の集中実施	・技術者、教育者等のOB人材の組織化及び活動の支援(科学技術教育に熱心な学校と外部講師(会員)のマッチングなど)を実施する。 ・県内企業等に対して施設を利用した青少年向け活動を促すとともに、インターネットや本運動の広報ツールを活用した青少年に対する情報提供を行う ・日本科学未来館で蓄積されたノウハウを積極的に導入する等、県の青少年科学館等の活動強化をはかるとともに、当該科学館と他の科学関連教育施設等との協働促進等により青少年が科学技術に触れる場の広がりをはかるとともに、校外活動や活動成果発表の場の提供、科学関連NPO等との相互交流の促進等を通じ、小中高校における科学関連部活動の活性化をはかる。 ・科学教育や産業教育において、学校間交流のみならず、高校生による科学実験の実演や研究作品のデモなどを通じた小中高校等、縦の交流をモデル的に実施し、教育現場への情報還元等を行う。 ・過去8年間にわたって取り組んできたサイエンスマンス(科学技術創造月間)事業のノウハウを活かし、年間を通じた本運動の周知徹底に資するイベントの開催や誘致等により効果的な気運醸成をすすめる。	青少年科学技術立県運動の推進のためには、国立研究施設や研究員等の活用が不可欠であるが、一定の手続きが必要であり、そのための要件は欠かせない。また同様に、地域だけの取り組みでは限界があることから、国等の主催イベントの併催や財政措置等の積極的な協力が不可欠である。		5		41.措置等の概要(対応策)	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	5		文部科学省では「科学技術・理科大好きプラン」(平成15年度予算:52億円)を平成14年度に創設し、現在、地域における特色ある科学技術啓発活動に対する支援などを積極的に実施しているところである。これら国等の実施する公募型等の支援事業を活用し、自治体の施策と適切に組み合わせることで、地域において特色ある多様な取組の実施が可能である。 【具体的な事業内容】 高等学校・中学校と大学、研究機関との連携の支援を行うサイエンス・パートナーシップ・プログラム 地域科学技術理解増進人材の活動推進 地域科学館連携支援 インターネットでの科学情報の提供や先進的理科教育用デジタルコンテンツの開発と普及 日本科学未来館における科学館職員の研修等	
愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市、御津町	国際自動車産業交流都市	1352	1352060	081680	国における外国人に対する諸政策の一本化	三河港地域を構成する自治体には、外国人が多く居住し、自動車産業に勤務する者も多い。外国人との共生は今後のこの地域の重要な課題であるが、外国人に関する各種制度が関係省庁により個別に運営されているため、外国人にとって不便である。そこで、入国管理をはじめとして査証許可や医療・保険・教育等の外国人に関連する施策について国において窓口を一元化するなど総合的な対応を図る。これにより、在住外国人も日本人と同様に生活し働ける多文化共生社会を整備することで、在住外国人の日本における長期的生活設計が可能となり、不動産の購入や教育支出など経済効果が期待できるとともに、外国人の企業による雇用の増大が期待できる。	国において、多文化共生推進のための基本方針の策定や、それを実現するため諸課題に取り組み下記の省庁間の調整を行うための統括窓口を設置する。 入国・在留審査・管理(法務省) 査証発給(外務省) 日本語教育、子女教育(文部科学省) 医療保険、年金、雇用管理(厚生労働省) 地方自治体への支援等(総務省) 不法滞在者・治安対策(警察庁)	外国人の長期滞在化・永住化傾向が高まっており、地域の一員として生活するようになることで、教育・保険・医療など現行の法制度では対応しきれない多くの問題が発生している。また、国においてこれら外国人の長期滞在化・永住化に対応する基本方針が明らかでなく、対応する総合窓口等も存在しないため、地方公共団体においてこれらの問題への対応が困難となっている。	31.具体的事業の実施内容、に挙げられた～までの業務は各府省庁によって執り行われている。		5		対応は不可能(理由)行政効率の観点より、外国人総合対応窓口といったものを設置することは困難であると考えられる。ただし、現行の枠組みでの対応が困難であり、関係省庁間の連携が必要となる場合には、密に連絡をとることで適切な対応を行っている。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	5	行政効率の観点より、外国人総合対応窓口といったものを設置することは困難であると考えられる。ただし、現行の枠組みでの対応が困難であり、関係省庁間の連携が必要となる場合には、密に連絡をとることで総合的な施策の推進を図ってまいりたい。	
愛知県	あいち・なごやモノづくり産業振興構想	1354	1354040	081690	国における外国人に対する諸政策の一本化	名古屋圏には、外国人が多く居住しているが、外国人との共生は今後のこの地域の重要な課題であるが、外国人に関する各種制度が関係省庁により個別に運営されているため、外国人にとって不便である。そこで、入国管理をはじめとして査証許可や医療・保険・教育等の外国人に関連する施策について国において窓口を一元化するなど総合的な対応を図る。これにより、在住外国人も日本人と同様に生活し働ける多文化共生社会を整備することで、在住外国人の日本における長期的生活設計が可能となり、不動産の購入や教育支出など経済効果が期待できるとともに、外国人の企業による雇用の増大が期待できる。	国において、多文化共生推進のための基本方針の策定や、それを実現するため諸課題に取り組み下記の省庁間の調整を行うための統括窓口を設置する。 入国・在留審査・管理(法務省) 査証発給(外務省) 日本語教育、子女教育(文部科学省) 医療保険、年金、雇用管理(厚生労働省) 地方自治体への支援等(総務省) 不法滞在者・治安対策(警察庁)	外国人の長期滞在化・永住化傾向が高まっており、地域の一員として生活するようになることで、教育・保険・医療など現行の法制度では対応しきれない多くの問題が発生している。また、国においてこれら外国人の長期滞在化・永住化に対応する基本方針が明らかでなく、対応する総合窓口等も存在しないため、地方公共団体においてこれらの問題への対応が困難となっている。	31.具体的事業の実施内容、に挙げられた～までの業務は各府省庁によって執り行われている。		5		対応は不可能(理由)行政効率の観点より、外国人総合対応窓口といったものを設置することは困難であると考えられる。ただし、現行の枠組みでの対応が困難であり、関係省庁間の連携が必要となる場合には、密に連絡をとることで適切な対応を行っている。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	5	行政効率の観点より、外国人総合対応窓口といったものを設置することは困難であると考えられる。ただし、現行の枠組みでの対応が困難であり、関係省庁間の連携が必要となる場合には、密に連絡をとることで総合的な施策の推進を図ってまいりたい。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
河東町	国際観光ネットワーク河東学園構想	1118	1118040	081700	地域内外の各施設、各団体、各業界、各人材との連携ネットワーク	河東学園を核とした地域内外の各施設、各団体、各業界、各人材との連携ネットワーク	町内外の農家・温泉旅館・料理家との連携事業：「農産物直販、農家民宿、農家レストラン、世界の農産物との交流料理」などと連携した国際交流観光講座 町内外の国際観光ガイド・登山家・環境専門家・観光エージェンツとの連携事業：国際観光での磐梯登山と河東自然ガイド講座 町内外の国際観光ガイド・農家・学園運営者・リエゾンオフィスなどの情報機構との連携事業：猪苗代・会津・河東の国際交流観光情報ネット事業としてバーチャルに展開する講座募集システムの開発 町内外の国際観光ガイド・ユニバーサルデザイン専門家・農家・温泉旅館・料理家・観光エージェンツとの連携事業：稼働率の低い観光旅館での高齢者や障害者にも対応できる宿の安価な価格での交流講座 町内外の農家・学園運営者・リエゾンオフィス・農家民宿・各大学との連携事業：稼働率の低い各施設での提携による産学複合研修講座、会津大学だけでなくネットできる大学や人材と提携した講座 町内外の国際観光ガイド・健康指導者・温泉旅館・環境専門家との連携事業：健康講座に協力できる温泉浴、森林浴のできる温泉施設講座	会津圏域に展開する既存の観光、農業、情報など異業種と観光の結び付きを高めながら新起業、新人材を生み出すネットワーク連携を図る仕組みと組織の構築を図りたい。 河東ゆってみネットの有効利用		5		(地方自治体と各大学との連携については、各大学の自主性により行われるものである。)					
袋井市	協働により実現する若い世代が安心して働き、子育てができるまち	1167	1167030	081710	文部科学省と厚生労働省の連携強化	預かり保育と放課後児童クラブの統合実施及び地域組織やNPO法人への委託を可能とする。放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の対象事業とする。幼稚園と保育所の概念を取り扱った子育て支援施策の充実を積極的に支援する。	預かり保育と放課後児童クラブの統合実施及び地域組織やNPO法人への委託を可能とする。放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の対象事業とする。幼稚園と保育所の概念を取り扱った子育て支援施策の充実を積極的に支援する。	幼児は預かり保育、児童は放課後児童クラブと世代によって支援体制が異なっている。これを一元化し、地域やNPO団体に委託して実施することは、子育て支援体制の充実はもとより、NPO団体の育成や小さな行政の推進につながる。幼い子供を持つ共働き世帯が仕事と子育ての両立ができ、より安心して就労できる環境を整備するためにも、これらを一元化して委託実施したいが、その場合には、既存の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の対象外となる懸念もある。また、現在、本市の放課後児童クラブは、地域組織やNPOに委託して実施しているが、預かり保育は市直営である。基本的には、民にできることは民での実施を基本に、預かり保育についても民の活用が図られることを望むものである。	「幼稚園における放課後児童健全育成事業について」(平成15年5月文部科学省幼児教育課長・私学行政課長・厚生労働省育成環境課長通知)	市町村が、幼稚園本来の活動に支障のない限り、幼稚園の園舎等を使用して、幼稚園の教育活動終了後に、当該幼稚園に在園しない幼児を含めた保育や放課後児童健全育成事業を実施することは、現行制度上でも可能である。また、幼稚園設置者の管理責任等を明らかにし、幼児の教育上・安全上適切な環境の下で委託するのであれば、このような事業をNPO等に委託することも、現行制度上で可能である。	5		市町村が、幼稚園本来の活動に支障のない限り、幼稚園の園舎等を使用して、幼稚園の教育活動終了後に、当該幼稚園に在園しない幼児を含めた保育や放課後児童健全育成事業を実施することは、現行制度上でも可能である。また、幼稚園設置者の管理責任等を明らかにし、幼児の教育上・安全上適切な環境の下で委託するのであれば、このような事業をNPO等に委託することも、現行制度上で可能である。				
下川町	働ける環境の支援体制の推進	1234	1234010	081720	幼保複合に伴う平等経営に係る支援措置	安心して働ける環境づくりと就学前の教育の整備で幼稚園児と保育所児を同一施設で保育しコミュニケーションを図り、良い環境で就学に望み、よりよい環境で働けるよう取り組んでいきたい。また、少子化で子どもも少なくなっていることから幼い頃からの環境整備も必要であると考え、従来からの幼稚園と保育所にある財政的措置の運営費又は支弁費等の集約を望むものである	安心して働けるための環境整備に子育て支援があるが、子供の教育には制度的区分けは必要なく、幼保複合化が行われようとする中で、地域にとっても活力が出てきて、起業の可能性もあり新たな地域の活性化にもつながる。若い世代の労働力が不足がちな中、子育てが終わった人たちの雇用がおおきみられることから子育ての支援が重要である。また、幼保複合化により体制を整備し保育所機能を優先した支援体制を実施するためにも私的契約児への支弁費の拡大又は幼稚園の交付税措置等の摘要は必要である。	幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針	幼稚園と保育所の共有化施設について、幼稚園部分、保育所部分のそれぞれについて、それぞれの補助金を交付している。	5		「幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針」に基づき、幼稚園部分・保育所部分それぞれに補助を受けることが可能である。また、幼稚園の余裕部分を保育所に転用する際の財産処分取扱を弾力化しているほか、構造改革特区において、厚生労働省と連携して、幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動の特例(807)、幼稚園と保育所の保育室の共有化の特例(823)等を措置しており、幼稚園と保育所の一体的な運営を促進しているところである。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において設置を検討することとされた就学前の教育・保育の「総合施設」については、平成16年度中に基本的な考え方をとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を目指すこととしている。					
小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	1240	1240060	081730	幼稚園及び保育所の一元化	少子化、両親の共働きという家庭の増加等を背景とする利用者ニーズの多様化、就学前の子どものより良い育成環境を整備を図るためには、幼稚園と保育所の両者の機能を巧みに活かした受け入れ態勢の整備が必要であり、既存施設の共用と合わせて、子育て支援の必要な子どもや保護者のニーズに合わせた施設運営を可能とするために、幼稚園、保育所の一元化をお願いしたい。	従来の幼稚園の就学前の教育機能や保育園の保育機能を融合した施設運営を図り、子育て支援の必要な保護者のニーズにあったサービスメニューを複数準備し、利用者が複数の選択肢の中からサービスの享受が図られることにより少子化に歯止めをかける。また、現在は利用者の所得に応じた料金設定から、利用するサービスにあった使用料体系の構築を図る。	現在の二元制度下(幼稚園、保育園)においては、多様化する利用者ニーズへの十分な対応が図られていない。幼保一元化により、地域の実情に合った子ども達の育成環境の整備充実が図られる。	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003	就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を平成18年度まで検討することとされている。	5		提案にあるような、子育て支援の必要な子どもや保護者のニーズに合わせた施設運営を可能とするために、「総合施設」の実現に向けて検討を進めて参りたい。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
岩瀬村	幼稚園における幼稚園児及び保育所児の合同活動事業	1251	1251010	081740	幼保一体化活動特認	幼稚園における幼稚園児、保育所児の合同活動の容認	幼稚園において、幼稚園児・保育所児の合同保育活動を行う	幼稚園及び保育所は、それぞれが設置基準による対象者のみが入園・入所し、保育の対応となっている。	幼稚園設置基準第五条第一項	構造改革特区において、幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動を実施するための特例(807)を措置済みである。	4		構造改革特区において、幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動を実施するための特例(807)を措置済みである。				
川俣町	保育園待機児童解消のための幼稚園施設の有効活用	1361	1361010	081750	幼稚園内への保育クラスの設置	保育園の1部分を幼稚園施設内におくことができるような措置が必要。 保育所における給食の実施について、他からのケータリングや弁当での代替ができるなど柔軟な運用の容認。 保育所の保育内容と幼稚園のカリキュラムの混在についての容認。	年齢ごとの保育クラスを幼稚園内に設置し、幼稚園のカリキュラムを実施する。	保育園を新たに設置することなく、待機児童の解消を図ることができることも、柔軟性のある効率的な職員の配置が可能となり、職員増を最小限に抑えた中で住民の要望にこたえることができる。	幼稚園教育要領 保育所保育指針	幼稚園園舎の余裕部分を転用し、保育所を設置することは現行制度上でも可能である。 幼稚園教育要領と保育所保育指針は内容の整合性を確保しており、両者に基づく独自のカリキュラムを編成することは、現行制度上でも可能である。	5		幼稚園園舎の余裕部分を転用し、保育所を設置することは現行制度上でも可能である。 幼稚園教育要領と保育所保育指針は内容の整合性を確保しており、両者に基づく独自のカリキュラムを編成することは、現行制度上でも可能である。				
北海道 滝川市	商業都市の再生	1390	1390060	081760	幼保一元化の推進	幼稚園と保育所の教育・保育活動の一体的運用	地域の大学として貢献する國學院短期大学は、幼児教育学科を有することから、その専門性等のメリットを生かし行政の連携により、公設民営型(國學院短期大学に運営委託)の幼稚園・保育所が一体となった子育て施設を設置したい。	少子化が進む中、子どもの成長と家族や地域のニーズ考え、効率的・効果的な子育て支援を進めるのが大きな課題であり、幼保一元化は地域の実情にふさわしい子育て支援策と考えます。幼稚園入園年齢制限の緩和 幼稚園と保育所等の教育・保育活動の一体的運用 保育所における保育所児と幼稚園児の合同保育の容認 保育の実施にかかる事務を教育委員会への委任の容認	学校教育法第八〇条 幼稚園設置基準第五条第一項	構造改革特区において、満3歳になる年度の初めから幼稚園に入園できる特例(806)を措置済みである。 構造改革特区において、幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動のための特例(807)を措置済みである。 (厚生労働省が特区で措置済み) (厚生労働省が特区で措置済み)	4 4		構造改革特区において、入園年齢の特例を措置済みである。 構造改革特区において、幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動のための特例を措置済みである。 厚生労働省が特区で措置済み。 厚生労働省が特区で措置済み				
菊池市	いってみたい農山村・やってみてみたい農林業	2128	2128020	081770	教育、福祉、医療、環境、農林業の枠を越え生活者の視点に立った食育の推進	各種施策の集中：各府省で行われるであろう食育関連施策(ソフト面)を、効率的かつ一元的に地域と連携しながら、その地域に集中して行われたい。	国からの支援を受け、関係部局、関係者団体が一体となって、事業主体(市、農業法人、その他企業団体)が行う消費者教育、食育理解の活動、啓発を積極的に支援する。特に消費者教育については、地域及びその周辺にあるスーパー、量販店、農産物直売所、飲食店、学校、病院、福祉施設、公共施設などにポスター等の掲示を行うとともに、安全で安心できる地域農産物の購買が自分たちの地域・環境・食を守るという観点から、その購買意欲の向上(意識改革)を図る手立てをあらゆる面から重点的かつ積極的に講じることとしたい。生活者の視点に立った食育の推進は、効果的に農山村や農林業への関心の高まりにつながり、このことが、多様な農業経営体の育成にも大きく作用することとなる。	この提案のねらいは、農外からやる気のある多様な人材をより多く確保、支援し、その個人の力を最大限生かすことである。食と農業は、市民生活になくはないものであり、その食と農業からの恩恵を将来的に受けるためには、何を行うべきかということにより多くの消費者に考える機会を与える必要がある。そのためには、関係府省の枠を越えて生活者の視点で分かりやすく、食と農の大切さ伝える必要がある。消費者の食と農山村・農林業に対する関心・理解の高まりは、多様な農業経営体を育成する上で必要不可欠なものであり、地域再生構想の土台となるものである。	該当なし	該当なし	5	該当なし	食育の推進については各自治体の判断により実施可能であるが、文部科学省としては、関係府省と連携し、積極的に対応してまいりたい。				
合資会社 地域社会貢献協会	坂本棚田「癒の里」づくりプロジェクト	3001	3001010	081780	坂本棚田「癒の里」づくりプロジェクト	新山村振興等農林漁業特別対策事業について(財)都市農山漁村交流活性化機構の事業しくみの事業実施主体についての採択範囲を地域の活性化に主体的に実践する企業、個人等にまで広げるべきである。	1、棚田ミュージアム 2、癒の里館 3、バザール広場(地産、地商) 4、耕雲転月の里 5、病院でもない病院 6、自然体験施設	自然に育まれた人と自然共生 都市、山村との交流促進 自活、自立への地域活性化 伝統文化への継承 予防医学への道しるべ 未来への子供達の育成		6		新山村振興等農林漁業特別対策事業は、当方が所掌する事業ではない。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
(株)富士通南九州システムエンジニアリング(MQS)NPOハイパーメディアサイエティ	学校に行けない子どもたちを支える地域通貨システムの構築と適用効果の検証プロジェクト	3026	3026010	081790	地域の人材データベースと連動した地域通貨システムの開発	総務省が開発を予定されている地域通貨システムに連携可能な地域人材データベースシステムを、地域通貨システムの開発・実証実験の枠組みの中で開発させていただきたい。また、開発したシステムを、本プロジェクトにて先行的に適用させていただきたい。	(1)不登校や病欠、障害を持つ児童、生徒に対する学習支援や指導補助のためのIT基盤環境整備と運用の支援 (2)家庭や学童保育での補充学習の支援 (3)学校を中心とした地域人材データベースの構築と整備	この活動の中では、地域に住む教師経験者や教育学部の大学生、OBなどを中心とする地域住民の方の協力が不可欠であることから、活動に参加していただく人たちのコミュニティ内で流通する地域通貨を導入し、メンバー間の交流を活性化しながら、活動の輪を拡げていくことが有効であると考えられるため。		6		提案されている地域通貨システムは総務省の施策であるため、文部科学省の所管ではない。					
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079070	081800	競争的資金等に係る情報提供・受付窓口の一本化、採択権限の地方移譲	産学官連携を推進するための競争的資金等は、多くの省庁が所管し、様々な時期に様々な媒体を通して公募されることから、産学官研究開発グループには、情報収集等に大きな障害となっている。産学官研究開発グループへの周知徹底・利便性向上を図るため、情報提供・受付窓口の一本化を図るとともに、その採択にあたっては、国の出先機関等が、地域の実情に応じて、決定できるよう権限移譲を行う。	(内容)産学官連携の推進による研究開発機能の強化を通じた地域産業振興 (効果)利便性向上により、競争的資金等の活用拡大が図られ、産学官連携が促進される。また、権限移譲により、地域の実情に配慮した研究開発が推進される。	産学官連携に係る競争的資金等は、多くの省庁が所管し、様々な時期に様々な媒体を通して公募されることから、産学官研究開発グループには、情報収集等に大きな障害となっている。また、中央で決定されることから、必ずしも地域の実情が反映されていない。	・受付窓口については、各制度毎に対応している。 ・文部科学省の競争的資金には、採択を地方の出先機関に委譲している制度はない。 ・情報提供の一元化については、文部科学省の産学官連携施策について、文部科学省ホームページに掲載することにより一元的に広く情報提供している。(ホームページアドレス http://www.mext.go.jp/a_menu/shinko_u/sangaku/index.htm) また、産学官連携に関する会議においては、関係省庁が連携して、各省の施策の紹介等を行っている。	・受付窓口の一本化については、制度の趣旨・目的に応じて適切な申請方法が異なるため、一本化できない。 ・国の出先機関への採択権限委譲については、文部科学省は研究開発に関する地方支局を持たないため、委譲できない。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		・各制度の受付窓口や内容に関する情報提供については、内閣府が各省の制度ごととまとめ、一括してホームページに公開しており、文部科学省もそれに協力している。 http://www8.cao.go.jp/cstp/compfund/main.html ・国の出先機関への採択権限委譲については、文部科学省において全国的な地方支局を有していないことから困難である。			
掛川市	日本救済運動という名の地方都市経営構想	1064	1064010	081810	1 歩行文化の確立の社会実験に対する支援 歩く道を媒介に地域・広域連携と道の道や信仰の道など古道の復元歩行を行う。 エコツーリズム、ウォーキング効果の研究、環境保護歩道の整備を行う。 歩くことで切れない子どもを育成するとともに正しい身体能力と知的能力のバランスによる真の道徳教育を行う。 歩くことで健康長寿者の増加、病气老人の減少、健康保険・介護保険財政の健全化を図る。 農村部歩行で森林浴と森林環境保全と過疎対策を図り、自然キャンプ、グリーンツーリズム等を普及する。 歩くまちづくり、中心市街地活性化、都市と農村の交流を行う。 歴史古道を媒介とし市町村の連携支援、地域自立の道を探る。	各省庁別の政策連携による相乗効果を新視点から社会実験を行うことを提案する。(掛川市の運動をベースに) 国土交通省・歩く道を媒介に地域・広域連携、各所・公園や河川堤防のコースを設定・国土総合計画行政 環境省・日本ウォーキング協会の所管省庁、エコツーリズム、ウォーク効果の研究、環境保護歩道・環境行政 文部科学省・歩くことで切れない子ども育成、北京大学と国際二宮尊徳思想学会強化・体育徳育の行政 厚生労働省・健康長寿者の増加、病气老人の減少、健康保険・介護保険財政の健全化 農林水産省・食(米)と農(茶)の文化、和食風土尊重、クラインガルテンの普及・農林行政 経済産業省・歩くまちづくり、中心市街地活性化、都市と農村の交流 総務省・歴史古道を媒介とし市町村の連携支援、地域自立の道・自治政策行政	日本救済運動として、全市内、全市民、廻村的歩行事業を行う。	生涯学習、地域学習、地域振興、経済活性化、健康増進などの複合的事業に対し、支援施策を集中していただきたい。		3,5		教育・文化・スポーツを通じた地域づくりの観点から、省内及び関係府省と連携し、支援できるものについては積極的に対応してまいりたい。	費省の回答中措置分類で「3」と回答された部分について、その内容と理由を明確にする ¹ とともに、これについて提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3,5		予算措置を伴う施策の集中は、各事業ごとの予算規模の制約や選定方法に相違があることから、提案内容のすべてを現実的に担保することは困難である。しかし、文部科学省において、平成16年1月に教育、文化及びスポーツの振興による地域づくりを推進するため、「地域づくり支援室」を設置したところであり、当室においては、人づくりを通じた地域づくりのための新たな支援策の企画・立案、地方公共団体等からの相談の対応や要望等の把握、専門家の派遣、関係機関との仲介支援、取組の全国的普及等を実施することとしており、これらの施策を通じて、支援できるものは積極的に支援してまいりたい。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	1098	1098020	081820	複数省庁にまたがる施策の連携と集中的実施	農林水産省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省の連携で行われている「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」の機能を強化し、現在個別に実施されている施策を統一的に活用できるようにする。 そのための相談、申請窓口と事務機能を推進会議内もしくは地域再生本部等の適切な機関内に設ける。 本地域においては、「エコツーリズム」の推進を目的とした各省庁の施策を統一的かつ集中的に実施する。	支援措置番号1において策定したアクションプログラムに基づき、「森林環境を活用したビジネスモデル創造プロジェクト」を推進する。 特に本地域において有能な人材を多く保有し、短期間での成果が期待される「エコツーリズム」におけるビジネスモデルづくりを推進する。 アクションプログラムの継続的な実施を実現する人材を確保するため、有能な人材の誘致を行うと共に、官民間問わず地域の有望な若者を中心に、実践的な教育を実施する。 これにより、本地域に不足しているツアーコーディネーターやツアーオペレーターといった、エコツーリズムに関するプロの人材を創出し、さらに効果的な施策を実施することのできる公共スタッフを創出する。	本来複合的な産業である「エコツーリズム」の促進を実現するためには、既存の省庁の枠組みを超えた支援が必要となる。 そのため、現在「都市と農山漁村の交流・対流推進会議」が設置されているが、各省庁の施策を統一的に運用するまでには至っていない。 この問題を解決するため、政府内に地域再生構想の内容に即したワンパッケージ型の支援策が実施できる、統一的な運用機関の設置を望む。			5	教育・文化・スポーツによる地域づくりを総合的に支援するために文部科学省内に設けた「地域づくり支援室」の活動を通して、省内及び関係府省と連携し、積極的に対応してまいりたい。					
茨城県	茨城グリーンふるさと交流圏魅力アッププロジェクト	1272	1272080	081830	野外活動体験施設整備に係る各種施策の統合・集中	・野外活動拠点整備に係る各府省庁所管の補助事業の効率的な一元化を図る。 ・歴史の道整備活用推進事業 ・ふるさと自然ネットワーク整備事業 ・教育のもり整備事業	・市町村が森林や小川、歴史遺産など地域資源を活用して体験交流事業の拠点を整備するような場合、各省庁の野外活動施設整備に係る補助制度を一本化して受けることにより、対象範囲、整備項目等が拡大し、市町村の使いやすいものとなり、整備が一体的に促進される。	・野外活動拠点(廃校活用)周辺に体験フィールドを整備するに当たり、活用する補助事業を個別に展開すると非効率なことから、一本化することで、体験フィールドとしての一体的かつ効率的な整備が図れる。	歴史の道整備活用推進事業国庫補助要項			3	古くからの道・運河等のうち、重要な遺構等が残り、文化庁が選定委員会を設けて選定した歴史の道について、順次史跡指定に向けた復元整備等を行っている。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	現段階において、各省庁の補助金を一本化することは困難であるが、「歴史の道整備活用事業」の中で、要望の趣旨に沿ったより効果的な補助事業の実施に努める。	
千葉県	「安房自然学校」の推進構想	1305	1305010	081840	補助事業の統合(パッケージ化)	次のような補助事業〔例示〕のパッケージ化を図り、総合的、一体的な事業実施を可能にする。 パッケージ化する補助事業〔例示〕 〔国土交通省関連〕 都市地方連携型地域再生プロジェクト推進事業 〔農林水産省関連〕 新グリーン・ツーリズム総合推進対策のうち地域連携システム整備事業、やすらぎ空間整備事業 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業 〔文部科学省関連〕 青少年長期自然体験活動推進事業 省庁連携子ども体験型環境学習推進事業 等	安房地域全域を対象に案内標識の整備、道の駅の活用・連携、体験交流施設の整備、インストラクターの養成、など広域的、一体的に取り組むことにより、自然体験型観光の一大ゾーンの形成促進を図るとともに、ふるさと空間づくりの推進を総合的に進め、交流人口の恒常的な拡大、観光産業の発展、ひいては地域経済の活性化及び雇用創出を図る。 道の駅の活用・連携 〔国土交通省〕 都市地方連携型地域再生プロジェクト推進事業 体験交流施設の整備 〔農林水産省〕 地域連携システム整備事業 インストラクターの養成 〔農林水産省〕 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業 〔文部科学省〕 青少年長期自然体験活動推進事業 省庁連携子ども体験型環境学習推進事業	安房地域では、現在、市町村合併の協議が進められており、広域的、総合的な取組と展開が必要となっている。また、補助事業は個々独立しているため、同様な補助対象要件(協議会の設置や計画づくり等)が求められている場合にも、個々に対応していかなければならない。	地方スポーツ振興費補助金交付要綱 省庁連携子ども体験型環境学習推進事業委託契約実施要領			5	青少年の長期自然体験の一層の普及、定着を図るため、地方公共団体が自然体験活動推進団体の協力を得ながら、青少年を対象として、野外活動施設や農家などで、2週間程度の長期間、異年齢集団による共同生活を通じた野外活動等の自然体験活動に取り組む事業に対して助成している。 子どもたちの豊かな人間性をはぐむため、関係省庁と連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが自ら企画し、継続的な体験学習を行う事業の実施を通して、体験型環境学習を推進している。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	2047	2047110	081860	思春期の子ども達への血液検査等を実施するための連携施策の創設	生涯にわたる健康の維持・増進を図るためには、生活習慣が確立される思春期(中学生)の子ども達の健康の維持・増進が必要である。そこで、思春期の子ども達への身体・血液検査、骨密度測定等各種検査等を実施することが可能となるよう、厚生労働省と文部科学省とが連携した施策を構築する。	生活習慣が確立される思春期(中学生)の子ども達の健康の維持・増進を図ることにより、長期的に見れば、将来の生活習慣病や骨粗しょう症等を予防することが可能となり、医療費の抑制効果が期待される。	学校保健(文部科学省)と地域保健(厚生労働省)とがより一層連携した取組みを行うことが必要。	学校保健法第6条、学校保健法施行規則第4条	学校保健法施行規則(以下、規則という。)第4条第1項に掲げるもののほか、規則第4条第2項において、その他の疾病及び異常の有無について検査することができることとなっている。	5	当該要請事項については、学校保健法等に基づき、学校関係者等の協力を得ながら、地域保健と連携し、実施することが可能。また、学校と地域保健が連携し、光線生検の様々な心身の健康問題に対応するための体制整備を図る事業において、実施することが可能であるが、実施については、実施計画を立案し、採択を検討する。	学校保健法規則第4条第2項により、生徒の実情に応じ、血液検査や骨密度の検査を行うことができる。				
天栄村	地域特産作物を活用した「食育」文化の創造による地域再生	1077	1077020	081860	1. ヤーコン加工施設設置事業 2. ヤーコン予冷施設設置事業 3. ヤーコン直売所設置事業 4. 食育推進事業 5. 都市交流事業	1. ヤーコンの加工施設を設置 2. ヤーコン予冷施設を設置 3. ヤーコン直売所の設置 4. 食に関する学校教育課程への組み入れ、生涯学習による住民への情報提供 5. 特産作物による都市との交流事業	1. 加工施設の設置 新たなヤーコン製品の開発、製造 2. ヤーコン予冷施設の設置 ヤーコンの通年供給向けの保管 3. ヤーコン直売所の設置 ヤーコンに関わる専門の販売 4. 食に関する教育の推進 学校教育課程への組み入れ、生涯学習による住民への情報提供 5. 都市交流事業 特産作物を活用した都市との交流	1. 付加価値を高めるため、新たな加工品開発を研究・開発し、製造する施設を設置する。 2. ヤーコンの保存専用予冷施設を設置し、収穫したヤーコンを保存し1年を通して供給できる体制を確立する。 3. ヤーコンの専門の直売所を設置し、ヤーコンに関わる全商品を販売する。 4. ヤーコンを含めた食に関する教育を推進する。 5. 特産作物を栽培、加工を体験できる都市との交流を行う。	小学校学習指導要領(文部省告示平成10年第175号)における第2章各教科第8節家庭、第9節体育、第4章特別活動等。 中学校学習指導要領(文部省告示平成10年第176号)における第2章第7節保健体育、第8章技術・家庭、第4章特別活動等。 高等学校学習指導要領(文部省告示平成11年第58号)における第2章第6節保健体育、第9節家庭、第4章特別活動等。 学校給食法第2条	文部科学省は「食育」の重要性にかんがみ、食に関する指導を行っているところである。食に関する指導は、年間180回程度実施されている学校給食を中心に、特別活動の中の学級活動や学校行事をはじめ、関連教科や総合的な学習の時間等学校の教育活動全般で行っている。	5	該当なし	学校教育における食に関する指導は、かねてより、教科、特別活動、総合的な学習の時間において実施している。文部科学省としても、今後とも各種施策の実施を通じ、食に関する指導が一層充実するよう努める。また、生涯学習による住民への情報提供については、現在行われている食に関する内容も含めた家庭教育への支援(家庭教育手帳の配布)や体験的な活動の事例紹介などを通じて対応してまいりたい。				
野田市	プライマリー農産品を中核とするアグリルネサンス	1176	1176030	081870	品種改良のための研究	地元大学や民間企業との連携による品種改良の研究	品種改良による地元ブランド製品の開発や収穫の増量、品質のレベルアップを推進(例えば「野田独自のF1えだ豆」の開発など)	地域研究開発を推進するための支援(金銭的支援)を要望するもの。 ・これにより地元ブランド製品等の研究開発に参入しやすくなる		・文部科学省の地域科学技術振興事業については、地域が主体的に立案した事業計画の提案について公募等を行い、研究開発のポテンシャル、産業化の有望度等の科学的・技術的観点からの評価に重点を置き、事業の推進体制、地域の取組み等をも勘案しつつ総合評価を行い、実施地域を決定している。	3		・文部科学省の地域科学技術振興事業については、地域が主体的に立案した事業計画の提案について公募等を行い、研究開発のポテンシャル、産業化の有望度等の科学的・技術的観点からの評価に重点を置き、事業の推進体制、地域の取組み等をも勘案しつつ総合評価を行い、実施地域を決定している。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	文部科学省の地域科学技術振興事業の採択にあたっては、研究開発のポテンシャル、産業化の有望度等の科学的・技術的観点のみならず、成果の発展などに係る地域の取組みや事業の推進体制等も勘案しつつ総合評価を行っており、上記観点からの評価が優れた提案であれば、支援を行うことになる。	
福島県	ベンチャーランドふくしま	1197	1197010	081880	各府省間の産業創出プロジェクトの効果的な活用	文部科学省の都市エリア産学官連携促進事業、独立行政法人科学技術振興機構の地域結集型共同研究等と、経済産業省の産業クラスター推進計画に基づく地域コンソーシアム等の補助事業を一体的に行うことにより、県が主体的かつ迅速に産業創出に対する支援が可能となる。	都市エリア産学官連携促進事業、地域結集型共同研究等と、経済産業省の産業クラスター推進計画に基づく地域コンソーシアム等の補助事業を一体的に行うことにより、県が主体的かつ迅速に産業創出を図る。	文部科学省、独立行政法人科学技術振興機構の事業は、大学等が持つシーズを膨らませる事業であり、その後については各県で事業化に向けての努力が求められるが、ここに経済産業省の産業クラスター推進計画を組み合わせることで、効率的な新事業の創出を図る。	・都市エリア産学官連携促進事業の実施にあたっては、経済産業省の産業クラスター計画との連携を図っているところ。 ・文部科学省及び経済産業省は、地域ごとに、文部科学省、経済産業省、地方自治体その他関係機関による「地域クラスター推進協議会」等の設置、両省の補助対象機関の連携、地域ごとに両省の事業の成果に関する合同成果発表会の開催等の各種連携事業を実施している。	3・5		・都市エリア産学官連携促進事業の実施にあたっては、経済産業省の産業クラスター計画との連携を図っているところ。 ・文部科学省及び経済産業省は、地域ごとに、文部科学省、経済産業省、地方自治体その他関係機関による「地域クラスター推進協議会」等の設置、両省の補助対象機関の連携、地域ごとに両省の事業の成果に関する合同成果発表会の開催等の各種連携事業を強化していくこととしている。	「3」と回答された部分について、提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3・5	都市エリア産学官連携促進事業の実施にあたっては、経済産業省の産業クラスター計画との密接な連携を図っており、両省の事業がその特性を活かすことにより、新技術シーズの提供やマーケットニーズのフィードバック等を効果的に行うこととしている。ただし、各事業の採択にあたっては、予算的制約のもとで政策効果を最大限にするため、事業の趣旨に合致した優れた提案であるかについて審査を実施する必要がある。		

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
新城市 鳳来町	木質バイオマス利用を中心とした森林総合産業の創出	1238	1238010	081890	森林の健全化と木材の有効利用を軸とした持続可能社会の構築	森林の健全化に関する財源の確保(補助制度(地球温暖化防止森林吸収源10か年対策に基づくものなど)があるものの、エネルギー面や環境面、教育面を含めたトータルな施策を実施するものとなっていないため、森林の健全化に資するすべてを包括する財源制度として再編し、それを地域に密着して取り組む市町村長に移譲する。	<p>市民参加の森づくり 市民参加の森づくりを促進するため、森づくりボランティアを募集する。また、森林管理アドバイザーや大型機械とそのオペレーターなどを確保し、森林の健全化に取り組もうと希望する誰もが植林・育林・伐採などにかかわれるようにする。</p> <p>林地残材等有効活用事業 木質バイオマス利用等持続可能な地域づくりになると認定した場合、森林所有者以外でも林地残材を搬出することができ、かつ搬出作業の対価に見合う環境貢献がポイント制を確立し、取り組みを促進する。これにより、資源循環型社会づくりの推進と参加者のモチベーションアップを図ることができる。</p>	<p>平成13年の森林・林業基本法の制定、森林法の改正により、木材生産を中心にしたものから国土の保全、水源涵養、環境の保全等森林の多様な公共的機能に配慮し、その機能を持続できるようにするものとされているが、縦割り行政の中でその趣旨が十分発揮できていない。さらに、森林法に基づく森林施業計画では森林所有者への義務履行を迫るためには弱いところがある(違反者に対する罰則規定がない。代行措置がとれない等)。</p> <p>森林の所有問題。現状では森林所有者以外、あるいは森林所有者の許可なく森林の手入れをすることができない。さらに、手入れが経済的に見合わないため、森林所有者による管理が放棄されている。</p> <p>木材副産物は、昭和30年代はじめまではエネルギー資源として活用されていたが、現在は廃棄物の処理及び清掃に関する法律とダイオキシン類対策特別措置法によって活用しにくくなっている。</p>			4	<p>学校教育においては、従来から児童生徒の発達段階に応じて各教科、道徳、特別活動など学校の教育活動全体を通して環境教育が行われており、新設された総合的な学習の時間をも活用し、各学校において森林を含めた環境について、教科横断的・総合的に学習を深めることが現行制度下でも十分可能である。</p> <p>他方、総合的な学習の時間は、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を一層展開できるようにするための時間であることから、国がその内容等を規定することは適当ではない。森林及び木へのかかわりを含めた環境教育について、現行の教育課程の基準を超えて内容を充実する場合は、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用することにより可能である。</p>					
富山県	とやま産業活性化プロジェクト	1291	1291050	081900	知的クラスター創成事業・産業クラスター計画の連携促進	<p>富山県では、バイオ関連分野の新産業育成を図るため、文部科学省の知的クラスター創成事業の実施地域の選定を受け(H15.2)、医薬バイオ分野の産学官共同研究を進めている。</p> <p>今後、その研究成果を事業化に効果的に結びつけていくため、経済産業省の産業クラスター計画において積極的に支援いただきたい。</p>	<p>・知的クラスター創成事業「とやま医薬バイオクラスター」(文科省) 富山医大、富山県立大等が展開している免疫・酵素反応や漢方の研究をもとに、北陸先端大や富大、県工業技術センターが有するセンサー技術、マイクロマシニング技術を融合することにより、DNA、タンパク、細胞レベルで体質や病態、免疫機能をセンシングする診断・治療システムについて総合的に研究開発を行っている。</p> <p>・産業クラスター計画(北陸ものづくり創生プロジェクト)(経産省) 北陸の多様な特色のある既存産業集積をベースに、「産・学・官」が一体となった支援体制のもと、バイオ分野、高度精密加工分野、新素材分野等での高度なものづくり産業クラスターが創生されるよう、地域新生コンソーシアム研究開発事業等により新商品・新事業の創出を積極的に支援していただきたい。</p>	<p>研究成果を事業化に結果的に結びつけるためには、施策の連携・支援が不可欠なため。</p>		<p>・知的クラスター創成事業の実施にあたっては、経済産業省の産業クラスター計画との連携を図っているところ。</p> <p>・文部科学省及び経済産業省は、地域ごとに、文部科学省、経済産業省、地方自治体その他関係機関による「地域クラスター推進協議会」等の設置、両省の補助対象機関の連携、地域ごとに両省の事業の成果に関する合同成果発表会の開催等の各種連携事業を実施している。</p>		5	<p>・知的クラスター創成事業の実施にあたっては、経済産業省の産業クラスター計画との連携を図っているところ。</p> <p>・文部科学省及び経済産業省は、地域ごとに、文部科学省、経済産業省、地方自治体その他関係機関による「地域クラスター推進協議会」等の設置、両省の補助対象機関の連携、地域ごとに両省の事業の成果に関する合同成果発表会の開催等の各種連携事業を実施している。</p>				
千葉県	「東京湾ゲノムベイ地域」の形成の推進	1303	1303070	081910	研究成果のネットワーク化の推進等産学官の連携の強化	産学官の連携強化を推進するため、大学、国立試験研究機関等全国の知的基盤を提供する機関のネットワーク化を進め、バイオテクノロジーにおける研究成果に係る情報を、関係省庁横断的に、かつ、一元的に提供する国による総合的窓口を整備。	<p>大学、国立試験研究機関等知的基盤を提供する機関の全国的なネットワーク化に基づく、国のバイオテクノロジーの研究成果に係る情報を活用することにより、当地域における産学官の共同プロジェクトを積極的に推進する。</p> <p>国際競争力のあるゲノム産業を加速化するためには、産学官の連携強化を推進することが重要であり、公開可能な研究成果情報の一元的な共有化が必要である。</p>	<p>産学官連携の共同研究プロジェクトを恒常的に実施していくためには、地域を超えた連携が必要であるが、地域間連携は希薄で、地域の「ズ」や「ミ」を迅速かつスムーズに連携させることが困難な状況にある。</p>	<p>該当する法令、告示、通達等の定めはない。</p>		5	<p>現在、科学技術振興機構(JST)においては、いくつかの公開データベースを包括した統合データベースを開発、運用しているところ。関係府省庁横断的かつ一元的な総合窓口の整備については、関係府省庁と連携を深めつつ、検討してまいりたい。</p>					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
千葉県	「バイオマス立県ちば」の推進	1306	1306030	081920	バイオマス利用促進のための新組織設置及び弾力的な予算枠の創設	「バイオマス・ニッポン」の制定により関連省庁による協調体制の第一歩は踏み出されたと思うが、事業の推進にあたっては、事情の変化等に素早く対応ができ、総合的な調整やワンストップの窓口となる組織の設置や、年度当初の予算に拘束されない柔軟な予算である(仮称)「バイオマス振興調整費」の創設を提案する。	千葉県では、本県の持つポテンシャルを有効に活用し、バイオマス利用に関する先進的な取組を行なう街づくり「バイオマスタウン」の構築を進め、これらのバイオマスタウンが相乗効果を発揮した「バイオマス立県ちば」を目指すこととしている。 そのために、バイオマス利活用に取り組む事業者の参入を促すための制度改正について、国に対し働きかけをすることとしている。 具体的には、事業の推進にあたって、事情の変化等に素早く対応ができ、総合的な調整やワンストップの窓口となる組織の設置や、年度当初の予算に拘束されない柔軟な予算である(仮称)「バイオマス振興調整費」の創設を提案する。 この組織が設置されることで、事業者はバイオマス関連技術等の最新情報が入手しやすくなるなどの利点が生ずる。また、(仮称)「バイオマス振興調整費」が創設された場合は、関係省庁や関係局間の調整が円滑になされること期待されるため、事業の実施が一層促進されることになる。	「バイオマス・ニッポン」の制定により関連省庁による協調体制の第一歩は踏み出されたと思うが、事業の推進にあたっては、事情の変化等に素早く対応ができ、総合的な調整やワンストップの窓口となる組織の設置や、年度当初の予算に拘束されない柔軟な予算である(仮称)「バイオマス振興調整費」の創設が必要である。 バイオマスは、資源となる種類、利用技術、最終製品等が多岐にわたり、同一原料から複数の用途が可能であり、有効利用のためには複合の利用が望ましいが、現行の補助制度は、目的、利用技術、事業主体等が細かく定められているため、総合利用には適しているとはいえない場合もある。		5	バイオマス関連施策については、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議が設置され、文部科学省も参加し各省と緊密な連絡体制を取っている。						
西郷町	隠岐の自然を活かした地域再生	2065	2065050	081930	産官学の連携による教育・研究ネットワークの構築	・企業が行う研究開発、行政が行う研究開発、教育関係者が行う研究について、隠岐島後で行う海洋研究については組織間のネットワークを構築するため、関係省庁の連携が必要である。	・企業や大学の研究開発部門が誘致しやすくなるように、産官学一体となった海洋研究を行う環境を創り出す。	海洋研究の連携について、特段の法令、告示、通達等の定めはない。	海洋研究の連携について、特段の制度はない。	5		文部科学省では、地球環境変動等の解明や海洋開発利用等に資するため、海洋科学技術センターをはじめとした当省所管の研究機関において、海洋研究を推進しているところである。今後は、できるだけ産官連携の手法を取り入れつつ、海洋研究を推進することとしている。					
島根県	島根県新産業創出プロジェクト～ネオたたら構想～	2131	2131010	081940	自治体主導の新産業創出に対する一元的な支援(施策の一本化)	科学技術振興・産業振興を目的とした各種支援施策のうち、文部科学省においては大学が研究主体となる基礎的研究を主対象とした制度であり、また、経済産業省においては民間企業が事業主体となる商品開発を主対象とした制度となっている。 ついでに、将来の民間企業への技術移転を前提として地方自治体を中心となって行う市場調査、研究開発・技術応用、事業化促進などによる一連の地域産業振興に対する国の支援施策の一本化を提案する。	新産業創出のための新機能材料の研究開発事業 県産業技術センターのプロジェクトチームを中心にアメリカテキサス州との技術交流などにより新技術・新素材を開発し、県内企業等への技術移転を経て、3年後(H18年度末)に商品化予定。素材そのものやそれを応用した製品の県内での事業化(製造・商品展開)と拡大を目指す。	文部科学省・経済産業省の支援施策では、対象分野や実施主体、研究目的等が一致しておらず、本県が展開しようとしている技術開発を中心とした一連の産業振興施策では活用しづらい。 国の支援施策が一元化されれば、より効率的な国と地方自治体との協調・協力関係のもとで早期の地域産業の活性化(=地域再生)が実現する。		・文部科学省の地域科学技術振興事業の実施にあたっては、経済産業省の産業クラスター計画との連携を図っているところ。 ・文部科学省及び経済産業省は、地域ごとに、文部科学省、経済産業省、地方自治体その他関係機関による「地域クラスター推進協議会」等の設置、両省の補助対象機関の連携、地域ごとに両省の事業の成果に関する合同成果発表会の開催等の各種連携事業を実施している。	3・5	・文部科学省の地域科学技術振興事業の実施にあたっては、経済産業省の産業クラスター計画との連携を図っているところ。 ・文部科学省及び経済産業省は、地域ごとに、文部科学省、経済産業省、地方自治体その他関係機関による「地域クラスター推進協議会」等の設置、両省の補助対象機関の連携、地域ごとに両省の事業の成果に関する合同成果発表会の開催等の各種連携事業を実施していきこととしている。	「3」と回答された部分について、提案の趣旨を踏まえ検討された。	3・5	文部科学省の地域科学技術振興事業の実施にあたっては、経済産業省と協力して地域における産官連携体制の整備を促進している。具体的には、経済産業省の産業クラスター計画との密接な連携を図っており、両省の事業がその特性を活かすことにより、新技術シーズの提供やマーケットニーズのフィードバック等を効果的に行うこととしている。ただし、各事業の採択にあたっては、予算的制約のもとで政策効果を最大限にするため、事業の趣旨に合致した優れた提案であるかについて審査を実施する必要がある。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
特定非営利活動法人やまなし県民ネットワーク	環境と産業の共生による地域再生	3040	3040010	081950	1.遊休資源流動化 2.バイオマス利用機会の拡大 3.都市農山村交流促進 4.事業・予算の集中 5.産業育成資金支援制度	1.地域の放置森林、遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための遊休資源流動化促進制度を創設する。 2.公有林の民間管理委託 3.塩漬け農地の規制緩和 4.地方公共団体の農地取得の要件緩和 5.発電事業を行うにあたっての電気事業法の緩和 6.木造建築物の規制緩和 7.都市農山村交流事業の拠点として、遊休公共施設の目的外使用の認可、あるいは民間の空き屋を流動化させる。 8.市民農園開設者の民間への拡大 9.都市農山村交流事業をおこなう際の旅行業法上の規制緩和・撤廃 10.森林整備補助金の収集輸送費用への拡大使用緩和措置 11.緑の雇用、緊急雇用対策事業のバイオマス事業への集中 12.RPS法の電力最低買い取り要件の緩和 13.産官学民混合バイオマス産業育成機関の設置 14.バイオマス産業育成金融機関の設置要件緩和	1.高齢化や不在地主等の原因で放置されている民有林や遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための資源流動化促進制度を創設する。(添付資料参照)これにより、放置森林や遊休耕地の流動化が促進され、バイオマス資源として有効に活用される。2.公有林の管理をNPO、株式会社等民間に委託し、そこで得られる木質バイオマス資源をバイオマス事業に活用することによって、公有林の整備管理が促進される。3.不動産開発等で取得した農地が塩漬け化しているケースが見られるが、バイオマス利用や都市農山村交流等地域活性化に活用する際には、その転用申請の際の規制緩和を緩和する。これにより、塩漬け農地の流動化を促進させる。4.塩漬け農地や長期放棄農地等、荒廃が極端に進んでしまった農地等に関して、農地の存在する市町村の農地取得の緩和、これによって農地の流動化を促進させる。5.発電事業の実施における届け出や能力規制等の規制緩和、これにより地域資源に適した規模における発電事業が実施される。6.地域木材の利用を促進させるための木造建築物の規制緩和。7.都市農山村交流活動を進めるため、交流の拠点を確保する。そのために、地域で遊休している公共施設を目的外に使用できるように規制緩和する。またこの時、この施設が備置期間中でも、補助金を返還しなくてもこれらを活用できるようにする。また、民間の空き屋もこれに活用できるように、空き屋バンク制度を地方公共団体に設置し、その流動化を促進させる。これにより交流の拠点が、新たに大きな予算をかけずに設置ができ、結果的に交流が促進される。8.NPOや民間会社が市民農園主体として経営できるように規制緩和する。これにより遊休耕地が有効活用される。9.都市農山村交流事業を行う際の旅行業法の規制緩和。具体的には、農家の宿泊許可、有償での人の輸送許可、これにより都市農山村交流事業が活性化される。10.観光等の森林整備補助金を間伐作業以外の材の収集輸送に柔軟に活用できるように補助金の利便性を向上する。11.現在実施されている緊急雇用対策事業「緑の雇用」制度における労働者バイオマス産業分野へ一部集中させることによって、バイオマス資源の調達におけるコストを低減される。12.RPS法における最低電力買い取り電力の低減措置をとることにより、バイオマス小規模発電産業の成長が促進される。13.地域でバイオマス産業クラスターを育成する機関として、産官学民混合の専門機関を設置することによって、この産業の成長育成功果がもたらされる。14.	地域にはバイオマス資源が山林、農地等豊富にあるが、それが流動化されていないという課題がある。すなわち、耕作管理や山林管理を放棄したままとなっている状況にある。これらは地域の後継者が活用すればよいのだが、農山村部の高齢化や、また地主の不在、不動産開発等開発行為の破綻等によって、地域ではもはや活用していくことができなくなっているのが現状である。そこで、この流動化促進制度を創設し、放置森林や遊休耕地の流動化を促進し、これを積極的に活用したいNPOや民間会社を地域からも広く公募しながら、活用していく仕組みが必要なのである。そのための流動化促進制度であり、遊休耕地の市町村の取得なのである。市町村の農地取得に関しては、現在都道府県においては公共目的使用において農地の取得が農地法第3条の許可なく取得できるが、市町村の場合はこれが必要となる。このあたりの規制緩和も必要である。またこの流動化を進めるのと同時に、薄く広く分佈するバイオマス資源を産業として成立させるコストで収集輸送して行く仕組みが一方必要となる。これを森林整備補助金の柔軟な運用や緊急雇用対策事業として行われている緑の雇用の労働力をバイオマス産業に集中させる等を行うことによって、そのコスト低減をはかる仕組みをつくる。例えば今、現在、間伐を積極的に進めようとする森林整備補助金が広く活用されているが、多くは間伐作業のみがその対象となるため、伐採された材の多く、約87%(山梨県実績)は山林に放置されたままという状況である。そこでこの補助金の運用において、収集輸送の運用に関しては柔軟に対応できるように緩和することが必要となる。それによって、材の有効利用、バイオマスへの有効利用につながる。またこの事業のサービスの出口としての電力や熱の買い取りの仕組みを準備することも必要となる。これに関してまず最低限、構造改革特区の電気事業法における特例措置を活用して電気事業の緩和要件を最大限活用することはいまでもないことだが、しかし、それだけでも発電された電気やまた熱等から得られる収入源だけでは、経営が難しい点がある。これに関してRPS法において電力会社の買い取り価格や基準が、柔軟に運用されるように緩和されることが必要である。また、このバイオマス地域産業を運動的、さらに社会的文化的に育成していく手段として都市農山村交流事業の活用があげられる。すなわち、森林ボランティアや環境ボランティア等の活用である。しかし、これを行うにあたってネックとなるのが、その交流の拠点の確保である	h	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。	5			一般的に、補助事業完了後10年を経過した学校施設を、公共用施設として無償で財産処分する場合には、国庫納付金を不要とする取扱いをしており、この提案の趣旨の実現に当たっては、国庫納付金の返還を要することなく廃校施設等の財産処分が可能である。				
特定非営利活動法人えがな	環境と産業の共生による地域再生	3041	3041010	081960	1.遊休資源流動化 2.バイオマス利用機会の拡大 3.都市農山村交流促進 4.事業・予算の集中 5.産業育成資金支援制度	1.地域の放置森林、遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための遊休資源流動化促進制度を創設する。 2.公有林の民間管理委託 3.塩漬け農地の規制緩和 4.地方公共団体の農地取得の要件緩和 5.発電事業を行うにあたっての電気事業法の緩和 6.木造建築物の規制緩和 7.都市農山村交流事業の拠点として、遊休公共施設の目的外使用の認可、あるいは民間の空き屋を流動化させる。 8.市民農園開設者の民間への拡大 9.都市農山村交流事業をおこなう際の旅行業法上の規制緩和・撤廃 10.森林整備補助金の収集輸送費用への拡大使用緩和措置 11.緑の雇用、緊急雇用対策事業のバイオマス事業への集中 12.RPS法の電力最低買い取り要件の緩和 13.産官学民混合バイオマス産業育成機関の設置 14.バイオマス産業育成金融機関の設置要件緩和	1.高齢化や不在地主等の原因で放置されている民有林や遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための資源流動化促進制度を創設する。(添付資料参照)これにより、放置森林や遊休耕地の流動化が促進され、バイオマス資源として有効に活用される。2.公有林の管理をNPO、株式会社等民間に委託し、そこで得られる木質バイオマス資源をバイオマス事業に活用することによって、公有林の整備管理が促進される。3.不動産開発等で取得した農地が塩漬け化しているケースが見られるが、バイオマス利用や都市農山村交流等地域活性化に活用する際には、その転用申請の際の規制緩和を緩和する。これにより、塩漬け農地の流動化を促進させる。4.塩漬け農地や長期放棄農地等、荒廃が極端に進んでしまった農地等に関して、農地の存在する市町村の農地取得の緩和、これによって農地の流動化を促進させる。5.発電事業の実施における届け出や能力規制等の規制緩和、これにより地域資源に適した規模における発電事業が実施される。6.地域木材の利用を促進させるための木造建築物の規制緩和。7.都市農山村交流活動を進めるため、交流の拠点を確保する。そのために、地域で遊休している公共施設を目的外に使用できるように規制緩和する。またこの時、この施設が備置期間中でも、補助金を返還しなくてもこれらを活用できるようにする。また、民間の空き屋もこれに活用できるように、空き屋バンク制度を地方公共団体に設置し、その流動化を促進させる。これにより交流の拠点が、新たに大きな予算をかけずに設置ができ、結果的に交流が促進される。8.NPOや民間会社が市民農園主体として経営できるように規制緩和する。これにより遊休耕地が有効活用される。9.都市農山村交流事業を行う際の旅行業法の規制緩和。具体的には、農家の宿泊許可、有償での人の輸送許可、これにより都市農山村交流事業が活性化される。10.観光等の森林整備補助金を間伐作業以外の材の収集輸送に柔軟に活用できるように補助金の利便性を向上する。11.現在実施されている緊急雇用対策事業「緑の雇用」制度における労働者バイオマス産業分野へ一部集中させることによって、バイオマス資源の調達におけるコストを低減される。12.RPS法における最低電力買い取り電力の低減措置をとることにより、バイオマス小規模発電産業の成長が促進される。13.地域でバイオマス産業クラスターを育成する機関として、産官学民混合の専門機関を設置することによって、この産業の成長育成功果がもたらされる。14.	地域にはバイオマス資源が山林、農地等豊富にあるが、それが流動化されていないという課題がある。すなわち、耕作管理や山林管理を放棄したままとなっている状況にある。これらは地域の後継者が活用すればよいのだが、農山村部の高齢化や、また地主の不在、不動産開発等開発行為の破綻等によって、地域ではもはや活用していくことができなくなっているのが現状である。そこで、この流動化促進制度を創設し、放置森林や遊休耕地の流動化を促進し、これを積極的に活用したいNPOや民間会社を地域からも広く公募しながら、活用していく仕組みが必要なのである。そのための流動化促進制度であり、遊休耕地の市町村の取得なのである。市町村の農地取得に関しては、現在都道府県においては公共目的使用において農地の取得が農地法第3条の許可なく取得できるが、市町村の場合はこれが必要となる。このあたりの規制緩和も必要である。またこの流動化を進めるのと同時に、薄く広く分佈するバイオマス資源を産業として成立させるコストで収集輸送して行く仕組みが一方必要となる。これを森林整備補助金の柔軟な運用や緊急雇用対策事業として行われている緑の雇用の労働力をバイオマス産業に集中させる等を行うことによって、そのコスト低減をはかる仕組みをつくる。例えば今、現在、間伐を積極的に進めようとする森林整備補助金が広く活用されているが、多くは間伐作業のみがその対象となるため、伐採された材の多く、約87%(山梨県実績)は山林に放置されたままという状況である。そこでこの補助金の運用において、収集輸送の運用に関しては柔軟に対応できるように緩和することが必要となる。それによって、材の有効利用、バイオマスへの有効利用につながる。またこの事業のサービスの出口としての電力や熱の買い取りの仕組みを準備することも必要となる。これに関してまず最低限、構造改革特区の電気事業法における特例措置を活用して電気事業の緩和要件を最大限活用することはいまでもないことだが、しかし、それだけでも発電された電気やまた熱等から得られる収入源だけでは、経営が難しい点がある。これに関してRPS法において電力会社の買い取り価格や基準が、柔軟に運用されるように緩和されることが必要である。また、このバイオマス地域産業を運動的、さらに社会的文化的に育成していく手段として都市農山村交流事業の活用があげられる。すなわち、森林ボランティアや環境ボランティア等の活用である。しかし、これを行うにあたってネックとなるのが、その交流の拠点の確保である	特になし	特になし	5		一般的に、補助事業完了後10年を経過した学校施設を、公共用施設として無償で財産処分する場合には、国庫納付金を不要とする取扱いをしており、この提案の趣旨の実現に当たっては、国庫納付金の返還を要することなく廃校施設等の財産処分が可能である。なお、学校や社会教育施設において、地域の学習資源を積極的に活用すること等を通じて環境教育・環境学習が推進されるよう、今後とも努めてまいりたい。					
真壁町	歴史的たたずまいを活かした地域づくり	1004	1004010	081970	総合的・一体的なまちづくりのための施策の集中・連携	歴史的街並みの再生・保存や伝統的文化の継承・地場産業の振興等を総合的・一体的に進めるため、各府庁の関連事業を連携させる。	都市計画事業のメニューに取り組んだ際、それらの調査を特定したものでなく、全体の整備計画を作成することが可能にし、該当する事業を随時導入できるように仕組みにする。また、同時に伝統的建造物群保存対策のための学術的調査を同時に行えるようにする。	都市計画事業を導入する際、事業ごとのメニューに従って行わなければならない、同じ場所で似た事業を導入する場合、新たな調査を行わなければならない、地域住民の負担にもなる。そこで総合的な事業計画を作成することにより、全ての事業に取り組めるようになれば負担も少なく、合理的であるため。	文化財保護法(第56条の2,第83条の2他)	伝統的建造物群の所在する市町村が行う伝統的建造物群の保存状況等の調査及びこれに基づく保存・防災対策の策定並びにそれらの見直しに事業に要する経費に対して補助を行っている。	5		伝統的建造物群保存対策調査は、市町村が独自に伝統的建造物群の保存状況等について行う調査であり、他の調査と同時に行うことは可能である。なお、真壁町を含めた16年度の調査要望書については、文化庁に提出されており、現在調査地区の決定に向け検討中である。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答					
草加市	古さと新しさが調和する賑わいと潤いのある「今様・草加宿」	1130	1130030	081980	中小小売商業高度化事業構想の認定対象者の追加及び対象事業の拡大	中心市街地活性化法第18条では、TMOになり得る組織として、商工会議所、商工会、第三セクター特定会社、第三セクター公益法人の4者が挙げられる。この該当組織に、地縁住民自治組織、商店街組織といった既存の地域組織が含まれるよう同法の変更又は緩和すること。 取り扱う活性化の項目を商業に限定せず、中心市街地に求められる都市機能(福祉、住宅、文化等)もその対象事業として追加すること。	現在、住民主体によるまちづくり活動を促進させるための「パートナーシップによるまちづくり事業」を進めているが、まちづくりに関する内容を最終的に決定するのは、行政である。現在参加型まちづくりといった名称により「住民参加」が標榜されているが、参加型まちづくりは決定までの「仕組み」の中には十分に取り入れられていないのが現状であるといわざるを得ない。住民参加、住民による決定した内容によってまちづくりを進めていくためには、それだけの権限、自治権を住民側に付し、本当の重み・責任を持たせなければ、本質的なパートナーシップとはなり得ないし、まちづくりは進められない。 当該事業では、住民主体によるまちづくり活動を進めながら、その地域の問題・課題の整理、それを受けて地域の将来像の検討、そして、その将来像を実現させるための計画づくりを行っている。しかし、できあがった計画は、現状では地域内での合意、紳士協定的なものではなく、何らかの権限や規制、拘束力を持ち合わせていない。そこで、住民の作成した計画、住民の意思をより確実に実現するために、今回の中心市街地活性化法の運用が必要である。	平成12年度現在、活性化基本計画を策定している市町村は204存在するが、その反面、市町村がTMO構想を認定した団体は35団体にとどまっている。これは、各自治体がTMO構想については、市民参加によりじっくりと取り組んでいきたいといった意向が強いと考えられる。しかし、既存のまちづくり制度にはない新しい試みであるTMOにはいくつかの改善すべき課題が内在していると考えられる。まず第1に、まちづくり組織が成熟していない都市において、無理にTMOを設立し、補助金の受け皿機能的に利用している事例が見受けられる。周知な準備抜きにして本来の機能を十分に発揮するTMOの設立は困難であると考えられる。さらに、TMOのモデルといわれるアメリカのBIDでは、専任スタッフを配置している。それらは、地元の市民組織などの指導者だったものやショッピング・センターの経営者や大企業の営業担当者からの転身組が多く、そのための専門のノウハウを持ち、経営能力が高いのが特徴といえる。アメリカとは異なり、地縁住民自治組織、商店街組織がある日本においては、こうした地域組織をNPO等との連携のもとに積極的に活かすことが重要である。次に、TMOは、中心市街地活性化法上では「中小小売商業高度化事業構想の認定構想推進事業者」として位置づけられている。ここでTMOは商業機能の活性化に特化してしまっている。本来あるべきTMOとしてのまちづくり会社になるためには、商業機能だけではなく、福祉・居住・文化など総合的なまちづくりの視点が必要とされるが、法律ではそのあたりにふれられていない。また、全国一律に定められているため、より地域の実情に合わせた形での対応が難しくなっている。このような現状を反映し、中心市街地に求められる都市機能をふまえたTMOの位置づけ、再構築が必要である。以上のように地域組織の活用、総合的なまちづくりの視点に立った活性化を実現するために、右記の法令の改正、緩和が必要であると考えます。			5		中心市街地活性化法については、当方の所管ではない。なお、教育・文化・スポーツを通じた地域づくりの観点から、支援できるものについては積極的に対応してまいりたい。									
横浜市	ナショナルアートパーク構想	1253	1253060	081990	文化芸術基盤施設整備	映像コンテンツのデジタルアーカイブセンター、大学、デジタル映像スタジオ、国際文化芸術学術交流施設等の文化芸術基盤施設の整備を行う。	文化芸術基盤施設が設置されることにより、文化芸術関連事業者を誘致しやすくなり、映像コンテンツ産業やエンターテインメント産業を振興することができる。	今後成長が期待される映像コンテンツ産業界やエンターテインメント産業の振興には、人材育成機関やスタジオ、交流施設等の設置が不可欠である。			8		本提案は補助金の創設等、新たな財政措置の導入を求めるものであり、地域再生構想の提案対象外であると考えます。									
茨城県	鬼怒・小貝花と水の交流圏形成プロジェクト	1274	1274050	082000	広域ウォーキングトレイル整備に係る各種施策の統合	各省庁で実施する歩道等の整備に関する各種補助事業について、市町村等が策定する総合的な整備計画に基づく一括採択を可能にする。	市街地や自然環境、田園地区、歴史地区などを結ぶ広域的なウォーキングトレイルの整備・新設、拡幅、段差解消、電線地中化、古道の再生等や休憩施設、案内標識などを整備することによりウォーキングを活用した交流人口の拡大を図る。	ウォーキングのメッカづくりを進めるため、本地域の持つ様々な資源を活かし、市街地、神社・仏閣、河川、水田地帯などを結ぶ広域的で多様性に富むウォーキングルートの計画的な整備を図る。	歴史の道整備活用推進事業国庫補助要項	古くからの道・運河等のうち、重要な遺構等が残り、文化庁が選定委員会を設けて選定した歴史の道について、順次史跡指定に向けた復元整備等を行っている。	3		各省庁が所管する各種の補助金は、それぞれの目的に応じて交付されるため、一括採択にはなじまない。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		現段階において、各省庁の補助金を一括採択することは困難であるが、「歴史の道整備活用事業」の中で、要望の趣旨に沿ったより効果的な補助事業の実施に努める。					
静岡県 静岡市 島田市 大井川町 吉田町 金谷町 川根町 中川根町 本川根町	奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想	1326	1326030	082010	カモシカ保護地域設定の早期実現	国に対して、カモシカの保護と農林業被害防止の両立を図るため、昭和54年の3庁合意による「地域を限って天然記念物に指定し保護する」という方針の早期実施を求める。	・保護地域内ではカモシカの保護を最優先とし、保護地域外ではカモシカの被害防止のための捕獲を可能とする。 ・これによって、農林業被害の軽減が図られ、構想地域内の地場産業振興と両立する野生動物保護が推進される。	カモシカの保護と被害防止の両立については、3庁合意が実施に至っていないことから、早期実施を提案する。	昭和54年8月31日付け環境庁、文化庁、林野庁合意	三庁合意に基づき、保護地域を設定し、保護措置を講じている。	5		設定が計画されているカモシカ保護地域の一部については、現在、関係機関により作業を行っているところである。今後、保護地域を全て設定した後に、地域を限って天然記念物に指定することとしている。	提案の趣旨は、カモシカによる被害防止等の観点から、保護区域とそれ以外の区域を分けてほしいというものであり、関係省庁と連携しつつ、どのような形で趣旨を実現できるのか検討の上、回答されたい。	2		カモシカの捕獲については、文化財保護法における現行制度において、農林業被害の状況等を踏まえ、文化庁長官の許可を得て実施可能である。さらに、科学的かつ計画的なカモシカの管理がされていれば、カモシカ保護地域外のカモシカの捕獲について、要件の整ったものから、文化財保護法における現状変更手続きを、都道府県へ権限委譲を行う					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
特定非営利活動法人大阪屋敷八俱樂部	なにわ百年町	3007	3007010	082020	なにわ百年町の具現化の障害となる現行法の検討	なにわ百年町の具現化にあたり障害となる現行の都市公園法、建築基準法、高圧ガス保安法、道路運送車両法、道路法、消防法、道路交通法、電気事業法の規制の検討。	1 スペースレイアウト 町の構造：長屋、町屋、商店、芝居小屋、旅館、朝市、昼市、夜市の蔵、寺小屋、銭湯、神社、仏閣、疎水と木船、橋等。町の機能：商、祭、観、学、遊、時。環境、エネルギー、インフラ：水素エネルギー、バイオマス、太陽光発電、バリアフリー、防災、古民家移築 2 特徴的な面白い遊びなどのソフト 人を中心とした商いを行う。 3 最新技術内容 CO2を排出しない燃料電池の移動体、有機物からエネルギーを取り出すバイオマスエネルギー、ソーラーパネル	なにわ百年町の具現化にあたり現行の都市公園法、建築基準法、高圧ガス保安法、道路運送車両法、道路法、消防法、道路交通法、電気事業法の規制が障害となる。			6		都市公園法、建築基準法等、提案にある事項を所管していない。				
平田村	平田ICを活用した地域活性化・交流促進事業構想	1271	1271060	082030	本構想の実施にあたり、国土交通省・環境省・農林水産省・経済産業省・総務省・文部科学省などの公園整備・基盤整備・地域活動に係る助成・支援策の一元化	同一地域で行われる同一または類似の政策目標を有する複数の施策であって、複数の府省に所管がまたがっているものについて、それらの施策を統合して実施し、または進行管理を調整する。	平田村の美しい自然や環境、多彩な産業展開への取り組みを背景に、あぶくま高原道路平田IC整備のインパクトを生かして、持続発展的な地域経済の活性化と、周辺市町村はもとより広域的な観光・文化交流を促進するため、平田IC周辺地域においてハード・ソフト両面から、『道の駅ひらた』整備計画、『あぶくま高原ファミリー牧場』整備計画、『ほたるの里』河川公園整備計画に取り組むものです。	同じような施策内容であるにもかかわらず、府省が異なると手続きも異なり、またその調整にも多大な時間と手間を要することから、大きな特定目的の施策の場合は、内容の統合化と窓口の一本化をしていただきたい。			6		要望自治体へ確認し、文化庁が所管する事業への要望でないことを確認したところ。				
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039070	082040	国合同庁舎建設のための省庁間の調整	各地方機関の合同庁舎の早期建設のための各省庁間の調整。	各地方機関の施設・敷地の狭小化の解消を図るため、中心市街地への合同庁舎建設。	地方機関が市内各所にバラバラに存在しており、また、施設・敷地の狭小化が課題となっている。		文部科学省は地方機関を持っていないため対応不可。	8		文部科学省は地方機関を持っていないため対応不可。				
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079010	082050	対日直接投資総合案内窓口の地方への設置	現在、東京のみに設置されている対日直接投資総合案内窓口を、対内投資を促進する地域にも設置し、関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口を一元化することにより、中国や韓国をはじめとした海外からの進出に対応する。	本市では、外国企業の進出支援のためのワンストップサービス機能を持つ「アジアビジネス支援センター」を設置する予定であるが、同センターと関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口との連携により、より効果的な外国企業の誘致を図る。	地方に進出してくる外国人事業者にとって、日本で事業を実施する際に必要となる手続きは煩雑で分かりにくく、具体的に進出を検討する際の障害となっている。そのため、地方における対内投資の促進にはこのような総合案内窓口機能が必要である。	対日直接投資総合案内窓口の設置・運営に関する基本的考え方(対日投資会講議長決定)、文部科学省における対日直接投資総合案内窓口の運営に関する細則	文部科学省に対日直接投資総合案内窓口を設け、民間事業者、地方自治体又は関係機関からの照会に対し、対日直接投資に係る情報を提供している。	5		各省庁に設置している「対日直接投資総合案内窓口」は民間事業者だけでなく、各地方自治体又は関係機関からの照会も受け付けており、既に地方自治体からの問合せ等に対応している。	提案者は、対日直接投資総合案内窓口の地方における設置を要望しており、これについて検討し回答されたい。	5		平成15年5月に、各省庁及びJETROに設置した「対日直接投資総合案内窓口」において、既に民間事業者だけでなく、各地方公共団体及び関係機関等からの照会も受け付けており、地方公共団体からの問い合わせ等にも対応している。今後、現行制度において地方自治体から利用しづらい点があるのであれば、必要に応じ、関係省庁の地方支分部局にも同様の窓口を設置することも含めて検討していくこととしたい。
枚方市	福祉コミュニティ・ビジネス構想	2141	2141010	082060	NPO活動等の活性化支援	コミュニティサービスを実施するNPO法人や社会福祉法人等への、運営・活動を活性化するためのアドバイザー派遣や人材の研修・育成、活動支援などに要する経費に対して、地方財政措置を講じることで、事業者の確保や事業内容の充実が図れる。	地域福祉事業に実績を持つNPO法人や社会福祉法人等が障害者を雇用し、高齢者・障害者対策事業、地域や子育て支援事業に関して、公的施策制度に乗り難い部分を、地域福祉事業に実績を持つNPO法人や社会福祉法人等が障害者を雇用しニッチ産業としてコミュニティビジネスを展開する上で必要なアドバイザー派遣や人材の研修・育成、活動助成などを行う。	公的な施策や制度が整備される中でも、日常生活において、高齢者や障害者そして子育てなどで、様々なニーズが存在しその部分をカバーする為にNPO法人や社会福祉法人等の民間活力を活用することで事業展開をめざす。そのために、活動支援の為の財政的措置を講じる必要がある。			5, 8		本提案は新たな財政措置の導入を求めているものであり、地域再生構想の提案対象外であると考えられる。なお、教育・文化・スポーツによる地域づくりを総合的に支援するために文部科学省内に設けた「地域づくり支援室」の活動を通じて、地域づくりに係る相談への対応や情報の提供など、支援できるものについては、積極的に対応してまいりたい。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	2149	2149010	082070	各省庁の公共施設整備事業における木造化推進の徹底	国においては、平成8年7月、関係省庁における木材利用推進の円滑な実施が図られるよう、「木材利用推進関係省庁連絡会議」を設置し、木材利用推進に関する情報交換等を行うとともに、林野庁から各関係省庁に対し、各種施策の実施に当たり、積極的な木材利用の促進について依頼しているところであるが、未だに徹底されていないことから、今後、さらに連絡会議の趣旨を徹底するとともに、各省庁の公共施設整備事業等の導入に当たっては、可能な限り木造化が図られるような施策とすること。	現在、全庁的に公共施設の木造化に取り組んでいる「公共施設等木材利用推進連絡会議」において、毎年、翌年度に建設予定である県、市町村、学校・医療法人等の木造化が促進され、多くの木材資源を有する農山村地域における雇用の場が確保されるとともに、林業・木材産業や地域経済の活性化が期待される。	農山村における地域経済の活性化や木質資源を活用した資源循環型社会の構築に当たり、その普及のための公共施設の木造化を推進するためには、その障害となっている制度等について、国、県、一体となった取り組みが必要である。	公立学校施設整備費補助要項	6		公立学校施設の整備に当たり、木材の活用が必要となる経費についても国庫補助の対象としている。	木材を活用した公立学校施設の整備に係る国庫補助については、提案で指摘されているような事項について、特段の規制を設けていない。				
岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	2163	2163090	082080	環境学習、識別マークの普及等によるグリーンバイオの啓蒙啓発	学校や生涯学習センター等での環境学習の推進、識別マークの普及拡大など、バイオマスプラスチック等の普及啓発や広報活動を推進する。	本支援措置により、バイオマスプラスチック製品等の利用に係る国民の環境意識や消費嗜好の向上等を図り、同製品等の利用拡大を図る。	環境学習等を通じたバイオマスプラスチック製品等の利用に係る国民意識の高揚、同製品等の利用に当たっての識別措置などは、市場創出において極めて重要であり、本支援措置により、これが推進される。	h	5	-	学校や社会教育施設において、ご提案にあるバイオマスプラスチック等の地域の学習資源を積極的に活用し、環境教育・環境学習を推進することは有意義である。今後とも、学校や社会教育施設において、環境教育・環境学習が推進されるよう努めてまいりたい。					
磐梯町	歴史と文化から国際人の感性教育による再生事業	1228	1228010	082090	外国語指導助手、教師、講師の採用緩和	外国語指導助手の期限延長、外国人の外国語教師・講師の免許外採用	外国人から直接耳で聞き、答える発音を幼児、児童から教育することにより、活きた英語の教育が出来る。	幼稚園、小学校に英会話の授業を取り入れ、活きた会話を進めるに当たり、英語教育の継続性から、JETプログラムによるAET契約期間の再契約3年という期間の延長と、外国人の教師・講師の日本の教員免許なしの採用が必要であるため。	【契約期間延長について】 特になし 【外国人の採用について】 教育職員免許法第3条の2、第5条第2項～第4項、第18条	【契約期間延長について】現在、JETプログラム参加者における再契約回数の上限は、最高4回まで可能であり、3年間の契約満了者で特に勤務実績・日本語能力等が優秀な者については、「小学校専属ALT」または「専任PA」として最高5年間勤務が可能となっている。なお、契約年数を限定しているのは、本事業が「外国青年招致事業」の性格を有するので、なるべく多くの外国青年による参加を望んでいるため。 【外国人の採用について】ALTを含めた優れた知識経験や技能を有する者については、任命又は雇用しようとする者からの推薦に基づき、都道府県教育委員会が行う教育職員検定を経て特別免許状を授与することが可能である(第5条第2項・第3項)。 また、任命又は雇用しようとする者から都道府県教育委員会への届け出により、特別非常勤講師として現状でも英語などの教科の領域の一部(例えば英会話など)について単独で授業が可能である(第3条の2)。(参考：平成14年度実績 3県で13人のALTが特別非常勤講師として単独授業を実施している) なお、外国において授与された免許状を有する者や、外国の学校を卒業等した者については、都道府県教育委員会が行う教育職員検定により、我が国の各相当の免許状を授与することができる(第18条)。	【契約期間延長について】 5. 現行の規定、取扱い等により既に実現が可能 再契約に関する規定参照 【外国人の採用について】 5. 現行の規定、取扱い等により既に実現が可能 ALTを含めた優れた知識経験や技能を有する社会人や外国人については、特別免許状や特別非常勤講師の制度などを活用することにより、講師として任用し単独で指導を行うことが可能である。						
昭和村	過疎小規模校の教育環境の充実による地域再生計画	1059	1059010	082100	過疎小規模校における教職員の増員配置	過疎少子化による小規模校の複式学級解消が図られるよう過疎地域の特例措置として教職員の定数を定める。	複式学級の解消と小中学校統合による小中連携教育により、小規模校の特性と地域の独自性を生かした教育を行う。	本村では、小学校全生徒で40人を割っている現状にあり益々過疎少子化が進む中において、教育機会の均等、教育の充実、などに不合理な教育環境にある。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第七条	5		義務標準法で定められる教職員定数は、全国どのような学校においても通常の教育活動が行えるよう、学校規模等の指標となる学級数等により、最低限必要と考えられる教職員定数を都道府県全体の総数として定めているものである。なお、個別の学校への配置については、都道府県教育委員会が児童生徒の実態等を考慮し、決定している。	義務標準法で定められる教職員定数は都道府県全体の総数として定められるものであり、具体的な教職員配置については、その総数の中で、児童生徒の実態等を考慮し、都道府県教育委員会の判断により行うことが可能である。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
長野県	コモンズの視点からの人づくり	1069	1069020	082110	幼稚園設置基準の緩和	幼稚園設置基準第2条の規定を改正し、設置基準の位置付けを最低基準から標準的な目安に変更する。	幼稚園設置基準の緩和により、幼稚園の新設や学校法人の保育所設置を容易にし、地域への多様な教育・保育サービスの提供を可能とし、地域雇用の促進創出及び地域経済の活性化を図る。	例えば、定員20名程度の小規模施設でも学齢別学級編成を3学級分の運動場面積を確保しなければならないことや、保育所を併設する幼稚園の運動場面積は、幼保それぞれの基準面積を確保する必要があることなど、現行の幼稚園設置基準が最低基準であることから、弾力的な幼稚園運営や幼稚園の保育所併設を阻害しており、地域の実情に対応するものになっていない。 そこで幼稚園設置基準の位置付けを最低基準から標準的な目安に変更し、幼稚園の新設や学校法人の保育所設置を容易にすることにより、地域に多様な教育・保育サービスを提供するとともに、地域雇用の創出や地域経済の活性化に寄与する。	・幼稚園設置基準第2条 ・幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針 ・幼稚園設置基準第4条		3・4・5	文部科学省では、厚生労働省と連携し、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」を策定したほか、幼稚園と保育所の一体的な運用を促進する観点から、特区において、幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動の特例(807)、幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例(823)など、幼稚園と保育所の連携を推進するための特例を設けてきた。 幼稚園設置基準は、幼児を保育し、適度な環境を与え、その心身の発達を助長するために必要な最低の基準を示したものであるため、「最低の基準」から「標準」に改めると、幼児にとって教育上・安全上必要な最低限の環境が確保できなくなる。 このため、幼稚園設置基準の性格そのものを改めるのではなく、特区における特例等を活用し、保育所との連携の観点からの弾力的な取扱いを行うことで対応することが適当である。 例えば、例にあるような、定員20名程度の小規模の幼稚園であれば、異年齢の幼児による学級編成も例外的に認められ得ると考える。					
袋井市	協働により実現する若い世代が安心して働き、子育てができるまち	1167	1167050	082120	預かり保育の対象園児の緩和	預かり保育は、当該幼稚園に在園する幼児で、保護者が預かり保育を希望する幼児を対象として行う教育活動であるが、在園幼児以外の幼児等も受入も可能とする。	預かり保育は、当該幼稚園に在園する幼児で、保護者が預かり保育を希望する幼児を対象として行う教育活動であるが、在園幼児以外の幼児等も受入も可能とする。	幼児は預かり保育、児童は放課後児童クラブと世代によって支援体制が異なっている。これを一元化し、地域やNPO団体に委託して実施することは、子育て支援体制の充実にもよる、NPO団体の育成や小さな行政の推進につながる。幼児子供を持つ共働き世帯が仕事と子育ての両立ができ、より安心して就労できる環境を整備するためにも、これらを一元化して委託実施したいが、その場合には、既存の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の対象外となる懸念もある。また、現在、本市の放課後児童クラブは、地域組織やNPOに委託して実施しているが、預かり保育は市直営である。基本的には、民にできることは民での実施を基本に、預かり保育についても民の活用が図られることを望むものである。	「幼稚園における放課後児童健全育成事業について」(平成15年5月文部科学省幼児教育課長・私学行政課長・厚生労働省育成環境課長通知)	市町村が、幼稚園本来の活動に支障のない限り、幼稚園の園舎等を使用して、幼稚園の教育活動終了後に、当該幼稚園に在園しない幼児を含めた保育や放課後児童健全育成事業を実施することは、現行制度上でも可能である。 また、幼稚園設置者の管理責任等を明らかにし、幼児の教育上・安全上適切な環境の下で委託するのであれば、このような事業をNPO等に委託することも、現行制度上で可能である。	5		市町村が、幼稚園本来の活動に支障のない限り、幼稚園の園舎等を使用して、幼稚園の教育活動終了後に、当該幼稚園に在園しない幼児を含めた保育や放課後児童健全育成事業を実施することは、現行制度上でも可能である。 また、幼稚園設置者の管理責任等を明らかにし、幼児の教育上・安全上適切な環境の下で委託するのであれば、このような事業をNPO等に委託することも、現行制度上で可能である。				
野田市	ユビキタス・スタディ&ワーク-生涯学習環境の高度化と雇用創出	1175	1175010	082130	地域に根ざした定時制高校の創設	学校教育法第2条で制限されている学校の設置者の要件を緩和し、NPO法人等の真に教育に情熱を持った団体による学校の運営を認める。	千葉県立高等学校再編計画により廃止予定となっている当市内の定時制高校(野田高校)は、学力的な問題で他の高校に進学できない生徒の受け口となっていること、不登校等の問題で、他の高校に進学できない生徒の受け口となっていること、中途退学等で再出発を望む生徒の受け口となっていること、身体障害児を積極的に受け入れていること等から、当該生徒の進学先としてニーズが高く、県が代替を予定している他の定時制高校とは生徒の進学ニーズに大きな差があるなど、その存続の必要性はきわめて高い。その解決策として、限られた財源の中で教育の質を維持した上で最大限の教育を実現することを主眼として、高校の運営経験を有する教員等からなるNPO法人を設立し、当該定時制高校の運営を委託する。	文部科学省が検討している公設民営方式による高等学校の運営委託先としては、学校法人など安定的な経営基盤と学校教育に関する十分な実績を有する者を想定しているが、今回本市が提案している定時制高校の委託先としては、文部科学省が想定する委託先では、学校を運営する上での経費的な問題や定時制高校を受け入れるメリットという点で難しいものがある。本市が想定するNPO法人は、学校経営の安定性・継続性、教育の実績という点を十分考慮したものであり、委託先は是非については、学校法人等であるなどの従来からの制度的裏付けを前提にするのではなく、実質的にその団体が公教育を実践する団体としてふさわしいかどうかを個別具体的に判断するべきである。	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	7		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。				
千代田区	児童の教育・健全育成と連携した地域活性化構想	1182	1182020	082140	地域再生に資する施設について学校との併設規制を緩和	飯田橋駅から靖国通りにかけて早稲田通りの連続性を持たせて賑わいを創出するため、地域再生に資する施設について、学校との併設規制を緩和する。	小学校、こども園(幼稚園と保育園の一元化施設)、児童館の機能を持つ複合施設を整備に併せて、地域再生に資する施設を併設し、早稲田通りの賑わいを創出する。	学校を含む複合施設整備だけでは、早稲田通りの連続性を持たせた賑わいの創出が困難なため。		学校施設の建築に当たり、その施設の内容、位置、他の施設との併設については、学校施設の設置者である地方公共団体が判断するものである。	5		学校に他の施設を併設するに当たり、本省として、法令等により特段の規制を設けておらず、地方公共団体の判断により、提案の趣旨を実現することは可能である。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
福島県	ふくしまバイリンガル構想	1203	1203010	082150	ALT(外国語指導助手)の契約更新の年限(3年)撤廃又は延長	ALT(外国語指導助手)は3年を超えて契約を更新することができないこととなり、この年限を撤廃又は延長する。	(具体的内容) (1)教員派遣・教員研修事業 (2)生徒研修事業 (3)交流・コンテスト事業 (4)地域交流事業 (5)語学指導等を行う外国青年招致事業 上記事業を実施するに当たりALT(外国語指導助手)を有効に活用する。 (効果) 英語を自由に駆使できる人材を多数輩出し、その人材が地域の活性化を担う。バイリンガル地域をアピールすることにより、観光等のサービス産業の活性化や外資系企業誘致等が促進され、地域経済の発展及び雇用の創出に貢献できる。 (支援措置の必要性) 人材育成には、教員の確保が大きな課題であり、ALTの活用は欠かせない。ALTの契約更新の年限(3年)を撤廃又は延長することにより、意欲と能力の高い人材をより長期間に活用することができる。 さらに、必要に応じて単独で授業ができるようになれば学校の状況に応じた柔軟な対応が可能となる。	ALT(外国語指導助手)は3年を超えて契約を更新することができないが、「英語」が使える人材を育成するためには、第一に英語を教える優秀な人材の確保が欠かせない。そうした中、ALTは重要な役割を果たしており、意欲があり高い指導力を身に付けた人材をできるだけ長く活用したい。 さらに、助手としてだけでなく、必要に応じて単独で授業ができるようになれば学校の状況に応じた柔軟な対応が可能となる。	特になし	5		〔契約年数の廃止または撤廃について〕 現在、JETプログラム参加者における再契約回数の上限は、最高4回まで可能であり、3年間の契約満了者で特に勤務実績・日本語能力等が優秀な者については、「小学校専属ALT」または「専任PA」として最高5年間勤務が可能となっている。なお、契約年数を限定しているのは、本事業が「外国青年招致事業」の性格を有するので、なるべく多くの外国青年による参加を望んでいるため。			再契約に関する規定参照			
福島県	ふくしまバイリンガル構想	1203	1203020	082160	ALTがT・Tだけでなく単独で授業が行えるよう運用を弾力化	ALT(外国語指導助手)が助手として職務に従事するとなっている部分を、必要に応じて単独で授業ができるようにする。	(具体的内容) (1)教員派遣・教員研修事業 (2)生徒研修事業 (3)交流・コンテスト事業 (4)地域交流事業 (5)語学指導等を行う外国青年招致事業 上記事業を実施するに当たりALT(外国語指導助手)を有効に活用する。 (効果) 英語を自由に駆使できる人材を多数輩出し、その人材が地域の活性化を担う。バイリンガル地域をアピールすることにより、観光等のサービス産業の活性化や外資系企業誘致等が促進され、地域経済の発展及び雇用の創出に貢献できる。 (支援措置の必要性) 人材育成には、教員の確保が大きな課題であり、ALTの活用は欠かせない。ALTの契約更新の年限(3年)を撤廃又は延長することにより、意欲と能力の高い人材をより長期間に活用することができる。 さらに、必要に応じて単独で授業ができるようになれば学校の状況に応じた柔軟な対応が可能となる。	ALT(外国語指導助手)は3年を超えて契約を更新することができないが、「英語」が使える人材を育成するためには、第一に英語を教える優秀な人材の確保が欠かせない。そうした中、ALTは重要な役割を果たしており、意欲があり高い指導力を身に付けた人材をできるだけ長く活用したい。 さらに、助手としてだけでなく、必要に応じて単独で授業ができるようになれば学校の状況に応じた柔軟な対応が可能となる。	教育職員免許法第3条の2、第5条第2項-第4項、第18条	5		〔ALTがT・Tだけでなく単独で授業が行われるよう運用の弾力化について〕 ALTを含めた優れた知識経験や技能を有する者については、任命又は雇用しようとする者からの推薦に基づき、都道府県教育委員会が行う教育職員検定を経て特別免許状を授与することにより、講師として単独で教壇に立つことが可能である(第5条第2項・第3項)。 また、任命又は雇用しようとする者から都道府県教育委員会への届け出により、特別非常勤講師として現状でも英語などの教科の領域の一部(例えば英会話など)について単独で授業が可能である(第3条の2)。(参考:平成14年度実績 3県で13人のALTが特別非常勤講師として単独授業を実施している) なお、外国において授与された免許状を有する者や、外国の学校を卒業等した者については、都道府県教育委員会が行う教育職員検定により、我が国の各相当の免許状を授与することができる(第18条)。			ALTを含めた優れた知識経験や技能を有する社会人や外国人については、特別免許状や特別非常勤講師の制度などを活用することにより、講師として任用し単独で指導を行うことが可能である。			
小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	1240	1240070	082170	公費による外国人の教員としての採用と教育プログラムへの英語の授業の導入	公費による外国人の教員としての採用と幼稚園、小学校からの教育プログラムへの英語の導入を可能とし、早期導入により国際化への対応を図るために、教育プログラムへの外国語追加をお願いしたい。	幼稚園、小学校の教育プログラムに外国語が導入されることで、幼児期から外国語(英語)に親しむことができ、国際化に対応しうる英語力(語学力)の向上を目指すとともに国際社会への関心と理解が高まるものと期待される。	現在の学校教育法においては、幼稚園、小学校においては外国語は教育課程に明記されていないが、外国語を追加することにより語学力(英語力)の向上と国際理解が深まるものと期待される。	学校教育法施行規則第76条 幼稚園教育要領 学校教育法施行規則24条、24条の2、25条、53条、54条、54条の2等 文部科学省告示第56号 等	5、4		各幼稚園において、幼稚園教育の目的に反しない範囲において、外国語に親しむことを目的とした活動を取り入れることは、現行制度上可能である。 各学校は、学習指導要領等の教育課程の基準に基づいて、教育課程を編成・実施するものとされている。また地方自治体が、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」を認定を受けることで、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施が可能となる。			各幼稚園において、幼稚園教育の目的に反しない範囲において、外国語に親しむことを目的とした活動を取り入れることは、現行制度上可能である。 小学校において、外国語教育を行うことは現在でも「総合的な学習の時間」における国際理解教育の一環として多くの学校で行われている。また、学校が教育課程に「英語科」を新設することについては、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」により実施可能である。			

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
豊橋市	多文化共生まちづくり構想	1261	1261070	082180	県立高校における外国籍生徒受入の拡大	県立高校における外国籍生徒の特別枠拡大及び指導体制の充実、ブラジル人学校卒業生への日本の高校受験資格の緩和を図る。	県立高校で外国籍生徒を受け入れることにより、外国籍生徒の日本での生活に希望を与え、進学・就職しない子どもたちの非行化・犯罪化を抑制できる。	外国籍生徒の高校進学率、就職率は低く、進学・就職しない子どもたちの非行化などが社会問題となっているため。	学校教育法施行規則第54条の4、同法施行規則59条	県立高校における学力検査は、当該高等学校を置く教育委員会が行い、入学は、入学者の選抜に基づいて、校長がこれを許可する。	5		地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容は、都道府県教育委員会が行う自治事務である。				
富山県	キャリアアップ教育推進構想	1298	1298010	082190	公立高校でのインターンシップ実施に係る教員の加配と諸経費の確保	公立高校でのインターンシップ実施に係る教員の加配とキャリアアップ教育推進事業費の重点的配分	公立高校の専門学科において、3年間で1ヶ月間のインターンシップを実施し、それを単位認定する	企業は即戦力の人材を必要としており、総合的なキャリアアップ教育の推進が必要となっている。その一貫として、高校での長期のインターンシップを実施する。	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第二十二條第五号	インターンシップなどの就職支援にかかる教員の加配については、高校標準法第二十二條第五号に基づき、教育指導の改善に関する特別な研究として、都道府県からの加配申請に基づき措置しているところである。	5		高校標準法第二十二條第五号に基づき、教育指導の改善に関する特別な研究(就職支援教員)として、都道府県から加配の申請があれば、措置することが可能である。				
多治見市	多治見市教育再生計画	1380	1380020	082200	統合教育推進のための加配教員の定数化	現行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律には統合教育や学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)の子どもに対する教員数の配慮がなされていない。統合教育やLD等に細かく対応できる教職員定数の在り方を求め、子どもたちの教育機会の保障をするもの。	22に記載した意義・目標を達成するために、障害をもつ子どももたない子どもとが、ひとつの集団のなかで学習をする。教員を加配することにより、その子どもにあった学習効果の向上が期待できる。また、教職員の雇用拡大にもつながる。	統合教育を推進したくとも現行の教職員定数では十分ではなく、個に応じた授業が難しい。また、この取組みに対する配置の根拠がない。県の学校支援員配置事業についても緊急雇用創出特別事業の一環であり、少数かつ臨時的な措置であるため加配教員配置を公立義務教育諸学校学級編制及び教職員定数の標準に関する法律上明確にして制度化を求めるもの。		義務標準法で定められる教職員定数は、全国どのような学校においても通常の教育活動が行えるよう、学校規模等の指標となる学級数等により、最低限必要と考えられる教職員定数を都道府県全体の総数として定めているものである。また、加配教員については、児童生徒の個々の状況等に応じ、予算の範囲内で特例的に教員措置を行っているものである。なお、個別の学校への教職員配置については、都道府県教育委員会が児童生徒の実態等を考慮し、決定している。	5		義務標準法で定められる教職員定数は都道府県全体の総数として定められるものであり、具体の教職員配置については、その総数の中で、児童生徒の実態等を考慮し、都道府県教育委員会の判断により行うことが可能である。なお、LD児童生徒等に対する配慮については、義務標準法第十五條第二号による措置(児童生徒支援加配)によって特例的に教員加配を行うことも可能である。				
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想(案)	2047	2047030	082210	医療的ケアを必要とする児童生徒に対応した支援制度の創設	日常的・継続的に医療的行為を要する児童生徒に対して医療機関から看護師を派遣する等医療的ケアを必要とする児童生徒に対応する取組みについて、厚生労働省と文部科学省とが連携した支援制度の創設を図る。	日常的・継続的に医療的行為を要する児童生徒に対し、看護師による医療的ケアを提供することにより、当該児童生徒のQOLの向上が図られるとともに、当該看護師に係る雇用創出効果も見込まれる。	現在は、養護学校等への看護師派遣等の制度がないため、児童生徒に係る医療的ケアは、保護者が学校に向かいに行っている状況にある。	特になし	看護師資格のある適切な人材を常勤の教職員として又は、常勤の定数を活用した非常勤職員として自治体が弾力的に配置することは可能である。	5		看護師資格のある者は、医師の指示の下で医療行為を行うことが可能である。ただし、その実施に当たっては、医療行為の適切な実施のための組織体制の整備と責任体制の明確化、主治医の指示を含めた医療機関との連携体制の整備、教職員の研修など学校における適切かつ安全な教育を行えるよう体制を整備することが重要であり、「養護学校における医療的ケアに関するモデル事業」を通じて、厚生労働省と連携しながら、このような体制の整備に努めているところである。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	2149	2149040	082220	各府省庁の設置基準の改正	・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生労働省令第46号) ・身体障害者厚生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年3月12日厚生労働省令第21号)などによる木造化の制限の緩和	現在、全庁的に公共施設の木造化に取り組んでいる「公共施設等木材利用推進連絡会議」において、毎年、翌年度に建設予定である県、市町村、学校、医療法人等の木造化が促進され、多くの木材資源を有する農山村地域における雇用の場が確保されるとともに、林業・木材産業や地域経済の活性化が期待される。	農山村における地域経済の活性化や木質資源を活用した資源循環型社会の構築に当たり、その普及のための公共施設の木造化を推進するためには、その障害となっている制度等について、国、県、一体となった取り組みが必要である。	幼稚園設置基準第8条第1項	園舎は、二階建て以下を原則とする。園舎を二階建てとする場合及び特別の事情があるため園舎を3階以上とする場合にあつては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避に必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第二階に置くことができる。	3		提案主体の具体的な要望内容が不明確であるが、保育室等を第二階に置く場合には、火災などの事故が発生した場合に幼児の安全を確保するという観点から、耐火建築物であること、幼児の待避に必要な施設(すべり台など)を置くことが必要である。なお、保育室を二階に置く場合であっても、その内装等に木材を使用することを規制しているものではない。	提案者の要望は、公共施設の木造化を促進してほしいとのことであるが、その趣旨を実現するためにはどうすればいいかが再度検討されたい。	2	今回の提案で指摘のあった幼稚園設置基準第8条第1項の規定に関しては、保育室を2階に置く場合であっても、幼稚園設置基準ではその内装等に木材を使用することを規制していない。また、平成10年の建築基準法の改正により、一定の性能を満たせば、木造による耐火建築物の設置も可能である。文部科学省では、学校における木材の活用を進めるため、教育委員会の施設担当者や県林政部担当者などを対象とした講習会、事例集の作成により、木材利用の推進を行っているが、これらの機会を利用し、上記のように幼稚園においても木材を活用した施設の設置が十分可能であることの周知を図っていくこととする。	
財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構 / 学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた「自律・循環」の地域づくり	3043	3043060	082230	多様な履修カリキュラムの編成に対する学習指導要領の適用緩和	【生涯環境教育】 多様な履修カリキュラムの編成に対する学習指導要領の適用緩和 生涯教育的観点からの環境教育を、「小・中・高・大学」一貫した独自のプログラムにより実行していく上で必要となる多様な履修カリキュラムの編成に当たり、現行学習指導要領の適用緩和の特例、もしくは同要領に基づく教育課程の弾力化を認可した「特区研究開発校制度」において文部科学大臣の認定を必要とする事項についての地方公共団体への権限委譲を提案したい。	小・中・高校から大学までの一貫した環境教育プログラムとその方法論の開発・実証 *地域全体として、「エコユーザー」の育成を生涯教育的観点から進めていくために、初等教育の段階から成人以後にかけての一貫した独自の環境教育のプログラムを開発・実践する。 *具体的には、学科・領域を横断した環境に関する総合的知識の習得を基礎に、市民参加型及び実地一体型の環境教育や環境インターシップの制度化など、地域の実生活と結びついた体験・参加型学習を系統的に行うことを通じて、世代を越えたエコユーザー層による環境配慮意識の向上、エコ活動への参加促進を図る。 *以上の実施・運営に当たっては、早稲田大学との全面的な連携・協力をもとに、(財)本庄国際リサーチパーク研究推進機構が新たな基金の増設等により、地域内の公立校等との協働が可能な環境教育専門機関を創設する(おおむね3年後を目途に準備)。	左記事業の効果的な実施に当たっては、地域内の公立・私立の小・中・高校等との緊密な連携・協働のもと、地域の環境問題や市民活動等の実情を踏まえた多様な履修カリキュラムの編成と柔軟な自由度の高い実行プロセスが不可欠であり、このためにも学習指導要領に基づく現行教育課程にとらわれない特例措置の適用が必要である。 小中学校、高校・大学間において一貫した同様の環境教育プログラムを提供することができるように、既存の特区制度をさらに緩和(地方への権限委譲)した支援措置が必要である。	教育職員免許法第3条の2及び第5条	各学校は、学習指導要領等の教育課程の基準に基づいて、教育課程を編成・実施するものとされている。また地方自治体が、構造改革特別区域基本方針別表1「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」を認定を受けることで、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施が可能となる。	5		学習指導要領は全国的な教育課程の基準として、国の法令によって定められた大綱的な基準である。各学校は、この学習指導要領等の教育課程の基準に基づき、教育課程を編成・実施することとされており、現在でも各学校において多様な取組が行われている。環境教育についても、従来から児童生徒の発達段階に応じて各教科、道徳、特別活動など学校の教育活動全体を通して取り組まれており、新設された総合的な学習の時間も活用し、各学校において環境について、教科横断的・総合的に学習を深めることが現行制度下でも十分可能である。なお、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」は、総理大臣が構造改革特別区域法に基づき認定を行い、文部科学大臣は同意を行うにすぎない制度設計となっており、文部科学大臣の権限により、申請に困難が生じるものではない。				
株式会社日本ジェニス	小中学校授業運営への民間活力導入プロジェクト	3063	3063010	082240	小中学校における総合的学習の時間を民間企業等への委託推進	現在、教員免許状を持ち、教員採用試験に合格した者に限定されている授業の実施を「総合的学習の時間」に限定し、一定の基準を満たす民間企業、非営利活動法人等に門戸を広げるもの	小中学校における「総合的学習の時間」を、ノウハウの保持、ネットワークの保持、人材の保持に加え本社が小中学校と同一の自治体内に所在すること等の一定の基準を満たす民間企業、非営利活動法人等に門戸を広げ、受託を受けた民間企業等が教職員と連携しながら授業の企画、推進、評価を実施するものである。総合的学習の時間は、児童生徒の広範な興味を満たすことのできる幅広いメニューの選定、人材の確保、情報の提供が必要であり、地域に根付き、専門性を持った民間企業等が担うことにより、より効果的な授業の推進を図ることができるものと期待できる	総合的学習の時間は、これからの児童生徒の育成に欠かすことができない非常に貴重でユニークな授業であるにも関わらず、ほとんどの教諭が多忙を理由に本格的な実施に至っていないのが現状である。一部の意欲的な教師やボランティアによる実践例も見られるが、子どもたちの興味を引き出す授業や幅広い選択肢を実現するためには民間の持つネットワークや人材を活用した授業の推進を図ることが大切であると考えられる。	教育職員免許法第3条の2及び第5条	免許状を有しない優れた知識や技術を有する社会人については都道府県教育委員会への届出により特別非常勤講師として教壇に立つことができる。また、採用しようとする者の推薦による都道府県の教育職員検定により特別免許状の授与を受け、教諭となることができる。	5		「総合的な学習の時間」で、教員免許状を有しない企業人やその他の優れた社会人が指導を行うことは、特別非常勤講師(教育職員免許法第3条の2)の制度を活用することにより可能である。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
栃東リーガルマインド	義務教育改革	3086	3086010	082250	義務教育改革	企業が求める実務知識・能力と学校教育内容とのミスマッチを解消すべく、学校教育のカリキュラムを見直し、義務教育(小・中学校)段階から「職業教育」を導入する。そのために、学校教育基本法施行規則第二十四の二の別表第一、同第五十四条別表第二について、各学年の「総合的な学習の時間の授業時数」を三〇時数ずつ削減し、その三〇時数を「社会」の授業時数に上乗せ充てる。加えて、小学校学習指導要領の「第2章 第2節 社会」、中学校学習指導要領の「第2章 第2節 社会」について、〔地理的分野〕「社会」の中核的内容であること、その学習内容として、現代社会の仕組みを基礎付けている法律・制度をも扱うこと、「社会」が「職業教育」に相当する教科であることを明記する。	弊社は、義務教育段階の職業教育カリキュラムおよび〔公民的分野〕に相当する学習内容の企画・教科書作成などを通じて貢献する。	若年者の未就業者が増加している。この傾向は、少子化の進展と相まって、将来の地域経済の再生・活性化を担うべき有能な人材の供給を阻んでおり、低迷する地域経済を再生させるどころか、ますます悪化させている。個々の若年者の未就業者増加の原因としては、労働意欲薄弱などの本人帰費的なもの他、企業が求める実務知識・能力と学校教育内容とのミスマッチが考えられる。これを解消するため、義務教育段階から「社会」の授業を通じて「職業教育」が必須化させることにより、比較的低年齢の段階から「職業意識」を涵養させる。各生徒に現代社会の仕組みについて理解させることは、それ自体が実務知識・能力となりうるばかりでなく、さらに各自が望む職業に応じた実務知識・能力を主体的に習得する意欲を高めることになる。このように労働意欲と実務知識・能力を兼ね備えた若年者が将来的に地域社会に参画していくことにより、地域経済の再生・活性化が確実に促されることになる。具体的には、学校教育基本法施行規則第二十四の二の別表第一、同第五十四条別表第二について、各学年の「総合的な学習の時間の授業時数」を三〇時数ずつ削減し、その三〇時数を「社会」の授業時数に上乗せ充てる。加えて、小学校学習指導要領の「第2章 第2節 社会」、中学校学習指導要領の「第2章 第2節 社会」について、〔地理的分野〕「社会」の中核的内容であること、その学習内容として、現代社会の仕組みを基礎付けている法律・制度をも扱うこと、「社会」が「職業教育」に相当する教科であることを明記する。	学校教育法施行規則24条、24条の2、25条、53条、54条、54条の2等 文部科学省告示第56号 等	各学校は、学習指導要領等の教育課程の基準に基づいて、教育課程を編成・実施するものとされている。また地方自治体が、構造改革特別区域基本方針別表1「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」を認定を受けることで、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施が可能となる。	7	学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育を、社会科のみならず学校教育活動全体を通じて推進している。社会科においては、将来社会生活を営む上で必要な資質や能力を育成する観点から、政治や経済の仕組み、社会の諸問題等について指導する際に、関連する法律や制度についても学習することとしている。また、中学校においては、既存の教科に加え、「その他特に必要な教科」として、職業教育に関する教科を各学校の判断で開設することが可能である。なお、地方自治体が、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を認定を受けることで、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施が可能となり、「職業教育」を新設し学校の教育課程に位置付けることができる。					
石川県	石川デジタルコンテンツ産地形成推進構想	1051	1051010	082260	石川県Eビジネストライアル事業の大学での単位認定化への協力	デジタルコンテンツ産業を担う若手人材をOJTにより育成する石川県独自のEビジネストライアル事業について、参加者(学生)の満足度は高い一方で学業との両立が課題となっていることから、学生が学業との両立に支障なく参加できるよう、本県が行う大学に対する単位認定の働きかけへの協力依頼	デジタルコンテンツを活用したEビジネスを推進できる人材(Eビジネスプロデューサー)を養成するため、県や企業から実際に発注されるEビジネス企画案件にOJT方式で取り組む教育プログラム(石川県Eビジネストライアル)に、学生が学業と両立させながら参加することを容易にする。	石川県Eビジネストライアル事業に、学生が学業と両立させながら参加することを容易にするため、本県独自の人材育成事業を円滑に推進することで、地域ブランドの確立を目指す。	大学設置基準第21条	5	大学の授業科目の内容については、法令上の規定はなく、大学の自主性によるものとなっているところ	大学が、授業科目の中にご提案のような取組を位置付けて単位認定することは可能などある。なお、学生に対してはどのような教育を行うかについては、各大学の判断によるものである。					
長野県	コモンスの視点からの人づくり	1069	1069090	082270	職業能力開発短期大学校修了生の大学への編入資格付与	職業能力開発短期大学校修了生について大学への編入資格を与えることとする。	職業能力開発短期大学校修了生に大学への編入資格を付与することにより、県内の大学との連携を深め、より高度な技術や知識の習得した人材の育成を行い、地域の産業の高付加価値化を推進する。	職業教育に関する制度が文部科学省と厚生労働省に分かれており、住民本位の職業教育の体制になっていないため		7							
日立市	ひとつくり・ものづくり・地域づくり構想	1377	1377010	082280	茨城大学等における長期インターンシップの実施と単位認定	地域企業への人材輩出機能となり、かつ大学生が企業の即戦力となり得るよう、最長1年間の長期に渡るインターンシップの実施と、その単位認定ができるよう制度化する。	現在の大学生や大学院生は、企業の要求する技術者や研究者としてのスキルや体験を持ち合わせてなく、現場との乖離が問題になっている。また、就職状況が困難な現在こそ、地域企業との接点を多く持ち、就職活動に直結するような指導も必要とされていることからインターンシップ制度を強化する。従来の3週間程度の短期から、概ね1年程度の技術を習得できる期間の派遣を行うシステムを構築する。	大学生が地域中小企業へと定着するためにも、学生のうちから企業と交流することは効果的であり、また現場の要求する技術の習得等を実現するためにも、長期間のインターンシップが必要であるため、これを推進する。	大学設置基準第19-21条	5	インターンシップについても、各大学が自ら定める体系的な教育課程において授業科目として位置づけられているものであれば、各大学の判断により単位認定することが可能である。	最長1年間の長期にわたるインターンシップを授業科目として位置づけ実施することは、各大学の判断により実施することが可能である。また、単位認定することについても、大学設置基準第21条第2項の範囲内で単位数を定めることが各大学の判断により可能である。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答	
三重県	みえメディカルバレー構想の推進	2057	2057040	082290	大学等教官の裁量労働制を附属病院教官にも適用	裁量労働制の適用外となっている附属病院教官の診療業務を適用	研究開発、技術開発の促進 労働時間の制約を受けることなく研究に没頭することが可能となり、治験等臨床研究のより一層の研究成果が期待できる。	大学等教官に対する労働時間に関する規定は裁量労働制の適用外となっており、支障をきたしている。	・労働基準法第38条の3 ・労働基準法施行規則第24条の2の2(昭和22年厚生省令第23号) ・労働基準法施行規則第24条の2の2第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務(平成9年厚生労働省告示第7号)の一部改正が行われ(平成15年厚生労働省告示第354号)、労働基準法第38条の3に定める専門業務型裁量労働制の対象業務に、「学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学における教授研究の業務(主として研究に従事するものに限る。)」が追加されたところであるが、同日付で都道府県労働局長宛に発出された厚生労働省労働基準局長通知において、「患者との関係のために、一定の時間帯を設定して行う診療の業務は教授研究の業務に含まれないことから、当該業務を行う大学の教授、助教授又は講師は専門業務型裁量労働制の対象とならないものであること」とされている。	6	-	専門業務型裁量労働制の対象業務については、労働基準法第38条の3第1項の規定に基づき厚生労働省令により定めるものである。						
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066050	082300	大学・高校などの教育機関の人的交流の促進	大学・高校間などの教育機関の人的交流の促進をする。	現在、大学教育の拡充、職業高校の高度化が進められる中、大学高校間の人的交流が求められる。島後の場合、水産高校があるため、全国の水産系大学と連携し、大学の研究の現場としての機能を持たせることで島後-全国間での人的交流の拡大が期待できる。また、高校において、大学レベルの授業を提供することで、地域の産業人づくりに寄与する。	島後では交流人口の拡大が課題となっている。隠岐水産高校は、島後の基幹産業の一つである水産業のひとつりの基礎である。そのため、地域産業の底上げのために各種全国水産系大学との連携が必要である。		5		各国立大学においては、それぞれの特色を生かして、中高生を対象とした体験授業、高等学校などでの出前講義などを行っている。			高等学校において、大学レベルの授業を提供することは、各大学の判断により行うことが可能である。			
福岡県	青少年科学技術立県運動	2138	2138040	082310	国家公務員等の服務要件緩和	大学教員が出前講座への参加等、専門性を活かしたボランティア活動を行い易くするために、服務要件を緩和する	大学教員等が小中高校の教育現場に出向く出前講座と小中高校生を大学等の施設に迎え入れる校外学習を有機的に組み合わせるとともに、教員等の積極的な参加を促しながら施策の効果増大をはかる。	青少年科学技術立県運動の推進のためには、国立研究施設や研究員等の活用が不可欠であるが、一定の手続きが必要であり、そのための要件は欠かせない。また同様に、地域だけの取り組みでは限界があることから、国等の主催イベントの併催や財政措置等の積極的な協力が必要である。	・国家公務員法 ・教育公務員特例法 ・国立大学法人法 ・昭和58年3月4日文部省大臣官房人事課長通知(文人審第65号) ・平成5年3月11日文部省大臣官房人事課長通知(文人審第48号)	5	-	制度の現状にあるとおり、ご提案の内容については教育公務員特例法及び国家公務員法等の規定により実現可能である。 なお、平成16年4月以後は、国立大学等が法人化されその職員が非公務員となることから、国家公務員法等の規定によることなく、各法人の判断により、大学職員全般がご提案のような活動に従事することが可能になる。						
オリックス(株) 横浜市ヶ谷ティールエス	重粒子線医療センタープロジェクト	3031	3031010	082320	国立大学の本事業への出資を許可する	国立大学法人法施行令第3条において国立大学の出資する事ができる事業がいわゆるTLOに限定されているものを本件に関しては例外として認める。	国立大学法人法施行令第3条において国立大学の出資する事ができる事業がいわゆるTLOに限定されているものを本件に関しては例外として認める。	国立大学法人法施行令第3条	現状においては、国立大学法人が出資できるのはTLOに限定されている。	3	-	国立大学法人制度においては、業務が自己増殖的に増えることを防ぐため、いわば大学の本来的な業務を行う者であり、実際のニーズも高いTLOに対する出資のみ認めているものである。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	今回の提案に関しては、スキーム上での大学側のメリットが不明確であるとともに、プロジェクトに必要な金額が大きく、出資に充てる財源の確保を各大学で行うことから、大学からの出資という形態をとる必要性に乏しく、独立行政法人からの出資が政府全体として抑制することから、本提案については実現が難しいと言わざるを得ない。しかし、出資による協力ということではなく、例えば各大学側からの共同研究の実施、研究成果の提供、国立大学の法人化で緩和される兼業規制を活用した人的な連携等、可能な協力について相談していくこととしている。			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
オリックス(株) 横浜市ケ谷テールエス	重粒子線医療センタープロジェクト	3031	3031020	082330	公立大学の本事業への出資を許可する	地方独立行政法人法において設置・管理されている公立大学法人につき、その出資については特段の定めがなされていないが、国立大学における出資に準じて本件については出資を認める措置を講じていただきたい。	<p><出資に関しての考え方> 各公立大学及び地方公共団体等からの出資(別資料のD出資金)と民間からの出資(同じくE出資金)を配当の有無で性格分けしようと考えている。すなわち将来事業が利益を生み出した場合、配当を行うがD出資金には原則行わず、E出資金に対してのみ行うもの。こうする事によって民間業者は事業採算向上への強い動機付けがなされ、このように事業性が見込みにくい中でも民間の運営ノウハウがストレートに反映される事を目論んでいる。又ダウンサイドリスクに対しては仮に採算悪化が続き資金不足に陥った時には資金不足(債務超過)がE出資金を上回った時を一つの目途と考え、赤字が垂れ流される事を防いでいる。何れにしても既存の第三セクターなどと違い配当に差を設ける事で公共性(D出資)と合理性(E出資)をそのところで区分けし、後は基本的には資本の原則を導入しようと思論むもの。</p> <p><具体的な事業内容> 各提携(出資者等)の病院及び広く全国から重粒子線治療の紹介を受け治療を行う医療法人を設立しそこに本施設を賃貸し業務委託を受ける。実態的には医療法人と直接の出資先となる施設所有運営法人は一体運営。基本的には病棟はセンターには設置せず重粒子線治療の部分だけを行い地域提携病院との連携を考えている。</p>	<p>現行の地方独立行政法人法では公立大学が事業会社に出資することが想定されており、国立大学の出資の考え方が準用されると考えられ、そうなる本事業への出資は出来ない。仮に公立大学が出資できないとなれば各公立大学が個別で予算を計上し建設・運営する事となるが極めて高額投資な上、単独では採算確保にはハードルが高い。ところが各大学が出資できると共同で保有・運営できる形態とする事が出来、同時に民間の資金導入も図れ民間のノウハウで運営も出来る。共同利用が活用でき又有効な方法である事に加え、社会的意義は高いが高額投資となり単独では困難となる本事業に国立大学の出資が認められると周辺地域全体の産学協同による医療向上を円滑に進め事が出来る。</p>	地方独立行政法人法第21条第2号、第70条		3	－	平成16年度に設立される公立大学法人は医療とは関係のない1法人のみであり、現在のところ、本提案に参画できる公立大学法人は存在しておらず、地方公共団体からそのようなニーズがあるとは聞いていないところ。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		平成16年度に設立される公立大学法人は医療とは関係のない1法人のみであり、現在のところ、本提案に参画できる公立大学法人は存在しておらず、地方公共団体からそのようなニーズがあるとは聞いていないところ。
オリックス(株)	PET画像診断センター	3032	3032010	082340	国立大学の本事業への出資を許可する	国立大学法人法施行令第3条において国立大学の出資できる事業がいわゆるTLOに限定されているものを本件に関しては例外として認める。	<p><出資に関しての考え方> 各国立大学及び地方公共団体等からの出資(別資料のD出資金)と民間からの出資(同じくE出資金)を配当の有無で性格分けしようと考えている。すなわち将来事業が利益を生み出した場合、配当を行うがD出資金には原則行わず、E出資金に対してのみ行うもの。こうする事によって民間業者は事業採算向上への強い動機付けがなされ、このように事業性が見込みにくい中でも民間の運営ノウハウがストレートに反映される事を目論んでいる。又ダウンサイドリスクに対しては仮に採算悪化が続き資金不足に陥った時には資金不足(債務超過)がE出資金を上回った時を一つの目途と考え、赤字が垂れ流される事を防いでいる。何れにしても既存の第三セクターなどと違い配当に差を設ける事で公共性(D出資)と合理性(E出資)をそのところで区分けし、後は基本的には資本の原則を導入しようと思論むもの。</p> <p><具体的な事業内容> 各提携(出資者等)の病院からPET検査の紹介を受け診断を行う医療法人を設立しそこに本施設を賃貸し又業務委託を受ける。実態的には医療法人と直接の出資先となる施設所有運営法人は一体運営。又PET診断は保険対象に留まらず自由診療として利用しやすい料金設定をし事業を行う事も目論んでいる。</p>	<p>現行の国立大学法人法施行令では国立大学が本事業会社に出資する事は出来ない。仮に国立大学の出資が出来ないとなれば各国立大学付属病院は単独で採算の極めて厳しいPET導入を図るか、もしくは導入できないかとなる。人口集積地なら民間が建設を目的が採算が難しい地域は結局PETという社会的意義が導入されないこととなる。本件のコンセプトは共同利用という発想があり、バラバラであっても必ず一つはいるサイクロトロンという装置(高額投資かつメンテ代高額)が共同利用で一つ済み、採算厳しい地域でも展望が開ける。共同利用、しかも民間等からも資金を導入するには出資と言う形が最も望ましく本件の核となるコンセプト。本支援措置で極めて実現性及びその後の効果享受がスムーズに進む事となる。</p>	国立大学法人法施行令第3条		3	－	国立大学法人制度においては、業務が自己増殖的に増えることを防ぐため、いわば大学の本来的な業務を行う者であり、実際のニーズも高いTLOに対する出資のみ認めているものである。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		今回の提案に関しては、スキーム上での大学側のメリットが不明確であるとともに、プロジェクトに必要な金額が大きく、出資に充てる財源の確保を各大学で行うことは事実上困難であることから、大学からの出資という形態をとる必要性に乏しく、独立行政法人からの出資が政府全体として抑制することとされており、現時点では国立大学にとっても必要性が高いTLOについてのみ例外的に認められたという状況であることを踏まえ、本提案については実現が難しいと言わざるを得ない。しかし、出資による協力ということではなく、例えば各大学側からの共同研究の実施、研究成果の提供、国立大学の法人化で緩和される業規制を活用した人的な連携等、可能な協力について相談していくこととしている。
オリックス(株)	PET画像診断センター	3032	3032020	082350	公立大学の本事業への出資を許可する	地方独立行政法人法において設置・管理されている公立大学法人につき、その出資については特段の定めがなされていないが、国立大学における出資に準じて本件については出資を認める措置を講じていただきたい。	<p><出資に関しての考え方> 各公立大学及び地方公共団体等からの出資(別資料のD出資金)と民間からの出資(同じくE出資金)を配当の有無で性格分けしようと考えている。すなわち将来事業が利益を生み出した場合、配当を行うがD出資金には原則行わず、E出資金に対してのみ行うもの。こうする事によって民間業者は事業採算向上への強い動機付けがなされ、このように事業性が見込みにくい中でも民間の運営ノウハウがストレートに反映される事を目論んでいる。又ダウンサイドリスクに対しては仮に採算悪化が続き資金不足に陥った時には資金不足(債務超過)がE出資金を上回った時を一つの目途と考え、赤字が垂れ流される事を防いでいる。何れにしても既存の第三セクターなどと違い配当に差を設ける事で公共性(D出資)と合理性(E出資)をそのところで区分けし、後は基本的には資本の原則を導入しようと思論むもの。</p> <p><具体的な事業内容> 各提携(出資者等)の病院からPET検査の紹介を受け診断を行う医療法人を設立しそこに本施設を賃貸し又業務委託を受ける。実態的には医療法人と直接の出資先となる施設所有運営法人は一体運営。又PET診断は保険対象に留まらず自由診療として利用しやすい料金設定をし事業を行う事も目論んでいる。</p>	<p>現行の地方独立行政法人法では公立大学が事業会社に出資することが想定されており、国立大学の出資の考え方が準用されると考えられ、そうなる本事業への出資は出来ない。仮に公立大学の出資が出来ないとなれば各公立大学付属病院は単独で採算の極めて厳しいPET導入を図るか、もしくは導入できないかとなる。人口集積地なら民間が建設を目的が採算が難しい地域は結局PETという社会的意義の大きい施設が導入されないこととなる。本件のコンセプトは共同利用という発想があり、バラバラであっても必ず一つはいるサイクロトロンという装置(高額投資かつメンテ代高額)が共同利用で一つ済み、採算厳しい地域でも展望が開ける。共同利用、しかも民間等からも資金を導入するには出資と言う形が最も望ましく本件の核となるコンセプト。本支援措置で極めて実現性及びその後の効果享受がスムーズに進む事となる。</p>	地方独立行政法人法第21条第2号、第70条		3	－	平成16年度に設立される公立大学法人は医療とは関係のない1法人のみであり、現在のところ、本提案に参画できる公立大学法人は存在しておらず、地方公共団体からそのようなニーズがあるとは聞いていないところ。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		平成16年度に設立される公立大学法人は医療とは関係のない1法人のみであり、現在のところ、本提案に参画できる公立大学法人は存在しておらず、地方公共団体からそのようなニーズがあるとは聞いていないところ。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
特定非営利活動法人地域自立ソフトウェア連携機構(略称MSCO)	崩壊した河川流域コミュニティを情報基盤で再構築	3054	3054010	082360	過疎地である小菅村での廃屋・廃施設の寮、教室など教育施設としての利用、学生の短期実践教育機関の義務化及び農林漁業、環境保全、介護、看護経験者の教育指導者としての雇用	1) 廃屋、廃施設での大学誘致認可及び財政補助(たとえば、寮生文理宿泊のため、廃屋整備費用支援、50家屋×300万円/1家屋=1億5千万円、小規模教室誘致に伴う教室など共同利用施設のため、廃施設整備費用支援、2施設×1千万円=2千万円など) 2) 高齢者を含む農林漁業経験、環境保全、看護・介護経験者の教官雇用基準と財政支援(たとえば、最低生活保障程度) 3) 1)、2)を実現のための施策連携	河川上流域の過疎地における廃屋、廃施設の有効利用と下流域都市部の大学生の過疎地への短期流出を軸とする制度連携が、都市部と過疎地の人口アンバランス、少子高齢化の局在化を緩和する。そのことで、過疎地での高齢者を含む雇用拡大、地域活性を生み、かつ、都市部若者への環境保全経験、介護・看護経験をを進める。効果規模としては、過疎地の過疎地以前の復帰を目標値とする。	過疎地では、この間、人口が6~7割減、この割合で、家屋、施設が廃墟となっており、その有効利用が期待される。村としても、地域再生のために、家屋整備を推奨し、助成策も考えているが、これを充実させれば、過疎と過密部の人の往来が激しくなり、両地域の活性化につながる。	特になし	5	-	学校や社会教育施設において、地域の学習資源を積極的に活用すること等を通して環境教育・環境学習が推進されるよう、今後とも努めてまいりたい。					
特定非営利活動法人地域自立ソフトウェア連携機構(略称MSCO)	崩壊した河川流域コミュニティを情報基盤で再構築	3054	3054020	082370	都市部に立地する大学・専門学校での、実践教育課程での単位認可制度、もしくは実践教育奨学金制度、奨学金制度については、過疎地大作資金の流用	1) 多摩川下流域小金井市に立地する東京農工大学見られるように、大学での、農林漁業経験、環境保全、看護・介護実践教育課程を充実するために、大学側から、積極的に学生を過疎地に送り出す奨学金制度の設立が必要で、過疎地対策資金などの利用が期待される。財政負担としては年間100人×5年間×100万円/年間=5億円) 2) 1)を実現するための権限委譲	都市部に在籍の学生を、過疎地へ転出させるための、最初のプロモート策として、奨学金制度の有効利用が欠かせない。また、農林漁業の具体的な体験が、課題次第では、環境保全、もしくは地域経済の振興、介護・看護にもつながる。これは大学での単位取得を超えて、都市と過疎地の共生のあり方が見えてくる。過疎地の経験者は過疎地人口の一割、受け入れはその数倍程度。	都市部では、実践教育の場が十分ではない。農林漁村との連携を深めるために、都市部から、過疎地への学生を排出する仕組みを作る。結果としては、大学生は都市部、農林漁村部のメッセンジャーとしての役割を果たし、両地域を活性化させる。	【単位認可制度】大学の授業科目の内容については、法令上の規定はなく、大学の自主性によるものとなっているところ 【奨学金】日本育英会の奨学金は、「優れた学生・生徒であって経済的理由により修学が困難な者に奨学金の貸与を行うことにより、優れた人材の育成と教育の機会均等に寄与すること」を目的としており、従来より、奨学生の選考に当たっては、主に学業成績及び家計収入の状況により行ってきた。なお、有利子奨学金については、平成11年度に抜本的拡充を行うとともに、貸与基準を大幅に緩和したところである。近年では、事業全体でみれば、基準を満たす希望者ほぼ全員を採用している。	【単位認可制度】大学設置基準第21条 【奨学金】日本育英会法(昭和59年法律第64号)第1条 日本育英会は、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的とする。	【単位認可制度】5 【奨学金】3	-	【単位認可制度】大学が、授業科目の中にご提案のような取組を位置付けて単位認定することは可能となる。なお、学生に対してどのような教育を行うかについては、各大学の判断によるものである。 【奨学金】日本育英会の奨学金事業は、憲法や教育基本法等に基づき、学生の自由な進路選択を保障し、「教育の機会均等」を確保するための重要な教育施策であり、制度の目的や趣旨等を踏まえ、学生を過疎地に送り出すという特定の目的のための奨学金制度にすることや、大学に権限を委譲することは極めて困難である。なお、関係所管省庁において、特定の目的のための奨学金制度を設けること、各地方自治体が地域の特殊性を踏まえた奨学金制度を設けること、各大学において独自の奨学金制度を設けることは自由であり、何ら制限はない。				
長崎県	文化施設を活用した地域再生計画	2123	2123010	082380	博物館法の改正について	知事部局所管でも博物館と定義できるように博物館法を改正してもらいたい。	美術館、博物館に課せられた使命は社会環境、時代の変化の中で大きく変わってきている。法律で謳う教育委員会所管のみを博物館、それ以外は博物館相当施設という、時代に合わない法律の整備をしていただき、法律上も時代に合ったものとしていただきたい。	博物館の役割、使命と法律の整合性	博物館法第2章	博物館法第2章において、博物館法上の登録博物館は教育委員会の所管である旨等の規定が置かれているところ	3	-	教育基本法第7条において、博物館は社会教育施設の中核の一つとして位置づけられており、これを踏まえて社会教育法、博物館法も制定されているところである。このように、博物館法上の登録博物館は、教育のための機関であるから、その所管は教育委員会に属すべきものであることが適当である。また、博物館法上の登録博物館であっても、教育委員会と知事部局とが緊密に連携をとることにより、当該博物館を地域振興に資するよう積極的に活用することは可能である。 なお、博物館という名称は独占名称ではなく、登録博物館以外の博物館であっても、博物館という名称を用いることは何ら問題ない。	提案者の要望は、知事部局が所管する博物館の再生という観点から観光の振興等の拠点として位置づけることは可能であり、その場合、博物館法第29条に規定されることのある博物館相当施設としての指定を受けることも可能である。 なお、博物館という名称は独占名称ではないため、登録博物館以外の博物館であっても、博物館という名称を用いることは何ら問題はない。			
神奈川県	かながわ京浜臨海部活性化プラン	1282	1282030	082390	基幹的研究開発機関の強化充実	既に立地している独立行政法人「防災科学技術研究所」の常駐機関化、強化充実	「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」の研究開発実施機関としてすでに立地している独立行政法人「防災科学技術研究所」の常駐機関化、強化充実 安全安心とロボットシステムに関する産業の求心力を持つ。	新たな産業の集積を促進するためには不可欠となる研究開発拠点の強化充実は中により、安全安心に関する基幹的研究開発拠点とする。 安全安心とロボットシステムに関する産業の求心力を持つ。			5	-	防災科研川崎ラボラトリーは、「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」を円滑に実施するために設置した組織であり、本プロジェクトを推進することにより、防災科研川崎ラボラトリーの運営維持及び研究推進を図って参りたい。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
千葉県	「東京湾ゲノムベイ地域」の形成の推進	1303	1303060	082400	バイオコーディネータの確保	バイオテクノロジーの基礎研究を行う共同研究施設の整備において、大学等の研究シーズを産業化に結びつける人材を配置するにあたり、国において、大学等の研究シーズを産業化に結びつけるためのバイオコーディネータを育成・配置する制度(資格認定制度や活用支援、継続学習等)を創設し、産学官の共同プロジェクトを積極的に推進する。	今後本県が整備するバイオテクノロジーの基礎研究を行う共同研究施設の整備において、大学等の研究シーズを産業化に結びつける人材を配置するにあたり、国において、大学等の研究シーズを産業化に結びつけるためのバイオコーディネータを育成・配置する制度(資格認定制度や活用支援、継続学習等)を創設し、産学官の共同プロジェクトを積極的に推進する。	バイオ関係のコーディネータについては、地域の状況に応じて独自に配置しているものの、地域間連携は希薄で、地域のシーズやニーズをスムーズに域外と連携させることが困難である。産学官連携の共同研究プロジェクトを恒常的に実施していくためには、地域を超えて、大学等の研究シーズを産業化に結びつける、バイオコーディネータと経営の両面に精通したバイオコーディネータの配置が必要である。	該当する法令、告示、通達等の定めはない。		5	現在、すでに科学技術振興機構(JST)や科学技術振興調整費の一部において、研究シーズを実用化につなげるための人材養成等を実施しているところ。これらの制度等を有効に活用することによって、必要とする人材の確保に努めてまいりたい。					
仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	1368	1368010	082410	健康施策に関わる総合的なパッケージモデル事業としての適用(各府省庁補助事業費の重点化)	健康寿命の延伸を実現し、医療保険及び介護保険の費用負担の膨張を抑制させるための国が指定する総合型モデル事業として本提案構想を位置付け、各府省庁における施策を連携させかつ補助事業の重点化を図ることにより、高齢化社会に対応した次世代の健康・福祉施策を早期に確立させる。これにより、効率的にかつ早期に本格的な高齢化社会への対応が可能となる。	健康寿命の延伸を実現し、介護保険及び医療保険の費用負担の膨張を抑制させるための国が指定する総合型モデル事業として本提案構想を位置付け、各府省庁における施策を連携させかつ補助事業の重点化を図ることにより、高齢化社会に対応した次世代の健康・福祉施策を早期に確立させる。これにより、効率的にかつ早期に本格的な高齢化社会への対応が可能となる。	本市では既に、国のプロジェクトとして認定を受けた、「高齢化社会対応産業クラスター事業」「IT活用のフィンランド健康福祉プロジェクト」「健康福祉分野での知的クラスター創成事業」があり、また、環状きり予防・痴呆予防策の研究を地域で実践実験を展開している「鶴ヶ谷プロジェクト」さらには国際知的産業特区を起因とする東北大学との共同事業である「脳機能健康プロジェクト」等の取り組みを行っており、これらを総合的に行うモデル事業としてのベースが十分にある。			3・5	・知的クラスター創成事業の実施にあたっては、経済産業省の産業クラスター計画との連携を図っているところ。 ・文部科学省及び経済産業省は、地域ごとに、文部科学省、経済産業省、地方自治体その他関係機関による「地域クラスター推進協議会」等の設置、両省の補助対象機関の連携、地域ごとに両省の事業の成果に関する合同成果発表会の開催等の各種連携事業を実施している。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3・5	文部科学省の地域科学技術施策の実施にあたっては、経済産業省の産業クラスター計画との密接な連携を図っており、両省の事業がその特性を活かすことにより、新技術シーズの提供やマーケットニーズのフィードバック等を効果的に行うこととしている。ただし、各事業の採択にあたっては、予算的制約のもとで政策効果を最大限にするため、事業の趣旨に合致した優れた提案であるかについて審査を実施する必要がある。		
鶴岡市	「仏都会津の源」史跡慧日寺跡周辺再生事業	1229	1229010	082420	補助残の起債充当拡大(過疎・再生債)	文化財保護法による補助残に対する起債充当の新設	補助残に対して起債が充当できれば、これまで先送りとなっていた基本計画に基づく事業が計画どおりに進行できる。	限られた財源の中で補助残に起債が充当できないため計画に基づく事業が先送りとなっている。	史跡等保存整備費(一般)国庫補助要項		8	文化財保護法に基づく史跡等保存整備費(一般)国庫補助要項において、事業者が負担する財源については、起債を含め制限を設けていない。地方公共団体に係る起債制度については、所管していない。					
豊橋市	多文化共生まちづくり構想	1261	1261060	082430	外国籍児童生徒の学級学年編入及び義務教育年齢の弾力化	外国籍児童生徒の日本語レベルや習熟度に応じた柔軟な学年編入、小中学校の枠を超えた教育の実施、義務教育年齢を超えた者の入学枠を拡大する。	外国籍児童・生徒について日本語レベルや習熟度に応じた学年で学ぶことから、学校生活の適応と不登校・不就学の解消を図る。	外国籍児童・生徒の日本語レベルや習熟度にかかわらず、年齢に応じた学年で学ぶことから、授業や学校生活に適應できない子どもたちが増加しており、不登校や不就学の要因となっているため。	昭和33年4月9日 雑初109 日本ウジミナス株式会社代表取締役社長あて 文部省初等中等教育局長 大学学術局長 回答	原則、学齢相当の学年に編入されるが、現行においても日本語力が不十分等の事情がある場合、下学期に編入させることが可能である。過年齢の就学希望者に関する取り扱いについては、過年齢の子どもについては、外国人だけでなく、日本人であっても保護者に就学義務はない。そのため、学齢超過者から公立義務教育諸学校への就学希望があったとしても、教育委員会として、受け入れる義務は生じない。教育委員会は、学校の収容能力や教員が適切に対応できるかどうかなどを総合的に判断して、就学を許可するかどうか決定できる。		8	日本語力が不十分等の事情があるある場合、既に下学期に編入させることが可能であり、過年齢の者を学校に受け入れるかどうかの判断は教育委員会の判断であるため、提案理由は事実誤認である。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
昭和村	からむし織の里構想	1061	1061010	082440	文化財の保存と地場産業の振興までを体系的に支援する制度の創設	文化とは、地域に根ざしたより良い生活習慣である。文化を守るとは、単に貴重な文化遺産として保存することではなく、生活に密着した生きた生活習慣を守り育てることであるという観点から、文化財の保存・伝承とそれを資源とした地場産業の振興までを体系的に人的、技術的、財政的に支援する制度の創設を図る。	人的、技術的、財政的に支援する制度を活用し、からむし織の価値を高め、販売力を強化することによって、からむしに携わるすべての人々の生活基盤を確立する。	文化財の保存と関連地場産業振興を一体としてとらえた場合、現状では文部科学省(文化庁)と経済産業省のそれぞれの目的にあった支援制度を個別に活用しなければならず、体系的かつ効率的な支援を得ることが困難である。文化財保護のための支援制度の枠組みにそれを資源とした地場産業振興のための支援策を盛り込むか、新たに保存と産業振興のための支援策を体系的に盛り込んだ制度を創設することにより所期の目的の達成が容易となる。	文化財保護法第83条の7、第83条の10及び第83条の12	文化財保護法に基づき「からむし(苧麻)生産・苧引き」を選定保存技術に選定し、その保存団体として昭和村からむし生産技術保存協会を認定している。当選定保存技術の保護のため、記録の作成や伝承者の養成を行うとともに、当団体の行う技術の練磨、伝承者養成等の事業に対し必要な援助を行っている。	3		現行の文化財保護法では、文化財保護の観点からからむし織に対して必要な援助等を行っているところであり、地場産業振興を目的としていないため、経済産業省の支援制度と一体化することは難しいが、今後両施策の連携のあり方について、検討を行ってまいりたい。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		文化庁は、文化財保護の観点からからむし織に対して必要な援助等を行っているため、地場産業振興の観点からの支援を行うことは難しいところではあるが、事業の執行上において適切な指導を行いながら、可能な限り効率的な事業が実施できるよう努めていく。
茨城県	鬼怒・小貝花と水の交流圏形成プロジェクト	1274	1274130	082450	学芸員資格取得に必要な博物館実習の対象施設の範囲拡大	学芸員資格取得に必要な博物館実習の対象施設について、学芸員を配置した地域の芸術活動における実習も対象とする。	学芸員を志す県内の美術系大学生に対し多様な実習の機会を提供し、人材育成を図る。	本地域では、東京藝術大学など芸術系教育機関の立地を背景に、学芸員資格を有する者を配置した芸術よる地域づくりが進んでいることを活かし、これらの活動での学芸資格取得を目的とした博物館実習の受入を行い、地域の芸術活動を支える人材の育成を図る。		5	-	登録博物館、博物館相当施設以外の施設であっても、「大学においてこれに準ずると認められた施設」については、博物館実習の単位の習得として認められているところであり、ご提案の実習対象について、大学側が相当施設に準ずると認められた場合には可能。					
神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	1285	1285040	082460	鎌倉の世界文化遺産登録への支援	鎌倉市のユネスコ世界文化遺産登録に向けた文化庁等の支援	鎌倉が世界遺産に登録された後、鎌倉の文化遺産の世界的な認知を高めるための情報発信等を行い、海外からの観光客の誘致を図る。	鎌倉は中世日本の文化遺産が集積しており、世界的にも重要性が高いことから、一層の認知を図る必要がある。	世界遺産条約	個々の世界遺産の登録に当たっては、実態把握や諸調査、地権者との調整、史跡指定事務などについて関係する自治体の協力を得ることが事実上不可欠であり、かつ、登録による自治体側のメリットも大きいことから、自治体側に相応の負担をお願いしているところ。	5		関係自治体の状況を踏まえて、引き続き専門的な指導助言等を適時適切に行ってまいりたい。				
たけかわ企画	中津川地域ネットワーク民間開放プロジェクト<放送・通信>	3047	3047040	082470	著作権管理運営の簡素化	地上波TV(アナログ/デジタル)放送及び各種映像コンテンツの地域ネットワーク(デジタルIPネットワーク)での再送信などの情報配信サービスにおける著作権管理ルールを部分的にでも簡素で明確な物にし、簡単な届出により実現し限定サービスから実現を図る。	地域ネットワーク(地域イントラネット、アクセスネットワーク等)を活用し、放送と通信を統合した映像/画像情報サービスを低価格で実現するとともに、地域における映像コンテンツ関連の新規事業創出を図る。著作権管理として地域ネットワークのユーザ認証を各加入者宅セットボックス(映像デコーダ)で行うシステムとする。	現在、技術的にはブロードバンドによるデジタル映像コンテンツ配信(放送、VOD等)が実現できる状況にあるが、著作権の処理が複雑であるために低価格化と高品質化の進むデジタルコンテンツサービスが享受できない。また、デジタルコンテンツ事業の創出に障壁となっている。	著作権法 著作権等管理事業法	著作権に係る契約は当事者の自由意思に委ねられている	5		ネットワーク上でのコンテンツの利用は、現行制度でも、権利者との「契約」によって自由に行うことができ、その契約の内容は当事者の自由意思に委ねられている。				
あさぎ町	石倉を拠点とした駅前商店街の活性化	2161	2161020	082480	地域資源を利用したまちづくりに対する財政支援	石倉を活用したまちづくりは、商店街の活性化、文化遺産の保存、観光振興など多様な効果が期待されるため、所管省庁の枠を越えた財政措置の検討をお願いしたい。	免田駅前商店街の活性化策の一つとして、地域にある石倉を資料館、ギャラリーホール、店舗等に改造し利用することを検討している。また、他の地区にある石倉をここに移設することにより、石倉を活用したまちづくりに展開することも検討中である。	石倉の移設等には多額の費用が必要であり、財政が厳しい中で事業を進めていくためには国の財政支援が必要である。	文化財保護法(第56条の2他)	「石倉」については、文化財保護法第56条の2による登録有形文化財としての登録が考えられる。登録有形文化財は文化財建造物においてその価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録しており、保存修理における設計監理費の2分の1の補助を実施している。	5		「石蔵」を文化財登録原簿に登録するには、文化審議会への諮問、答申を受けた上で登録することができる。登録有形文化財の支援措置については、必要性及び緊急性等を勘案した上で対象物件となりえる				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
1051	石川デジタルコンテンツ産地形成推進構想	1051	1051020	082490	若年者のためのワンストップサービスセンターのモデル地域の指定	デジタルコンテンツ産業を担う若手人材をOJTにより育成する石川県独自のEビジネストライアル事業を核として、若年者に対して、カウンセリングから研修等まで一貫したサービスを実施するために、「若者自立・挑戦プラン」に基づく若年者のためのワンストップサービスセンター(通称:Job-Café)整備のためのモデル地域に指定	デジタルコンテンツを活用したEビジネスを推進できる人材(Eビジネスプロデューサー)を養成するため、県や企業から実際に発注されるEビジネス企画案件にOJT方式で取り組む教育プログラム(石川県Eビジネストライアル)に、カウンセリングから一貫した教育を追加することにより、デジタルコンテンツ産業を担う若手人材を育成する。	若年者のためのワンストップサービスセンター(通称:Job-Café)整備のためのモデル地域に指定されることにより、企業及び若年者の参画と本県独自の石川県Eビジネストライアル事業の円滑な推進を図ることで、地域ブランドの確立を目指す。			6		若年者のためのワンストップサービスセンターの整備として、10ヶ所程度のモデル地域を選定して実施する事業については、経済産業省が担当しており、地域の選定は同省により行われる。なお、同事業も含めた「若者自立・挑戦プラン」全体の推進については、経済産業省、厚生労働省及び内閣府との連携により、積極的に行うこととしている。				
石川県	石川ニッチトップ企業倍増計画	1052	1052010	082500	次世代型企業認定審査会(仮称)への協力	既存企業の中で、キラリと光る技術の有する企業の目利きを行う「次世代型企業認定審査会」(仮称)において、公正・客観的な審査を行うためには、当該審査会の委員を、国及び関係機関の協力を得ながら、県内に限らず、国及び関係機関の研究者など全国から専門家を選定することが必要である。	既存企業の中で、キラリと光る技術の有する企業の目利きを行う「次世代型企業認定審査会」(仮称)において、公正・客観的な審査を行い、認定された企業に対し、「選択と集中」により一環・集中した支援を行い、中堅企業への育成を行う。	既存企業の中で、キラリと光る技術の有する企業の目利きを行う「次世代型企業認定審査会」(仮称)において、公正・客観的な審査を行うためには、全国から専門家を委員に選定することが必要である。	・国家公務員法第104条 ・昭和58年3月4日文部省大臣官房人事課長通知(文人審第65号)	国家公務員法が地方公共団体の非常勤の職員の職を兼ねることは、国家公務員法第104条の許可を得ることにより可能である。	5	-	制度等の現状にあるとおり、現行制度においても、国立大学の教員等(石川県内の者に限られない)が、ご提案の「次世代型企業認定審査会」(仮称)の委員に就任することが可能である。				
石川県	石川ニッチトップ企業倍増計画	1052	1052060	082510	若年者のためのワンストップサービスセンターのモデル地域の指定	キラリと光る技術の有する企業に対し、人材不足のデスパレを克服するための支援を行うため、若年者に対して、カウンセリングから研修等まで一貫したサービスを実施する、「若者自立・挑戦プラン」に基づく若年者のためのワンストップサービスセンター(通称:Job-Café)整備のためのモデル地域に指定	キラリと光る技術の有する企業が求める工学系・MOI人材や若年技能者等を養成するため、本県に集積する高等教育機関の優秀な学生等若年者に対し、カウンセリングから一貫した教育を実施することにより、ニッチトップ企業育成のための人材不足のデスパレを克服する。	キラリと光る技術の有する企業が、国内外で競争力ある事業展開を行うためには、それを可能にする人材を育成する基盤を「いしかわ」に形成し、ニッチトップ企業創出の土壌形成を図る必要がある。			6		若年者のためのワンストップサービスセンターの整備として、10ヶ所程度のモデル地域を選定して実施する事業については、経済産業省が担当しており、地域の選定は同省により行われる。なお、同事業も含めた「若者自立・挑戦プラン」全体の推進については、経済産業省、厚生労働省及び内閣府との連携により、積極的に行うこととしている。				
掛川市	日本救済運動という名の地方都市経営構想	1064	1064030	082520	3 勤労・分度・推譲の現代日本が必要としている徳目、経済重視から経済と徳の両方を重視する報徳思想の周知支援	報徳思想の周知の取り組みに対する支援を提案する。	日本救済運動として、日本の社会と風土に適合した報徳思想の周知を行う。	2002年に北京大学日本文化研究者とともに設立した二宮尊徳思想学会の強化に対する支援をしていただきたい。			5		報徳思想の周知の取組に対する支援については、その取組の具体的な内容に照らして、協力・支援できるものについて積極的に対応してまいります。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
喜多方市	合併・少子高齢化時代の「ひと」と「こころ」のミーティングスペース確保	1343	1343010	082530	老朽化・陳腐化による喜多方市喜多方プラザの設備改修のための財政援助。	喜多方プラザ文化センター(運営・喜多方地方広域市町村圏組合)に対する設備改修経費(工事費・設計料)の補助制度の創設 平成12年度に文化庁が実施した地域文化活動促進費補助金(公立文化施設文化活動関連設備整備事業 音響、照明等の設備や備品が補助対象)を復活させ、施設本体の改修も補助対象とし、併せて補助金額を拡大をする。	喜多方プラザ設備改修は 空調設備、舞台照明設備、舞台機構、舞台音響設備、客席椅子、内装、外装の更新など。また将来を見据えた機構としてデジタル化、ネットワーク化を各設備に取り入れ、省力化と多機能化を実現する。それには既に敷設されている光ファイバ網を大いに利用する。この設備改修によって、利用者の高度な専門性や多様化するニーズに応える。運用システム対応の省力化は、利用者や運営側の人と人のつながりの時間を増加させ、文化活動、芸術活動をさらに発展させる。	喜多方プラザの設備改修は現況下では改修に関する補助制度が無く、その多額な経費の財源確保が課題である。この支援がなければ、当事業が進まないばかりか、老朽化による危険箇所の増加による利用者の不安をまねく恐れがあり、設備不具合による催し物の中止等のリスクを負うことになり、極端な場合は施設運用の停止を考慮せざるを得ない事態がおこり得る。これによる文化活動の停滞、文芸化都市としての喜多方市のイメージダウンははかり知れないものがある。		8		平成12年度に第1次補正予算において公立文化施設のリニューアル(機能向上)のために「地域文化活動促進費補助金」が認められた。(単年度限りであり、現在はない。)					本提案は補助金の創設等、新たな財政措置の導入を求めるものであり、地域再生構想の提案対象外であると考ええる。
喜多方市	合併・少子高齢化時代の「ひと」と「こころ」のミーティングスペース確保	1343	1343020	082540	老朽化・陳腐化による喜多方市喜多方プラザの設備改修のための財政援助。	喜多方プラザ文化センター(運営・喜多方地方広域市町村圏組合)に対する設備改修経費(工事費・設計料)の起債制度の創設	喜多方プラザ設備改修は 空調設備、舞台照明設備、舞台機構、舞台音響設備、客席椅子、内装、外装の更新など。また将来を見据えた機構としてデジタル化、ネットワーク化を各設備に取り入れ、省力化と多機能化を実現する。それには既に敷設されている光ファイバ網を大いに利用する。この設備改修によって、利用者の高度な専門性や多様化するニーズに応える。運用システム対応の省力化は、利用者や運営側の人と人のつながりの時間を増加させ、文化活動、芸術活動をさらに発展させる。	喜多方プラザの設備改修は現況下では改修に関する補助制度が無く、その多額な経費の財源確保が課題である。この支援がなければ、当事業が進まないばかりか、老朽化による危険箇所の増加による利用者の不安をまねく恐れがあり、設備不具合による催し物の中止等のリスクを負うことになり、極端な場合は施設運用の停止を考慮せざるを得ない事態がおこり得る。これによる文化活動の停滞、文芸化都市としての喜多方市のイメージダウンははかり知れないものがある。		6			地方債については所管していない。				
喜多方市	合併・少子高齢化時代の「ひと」と「こころ」のミーティングスペース確保	1343	1343030	082550	老朽化による喜多方市厚生会館(喜多方市中央公民館分館)の内装外壁の改装及び補強工事を行う場合の経費の補助制度の創設	喜多方市厚生会館(喜多方市中央公民館分館)の内装外壁の改装及び補強工事を行う場合の経費の補助制度の創設 平成12年度に文化庁が実施した地域文化活動促進費補助金(公立文化施設文化活動関連設備整備事業 音響、照明等の設備や備品が補助対象)を復活させ、補助対象となる施設規模(固定席の数)の要件を緩和し、施設施設の内装・外装の改装工事及び補強工事も補助対象とし、併せて補助金額を拡大をする。	厚生会館(中央公民館分館)は高度な設備を配しながらも、表面上は簡易に見える。専門家の存在なしに誰でも気軽に使用できる設備を導入し、住民の自主運営を目指す。	老朽化した喜多方市厚生会館の改装及び補強工事を行い、安全で快適な施設環境の維持を図るため。	特になし	8		リニューアル(機能向上)のために「地域文化活動促進費補助金」が認められた。(単年度限りであり、現在はない。)					本提案は補助金の創設等、新たな財政措置の導入を求めるものであり、地域再生構想の提案対象外であると考ええる。 なお、社会教育施設に対する施設補助は平成9年に廃止されたところ。
喜多方市	合併・少子高齢化時代の「ひと」と「こころ」のミーティングスペース確保	1343	1343040	082560	老朽化による喜多方市厚生会館(喜多方市中央公民館分館)の内装外壁の改装及び補強工事を行う場合の経費の財政援助	喜多方市厚生会館(喜多方市中央公民館分館)の内装外壁の改装及び補強工事を行う場合の経費の起債制度の創設	厚生会館(中央公民館分館)は高度な設備を配しながらも、表面上は簡易に見える。専門家の存在なしに誰でも気軽に使用できる設備を導入し、住民の自主運営を目指す。	老朽化した喜多方市厚生会館の改装及び補強工事を行い、安全で快適な施設環境の維持を図るため。	特になし	6			起債制度については、文部科学省の所管外。 地方債については所管していない。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	2149	2149020	082570	国庫補助事業の採択要件の緩和	国庫補助事業の中で、例えば、林野庁所管の「木造公共施設整備事業」では、公共施設を木造化するに当たって、学校に関連した施設であることとか、先駆性のある木造施設であるとかの規制があることから、地域の実情に合わせて、これら規制を緩和することにより、木造化を推進する。	現在、全庁的に公共施設の木造化に取り組んでいる「公共施設等木材利用推進連絡会」において、毎年、翌年度に建設予定である県、市町村、学校・医療法人等の木造化が促進され、多くの木材資源を有する農山村地域における雇用の場が確保されるとともに、林業・木材産業や地域経済の活性化が期待される。	農山村における地域経済の活性化や木質資源を活用した資源循環型社会の構築に当たり、その普及のための公共施設の木造化を推進するためには、その障害となっている制度等について、国、県、一体となった取り組みが必要である。	特になし	特になし	6		提案中の補助事業は、農水省に係るもの。なお、木を通じたまちおこしなど、教育・文化・スポーツを通じた地域づくりの観点から、支援できるものについては積極的に対応してまいりたい。 木材を活用した公立学校施設の整備に係る国庫補助については、提案で指摘されているような事項について、特段の規制を設けていない。				
財団法人本庄国際リサーチパーク推進機構 / 学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた「自律・循環」の地域づくり	3043	3043070	082580	市町村負担による民間教職員の任用に関する規制緩和	【生涯環境教育】市町村負担による地元市民・民間人材の教職員任用に関する規制緩和 体験型学習を重視した市民参加型・実地一体型等の「生きた環境教育」を実施する上で、地域の環境問題の現場を知る意欲ある民間人材を教職員として積極的に委嘱・任用するために、市町村の負担による教職員任用条件の拡充を特例により容認した特区制度(市町村立学校職員給与負担法の特例)の適用による支援措置を提案したい。	多様な地元民間人材の能力を活用した市民参加型及び実地一体型環境教育の充実 *「小・中・高校・大学」一貫した独自の環境教育プログラムにおいては、産学による基礎的知識の習得に加えて、地域の環境問題に密着した体験型学習(環境保全活動、農業体験、工場生産体験、環境行政業務の体験など)が重要な内容となるが、これには、それぞれの現場に詳しく、高い環境意識と意欲・能力を備えた様々な地元民間人材の積極的な参加・協力が不可欠である。 *このため、これらの人材を正規の学校教職員として委嘱・任用することにより、一貫した環境教育プログラムに基づく質の高い教育活動を継続して委ねることが可能となる。 *体験型学習を重視したカリキュラムによる市民参加型の環境教育と、これを担う地元民間人材の有償での教職員任用制度の実現は、地域で活動する多くの環境スペシャリストを勇気付けるだけでなく、数多くの環境市民(エコユーザー)の育成にも寄与することが期待される。また、地域外で活躍する優れた環境教育家・専門家を本庄地域に誘引するインセンティブにもなり、環境教育プログラムのさらなる充実化にも寄与することが期待される。	現在各地で試行されつつある「市民参加型」環境教育の状況を見ると、そのほとんどが意欲ある民間人材の無償ボランティアまたは単発的な謝金・講師料等による協力で依存している。これでは継続した教育実践の担い手としてのインセンティブに欠け長続きしないことと、一貫したプログラムに基づくクオリティーの高い環境教育を実現することが難しいことから、正式な教職員としての委嘱・任用が必要である。	市町村立学校職員給与負担法第1条、第2条 構造改革特別区域法第17条	市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条により、市町村立学校の教職員の給与費は都道府県の負担としているが、構造改革特別区域法第17条で特例を設け、市町村費で教職員を任用できるようにしている(市町村費負担教職員任用事業)。	4		市町村費負担教職員任用事業として特区認定されると、市町村費で常勤の教職員を任用することが可能となる。この場合に、教員免許を持たないが当該学校の教育に資する優れた民間人等を教員として任用しようとするのであれば、当該対象者に都道府県教育委員会が特別免許状を授与するという手続きを経ることが可能となる。 なお、免許状を持たない民間人等を特別非常勤講師として任用することは、現行制度で可能。				
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039060	082590	国の各地方機関の行政管轄区域の統一	市内における国の各地方機関の行政管轄区域の統一する方針の決定と統一までの期限の設定。	合併に伴う新市域内で行政管轄区域を統一することの政府の方針決定を求めるとともに、これが迅速に行われるために期限の設定を行う。	合併後の新市の一体性の強化や住民の利便性の向上を図るため、これらの管轄区域を同一にすることが必要である。		文部科学省は地方機関を持っていないため対応不可。	8		文部科学省は地方機関を持っていないため対応不可。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
個人	超強力生命活性物質で作る果実による人材育成	3012	3012010	082600	超強力生命活性物質とその成果の科学的検証	当該地域の再生構想は生命活動に係る事ですから、安全が第一です。害の無いことが絶対です。検証しつつ、慎重に進めなくてはなりません。特に食に対する不安が広がっている今日、安全の確認は不可欠です。しかしながら、私達は科学的検証機関を持っていません。そこで政府に御願いしたいのです。当再生構想への支援措置は信頼出来る検証機関での科学的検証を御願い致します。可能なら京都大学を希望します。	超強力生命活性物質はありとあらゆる植物を活性化し、植物を介して動物を元気にします。数多くの実験の結果、ぶどうとトマトの栽培がもっとも有効です。ぶどうを一反、トマトを一反予定しています。 ぶどう 植付 一坪に10本 一反で3千本 収穫 一本に5房 一反で1万5千房 トマト 植付 一坪に20本 一反で6千本 収穫 一本に30個 一反で18万個 支援措置が得られるなら、販売が促進されると考えています。	02年10月、ぶどうを岡山県生物化学総合研究所へ持参した時、研究所の所長と次長から 県内にこのぶどうを普及させてくれ と云われました。そこで、岡山県農業改良普及センターに話を持込んだところ、マニュアルに無い と一蹴されました。けんもほろろ とはあの事です。私は驚き、あきれました。国から下りて来たこと以外はやらないと云ってました。 研究所に頼まれて来た と云うと、 研究所と一緒にやれ と云うのです。そして 人体実験をしろ 権威有る科学的裏付けが有ればなしを聞く と云っていました。人体実験は多くの方々に食べていただき、害はまったく見られず、好評ばかりですから自信を持っていますが、科学的検証の方はどうにもなりません。高度な生命科学の知識と最新の分析装置を持たなくては正しい検証結果を得ることは出来ません。検証結果が絶対安全でなければこの構想は実現出来ません。私の希望している支援が得られるなら、実現は高速化し、支援が得られないなら、低速化若しくは停止するでしょう。支援をお願いする所以です。尚、京都大学にこだわっているのは、私に親切な助言を下さっている研究所のO博士が京都大学のご出身だからです。	個人や団体の依頼による科学的検証を引き受けるかどうかは各大学の判断により可能。	個人や団体の依頼による科学的検証を引き受けるかどうかは各大学の判断により可能。							
水屋グループと西東京市役所防災課との共同提案(現在進行中)	日本の新しい防災予防対策整備の強化策ならびに、地域住人の防災への意識改革地元商工業の活性化及び構造改革。	3057	3057010	082610	各市の公共施設に備える飲用水整備を図る為自治体レベルでの予算支援	各市における財源不足による防災予算が取れない為、防災整備の遅れが目立ちます。地域住人の意識改革や酒販店の意識改革及び構造改革の促進のためにも必要最低限の支援措置を考慮願います。日本における地下水の汚染、緊急井戸に指定されている場所でも飲用不適が目立ち、緊急時の安全な飲用水の確保がこの先必ず不足していくことでしょう。対策整備には時間が相当かかるので国よりなんらかの対策を願います。	西東京市と西東京市小売酒販組合との協力協定書を添付しておりますが、地域ありとあらゆる場所に最低1400箱のビューウォーター18リットル箱入りを用意するものとし、ランニングストックという一切無駄のない体制整備が実現いたします。この事業の理念は、意識改革が主な事業ですがペットボトル等のゴミ問題、減量化、資源の再利用、再活用も念頭におき、地域住人のリサイクル活動の促進や飲用水の重要性なども普及していくためです。	基本概念は、公共施設及び、地域住人各家庭における飲用水の確保は事業者負担、各家庭負担を薦めてあります。しかし意識改革にはそれ相当の期間を有するためいち早く体制整備を図る為、住人の目立つ場所だけでも備えていく必要性はあると思います。	・公立学校施設整備費補助金(学校体育諸施設補助)交付要綱(昭和53年5月17日文部大臣裁定) ・社会体育施設整備費補助金交付要綱(昭和59年5月24日文部大臣裁定)	文部科学省では、学校や公共の水泳プールに貯められた水を活用し、災害時における飲料水及び生活用水を確保するため、浄水機能を有する水泳プールの整備に対し補助を行っている。	5		5 学校や公共の浄水機能を有する水泳プールの建設に要する経費を国庫補助の対象としている。				
二セコ町	公共施設住民組織による運営及び財産の委譲	1378	1378010	082620	公共施設財産の住民組織への委譲及び運営	・公共施設財産の住民組織への財産及び管理運営権限の委譲の円滑化 ・地方公共団体事務の住民組織への事務委譲の円滑化	公共施設財産の住民組織への委譲及び運営の際の地方自治法第244条及び244条の2、補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律第22条の適用除外。 地方公共団体事務の住民組織への事務委譲 ・畜犬、野犬掃討、動物愛護事務 ・一般廃棄物の収集及び処理事務 ・道路の維持管理、除排雪に関する事務 ・保育所、幼稚園、学童保育に関する事務 ・産業政策の立案、事業実施に関する事務 ・公営住宅の管理運営に関する事務 ・上下水道の維持管理、運営に関する事務	補助金等により設置した公共施設財産を住民組織へ委譲し、より柔軟かつ効率的な運営を図りたいが、このような財産委譲をする場合、補助金返還等を行わなければならないため、現実には、財政的負担が厳しいため、円滑に進まない状況にある。また、公共団体事務の一部に、住民組織へ移譲した方がより、効率的な運用が図られるものがあるが、個々の法律の制限があるため、事務委譲できない状況にある。これら事務の委譲を一括して行うことにより、更なる住民自治が図られ地域再生につながるものと期待される。	「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分承認等について」(平成10年3月31日付文部省生涯学習局長裁定)	公立社会教育施設整備費補助金を受けて建築した施設の財産処分にあたっては、「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」(平成10年3月31日付文部省生涯学習局長裁定)により扱っているところ。	3	-	そもそも一定の行政目的を達成するために建設された公共施設を、特定の者に対して譲渡等を行うことは、行政上の取り扱いの公平性を損なう虞があるため、想定外である。 なお、「公立社会教育施設整備費補助金」を受けて建築された施設の目的外使用等については、社会教育活動が引続き担保されるのであれば、柔軟に対応しているところであり、補助金の返還を必ずしも要するものではない。				
㈱東京リーガルマインド	「民間事業者」の範囲	3078	3078010	082630	民間委託先を株式会社等の事業法人に限定	行政サービスの民間委託先を株式会社等の普通法人に限定	行政サービスの委託先を普通法人に限定し、民間事業者による入札・プロポーザルによるコンペティションを通じて、リーズナブルな行政サービスを実施する。	民間活力による地域経済の活性化を実現させるため	【公立学校の管理運営の民間委託】 学校教育法第5条				行政サービスの委託先の選択については、地域の実情に応じ、NPO法人をはじめとした様々な主体の中から地方公共団体が判断するもの。なお、公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の内容の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
株式会社リーガルマインド	PF1法の改正(ハード・ソフト両面にわたる民間委託の促進)	3080	3080010	082640	PF1法の改正	・PF1法第1条及び第2条の改正(PF1法に定める、「特定事業」の対象の拡大)	既存の公立図書館をPF1手法を用いて、民間事業者が運営を行なう。質の高い公共サービスの提供が可能になるとともに、雇用の創出が期待できる。既存の矯正施設(刑務所)をPF1手法を用いて、民間事業者が運営を行なう。効率的な刑務所運営と雇用の創出が可能。	建物の建設を伴わない事業がPF1のとして認められないと、図書館サービス事業などはPF1事業にならないことになる。(刑務所運営についても同様である。)質の高いサービスや効率的な運営を行なうためには、PF1法を改正する必要がある。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	5			「建設」を伴わない「運営」のみの事業についても、「特定事業」の対象となっている。				
富山県	キャリアアップ教育推進構想	1298	1298020	082650	インターシップ受入企業への助成措置	国のインターンシップ推進等に関する事業費等の使途拡大	ジュニア・インターシップ推進事業費の受入企業への助成金としての使途拡大	インターシップの実施においては、受入企業の負担が大きく、実施規模の拡大には、受入企業への支援が必要。			5		文部科学省としては、専門高校等において企業での実習と学校での教育を組み合わせた人材育成システム(「日本版デュアルシステム」)の効果的な導入の手法を図るためのモデル事業を平成16年度より実施することとしており、本モデル事業は、企業が生徒を受け入れる際に、産業界の実態に応じて、地域の判断により、企業に受入実習費等の費用を支払えるような制度としているところである。				
珠洲市	観光立国に即した対内直接投資推進地域(観光立国エクスペリメント・プロジェクト)	3044	3044010	082660	対内直接投資推進事業と国際観光を大きく結びつけ、能登半島珠洲市において大きく展開する。	観光立国の集中支援と対内直接投資事業を組み合わせ、半島振興法の指定地域である石川県珠洲市に指定地域を設け、事業税の免除や減税、建築基準法の緩和、用地取得のための財政支援措置や国有地としての代行取得、国際化に対応するための教育施設の進出に対するの優遇措置、外資企業誘致に係る費用の支援拡大、海外からの観光客に対するのビザの免除、観光に関する珠洲市の権限を政令指定都市並みの権限委譲、観光に関して必要と認められた沿岸付近に対する規制の大幅な緩和を求めている。	対内直接投資推進事業と国際観光を大きく結びつけ、能登半島珠洲市において大きく展開する。	日本国としてみた観光に係るお金の動きは、イン1に対しアウト4となっており、完全なる出超状態となっております。先進諸国ではインが大きく、この現状を是正する必要性が今後さらに重要視されるでしょう。現在の製造中心の産業構造では発展途上国には大枠としては太刀打ちできない状況が訪れると思われれます。その為、他先進諸国のように、付加価値のあるサービス産業、即ち国際観光にシフトすべく、政府は観光立国関係閣僚会議などを設けています。今後は大きな重点国策として更に脚光を浴びる事と考えています。能登半島の珠洲市蛸島町の鉢ヶ崎リゾート周辺には、海あり山ありの広大な敷地(最大100万坪まで可能)は日本でまれな敷地であると考えます。	日本育英会法(昭和59年法律第64号)第1条 日本育英会は、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的とする。	日本育英会の奨学金は、「優れた学生・生徒であつて経済的理由により修学が困難な者に奨学金の貸与を行うことにより、優れた人材の育成と教育の機会均等に寄与すること」を目的としており、従来より、奨学生の選考に当たっては、主に学業成績及び家計収入の状況により平等に取扱っている。近年では、事業全体でみれば、基準を満たす希望者ほぼ全員を採用している。	3		日本育英会の奨学金事業は、憲法や教育基本法等に基づき「教育の機会均等」を確保するための重要な教育施策であり、学校教育法1条に定めた学校の学生であれば、現行制度の中で対象となっている。しかしながら、国の奨学金事業という一般施策の中で、国際化と観光を目的とした教育施設に対して優遇する等の特別な措置を講じることは、公平性の観点から困難である。なお、関係所管省庁において、特定の目的のための奨学金制度を設けること、各地方自治体が地域の特殊性を踏まえた奨学金制度を設けること、各大学において独自の奨学金制度を設けることは自由であり、何ら制限はない。				
飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	1311	1311040	082670	・地域イベントに係る経費への支援	・地方のもつ伝統・文化・自然を活用し、新たなイベント等の開催に対し、3年程度(軌道にのせるまで)の支援を行い、地域市民と都市との交流人口拡大が図れるようにお願いしたい。	・伝統工芸品(内山紙など)を活用し、イベントの装飾として使い、市内全域を飾り付ける(例:イベントや盆、彼岸などに一斉に灯笼を点灯、千曲川一面に灯笼流し) ・自然(雪や菜の花、棚田)を活かしたイベントを興し、都市との交流人口を増やし、滞在型観光に結びつける。	・地域の宝をいかしたイベントの企画:開催により、都市との交流人口拡大が図られ、滞在型観光、更には定住へと結びつけ、地域の活性化を図るため。		8		本施策は新たな財政措置の導入を求めるものであり、地域再生構想の提案対象外であるとする。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の内容の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
㈱東京リーガルマインド	デュアルシステムの促進(短期的政策)	3087	3087010	082680	デュアルシステムの促進(短期的政策)	一定の条件を満たす企業のインターンシップ受入れ義務の法制化	1. インターンシップ前の学生に対する"社会人としてのマナー研修" 2. 受入れ企業のインターンシッププログラムの作成補助 3. インターンシッププログラム実施中の一部研修請負	インターンシップ受入れにおける募集に係るコストや、受入れにおけるトラブルを過剰に意識するため、受入れが進まず、社会的に必要とされる受入量に達することができない。これによって、若年者雇用問題の解決という社会的な便益の極めて高い問題解決に関わるビジネスもまた、利益の出せるものとする事ができない。	なし	学生・生徒が学校在学中に企業等で実施するインターンシップには、 実際の知識や技能の習得、 学校での学習と職業との関係の理解が深まること、 望ましい職業観・勤労観の育成、 保護者や教師以外の大人と接することによるコミュニケーション能力等の上など、きわめて高い教育効果が期待される。なお、各学校段階の平成14年度におけるインターンシップ実施率は、大学で46.3%、短大で23.9%、高専で90.5%、高校で47.1%となっている。	6	-	提案されている企業に対するインターンシップの受け入れ義務についての法制化は、文部科学省の所管ではない。しかし、インターンシップの持つ教育的効果は大きいので、経済団体や各企業等に対し、インターンシップの推進について、積極的な協力を要請して参りたい。				
京都府	京都の農村まるごと観光	2053	2053010	082690	各施設の特徴を活かした多様なサービスの提供	補助事業等により整備した都市農村交流施設や空き学校等の目的外使用(リニューアルや管理主体の変更等)を可能にする。	今後、府内の関係機関に意見照会等を行い、目的外使用等の意向の有無・内容等について調査を行う。	府内の各施設においては、施設整備の補助目的に該当しないサービスの提供を可能にすることで、施設の持つ経済効果を最大限に発揮できる可能性がある。また、本施設利用の範囲を広げること、施設の管理やサービスの提供等に民間が参入する可能性を高めることができる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項、平成9年11月20日文教施第87号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」	国庫補助を受けて整備した学校施設を補助目的に反して財産処分する際には、原則として補助金相当額の国庫納付が必要となるが、施設の有効活用が図られるよう、国庫納付金を不要とする取扱いも可能である。			当初の検討要請に対し、担当省庁全てが分類「6」と回答したため、当室にて検討したところ、貴省が担当省庁と考えられる。ついては、提案内容が実現できないか、検討し回答されたい。	5		一般的に、補助事業完了後10年を経過した学校施設を、公共用施設として無償で財産処分する場合には、国庫納付金を不要とする取扱いをしており、この提案の趣旨の実現に当たっては、国庫納付金の返還を要することなく廃校施設等の財産処分が可能である。	
三重県	みえメディカルバレー構想の推進	2057	2057020	082700	国立大学等での物品購入等の規定の緩和	国立大学等において物品等を購入する場合の一般競争入札等制度の例外規定を拡大する。	製品開発の促進 物品等購入時の一般競争入札等の制度の例外規定の枠を拡大することにより、製品開発が促進される。	国立大学等において物品等を購入する場合、公平を期するため一般競争入札等を実施することが原則となっており、その大学の特許を利用した製品等であっても、優先的に随意契約で購入することができない。	会計法第29条の3第3項-第5項	国の契約については、納税者の機会均等、公正な処理及び最も有利な条件を満たす一般競争方式を原則方式としているところであるが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合等、一定の要件を満たす場合は、指名競争又は随意契約の方式によるものとする又はよることができることとされている。			当初の検討要請に対し、担当省庁全てが分類「6」と回答したため、当室にて検討したところ、貴省が担当省庁と考えられる。ついては、提案内容が実現できないか、検討し回答されたい。	5		現行においても、特許に係る物品等で、その特許の技術によらなければ製造することができないものについては、契約の性質又は目的が競争を許さないものとして、会計法第29条の3第4項により随意契約を行うことは可能である。	